

令和3年3月定例会（3月4日開会）
3月19日閉会

池田町議会会議録

令和3年3月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1 3
応招・不応招議員.....	1 4
第 1 号 (3月4日)	
議事日程.....	1 5
本日の会議に付した事件.....	1 7
出席議員.....	1 7
欠席議員.....	1 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7
事務局職員出席者.....	1 7
開会及び開議の宣告.....	1 8
諸般の報告.....	1 8
会議録署名議員の指名.....	2 0
会期の決定.....	2 0
町長あいさつ.....	2 1
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6
議案第4号の上程、説明.....	2 7
議案第5号の上程、説明.....	2 8
議案第6号の上程、説明.....	2 8
議案第7号の上程、説明.....	2 9
議案第8号の上程、説明.....	3 0
議案第9号の上程、説明.....	3 0
議案第10号の上程、説明.....	3 1
議案第11号の上程、説明.....	3 1
議案第12号の上程、説明.....	3 3
議案第13号より議案第15号まで、一括上程、説明.....	3 4

令和3年度町長施政方針.....	4 5
議案第16号より議案第22号まで、一括上程、説明.....	5 3
散会の宣告.....	8 8

第 2 号 (3月5日)

議事日程.....	8 9
本日の会議に付した事件.....	8 9
出席議員.....	8 9
欠席議員.....	8 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8 9
事務局職員出席者.....	9 0
開議の宣告.....	9 1
議案第4号より議案第22号まで、質疑、各担当委員会に付託.....	9 1
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 2 4
散会の宣告.....	1 2 5

第 3 号 (3月15日)

議事日程.....	1 2 7
本日の会議に付した事件.....	1 2 7
出席議員.....	1 2 7
欠席議員.....	1 2 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名.....	1 2 7
事務局職員出席者.....	1 2 8
3月定例会一般質問一覧表.....	1 2 9
開議の宣告.....	1 3 0
一般質問.....	1 3 0
横 澤 は ま 君.....	1 3 0
中 山 眞 君.....	1 4 8
矢 口 稔 君.....	1 6 3
矢 口 新 平 君.....	1 8 5

散会の宣告.....	2 0 4
------------	-------

第 4 号 (3月16日)

議事日程.....	2 0 5
本日の会議に付した事件.....	2 0 5
出席議員.....	2 0 5
欠席議員.....	2 0 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 0 5
事務局職員出席者.....	2 0 6
開議の宣告.....	2 0 7
一般質問.....	2 0 7
服 部 久 子 君.....	2 0 7
薄 井 孝 彦 君.....	2 2 5
大 出 美 晴 君.....	2 4 4
散会の宣告.....	2 6 2

第 5 号 (3月19日)

議事日程.....	2 6 3
本日の会議に付した事件.....	2 6 3
出席議員.....	2 6 4
欠席議員.....	2 6 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 6 4
事務局職員出席者.....	2 6 4
開議の宣告.....	2 6 5
日程の変更について.....	2 6 5
議案の訂正について.....	2 6 6
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 6 7
議案第 4 号より第 6 号について、討論、採決.....	2 9 0
議案第 7 号より第 9 号について、討論、採決.....	2 9 2
議案第 1 0 号より第 1 2 号について、討論、採決.....	2 9 3

議案第 13 号より第 15 号について、討論、採決.....	295
議案第 16 号より第 22 号について、討論、採決.....	296
請願・陳情書について、討論、採決.....	302
日程の追加.....	304
議案第 23 号の上程、説明.....	304
日程の変更について.....	305
議案第 24 号及び議案第 25 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	306
議案第 23 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	308
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	311
議案第 26 号及び議案第 27 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	313
同意第 1 号の上程、説明、採決.....	315
同意第 2 号の上程、説明、採決.....	316
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	317
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	319
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	321
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	322
日程の追加.....	324
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	324
日程の追加.....	325
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	325
日程の追加.....	326
議員派遣の件.....	326
町長あいさつ.....	326
閉議の宣告.....	327
議長あいさつ.....	327
閉会の宣告.....	328
署名議員.....	329

池田町告示第 8 号

令和 3 年 3 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和 3 年 3 月 4 日（木） 午前 1 0 時

2.場 所 池田町役場議場

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

不応招議員（なし）

令和 3 年 3 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年3月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月4日(木曜日)午前10時00分開会

諸般の報告

報告第1号 池田町土地開発公社の業務報告及び清算終了について

報告第2号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第3号 議員派遣結果報告について

報告第4号 例月出納検査結果報告(12・1・2月)

報告第5号 寄附採納報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 3月4日(木)から3月19日(金)までの16日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 承認第1号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第9号)について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 議案第2号 農地耕作条件改善事業会染・中鶴地区鶴山1・3工区防除ネット

工事の変更契約締結について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第6 議案第3号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第7 議案第4号 池田町てるてる広場設置条例の制定について

上程、説明

日程第8 議案第5号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第9 議案第6号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 0 議案第 7 号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 1 議案第 8 号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 2 議案第 9 号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

上程、説明

日程第 1 3 議案第 1 0 号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 4 議案第 1 1 号 池田町土地利用調整基本計画の策定について

上程、説明

日程第 1 5 議案第 1 2 号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について

上程、説明

日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 2 年度池田町一般会計補正予算（第 1 0 号）について

議案第 1 4 号 令和 2 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 5 号 令和 2 年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

一括上程、説明

日程第 1 7 令和 3 年度町長施政方針

日程第 1 8 議案第 1 6 号 令和 3 年度池田町一般会計予算について

議案第 1 7 号 令和 3 年度池田町工場誘致等特別会計予算について

議案第 1 8 号 令和 3 年度池田町国民健康保険特別会計予算について

議案第 1 9 号 令和 3 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 2 0 号 令和 3 年度池田町簡易水道事業特別会計予算について

議案第 2 1 号 令和 3 年度池田町水道事業会計予算について

議案第 2 2 号 令和 3 年度池田町下水道事業会計予算について
財政計画資料について

一括上程、説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

2 番	大 厩 美 秋 君	3 番	中 山 眞 君
4 番	横 澤 は ま 君	5 番	矢 口 稔 君
6 番	矢 口 新 平 君	7 番	大 出 美 晴 君
8 番	和 澤 忠 志 君	9 番	薄 井 孝 彦 君
1 0 番	服 部 久 子 君	1 1 番	那 須 博 天 君
1 2 番	倉 科 栄 司 君		

欠席議員（ 1 名）

1 番 松 野 亮 子 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 光 一 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

令和3年3月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、令和3年度の行政執行に関わる予算案等の重要な案件を御審議願う予定になっております。提案されました案件について十分御審議をいただき、順調な議会運営ができますよう各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、1番、松野亮子議員、病気療養中のため、今議会中欠席との届出がありましたので、御報告いたします。

会議に入る前にお諮りいたします。

本会議の発言等で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（倉科栄司君） 諸般の報告を行います。

報告第1号 池田町土地開発公社の業務報告及び清算終了について。

この件につきましては、町長より報告を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

それでは、報告第1号をさせていただきます。

池田町土地開発公社の業務報告及び清算結了について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

池田町土地開発公社は、令和2年9月定例会において公社解散の議決をいただき、令和2年10月26日、長野県知事の認可を受け、同日解散いたしました。令和2年度における解散時までの公社業務については、千本木台住宅地で残っていた1区画を売却することができ、公社が造成した住宅地は全て売却となり、土地は内鎌の所有地のみとなりました。解散時の決算では、損益23万6,340円の純損失となり、現金及び土地の資産は5,664万1,696円、未払金による負債は2万6,195円で、純損失を加えた資本は5,661万5,501円であり、負債と資本の合計は、資産合計と同額の5,664万1,696円であります。

次に、清算結了についてであります。

公社解散に伴い、清算人による清算手続を進め、官報に解散公告、債権申出の催告の掲載を行いました。債権の申出はなく、本年2月12日の開催の公社清算人会において清算の承認を受け、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び池田町土地開発公社定款第26条第2項の定めにより、2月15日に残余財産として現金4,279万1,544円及び土地2,269.05平方メートルを池田町に帰属し、清算結了いたしました。

以上、報告第1号の報告といたします。

議長（倉科栄司君） 報告第2号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第3号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 例月出納検査結果報告（12月・1月・2月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第5号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（倉科栄司君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、中山眞議員、9番、薄井孝彦議員を指名いたします。

会期の決定

議長（倉科栄司君） 日程2、会期の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議会運営委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。

令和3年3月池田町議会定例会の議会運営委員会の報告を行います。

先日、議会運営委員会を開催し、令和3年3月池田町議会定例会の会期は、本日3月4日より3月19日まで16日間といたしました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（案）のとおりといたしましたので、審議の上、よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程（案）のとおり決定いたしました。

町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には御多用のところ御出席をいただき、本日から19日までの会期、日程を御決定いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大も大分抑え込みができたようで、感染者の数も減少傾向にあり、一部府県では緊急事態宣言が解除されましたが、全面的な解除には至らないようであります。引き続き、移動等感染予防対策には十分注意を払っていかねばならないと考えております。

ワクチン接種も始まると思いますが、当町に供給されるまでにはもう少し時間がかかるのではないかと思います。状況等を把握しながら不備のないよう対応してまいりたいと考えております。

また、このたびの財政問題につきまして、議員の皆様にも大変御迷惑をおかけしておりますが、町民説明会等を通していただきました御意見等を踏まえまして新年度の予算編成を行いました。しばらくは厳しい状況が続くと思われませんが、議会の皆様、町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら難局を乗り切ってまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

本定例会に提案いたします案件は、承認1件、条例制定及び改正案等11件、補正予算案3件、令和2年度予算案7件の計22件であります。

なお、最終日には追加案件を予定しております。

御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、承認第1号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第9号）
についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 承認第1号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第9号）について
御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの予防接種事業の体制確保のために必要
な経費を計上するため、歳入歳出それぞれ3,710万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれ
ぞれ66億2,142万1,000円といたしました。

歳入では、款14国庫支出金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金と
して3,708万8,000円を増額しました。

一方、歳出では、款4衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として
3,710万2,000円を計上しました。

内訳の主なものとして、コールセンター及び予防接種事務補助のための会計年度任用職員
報酬1,501万9,000円を中心に、手当等必要な人件費を計上しました。また、消耗品費は予防
接種時に使用する医療用品や感染対策品が主なもので、印刷製本費は予診票印刷費。郵便料
等は接種券や日程通知等の郵送料、コールセンターの電話代等となります。電算委託料は予
防接種管理システムの改修、接種券印刷、予診票入力等の委託費であります。工事請負費
227万1,000円は、コールセンター電話開通工事、ワクチン冷凍庫電源工事、パソコン回線修
繕工事等が主なもので、備品購入費287万7,000円は、机、椅子、パソコン、プリンター、酸
素ボンベなどとなっております。医療機関協力負担金は、個別接種を実施する医療機関への
協力金で、6医療機関分の60万円を計上しました。

以上、提案理由を説明申し上げます。御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） おはようございます。

1点お願いします。

先ほど町長の会計年度任用職員の報酬なんですけれども、金額もう一度正確にお願いします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 会計年度任用職員報酬は1,501万9,000円でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程5、議案第2号 農地耕作条件改善事業会染・中鵜地区鵜山1・3工区防除ネット工事の変更請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第2号 令和元年度農地耕作条件改善事業会染・中鵜地区鵜山1・3工区防除ネット工事変更請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

現在、実施中の農地耕作条件改善事業鶴山1・3工区について、防除ネットの延長変更や支柱の色彩変更等に伴う契約変更で、変更後の契約金額は6,868万4,000円であります。契約の相手方は、池田町大字会染7845の7、有限会社設備工業代表取締役、金森勝成氏であります。仮契約は3月1日付で締結しており、本議会の議決後、本契約とみなす予定であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 増額1,800万ぐらいなんです、これは予算の中でやるということなんです、この塗装が景観形成のことによって、メッキから塗装に変えるということで1,500万円ぐらい今増加しているということなんです、これで予算内という、事業の範囲の中ということらしいんですが、いずれにしても、この景観形成のために支柱を250本、1本6万円と、これ長持ちするというらしいんですが、こら辺の判断が景観形成のために、長持ちするというのもありますけれども、この1,500万ですね、1本6万円かけてやる必要があるのかというふうにちょっと思うわけですが、これは関係団体の要望によるということなんです、具体的にどこの要望によってこれを行ったのか、要望書が提出されているのか。

それと、もう1点は、この増額によりまして、町の一般財源がどれだけ増えているのか、ちょっとそこら辺、2点についてお伺いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 景観の要望につきましては、要望書とかではなくて、地元ですとか、そういうところからも協議を求められた面もありましたし、近隣の住民の方からも求められましたので、協議する中で色につきましては変更することといたしました。

増嵩の分につきましては、ネットだけではなくて、台風の関係で大分雨水処理の対応もありましたので、その分が約800万円ほどは増嵩のうちにあるというようなところでございます。財源につきましては、特別変更前と後との変更というものはございません。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 財源の変更ないというんですが、一旦は5,000万円近くだったんですが、この1,800万円は増えているわけですから、一応変更はないと言っても、その塗装の関係ですね、ほかの増嵩についてはやむを得ないと思うんですが、塗装の関係を、その塗装したことによって、その財源には変更ないというんですが、当然増えているわけですよね、払う金。だから、当然増えた、その塗装によって増えた一般財源というのはどのくらいかとお聞きしているわけでございます。そこら辺について、もう一度回答をお願いしたい。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 一般財源の増額ベースはおっしゃるように、予算ベースではちょっと変更はないんですけれども、実際変更契約をした際ですけれども、当然県の負担ですとか、町の負担分もありますので、その分はちょっと増えるということになりますので、金額的には計算を今してはございません。

以上です。すみません。

議長（倉科栄司君） 8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 後でちょっと連絡、お知らせを願いたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、後ほど計算をしてお示ししたいと思います。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑ありませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 防除ネットの工事なんですけれども、これ変更数量が減っておるにも関わらず、増額されたというのはどういうことでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） ネットの支柱に塗装をしたということで増えているというものでございます。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程6、議案第3号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 議案第3号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

当町は、池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしましては、非常勤特別職である学校薬剤師の報酬を増額するため、また、非常勤特別職に眼科の校医と学校職員健康管理を加えるため、条例の一部改正を行うものでございます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程7、議案第4号 池田町てるてる広場設置条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第4号 池田町てるてる広場設置条例の制定について説明を申し上げます。

本条例は、社会資本総合整備計画事業により、池田町公民館跡地に広場が設置されることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに条例を制定し、同広場の名称及び位置等を定めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第5号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程8、議案第5号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第5号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

総務省から示された令和3年度以降の地域おこし協力隊の報酬の上限額引上げに伴い、同条例の別表第1のうち、地域おこし協力隊起の適用号俸の範囲を改正するものであります。

具体的には、期末手当等を含めた現在の年間報酬額上限である240万円を令和3年度270万円に、令和4年度280万円にそれぞれ引き上げる内容で、それに見合う行政職給料表の適用号俸への引上げとなります。

なお、協力隊の報酬は全額特別交付税で措置されます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第6号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程9、議案第6号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第 6 号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例に関連する池田町土地利用調整基本計画が施行後10年を迎えますので、今年度計画の見直しを実施しましたが、それに伴う条文の改正を行うものであります。

第 5 条の町民等の責務では、町民や事業者等に対し、所有する土地の建物の適切な管理や隣接する道路、水路等の公有地の維持管理への協力をお願いするため、第 2 項を追加しております。

また、第20条では、第 2 項の土地利用調整協議書による協議を要しない開発事業のうち、第 4 号の既存施設の変更等の定義が明確に定められておらず、運用に苦慮することがあったため、改めて定義を定めてございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第 7 号の上げ、説明

議長（倉科栄司君） 日程10、議案第 7 号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第 7 号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、財政健全化に伴う制度の見直しに伴い、給付金の支給対象者に、所得による制限を設けるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第 2 条第 2 項において、身体障害者における対象を 1 級から 3 級までに改め、第 3 条第 2 項に規定する障害者の支給対象を特別障害者手当の支給要件に準じたものと改正いたします。

また、併せて、引用法令等の名称及び条項等の修正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日で、経過措置として、施行日以前に交付を受けた受給者証については、有効期限まで従前のおり給付することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第8号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程11、議案第8号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第8号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を光熱水費等管理経費が増加しているため、入浴料を100円ずつ値上げするものであります。

なお、この条例の施行は、令和3年4月1日からです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第9号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程12、議案第9号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第9号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対し、利子補給を円滑に行うため制定するものであります。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を原資として、令和3年度以降の利子補給相当額を基金に積立て、年度ごとに必要な金額を処分して、事業に充当するなどの内容を定めたものであります。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第10号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程13、議案第10号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第10号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

当町は、子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしましては、池田町子ども・子育て会議の担当課を子ども子育て推進室から教育委員会学校保育課に変更するに伴い、必要な改正を行うものでございます。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第11号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程14、議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。

池田町土地利用調整基本計画につきましては、平成23年3月に制定し、同年10月から施行してまいりましたが、計画策定後10年を経過し計画期間が満了するため、社会情勢の変化や条例の運用状況等を踏まえ、今年度第2期計画を策定いたしました。計画期間は、令和3年10月から令和13年9月までの10年間です。

第1期計画からの主な改定点を申し上げますと、人口増対策の一環として、住宅地に隣接している田園環境保全地域の一部を開発可能な市街地形成地域及び田園環境活用地域へ変更したのをはじめ、会染西部地区圃場整備事業実施に伴う産業創出候補区域の変更、近年ニーズが高まっているキャンプ場の開発可能エリアの新規追加、里山空間保全・活用地域の開発事業に対する地元自治会の事前同意の義務付け等でございます。

以上、議案第11号の提案理由を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、補足説明は担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

大澤企画政策課長。

大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定についての補足説明を申し上げます。

今回、第2期計画の策定に当たっては、住民アンケートをはじめ、議会説明、土地利用審議会への諮問・答申、パブリックコメント等を実施し、それらをできる限り反映した計画案として提出するものでございます。

それでは、主な改正点について御説明いたします。

資料7ページを御覧いただければと思います。

表2、産業創出候補区域の一覧表ですが、従来ございましたA1の林中工業団地西側区域は、農地が区画整備されたという区域ということで、産業創出候補区域から除外いたしました。

た。

また、A 2 の林中西・内鎌・赤田工業北区域につきましても、圃場整備事業の対象エリアとなるため除外いたしました。

一方、A 6、渋田見県道交差点区域は、コープながのの西側を新たに区域に加え、2.5ヘクタールの面積増としております。

8 ページの計画図では、人口増対策の一環として、豊町地区及び和合地区の住宅地に隣接した 田園環境保全地域を開発可能な 市街地形成地域及び 田園環境活用地域に改定いたしました。

また、クラフトパーク南側の 里山空間保全・活用地域にワイン販売店舗の開設の計画がありまして、町の主要施策であるワインのブランド化強化につながるるとともに、立地的にも適正であることから、 の山麓集落地域への改定を行っております。

9 ページです。道路計画では、路線 林中と松川村細野を結ぶ橋梁と、その接続道路、通称細野橋及び路線 高瀬川左岸の道路の複線化については、この先10年以内での実現の可能性が見込まれないため削除しております。

最後に、10ページの用途基準表を御覧ください。

商業施設・店舗の区分に、近年需要が高まっているキャンプ場を新規追加いたしました。

また、 里山空間保全・活用地域の開発事業については、土地利用調整協議書提出前の時点での関係自治会の同意を義務付けております。

なお、本計画につきまして議決いただいた折には、計画内容について半年間の周知期間を得まして、令和3年10月1日施行といたします。

補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第12号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程15、議案第12号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 議案第12号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本施設につきましては、平成30年度に国の地方創生拠点整備交付金事業を活用し、まちなかの賑わい創出、創業支援、6次産業化の推進を目的に整備いたしました。

去る2月25日の池田町公の施設の指定管理者審査会の審査の結果を受け、令和3年4月1日より令和6年3月31日までの3年間、管理運営を株式会社池田にぎわい創造社、代表取締役、茅野雅彦氏に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第13号より議案第15号まで、一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程16、議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麿町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ7,155万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ65億4,987万1,000円とするものでございます。

第2表 地方債の補正であります。公共事業債、農林水産業債を1件追加し、変更分として事業債4件について、限度額をそれぞれ減額しました。

まず、歳入ですが、款12分担金及び負担金では、老人福祉施設入所者負担金100万7,000円の減額、款13使用料及び手数料では、主に墓地公園聖地永代使用料の増として123万7,000円

を増額しました。

款14国庫支出金は、費用の確定、または実績によるもので、主なものとして、障害者福祉費負担金の増額、災害復旧費過年度負担金の精算による減額、新型コロナウイルス感染症対策の事業費確定による地方創生臨時交付金や特別定額給付金給付事業費補助金等の減額等で、総額1,273万8,000円の減額補正としました。

款15県支出金では、主に費用の確定または実績により、計301万9,000円の減額としましたが、保育園及び児童センターの新型コロナウイルス感染症予防用品の購入の財源として、目2民生費県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金194万6,000円を盛り込んであります。

款16財産収入では、土地開発公社の解散に伴う残余財産として4,279万1,000円を計上しました。

款18繰入金では、財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰入れを計3,860万円減額しました。

款21町債では、穂高広域施設組合ごみ処理施設の建設、県営圃場整備事業、会染西部地区辺地対策事業、道路改良事業、災害復旧事業に関するものでありますが、事業の確定、町債の組替え等により、総額で5,900万円を減額するものであります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出関係について御説明申し上げます。

款1議会費では、不用額を見込み、113万9,000円を減額しております。

款2総務費では、減額分につきましては、主に事業費の確定及び実績見込みによるものであります。また、一般管理費に新型コロナウイルス対策として、公共施設に設置する非接触式検知器等の購入費236万3,000円を、移住定住補助金に年度末までの支給見込み分600万円をそれぞれ増額し、総務費総額267万4,000円の減額となりました。

款3民生費は、項1社会福祉費では、給付見込みの増に伴う介護給付訓練等給付費の増額、特別定額給付金事業の確定に伴う減額、項2児童福祉費では、保育園や児童センターのコロナ感染対策消耗品等の費用を計上し、差引き計342万2,000円の減額となりました。

款4衛生費では、主に事業費の確定及び実績見込みによる減額であります。妊婦の減による妊婦一般検診委託料の減額や穂高広域施設組合負担金の確定に伴う減額等を中心に2,900万7,000円を減額するものであります。

款6農林水産業費では、事業費の確定及び実績見込みによる減額のほか、項1農業費、農

業振興事業は、中核農家育成経営規模拡大事業補助金を計上しました。また、花とハーブの里づくり事業は、ガラス温室へのエアコン等の設置工事等を計上、農林水産業費総額で644万9,000円の増額計上となりました。

款8土木費では、町道八代線の道路改良事業費の精算見込みによる1,310万円の減額をはじめ、各事業費の確定または精算見込みなどにより1,690万1,000円を減額しました。

款9消防費は、主にコロナ対策として、避難所の備品購入に304万円を計上しました。

款10教育費では、GIGAスクールオンライン学習端末の購入費確定により減額するとともに、端末の消耗品購入費を増額したほか、小・中学校の備品購入費を計上しました。また、コロナ禍における3密対策として、情報発信力強化のための放送機器購入費用を公民館費に計上し、その他事業費の確定等も合わせ、教育費総額1,319万3,000円の減額となりました。

款12災害復旧費では、町道609号線田ノ入地区の復旧工事費及び町道登波離橋線などの調査測量設計委託料の精算見込みに伴い1,370万3,000円を減額しました。

なお、今回の補正で、新型コロナウイルス対策事業として計上した各事業の財源につきましては、地方創生臨時交付金の精算により充当してまいりますので、よろしく申し上げます。

なお、人件費につきましては、7ページに給与明細書の内訳が記載されておりますので、御確認ください。

次に、議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ608万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億7,075万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金において新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免分として、災害臨時特例補助金100万5,000円、諸収入において療養給付費の過年度精算金として、国保連合会返還金508万3,000円をそれぞれ増額しました。

歳出では、款3国民健康保険事業費納付金に、歳入の災害臨時特例補助金を財源充当するとともに、款6諸支出金の償還金は、過年度分の普通交付金及び県支出金の精算に伴う返還金として602万円を計上しました。

次に、議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,054万5,000円とするものであります。

歳入では、水道使用料を144万7,000円増額し、歳出では、広津平畑ポンプ室のポンプ及び広津北山配水池水位計の修繕料として、同額の144万7,000円を計上いたしました。

以上、議案第13号から議案第15号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第13号につきましては、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第13号中、歳入及び企画政策課関係の歳出について、大澤企画政策課長。

大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お願いいたします。

説明する前に、先ほど町長が議案第13号の中で、人件費の給与明細書のページ、7ページと申し上げましたが、30ページの誤りでございますので、訂正しておわびいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）のうち、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ7,155万円を減額し、予算総額をそれぞれ65億4,987万1,000円とするものでございます。

4ページの第2表を御覧ください。

地方債補正につきましては、補正予算債、農林水産業債を1件追加し、変更分として事業費確定見込みに伴い事業債4件について、限度額をそれぞれ減額いたしました。

それでは、歳入ですが、7ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金では、老人福祉施設入所者負担金として、入所者減により100万7,000円を減額、款13使用料及び手数料では、墓地公園の聖地永代使用料の増を中心に123万7,000円を増額しました。

款14国庫支出金は、主なものとして、介護給付訓練等給付費の増に伴う障害者総合支援給付費の増額をはじめ、町道609号線田ノ入地区の災害復旧費過年度負担金の精算による減額、G I G Aスクール端末購入費確定に伴う地方創生臨時交付金の減額、特別定額給付金事業の確定に伴う給付事業費補助金等の減額、その他費用の確定また実績により、総額1,273万8,000円の減額補正といたしました。

9ページの款15県支出金では、目1民生費県負担金は、国庫支出金でも御説明いたしました障害者総合支援給付費の県費分を増額いたしました。また、目2民生費県補助金では、新

型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を計上し、保育園及び児童センターのコロナ感染対策物品の購入経費に充てております。目4農林水産業費県補助金及び目5土木費県補助金の各項目は、全て事業費確定による減額となり、総額301万9,000円の減額補正といたしました。

10ページの款16財産収入では、土地開発公社の解散に伴い、去る2月12日の公社清算人会で承認された残余財産4,279万1,000円を計上してございます。

款18繰入金では、財政調整基金繰入れを3,440万円減額とするとともに、庁舎エアコン設置工事費の確定に伴い、公共施設等整備基金繰入れを420万円減額としました。

11ページの款20諸収入では、目5雑入で、浅原六郎記念碑の周辺樹木伐採に対する八幡神社の負担金46万6,000円を計上いたしました。

款21町債では、目1衛生債は、穂高広域ごみ処理施設建設事業費の確定により4,480万円の減、目2農林水産業事業債では、県営圃場整備事業会染西部地区の起債を従来の公共事業等債から交付税措置等有利な補正予算債へ組替えを行い、また、目3土木債及び目4災害復旧事業債につきましては、道路改良事業及び災害復旧事業の確定による減で、町債総額5,900万円の減額となります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

款2総務費、目3財政管理費及び目5財産管理費ともに事業費確定による減額となっております。

13ページでございます。

目6企画費でございますが、主に事業費確定による減額ですが、そのうち説明欄、移住定住推進事業の移住定住補助金は、今年度末までに新たに見込まれる新築等軒数により600万円の増額としております。

14ページ、目7自治振興費につきましても、事業費確定による減額でございます。

企画政策課関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、総務課関係の歳出について、塩川総務課長。

塩川課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

予算書12ページをお願いいたします。

款 2 総務費、目 1 一般管理費ですが、88万7,000円減額補正です。庁舎 1 階フロアエアコン設置工事終了に伴いまして367万8,000円の減額と、新型コロナウイルス対策事業として、非接触式検知器等購入279万1,000円の増額です。

次に、25ページをお願いいたします。

款 9 消防費、目 2 非常備消防費の100万円の減額補正につきましては、新型コロナウイルスに伴う各種行事中止等に伴う団員費用弁償のものです。

次に、目 4 災害対策費304万円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス対策事業として、福祉避難所対応のパーティション等の費用をお願いするものです。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、議会事務局関係の歳出について、丸山光一議会事務局長。

丸山局長。

議会事務局長（丸山光一君） それでは、議会事務局関係について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

款 1 項 1 目 1 議会費であります、113万9,000円の減額補正をするものでございます。

説明欄 議会運営経費の議員期末手当では、マイナス改定により不用額を、また、普通旅費については、現時点での不用額について、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、説明欄 の議会事務関係経費であります、議会会議録作成委託料について、現時点で見込まれる不用額についての減額でございます。

次に、 議会報発行経費であります、こちらも現時点で見込まれる印刷製本費の不用額を減額するものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

款 2 総務費、項 6 目 1 監査委員費では、10万8,000円の減額をするものでございます。新型コロナウイルスに関して研修が現地で開催することができなかつたため、旅費等について不用額をそれぞれ減額するものであります。

議会事務局関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

14ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 9 目バス等運行事業費一般修繕料は、池坂線車両のマフラー交換を行うため、11万8,000円を追加補正するものでございます。

20ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項 5 目墓地公園事業費の聖地解約に伴う返還金は、未使用聖地 1 件の返還がありましたので、墓地公園条例の規定により、永代使用料の 2 分の 1 の額を返還するため 14万6,000円を計上しております。2 項 1 目清掃費、一般廃棄物処理管理委託料は、資源物の中間処理単価の改定及び衣類等のリサイクル停止に伴う処理費用の増により120万円の追加補正でございます。穂高広域施設組合負担金は、新ごみ処理施設建設事業費の確定により 2,857万7,000円の減額で、合わせまして2,737万7,000円の減額補正でございます。

住民課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

15ページからとなります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 高齢者福祉費200万円の減額です。養護老人ホーム入所措置費減額によるものです。目 3 障害者福祉費534万8,000円の増額であります。主なものとしまして、説明欄上から 3 つ目、介護給付訓練等給付費、一番下の下段、障害者福祉費負担金補助金過年度返還金です。

次に、16ページをお開きください。

目 5 地域包括支援センター運営費40万7,000円の減額です。包括支援事業確定によるものでございます。目10福祉企業センター費の158万円の減額であります。作業員工賃の減額によるものです。

17ページ、目11特別定額給付金事業費270万3,000円の減額です。事業確定による減額となります。

19ページをお開きください。

目 5 子育て支援費28万9,000円の減額です。説明欄、子ども・子育て会議報酬の減額となります。

続きまして、20ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費16万7,000円の減額です。保健補導員謝礼減額によるものです。目 2 予防費160万9,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄 母子保健事業、妊婦一般健診委託料減額によるものです。

健康福祉課関係は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。
宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、産業振興課関係をお願いします。

予算書は21ページからになるので、御覧いただきたいと思います。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費ですけれども、671万7,000円の増額であります。

主な内容ですが、説明欄の農業振興事業では、中核農家育成経営規模拡大事業補助金の806万8,000円であります。これは農地流動化促進事業で農地の利用権設定をしまして、農地集積をした場合に奨励金を交付してございましたけれども、国事業であります農地中間管理事業導入に伴い、町としては平成29年度までの交付としておりました。しかし、補助要綱の改正等がなされていなかったため、平成30年度から本年度分について計上させていただいたものであります。減額につきましては、事業費確定によるものであります。花とハーブの里づくり事業につきましては、主なものとしまして、施設の修繕費につきましては、活性化施設1号館の水道設備の修繕、またハーブガーデンガラス温室のずれの施設修繕料としまして73万8,000円であります。それから工事請負費の関係ですけれども、ガラス温室内の販売スペースをハーバルヘルスツーリズムの拠点等として活用したいため、エアコン、エアカーテンを設置するものであります。

続きまして、22ページをお願いします。

目7の土地改良費ですけれども、11万4,000円の減額となっております。説明欄で増減ありますけれども、増額するものとしましては、説明欄にありますように、国土調査修正に係る地図訂正、地積更正登記費用等であります。それから、同じページの下の項の2の林業費、目1の林業振興費ですけれども、15万4,000円の減額となっております。有害鳥獣対策事業の関係ですけれども、ツキノワグマの柵の捕獲があった場合に、専門家に依頼をしまして放しておりますけれども、それが見込みより件数が少なかったため減額するものであります。

産業振興課関係の補足説明は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

23ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目の土木総務費は55万2,000円の減額補正でございます。説明欄、土木総務一般経費の道路台帳整備委託料の確定によるものでございます。

次に、2項道路橋梁費、1目の道路橋梁維持費は51万4,000円の減額補正でございます。説明欄、道路維持経費で、堤防道路の草刈りに要する費用の確定により、委託料36万4,000円の減額、説明欄の舗装個別施設修繕事業では、計画策定業務費用の確定により、委託料15万円を減額するものでございます。2目の道路改良費は1,310万円の減額補正で、内容としましては、辺地対策事業で実施している町道八代線の事業精算見込みによる工事請負費の減額が主なものでございます。5目の県道改良附帯事業費は150万円の減額補正でございます。内容としましては、主要地方道大町明科線の堀之内地区の兼用側溝整備に関わる県事業の工事負担金で、精算見込みにより負担金を減額するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

3項河川費、1目の砂防費は、今回100万円の増額補正でございます。県事業で実施しております堀之内地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金で、国の第3次補正に対する事業費の10%を負担するものでございます。

4項都市計画費、2目公園事業費は25万円の減額補正でございます。内容としましては、公園、緑地などの管理委託料の精算見込みによる減額でございます。

次に、62ページの下段、5項住宅費、1目住宅管理費は198万5,000円の減額補正でございます。説明欄、住宅・建築物安全ストック形成事業は126万円の減額で、耐震精密診断委託料及び耐震改修補助金の確定により、それぞれ減額したものでございます。

説明欄のブロック塀等除却事業の72万5,000円の減額につきましても、確定によるものでございます。

ページ飛びまして、29ページをお願いいたします。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は1,370万3,000円の減額補正でございます。説明欄の過年発生公共土木施設災害復旧事業費の709万4,000円の減額は、令和元年10月の台風19号で被災した町道609号線田ノ入地区の災害復旧事業費確定によるもので、工事請負費、設計業務に関わる広域連合への負担金をそれぞれ減額するものでございます。

次の単独災害復旧事業費の660万9,000円の減額は、令和2年4月に町道登波離橋線の小実平地区で発生した地滑りに関わる調査費用を主なものとして、精算見込みにより委託料、工

事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

建設水道課関係の歳出の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。
寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 続きまして、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の17ページから御覧いただきたいと思います。

下段お願いいたします。

款3項2目1児童福祉総務費74万2,000円の減額をお願いいたします。保育園運営事業では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、消耗品費18万8,000円、保育材料費30万8,000円、備品購入費30万円の増額補正をお願いいたします。内容につきましては、ゴム手袋、アクリルパーテーション用のアクリル板などの購入費用でございます。また、保育認定事業では、子ども・子育て支援給付負担金が170万円の減額であります。減額理由といたしまして、事業確定による減額となります。

次に、施設等利用給付負担金の16万2,000円の増額をお願いいたします。内容につきましては、町内の住居者で、認可外保育施設へ通園する際に受給できる給付費の見込みが確定したため、不足分を増額するものでございます。

次に、予算書18ページ下段を御覧ください。

目2特別保育費157万9,000円の減額をお願いいたします。内容につきましては、北アルプス連携自立圏として、昨年10月よりスタートしております病児・病後児保育事業に対する町の負担金を事業確定により減額するものです。

次に、予算書19ページ上段を御覧ください。

目4児童センター費53万円の増額をお願いいたします。内容につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として、飛沫感染予防パーテーション等の消耗品費に53万円を計上するものでございます。

ページ飛びまして、次に、予算書25ページ中段をお願いいたします。

款10項1目1教育委員会費16万円の減額をお願いいたします。事業確定によりまして、市町村教委連絡協議会負担金を減額するものでございます。

次に、目2事務局費787万円の減額をお願いいたします。内容につきましては、事業確定により講師謝礼50万円、入学祝金17万円をそれぞれ減額いたします。また、新型コロナウイルス対策事業といたしまして、オンライン学習用端末購入費では、事業確定によりまして

1,000万円の減額をいたします。学習端末購入費の内容といたしましては、端末本体755台とフィルタリングソフト、事業支援ソフトを台数分購入しておりますが、改めてタブレット端末に関連する消耗品として、タブレット端末を入れて持ち運ぶための保護バッグ、子供たちの視力低下対策用に液晶画面に貼る保護シールの購入をしいたいため、消耗品費226万5,000円の増額をお願いいたします。また、新型コロナウイルス対策事業といたしまして、教育委員会各施設分の手指消毒代と小・中学校で必要とするその他消耗品費代で53万5,000円の増額をお願いいたします。

次に、項2目1池田小学校管理費18万2,000円の増額をお願いいたします。内容につきましては、老朽化による事務用椅子を購入するため、学校用機械器具購入費18万2,000円を増額するものでございます。

次に、目2池田小学校教育振興費25万7,000円の減額をお願いいたします。事業確定により、自動車借上料を減額するものでございます。

次に、目3会染小学校管理費58万9,000円の増額をお願いいたします。内容につきましては、危険物地下タンク、貯蔵タンクオイルギアポンプの故障に伴う一般修繕料33万6,000円と老朽化による事務用椅子等の購入のため、学校用機械器具購入費25万3,000円をお願いするものです。

次に、目4会染小学校教育振興費19万1,000円の減額をお願いいたします。事業確定により減額するものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費7万円の増額をお願いいたします。内容につきましては、保健室の備品購入のため、学校用機械器具購入費7万円の増額をお願いするものでございます。

最後に、28ページ上段をお願いいたします。

項4社会教育費、目5記念館費19万5,000円の減額をお願いいたします。内容につきましては、新型コロナウイルス対策により中止いたしました、てるてる坊主童謡まつりの開催費用の報償費、需用費をそれぞれ減額するものでございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第13号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係の補足の説明を申し上げます。

27ページを御覧いただきたいと思います。

款10項4目2公民館費は422万6,000円の減額であります。それぞれ事業確定見込みによる減額であります。特に交流センター管理経費、光熱水費、電気料が422万8,000円の減額となっております。これはコロナ禍における開館日数の減少もございしますが、建物の構造が優れているためか、冷房をフル稼働せずに猛暑を乗り切れたというようなことが大きな要因だったと考えております。下段の新型コロナウイルス対策事業として149万1,000円を計上させていただきます。消耗品費5万円は、記録メディア、ケーブル等の購入のため、庁用器具・機械器具購入費144万1,000円は、オンライン会議やオンライン配信に必要な機材、カメラ、パソコン、ビデオスイッチャーなどを購入するためのものでございます。

次に、28ページの中段をお願いします。

目7創造館費は、事業費確定による11万8,000円の減額です。

続きまして、下段の目2総合体育館費47万5,000円の減額です。体育振興経費は、コロナ禍におけます大会中止等によるもの、次の29ページ、目3の体育施設費は54万2,000円の減額で、これは町民プール休止等によるものでございます。

生涯学習課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

令和3年度町長施政方針

議長（倉科栄司君） 日程17、令和3年度町長施政方針を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、令和3年度の町長施政方針を申し上げます。

なお、一部追加がありますので、配付した資料を併せて御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界規模で拡大する中、令和2年4月には日本全土に緊急事態宣言が発出され、外出自粛等、かつてない経験をすることとなりました。感染症の影響は、生命や健康だけでなく、経済、社会、人々の行動や意識、価値観の変容など多岐へとわたり、私たちの日常生活に大きな変化が生じています。

町では、住民の生活と安全を守ることを最優先とし、感染症対策として、国の地方創生臨時交付金等を活用し、昨年4月以降、事業者への経済支援をはじめ、子育て世帯や大学生等

への給付金、イケスマやいけ弁による商業等支援、小・中学校へのオンライン端末整備、避難所備品の整備等様々な事業を展開してきましたが、ここに来てもなかなかコロナの終息が見通せない状況が続いております。令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響から、町民生活を守ることを最優先とする方針とし、特に、国内外で開発が進む新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、皆様の御要望にお応えできるよう、迅速かつ的確な実施に向けて怠りなく準備を進めてまいります。

一方、近年の財政運営につきましては、経常的な経費の増大に加え、各種大型継続事業の実施により、財政調整基金の多額の取崩しをもたらし、財政逼迫を引き起こす結果となりました。令和3年度以降の予算編成に際し、町民生活に影響を及ぼす歳出の削減に踏み込まざるを得ない状況となってしまったことについて、責任を痛感しております。

現下の財政状況の改善は喫緊の課題であり、町長以下、全職員が一致団結するとともに、議会や町民の皆様の御協力をいただき、残りの任期3年間で必ずや財政状況の改善の道筋をつける覚悟で臨んでまいります。

さて、昨年度を振り返りますと、社会資本総合整備事業が終了、町なかの周辺道路や公園等が整備され、特に目玉施設となった交流センターかえでは、延べ利用者が10万人、図書館では3万人を突破し、皆様に愛される施設となってまいりました。

また、念願でありました個人事業者によるワイナリーが竣工し、ワインの町づくりへの希望の第一歩を踏み出すことができました。農業関係では、オーガニックの里づくりとして、先進地視察をはじめ、有機農業実践者との意見交換、学校給食での有機米の採用等、一歩一歩確実に進んでおります。

また、昨年度、気候非常事態宣言及び健康長寿宣言を発出いたしました。その取組について、既に始まっているところでありますが、今年度はさらにゼロカーボン社会の実現に向け、町民の皆様とともに具体的な取組として推進してまいります。

併せて、教育面では、大綱の周知が進んでまいりましたので、今年度は具体的な池田町の教育の在り方について、協議、検討を進めてまいります。

第6次総合計画も3年目を迎え、財政難ではありますが、活力と希望あふれる町づくりを目指し、住みよい町、住みたくなるような魅力ある町づくりに力強く取り組んでまいります。

国政では、日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが見られます。ただし、経済水準は依然コロナ前を下回っており、内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経

済に及ぼす影響を注視しながら、ちゅうちょなく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行うこととしております。

我が国の財政は、国、地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き厳しい状況にある中で、経済あつての財政との考え方の下、経済財政運営に万全を期する方針です。

加えて、令和2年7月閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針2020、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を推進し、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、国民の命と暮らしを守るため、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが示されております。

当町の財政運営に大きな影響を及ぼす国の予算は、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持、再生等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされております。

しかしながら、当町においても、新型コロナウイルス感染症による影響は避けられず、税収の大幅な減少をも想定されますので、今後の国の動向を十分に注視する必要があります。

当町の財政運営は、さきに述べたとおり厳しい局面を迎えており、令和元年度決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4指標全てが健全となった反面、実質公債比率は、前年度より1.4ポイント上昇し11.8%、経常収支比率は、同様に6.5ポイント増の91.5%となり、財政の硬直化が進んでおります。町では、財政調整基金の残高の減少に伴い、財調基金の取崩しに頼らない新年度予算編成に向け、議会及び町民、団体等の皆様の御協力をいただき、大幅な予算削減に着手しました。

歳入では、歳入の根幹をなす地方税が新型コロナウイルス感染症の影響で、税収の減少が予想されます。また、一般財源の多くを地方交付税、譲与税に依存しており、国の行財政改革や経済動向に左右されることから不透明な状況にあります。

歳出では、会染西部地区圃場整備事業を除く大型事業は一段落したものの、社会保障関係費や公債費等の義務的経費が膨らむ中で、厳しい財政運営を強いられることが懸念されております。

基金の令和元年度末残高は11億2,018万円ではありますが、徹底した予算削減に取り組んだ結果、財政調整基金の繰入れに頼らず、新年度予算のスタートを切ることができました。財

調基金の繰入れを行わない当初予算編成は11年ぶりとなります。今後は財政状況を見極めながら基金の繰入れを慎重に行い、財調基金を常時3億円程度保持できるよう努めてまいります。

町債の状況は、令和2年度末現在、現在高見込額は、一般会計が53億3,939万円元金となり、一般会計以外、下水道事業ほか公営企業では42億3,288万円で、合計95億7,227万円の借金総額となります。このような状況下で令和3年度は町税をはじめ、一般財源の確保が厳しさを増す一方、会染西部地区圃場整備を中心とした大型事業が継続実施されるほか、町民ニーズの多様化からの財政需要は増加の一途にあります。将来にわたって必要不可欠で安定した住民サービスを持続させ、第6次池田町総合計画の基本理念である、温かい心、豊かな文化、活力ある産業が育ち、魅力あふれる美しい町実現のため、また、町政の重要課題、懸案事項、先見性ある戦略事業を着実に実現するためにも、従前にも増して中長期的な観点から、計画的で堅実な行財政運営が求められます。

町政担当以来2期目の2年目を迎え、新型コロナウイルス感染症や財政難等課題が山積しておりますが、引き続き人口減少、少子化の課題を最大のテーマに掲げ、美しい町づくりをコンセプトとしてCO₂削減、災害に強い町づくり、健康長寿の取組、子育て支援や教育の充実、花とハーブの里づくり推進等々、喫緊の課題への対応や町の重点施策を展開してまいります。

厳しい財政状況を勘案し、事業の投資効果や選択と集中、事業の見直しによる行政改革や民間活力の導入により、最小の経費で最大の効果を上げる効率的な行財政運営で計画行政の推進と健全財政を目指したいと考えております。

予算編成の基本方針であります。池田町第6次総合計画も3年目を迎え、当町の喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけるため、各分野でのきめ細かなアクションプランを実行してまいります。同時に、厳しい財政状況下、既存事業を見直し、大幅な予算削減に着手します。ただし、住民生活の安全・安心の確保は町行政の第一責務であることから、生活全般に大きく影響を及ぼす予算削減は極力避け、近隣自治体の行政サービスと同程度の水準を確保しながら、見直しに取り組みます。

特に、防災、福祉、教育の分野は、削減を最小限にとどめてまいります。また、使用しない町有財産の売却及び貸付けをはじめ、自主財源確保のため、ふるさと納税を大いにアピールして、施策の財源の一部として有効活用を図ります。

基本方針に基づき予算を編成した結果、令和3年度予算編成の規模は、一般会計で前年度

予算比8.8%減の44億7,800万円となり、国民健康保険特別会計など、4特別会計予算を含めた総額は、5.6%減の58億136万6,000円、水道事業会計の収益的支出は、1.8%増のほぼ同額の1億7,513万1,000円、下水道事業会計の収益的支出は、9.1%減の4億3,460万円、全会計を合わせた予算総額は、5.6%減の64億1,109万7,000円となりました。

会計別に概要を申し上げます。

一般会計の歳入では、独自財源である町税は、全体構成比の19.4%を占め、特に、町民税においては、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を鑑み、個人分の前年度予算比6.3%減、法人分も同29.7%減をそれぞれ見込み、町税全体で、同5.5%減の計上としました。

歳入の43.8%を占める地方交付税は、令和2年度国勢調査結果による人口減少の影響等もありますが、国の地方財政計画で示された前年度水準確保や地域デジタル社会推進費の創設等も踏まえ、前年度予算比3.7%増の計上としました。

国・県支出金については、町道300号線中之郷地区の災害復旧費や多面的機能支払交付金、参議院選挙委託金など、同23.8%増を見込み、寄附金では好調のふるさと応援寄附金に、同38.3%増を見込み、繰入金では財政調整基金の繰入れを皆無としたところにより、構成比0.9%の大幅減額となりました。また、町債では、臨時財政対策債など、4本の町債を計上、構成比6.4%で、前年度予算比52.7%減となりました。

歳出の主な事業について申し上げます。

総務費では、特別職給料月額の特減をはじめ、庁舎管理経費、経済センサス活動調査経費、防災対策事業等を計上したほか、選挙費では、2種類の選挙費用を計上いたします。

企画費として、財政状況改善を目的に立ち上げる行政改革推進委員会の開催経費をはじめ、情報システム運営費、財源確保の面からふるさと応援寄附金の返礼品等必要経費を計上。外国人留学生への生活支援事業補助金を継続実施します。また、自治会への敬老祭交付金を廃止し、半額相当額の自治会活動費交付金に上乘せし、自治会に用途を限定せず活用していただきます。

なお、移住定住政策については、新築や中古住宅購入時における移住定住補助金は半額程度に減額しますが、空き家バンクの改修補助金や移住体験型ツアー、移住準備住宅等は継続し、ソフト面の充実を図ってまいります。

民生費関係では、子供から高齢者まで、健康で安心して暮らせることができるよう、保健、医療、福祉の連携により、地域で安心して暮らしていける町づくりを推進し、各予防接種やがん検診等、各種検診の受診率のさらなる向上を目指します。

高齢者、障害者福祉、介護保険等、継続的な支援事業として、在宅介護者への支援策の在宅介護者給付金をはじめ、88歳と100歳の節目をお祝いする長寿祝金を計上しました。

また、少子化対策及び子育て支援策として、従来から行ってきた出産祝金、高校卒業までの医療費無料化等による福祉医療給付事業の計上に加え、小・中学校入学時に支給する入学祝金等々を計上し、さらに国・県からの補助金を活用して、放課後児童クラブ等の充実を図ってまいります。

財政状況改善のため、一部の補助金の減額や利用者負担金増もお願いしなければなりません。引き続き福祉環境の向上を図ってまいります。

衛生費では、保健衛生において、乳幼児健診、予防接種、がん検診などの保健事業を推進するための予算となっています。環境衛生においては、気候非常事態宣言への取組として、今年度リサイクル推進委員会を組織し、ごみ減量化等について検討するほか、毎月第3日曜日の全町清掃デーや美しいまちづくり行動デーなど、環境美化向上を推進します。また、大規模改修を終えた穂高広域施設組合の新焼却場の運営のための負担金を計上しました。

農林水産業費では、農業者の高齢化、後継者不足などにより、担い手がなく、営農環境が厳しくなっておりますので、引き続き集落営農等を推進し、農地の有効利用を関係機関とともに推進してまいります。また、花とハーブの里では、ハーブガーデンの植栽、植樹による整備、ハーブを活用したハーバルヘルスツーリズム事業の展開による交流人口増加を図ります。

なお、町民の皆様には花とハーブに親しんでいただくため、花の里づくり推進補助金を見直し、町内全域を花で彩る修景事業にも取り組んでまいります。

有害鳥獣対策事業として、東山山麓地域へ電気柵設置をはじめ、捕獲用のおりを設置し、増加する鳥獣被害の防止に努めてまいります。

継続事業として土地改良事業では、会染西部地区、内鎌、十日市、林中、約61ヘクタールの圃場整備を中心とした土地改良事業経費を計上しました。

林業費では、池田町が会場となる大北森林祭の開催経費をはじめ、森林整備、森林（もり）の里親事業等の費用を計上いたしました。

商工費では、商工業振興のため、まちなかの賑わい拠点施設で展開する町なかの活性化を創出するための事業を支援してまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者への融資枠拡大のための小企業振興資金預託金の増額をはじめ、利子補給基金を新設し、事業者の制度資金借入利子に対する利子補給を計上しました。加えて、引き続き住宅リ

フォーム補助金、工場誘致助成金、商工会への補助金も計上しております。

観光費については、町の財産である景観のすばらしさを生かした観光を引き続き推進します。ウォーキングイベント事業や新型コロナウイルス感染症に対応した新たな形態での酒蔵めぐりやワイン祭り等の実施のための予算措置を行いました。

土木費では、社会資本総合整備交付金事業や辺地対策事業等の大型継続事業が完了しましたので、主に道路や水路、橋梁等の維持補修管理に努めてまいります。加えて、継続してクラフトパーク管理経費、住宅耐震関係経費を予算計上しております。

消防費では、北アルプス広域消防の常備消防、各地域の消防団に係る非常備消防経費及び災害時に備えた備蓄品購入経費を計上しました。

教育費では、第2次教育大綱を中心に、家庭、学校、地域の連携、協力により、時代を生き抜く確かな学力、自ら考え、行動、判断できる力を養う子供の健全な成長を支える社会教育環境づくりが重要であります。継続事業としまして、小・中学校のGIGAスクール運営支援委託をはじめ、各小・中学校の支援加配職員の増員配置、就学援助費、放課後子ども教室運営を行います。また、池田工業高校創立100周年として記念事業補助金を計上しました。加えて、交流センターかえでをはじめ、クラフトパーク、文化財資料館、総合体育館等を核に社会教育の充実を図ってまいります。

公債費では、町債の償還を行います。今後においても、新規導入事業の厳選及び減債基金の活用等により、起債残高減少に努めてまいります。

災害復旧費では、令和元年秋の台風災害により被災した町道300号線、中之郷地区の災害復旧費を計上いたしました。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少に配慮し、国保税の税込不足を国保支払準備基金繰入れにより賄い税率を据え置いてまいります。また、療養給付金が近年上昇傾向にありますので、保健事業費において、特定検診の受診率向上に努め、引き続き1人当たりの医療費削減に注力してまいります。予算総額は11億4,011万5,000円で、前年度予算比7.3%増であります。

後期高齢者医療特別会計では、75歳以上の高齢者などを対象とした医療制度として、必要な保険料を徴収し広域連合へ納付します。予算総額は1億6,249万8,000円で、前年度予算比5.5%増であります。

簡易水道事業特別会計では、広津地区の簡易水道の維持管理、長期債元金利子償還経費と併せて、水道事業への統合に向けた企業会計移行委託料を計上しました。予算総額は1,466万8,000円で、前年度予算比72.6%増であります。

水道事業会計では、老朽化した上水道中央監視システムの更新と長期的に安定した飲料水供給のため、配水管の布設替えを行っていきます。

下水道事業会計では、令和4年度より実施する処理場改修のためのストックマネジメント実施設計経費をはじめ、公共下水道事業維持管理経費、長期債元金利子経費を計上いたしました。

以上、令和3年度各会計の概要を申し上げましたが、まだまだコロナ禍の影響が見通せず、対応が難しい年になるかと思えますし、財政状況の改善に向け、町民の皆様に御負担をお願いせざるを得ない状況下ではありますが、予算執行に当たりましては、一層の行政改革を推進し、財政状況改善と住民福祉の向上に努めてまいります。

議員並びに町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

議長（倉科栄司君） これをもって町長の施政方針を終了します。

審議の途中であります。この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

宮澤産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 先ほどの議案第2号におきます変更契約に伴います一般財源の伸びという和澤議員さんの御質問ですけれども、増嵩によります一般財源の全体工事として伸びは316万円、それで、塗装等によるネット工事の伸びとしましては256万円になりますので、御報告いたします。

以上でございます。

議案第16号より議案第22号まで、一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程18、議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について、議案第17号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算について、議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、今年度途中から進めてまいりました予算削減の取組を反映したものとなっており、昨年度の骨格予算と異なり、通年型予算といたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,800万円とし、前年度当初予算比8.8%減となりました。

また、一時借入金につきましては、第4条で、借入れの最高額を3億円と定めております。債務負担行為は、公共土木施設災害復旧事業に対する債務負担で、町道300号線中之郷地区の事業費を含め、令和3年度から令和4年度にかけ、限度額2億円で設定しました。

地方債は、4件の起債を予定し、限度額の総額は2億8,820万円に設定しております。

まず、歳入について、主な点について御説明申し上げます。

款1町税では、町民税について、コロナ禍で景気回復がなかなか見通せない中、個人分、法人分とも減収を見込み、前年度より3,703万8,000円減の4億747万5,000円としました。固定資産税は、宅地の下落及び家屋の評価替えの減収等を見込み、償却資産を合わせ、前年度より985万6,000円減の3億7,993万9,000円、軽自動車税は、環境性能割の税率軽減延長の影響等から、前年度より207万1,000円減の3,680万3,000円、たばこ税は減少傾向の中でも4,495万8,000円としました。結果、町税全体では、前年度比5.5%減の8億6,917万5,000円

といたしました。

次に、款 2 地方譲与税は、前年度より539万円減の5,859万円とし、うち項 3 森林環境譲与税は339万円を見込んでおります。

款 6 法人事業税交付金は440万円を、款 7 地方消費税交付金は700万円増の 2 億300万円をそれぞれ見込みました。

款 8 環境性能割交付金は、前年度とほぼ同額の470万円を、また、款 9 地方特例交付金は140万円増の770万円をそれぞれ見込んでいます。

款10地方交付税は、前年度より7,000万円増額を見込み19億6,300万円としました。

款12分担金及び負担金は、県営圃場整備事業会染西部地区の受益者負担金を主なものとし、5,628万8,000円を計上し、款14国庫支出金は、町道300号線中之郷地区の災害復旧費等により、1 億2,961万8,000円増の 3 億7,554万5,000円を計上しました。

款15県支出金は、前年度とほぼ同額の 3 億380万円としています。

款17寄附金は、ふるさと応援寄附金の増を見込み、前年度比1,940万円増の7,111万円を計上しました。

款18繰入金ですが、予算現額を取組等により、財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰入れをゼロとしたことにより、前年度比 3 億530万円減の4,210万円といたしました。財政調整基金の繰入れを行わない当初予算編成は、平成22年度以来11年ぶりとなりました。

款21地方債では、穂高広域施設組合ごみ処理施設の竣工等に伴い、前年度比 3 億2,150万円減となる 2 億8,820万円を計上しました。

続きまして、歳出関係について御説明申し上げます。

歳出全般にわたり、既存事業の見直しを行うとともに、物件費、補助費、人件費等を中心に精査をして行っております。

まず、款 1 議会費では、議会運営のため必要な経費及び人件費を6,189万円計上しました。

款 2 総務費では、主なものとして、一般管理費は社会保障等に関する経費をはじめ、役場庁舎の管理、文書広報費は郵便料などの経常経費を、企画費は行政改革推進委員会の開催経費、外国人留学生への生活支援補助金、情報システム運営経費、ふるさと納税に関する経費、北アルプス広域連合の経常費負担金、補助率見直しを行った移住定住補助金を計上しました。選挙費では 2 つの国政選挙の経費を計上し、指定統計費では 5 年に一度行われる経済センサス活動調査の経費を盛り込み、総額 6 億4,467万3,000円を計上しました。

款 3 民生費では、養護老人ホームの運営、改築負担金及び入所措置費、町、社会福祉協議

会への補助金、障害者福祉費及び福祉医療費に関する給付費、介護に係る保険、支援、予防などの各種負担金や委託料、総合福祉センター及び福祉企業センターの管理費等、社会福祉費として9億8,456万1,000円計上しています。また、保育園及び児童センターの運営経費、児童手当、子育て支援に係る費用を児童福祉費として3億7,314万3,000円計上いたしました。

款4衛生費は、あづみ病院増改築工事補助金、予防接種、各種健診に関する予防費用、リサイクル推進委員会開催経費など、保健衛生費に1億6,768万1,000円を、清掃費では、ごみ収集処理に係る経費や穂高広域施設組合負担金など9,275万5,000円をそれぞれ計上しました。

款5労働費では、新入社員歓迎会の経費や勤労者生活資金等預託金など566万6,000円を計上いたしました。

款6農林水産業費では、農業費として中山間地域直接支払補助金、花とハーブの里づくり事業では、ハーブガーデン管理委託料、土地改良費では、水路改修に係る負担金、会染西部地区圃場整備事業負担金など2億9,395万9,000円を計上いたしました。林業費では、大北地区森林祭の地元開催経費をはじめ、松くい虫被害対策事業、猿対策を強化した有害鳥獣対策事業などの費用として1,508万4,000円を計上しました。

款7商工業は、商工振興費では、住宅リフォーム促進事業補助金や商工振興に関する各種補助金、事業者への新型コロナウイルス感染症対策として、小企業振興資金預託金の増額や制度資金借入金の利子補給金、創業支援及びものづくり産業に関する補助金、観光費では、観光協会、観光推進本部、各種イベントへの補助金など、総額で1億825万7,000円を計上しております。

款8土木費は、道路橋等点検費用や点検において生じた工事費用、舗装修繕の工事費用、県道兼用側溝整備事業の負担金、クラフトパークの管理経費、下水道事業会計負担金、安全対策のための住宅・建築物安全ストック形成事業や、ブロック塀等除去への補助金など、総額で3億7,164万円を計上いたしました。

款9消防費では、常備消防費として、北アルプス広域連合常備消防費負担金、非常備消防費として、分団交付金などの消防団活動のための経費、消防施設費及び災害対策費として、消火栓の取替えや災害備蓄品の購入費用など、総額で1億7,420万2,000円を計上いたしました。

款10教育費は、教育総務費として、小・中学校入学祝金をはじめ、GIGAスクール運営支援、こどもの学び支援塾事業、信州池田町学びの郷保小中15年プラン事業、県立池田工業

高校創立100周年記念事業への補助、スクールバス運行事業などに1億1,085万9,000円を、小学校費では、管理経費及び教育振興費として6,501万5,000円を、中学校費として3,981万9,000円をそれぞれ計上しました。社会教育費では、交流センターの管理経費。公民館事業の活動経費、図書館、記念館、創造館、文化財資料館、役場庁舎東に新設したてるてる広場の管理経費や美術館の指定管理委託料、保健体育費では、池田松川施設組合負担金のほか、総合体育館、テニスコート、農村広場等の各施設の管理経費や体育振興に関する経費として、総額で2億1,015万6,000円を計上いたしました。

款11公債費では、長期債元金及び利子等の償還として5億8,616万3,000円を計上しました。

款12災害復旧費では、令和元年秋の台風により被災した町道300号線中之郷地区における工事経費1億6,747万2,000円を計上しました。

款13予備費は、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

次に、議案第17号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円とするもので、令和2年度繰越し予定額608万5,000円を歳入とし、歳出では、工場誘致等の事業が発生した場合のための科目及び予算を設け、残りは予備費に計上しました。

次に、議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億4,011万5,000円といたしました。昨年度と比較し、保険給付費が増加していることで7,763万6,000円の増額となっております。

歳入では、国民健康保険税は、被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少見込み等により、前年度比で770万4,000円減とする一方、保険給付費の増を見込み、県支出金を7,721万2,000円増額し、一般会計繰入金については、財政安定化支援事業繰入金の増額を見込み、前年度比444万2,000円を増額することといたしました。

また、基金繰入金では、コロナ禍における被保険者の所得減少に配慮し、国保税不足分を国保支払準備基金の繰入れにより賄い、税率を据え置くこととし、前年度比500万円増の4,100万円を繰入れることといたしました。

歳出では、款2保険給付費を前年度より7,330万円増の8億4,683万3,000円として計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金は、前年度並みの2億6,063万3,000円といたしました。

款4保健事業費では、今年度まで一般会計で実施してきたはつらつ健康スタンプ事業を国保被保険者に限定し実施するとともに、人間ドック等受診者を対象とした尿中食塩摂取量検査の継続実施、特定健診及び人間ドックの受診率向上推進などで2,429万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億6,249万8,000円といたしました。

歳入では、保険料として1億2,310万円、事務費分及び保険料軽減分に対する財政安定のための繰入金3,928万2,000円を主なものとして、それぞれ計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の1億6,176万7,000円が主なものであります。

次に、議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,466万8,000円といたしました。

地方債は、公営企業会計適用債を予定し、限度額は650万円としております。

歳入では、水道使用料238万1,000円及び一般会計繰入金578万6,000円を、また、新たに町債650万円をそれぞれ計上しました。

歳出では、簡水管理費として、前年度比617万円の増となる931万円を計上しましたが、そのうち650万円は水道事業への統合に向けた企業会計移行委託料でございます。また、長期債の償還元利及び利子として、前年比同額の535万8,000円を計上しました。

次に、議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度の業務予定量は、給水戸数3,950戸、年間総給水量は102万立方メートル、1日平均給水量は2,794立方メートル、主な建設改良事業は、施設整備事業として7,000万円を予定しています。

収益的収入は、営業、営業外収益、特別利益からなる水道事業収益は2億3,668万3,000円、支出では、営業、営業外費用、特別損失、予備費を合わせた水道事業費として1億7,513万1,000円を計上しております。

資本的収入では、負担金・分担金が264万円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金で1億3,522万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億3,258万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,529万1,000円、減債積立金2,701万7,000円、建設

改良積立金3,067万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額959万5,000円で補填するものとしたしました。

次に、議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度の業務予定量は、排水戸数3,350戸、年間総処理水量は94万立方メートル、1日平均処理水量は2,575立方メートルを予定しております。

収益的収入は、営業、営業外収益、特別利益からなる下水道事業収益は5億2,772万4,000円、支出では、営業、営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業費として4億3,460万円を計上しております。

資本的収入では、負担金が1億656万円、企業債は2億120万円、合計では3億776万円とし、資本的支出では、企業債償還金を5億1,252万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億476万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,236万3,000円、減債積立金9,240万2,000円で補填するものとしたしました。

以上、議案第16号から議案第22号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、議案第17号以外は、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第16号中、歳入関係と企画政策課の歳出について、大澤企画政策課長。

大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算のうち、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を44億7,800万円とし、前年度比では8.8%減となりました。

8ページを御覧ください。

台風により被災した町道300号線中之郷地区の公共土木施設災害復旧事業に対する債務負担行為について、令和3年度から令和4年度にかけ、限度額2億円で設定しております。

9ページの第3表には地方債が記載されておりますが、令和3年度予算では4件の起債を予定しており、総額で2億8,820万円を限度額として設定しました。

10ページは歳入の事項別明細書となっておりますけれども、歳入について、主な点について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

款1町税、項1町民税では、新型コロナウイルス感染症の影響で、個人や企業の減収が予測される中、個人分については前年度予算額の6.3%減を、法人分は同じく29.7%減をそれぞれ見込み、前年度比3,703万8,000円減の4億747万5,000円といたしました。固定資産税は、前年度より宅地が0.15%下落したのに加え、家屋の評価替えによる減収等を見込み、償却資産合わせた前年度より985万6,000円減の3億7,993万9,000円となりました。

13ページの軽自動車税では、課税台数の減少とともに環境性能割の税率軽減延長の影響等を、また、たばこ税は、喫煙者の減少傾向などをそれぞれ考慮し、計上してございます。これらにより、町税全体では、前年度比5.5%減の8億6,917万5,000円を計上し、構成比率では19.4%となっています。

15ページの款7地方消費税交付金は700万円増の2億300万円を見込みました。

16ページ、款9地方特例交付金は770万円を見込んでおりますが、内訳として、住民税の住宅借入金等特別税額控除による減収補填のための特例交付金550万円を、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収補填のための交付金として、節2で150万円、節3で70万円をそれぞれ計上してございます。

款10地方交付税は、令和2年度国勢調査結果による人口減少の影響も懸念されますが、国の地方財政計画で示された前年度交付水準の確保や地域デジタル社会推進費の創設等も踏まえ、前年度比7,000万円の増額を見込み19億6,300万円とし、歳入の構成比では43.8%を占めます。

17ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、老人福祉施設入所者負担金や保育料負担金を主なものとして1,833万1,000円を計上しております。

18ページ、上段ですが、項2分担金、目1農林水産業費分担金では、県営圃場整備事業、会染西部地区受益者負担金を主なものとして3,785万4,000円を計上してございます。

款13使用料及び手数料は、合計6,487万1,000円計上してございます。項1使用料は、町営バスの使用料、総合福祉センターに関する使用料、道路使用料、住宅使用料を、20ページ、項2手数料では、証明閲覧手数料、可燃物処理手数料が主なものとなっております。

21ページを御覧ください。

款14国庫支出金は、合計3億7,554万5,000円を計上してございますが、目1民生費国庫負担金、説明欄の障害者総合支援給付費及び児童手当負担金、22ページの目3、上段です。災害復旧費国庫負担金が主なものであり、これらが国庫全体の8割以上を占めてございます。

24ページを御覧ください。

款15県支出金は、合計3億380万円計上してございます。目1民生費県負担金は、障害者支援に関する負担金のほか、国保及び後期高齢者に対する基盤安定負担金、児童手当負担金などが主なもので、県費の約半分を占めてございます。

また、26ページの目4農林水産業費県補助金、節7土地改良事業補助金、説明欄、多面的機能支払交付金では、各集落で取り組んでいただく農業の多面的な機能を保持する活動に対して4,921万3,000円を見込んでございます。

28ページの下段、款16財産収入では、土地建物の貸付収入を主なものとして計上してございます。

29ページ、款17寄附金は、令和2年度のふるさと納税が好調だったことから、前年度比1,940万円増の7,111万円を計上いたしました。

そして、29ページから30ページにかけ、款18繰入金ですが、財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰入れが皆減となったことにより、前年対比3億530万円減の4,210万円となり、基金の取崩しに頼らない予算編成となりました。

款19繰越金は前年度並み、款20諸収入は、合計1億4,429万1,000円計上してございますが、そのうち31ページの項3受託事業収入で5,031万5,000円を主に見込んでございます。

なお、34ページ、項4雑入、目6、一番上ですけれども、コミュニティ助成事業助成金では、4件の採択を見込み800万円を計上いたしました。

35ページにかけて、款21町債ですが、農林水産業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債など計2億8,820万円を計上しましたが、穂高広域ごみ処理施設竣工に伴う町債の大幅な減額により、前年度比では52.7%減、構成比は6.4%となりました。

続きまして、企画政策課の歳出関係について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費には、新地方公会計に係る財務書類の作成委託料を110万円計上しております。また、目5財産管理費では、公共施設の火災保険料329万2,000円を中心に町有財産の管理経費として、前年度とほぼ同額の514万4,000円を計上いたしました。

次に、43ページ、目6企画費でございますが、前年度より1,179万8,000円増の2億2,471万6,000円を計上してございます。

まず、説明欄、ふるさと応援寄附金経費は、先ほど歳入でも御説明しましたが、ふるさと

納税による寄附金収入を7,000万円見込み、歳出にほぼ同額の7,000万2,000円を計上してございます。内訳の主なものとしては、返礼品等に係る業務委託料として3,301万8,000円、ふるさと応援基金への積立金を3,450万9,000円、それぞれ計上してございます。

次に、説明欄、企画一般経費には2,534万1,000円を計上していますが、北アルプス広域連合経常費負担金、外国人留学生への生活支援事業補助金、地域おこし協力隊員の退任時の起業支援補助金をはじめ、新規として財政状況改善を目的に立ち上げる行政改革推進委員会の開催経費等を計上してございます。

45ページを御覧ください。

最下段、説明欄、広報広聴経費でございますけれども、広報いけだの印刷代及びホームページの保守管理経費、計388万8,000円を計上いたしました。

46ページですが、説明欄、交流事業、横浜少年少女交流事業の委託料など52万円を、また、地域おこし協力隊事業では、ITリテラシーの向上や外国人への日本語教育、移住定住推進に係る計4名分の隊員の旅費をはじめ、研修等受講料、住居借上料など、活動経費をそれぞれ計上いたしました。

47ページの移住定住推進事業につきましては3,011万1,000円を計上しましたが、移住体験ツアーの委託料50万円、北アルプス連携自立圏で取り組む事業の負担金122万5,000円をはじめ、新築及び中古住宅購入に対する補助金を半額程度に引き下げた移住定住補助金2,700万円が主なものでございます。

なお、従来、総務課危機管理対策室が所管しておりました空き家対策業務を移住定住促進係に移管をし、空き家に関する窓口を一本化いたします。これに伴い、危険空き家等の解体補助金等をこちらのほうに計上をしております。

48ページの目7自治振興費では1,927万円を計上いたしました。自治会長への謝礼、自治会活動のための交付金、コミュニティ助成事業の助成金が主なものであります。

なお、令和3年度より敬老祭交付金を廃止し、半額相当額を自治会活動費交付金に加算するとともに、元気なまちづくり事業のうち、ソフト事業の新規受付を令和5年度までの3年間凍結とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、105ページを御覧ください。

105ページ、最下段、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費に土地利用審議会の開催経費3万4,000円を計上いたしました。これは案件が出た場合の開催となります。

歳入及び企画政策課関係の歳出は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、総務課関係の歳出について、塩川総務課長。

塩川課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

予算書37ページ下段をお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、前年度3,344万6,000円減の2億3,642万円です。説明欄、一般管理経費2,580万2,000円については、会計年度任用職員の社会保険及び雇用保険料等の事業主負担分、公用車維持管理経費、職員厚生費、他団体負担金等の経常経費です。

続いて、39ページ、説明欄、庁舎管理経費1,643万円については、光熱水費、庁舎宿日直委託料等の経常経費が主なものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

目2 文書広報費は、前年度69万4,000円減の1,576万8,000円です。内容につきましては、印刷機インク、コピー紙、参考図書追録代等の消耗品費、郵便料、電話料、例規整備のためのシステム委託料が主なものです。

次に、44ページをお願いいたします。

目6 企画費、中段、説明欄、情報処理費3,245万1,000円ですが、北アルプス広域連合で共同利用しているサーバー利用負担金、電算委託使用料が主なものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

下段の説明欄、ブロードバンド設備管理事業273万9,000円ですが、広津・陸郷地区光ファイバーシステム設備管理経費が主なものです。

次に、50ページ下段から51ページをお願いします。

目11 防災対策費ですが、前年度99万8,000円減の442万円です。防災行政無線保守点検委託料、気象観測システム使用料が主なものです。

次に、51ページ下段から52ページをお願いいたします。

項2 徴税费、目1 税務総務費ですが、前年度28万7,000円増の2,901万3,000円です。これにつきましては、一般職員及び徴収に当たる会計年度任用職員の報酬、手当等が主なものです。

次に、52ページから53ページをお願いいたします。

目2 賦課徴收费ですが、前年度308万3,000円減の1,770万2,000円です。各種税金の電算システム業務委託料、e L T A Xシステム委託料、長野県地方税滞納整理機構負担金等が主なものです。

次に、54ページ下段をお願いいたします。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費ですが、前年度15万1,000円減の68万円です。選挙管理委員の報酬が主なものです。

次に、55ページをお願いいたします。

目2 選挙啓発費ですが、前年度4万円減の14万1,000円です。明るい選挙推進協議会委員の報償費が主なものです。

55ページの中段をお願いいたします。

目3 衆議院議員総選挙費ですが670万円です。令和3年10月までに行われます選挙経費です。

次に、56ページをお願いいたします。

目4 参議院議員総選挙費ですけれども、699万9,000円です。令和3年4月25日に行われます補欠選挙の経費でございます。

次に、56ページの下段ですけれども、項5 統計調査費、目1 統計調査総務費ですが、前年度1万8,000円減の5万円です。統計調査事務経費が主なものです。

56ページの下段から57ページをお願いいたします。

目2 指定統計費ですが、前年度423万円減の60万9,000円です。学校基本調査と経済センサス活動調査の経費が主なものでございます。

飛んでいただきまして、108ページ中段をお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費ですが、前年度416万3,000円減の1億4,287万9,000円です。こちらは北アルプス広域連合常備消防負担金です。

次に、108ページの下段から109ページをお願いいたします。

目2 非常備消防費ですが、前年度165万円減の2,789万1,000円です。内容につきましては、消防団員退職報償金、出勤に対します費用弁償、分団交付金、消防車両、分団詰所等の維持管理に係る経常経費です。また、関係団体等への負担金です。

次に、109ページ下段をお願いいたします。

目3 消防施設費ですけれども、前年度122万4,000円減の193万2,000円です。主なものにつきましては、消火栓の設置、更新に係る水道事業管理者への負担金です。

110ページ、目4 災害対策費につきましては、前年度39万7,000円減の150万円です。これにつきましては、非常食等の備蓄品購入費でございます。

最後に、人件費の関係ですが、各款ごとに計上させていただいておりますけれども、137

ページに給与明細書を添付してありますので、御覧ください。

総務課関係の補足説明につきましては以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、議会事務局関係の歳出について、丸山光一議会事務局長。

丸山局長。

議会事務局長（丸山光一君） それでは、議会事務局関係について御説明申し上げます。

歳出の36ページを御覧ください。

款1項1目1議会費であります。前年度より172万4,000円減額し、6,189万円を計上してお願いするものでございます。説明欄 議会運営経費では、12名分の議員報酬、期末手当及び町村議会議員共済会負担金を主なものとして、5,107万3,000円の経常経費を計上してございます。

次に、37ページを御覧ください。

議会事務関係経費では、議会会議録作成委託料を102万9,000円、次の 議会発行経費では、議会だよりの印刷経費として80万1,000円を主なものとして、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、57ページを御覧ください。

款2総務費、項6目1監査委員費であります。対前年比2万1,000円減の64万8,000円を計上させていただいております。主なものとしては、監査委員2名分の報酬48万9,000円でございます。

議会事務関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、会計課関係の歳出について、伊藤会計課長。

伊藤局長。

会計管理者兼会計課長（伊藤芳子君） 会計課関係、御説明いたします。

42ページを御覧ください。

款2項1目4会計管理費であります。前年度比79万1,000円の減の139万1,000円を計上いたしました。主なものですが、需用費は各課で使用する帳票類等の購入及び印刷費で、40万2,000円を計上しております。窓口収納手数料等は、指定金融機関等における窓口収納などに関する手数料で、90万9,000円を計上しております。

会計課からは以上です。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足の説明を申し上げます。

48ページを御覧ください。

2款総務費、1項8目交通安全防犯対策費は556万6,000円を計上し、前年度に比べ32万5,000円の減となっております。

主なものでは、次の49ページ説明欄の5つ目、交通災害共済掛け金に190万円を計上しております。全町民、全額公費負担となっております。9目バス等運行事業費は4,694万3,000円を計上し、前年比132万9,000円の減となっております。

主なものは、次の50ページ説明欄中ほどのバス運転業務委託料の4,560万円で、3月の時刻改正から新たに祝日を運休としたことに伴い減額となっております。10目消費者行政費は74万5,000円を計上し、連携自立圏大町市消費生活センターの運営負担金でございます。

次に、53ページを御覧ください。

下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費は2,064万8,000円を計上し、前年比219万7,000円の増でございます。

主なものでは、次の54ページ1行目の電算委託料の500万2,000円、戸籍情報システム構築負担金の330万2,000円でございます。

次に、58ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄一番下の戦没者追悼事業、次の59ページにまいりまして、出産祝金経費、人権擁護委員経費、国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係でございます。出産祝金経費は、1人につき2万円で、30名を見込み、60万円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金経費は6,609万8,000円の計上で、主に保険税軽減分、保険者支援分に係る法定繰出でございます。

次に、59ページからの2目高齢者福祉費のうち、60ページ中ほどの説明欄、後期高齢者医療事業は1億7,390万7,000円を計上し、内訳は後期高齢者医療広域連合への療養給付に係る負担金の1億3,462万4,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金3,928万3,000円でございます。

次に、66ページを御覧ください。

7目医療給付事業費は7,365万円を計上し、前年比234万6,000円の減となっております。主なものは、5項目め、福祉医療給付費の5,650万円で、給付対象の見直しにより減額となっております。

次に、67ページ下の9目国民年金事務費は765万円を計上し、前年比22万6,000円の増となっております。人件費の増によるものでございます。

次に、75ページを御覧ください。

一番下の3款2項3目児童福祉費は1億1,803万5,000円を計上し、前年比189万円の減となっておりますが、これは児童数の減によるものでございます。財源として、国・県の負担金が充当されております。

次に、82ページを御覧ください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費のうち、説明欄、環境衛生一般経費は890万円の計上で、主なものは、説明欄一番下の池田松川施設組合負担金、葬祭センター分の732万円でございます。また、ゼロカーボンへの取組として、ごみ減量化等について検討するため、リサイクル推進委員会の開催経費を新たに計上しております。

83ページ、説明欄中段、地球温暖化対策事業は、太陽光発電システム設置補助金として10件分、80万円を計上しております。4目公害対策費は、河川等の水質検査料等として21万7,000円、5目墓地公園事業費は、相道寺墓地公園の管理経費として61万6,000円、次のページにまいりまして、6目飼い犬対策費は、狂犬病予防事業として18万6,000円を計上しております。

次に、85ページを御覧ください。

4款2項1目清掃費は9,233万5,000円を計上し、前年比3億5,910万9,000円の減となっております。ごみ処理に係る委託料や穂高広域への負担金等が主なものでございます。

86ページ、説明欄4つ目の一般廃棄物収集委託料1,403万1,000円を計上し、収集した廃棄物をリサイクルに回す費用として、その下の一般廃棄物処理管理委託料766万円を計上しております。中ほどにあります穂高広域施設組合負担金は4,767万5,000円を計上しておりますが、新ごみ処理施設が完成し、通常の運営費のみとなりましたので、前年度当初と比較して3億5,618万8,000円の減額となっております。2目し尿処理費は、公衆トイレ3か所の管理費で42万円を計上しております。

住民課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

58ページからとなります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億2,614万7,000円です。説明欄 社会福祉経費に3,540万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、町社会福祉協議会補助金、養護老人ホーム改築事業負担金が主なものでございます。説明欄、2つ目 福祉委員関係事業としまして639万8,000円を計上いたしました。これは福祉委員の報酬、民生委員活動費等でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

目 2 高齢者福祉費 1 億9,716万2,000円です。説明欄、 高齢者福祉事業費としまして、2,325万5,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、60ページの上から5つ目、養護老人ホーム等入所措置費に1,920万円を計上いたしました。次に、下段、目 3 障害者福祉費でございます。2 億6,501万円を計上いたしました。総合支援法に基づく各種扶助費が主な支払いであります。特に、62ページ、1 項目め、介護給付訓練等給付費 2 億3,760万4,000円が主なものであります。下段、目 4 介護保険費としまして 1 億8,074万5,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、介護保険広域連合負担金 1 億7,741万3,000円を計上いたしました。目 5 地域包括支援センター運営費としまして5,454万2,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、従来から行っております介護保険事業に対応した予算、64ページ、1つ目、 高齢者在宅支援事業255万3,000円となっております。

次に、65ページであります。

中段、目 6 介護予防・日常生活支援総合事業として828万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、北アルプス広域連合から介護予防事業を受託した事業を実施する経費でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

目 8 総合福祉センター管理費として2,867万8,000円を計上いたしました。これは総合福祉センター管理経費でございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

下段、目10福祉企業センター費として2,590万6,000円を計上いたします。ここでは福祉企業センター総務経費及び福祉企業センター授産事業の経費を計上してあります。

次に、70ページであります。

目11多世代支援事業費1,678万8,000円を計上いたしました。多世代支援事業を実施する経費となっております。

次に、78ページになります。

下段、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費として9,846万円を計上いたしました。説明欄、1つ目、保健衛生一般経費では、79ページにあります安曇総合病院増改築工事補助金としまして3,000万円を計上したほか、各種医療関係事業の負担金が主なものでございます。下段、目2 予防費としまして4,921万2,000円を計上いたしました。ここでは各種予防接種及び各種健診に関する経費を計上いたしました。

健康福祉課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、農業委員会と産業振興課関係の補足説明をいたします。

予算書は87ページの下段からになりますので、お願いをします。

款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費でありますけれども、本年度予算額566万6,000円で、対前年515万円の減となっております。

主なものですけれども、長野県労働金庫に対する預託金と新入社員歓迎会の経費、また関係機関への補助金が主な内容であります。

めくっていただきまして、88ページをお願いします。

款6 項1 農業費、目1 農業委員会費ですが、1,251万3,000円で、対前年416万8,000円の減となっております。

主な内容ですけれども、農業委員12名、農地最適化推進委員4名分の報酬、あと事務局1名分の人件費と北アルプス地区農業委員会協議会の負担金であります。

続きまして、目2 農業総務費ですけれども、5,386万4,000円で、対前年751万7,000円の増となっております。

主な内容ですけれども、職員8名分の人件費と公用車1台の管理経費であります。

続きまして、89ページをお願いします。

目3 農業振興費ですけれども、6,545万6,000円で、対前年269万5,000円の減となります。

主なものは説明欄の事業のところで説明をいたしますけれども、説明欄、農業振興事業は3,945万9,000円でありますけれども、主な内容としまして、90ページに行ってくださいまして、中段の18046の中山間地域直接支払補助金の1,503万円、そのほか関係機関への各種補助金、交付金というものが主な内容となっております。

続きまして、90ページの下段から91ページの花とハーブの里づくり事業ですけれども、

2,097万6,000円ということで、主にハーブガーデンの管理委託料とハーブガーデンリニューアルのための苗や土、肥料等の原材料費であります。

91ページから92ページにかけての多目的研修集会施設管理費ですけれども、施設管理委託料ほか施設管理維持に関わります経常経費であります。

続きまして、92ページの目4土地利用型農業活性化対策事業費ですが、予算額80万円で、対前年27万円の減額であります。

主な内容ですけれども、集落農用地利用改善組合ですとか、農業再生協議会の助成というところであります。

続きまして、目5の農業振興地域整備促進事業費ですが、34万7,000円で、前年比1万4,000円の減となっております。

主な内容ですけれども、農振の審議会の委員の報酬ですとか、農地台帳の更新の委託料といったところになっております。

続きまして、目6の地域営農システム総合推進事業費でありますけれども、368万1,000円の予算で、対前年比19万2,000円の減となっております。営農支援センターの補助金ですとか、農地農家情報システムの保守及び業務委託というところが主な内容となっております。

それから、同じページから95ページにかけてですけれども、目7の土地改良費であります。本年度予算は1億5,729万8,000円ということで、対前年比5,274万円の減となっております。説明欄の農業農村整備総務費につきましては1億4,447万6,000円で、主なものですけれども、93ページに行ってくださいまして、県営圃場整備、会染西部地区に関わります負担金で6,750万円、それからページめくっていただきまして、94ページになりますけれども、県営かんがい排水事業利子軽減補助金、また、多面的機能支払交付金といったところが主なものとなっております。そのほか各団体への補助金、負担金となっております。

それから、同じページの農業農村整備管理費ですけれども、864万6,000円で、主な内容ですけれども、土地改良施設維持管理適正化事業負担金ですとか、県の単独事業の農業農村整備基盤整備事業の負担金といったところになっております。

それから、95ページをお願いします。

項2の林業費、目1林業振興費ですけれども、1,397万1,000円で、対前年比318万8,000円の減であります。

主な内容ですけれども、林業振興費につきましては、森林整備の委託料ですとか、そのほか来年度大北森林祭が池田町当番になるということで、その経費。また、森林環境譲与税の

積立金といったものと、あと各種団体の補助金、負担金が主なものとなっております。

それから、96ページに行ってくださいまして、松くい虫被害の対策事業でありますけれども、来年度287万円ですけれども、松くい虫の關係の森林整備といたしましては、町道沿線の枯損木の伐採ですとか、個人、自治会での薬剤散布に対する補助金といったところが主な内容となっております。それから、その下の有害鳥獣対策事業でありますけれども、主な内容としまして、有害鳥獣駆除実施隊員の費用弁償、また、猟友会等への補助金ということになっております。それから、その下の町単林道整備事業につきましては、林道の維持補修のための費用であります。

それから、97ページの目の2の森林の里親事業の關係ですけれども、本年度予算額111万3,000円で、対前年比と同額ということになっております。里親の契約をしています森林を整備してくれる団体への補助というものが主なところとなっております。

続きまして、同じ97ページの下の段の款7商工費、項1商工費、目1の商工振興費ですけれども、予算額8,516万2,000円で、対前年比145万7,000円の増となっております。説明欄で、主なところですが、商工振興事業は、主に経営改善普及事業費ですとか、商工業振興対策事業補助金としてしまして、池田町商工会の補助ですとか、98ページに行ってくださいまして、小規模振興資金の預託金といったところが主な内容ということになっております。

続きまして、同じページの地域おこし協力隊の活動経費ですけれども、136万4,000円で、特産品開発、まちなか活性化に取り組む協力隊員1名分の住居借上料が主なものということになっております。それから、その下の創業支援事業でありますけれども、創業者への創業準備に係る費用及び空き店舗活用における改修費用の助成を行うものでございます。

それから、その下から、次の99ページですけれども、ものづくり産業クラスター形成事業でありますけれども、195万7,000円の予算額ですけれども、これにつきましては、中小企業の人材育成の産業力再興事業補助金ですとか、池工のデュアルシステムの補助金といったところが主なものとなっております。

それから、99ページの人件費を飛ばしていただきまして、その下のまちなかの賑わい拠点施設運営事業ですけれども、456万円の予算額で、内容としましては、シェアベースにぎわいの運営に係ります指定管理委託料とにぎわい創出の事業への委託といったところの内容となっております。

それから、その下の新型コロナウイルス対策事業としまして、99ページから100ページのほうになりますけれども、これにつきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の

影響によりまして、町の利子補給の対象となる融資を受けた事業者に対する利子補給であります。その下のものづくり人材育成地域連携推進事業でありますけれども、内容としましては、地元の高校と企業のマッチングをしますコーディネーターの報償費となっております。

続きまして、目2の観光費でありますけれども、予算額1,828万9,000円で、対前年比2,029万7,000円の減となっております。

主な内容ですけれども、ふるさと祭り等イベントの補助金ですとか、観光協会、観光推進本部への補助金、負担金などといったところが主な内容ということになっております。

それから、目3の大峰高原白樺の森管理事業ですけれども、予算額480万6,000円で、対前年比30万6,000円の減となっております。大峰生活環境保全林用地借上料390万円が主なものでございます。

産業振興課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

84ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目給水施設費は862万1,000円で、前年度対比67万6,000円減の計上でございます。説明欄、飲料水供給事業の196万6,000円は、法道、坂森、三郷地区の給水施設における水質検査手数料のほか、施設管理に関わる経費を計上したものでございます。

続いて、85ページ、説明欄、簡易水道事業特別会計繰出金経費578万6,000円は、特別会計への繰出金を計上し、次の高瀬広域水道企業団経費では、負担金に86万9,000円を計上したものでございます。

ページ飛びまして、102ページをお願いいたします。

8款土木費、1項道路管理費、1目の土木総務費は2,530万4,000円で、前年度対比410万4,000円減の計上でございます。説明欄の土木総務一般経費は250万1,000円で、道路台帳の整備などの土木管理経費と各種団体への負担金が主なものでございます。

103ページ中段、2項道路橋梁費、1目の道路橋梁維持費は4,673万4,000円で、前年度対比1,851万4,000円増の計上でございます。説明欄、道路維持経費の2,032万8,000円は、道路補修の工事請負費のほか、道路の維持修繕に関わる経費を計上したものでございます。

104ページ、説明欄、道路橋梁等の定期点検修繕事業の1,058万1,000円は、道路橋の点検で23橋を予定し、併せて前年度までの定期点検で修繕が必要と判断された橋梁4橋の工事費用を計上したものでございます。次の舗装個別施設修繕事業の1,582万5,000円は、舗装修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業による舗装修繕1路線の工事費用を計上したものでございます。2目道路舗装費は、自治会要望により計画実施する舗装工事費用300万円を計上、3目交通安全施設整備事業費の281万6,000円は、前年度対比138万3,000円増の計上で、街路灯の電気料ほか自治会要望により道路の安全施設を計画実施するものでございます。4目道路改良附帯事業費は500万円を計上し、内容としましては、主要地方道大町明科線正科地区の兼用側溝整備に係る事業負担金で、県で実施する工事費の2分の1を町が負担するものでございます。

続いて、105ページ、3項河川費、1目砂防費の203万4,000円は、前年度対比77万7,000円増の計上で、砂防、河川関係の各種団体への負担金が主なものでございます。

次に、2目排水路費は102万3,000円、排水路費の102万3,000円は、前年度対比95万円増の計上で、自治会要望により計画実施するものでございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。

4項都市計画費、2目公園事業費の1,853万2,000円のうち、建設水道課に関わるものとして、説明欄の公園管理等一般経費に88万2,000円の計上でございます。内容としましては、東山夢の郷公園や高瀬橋東詰め緑地などの管理経費でございます

107ページ、3目公共下水道事業費は、下水道事業会計への負担金2億6,500万円の計上で、前年度対比2,000万円の増となっております。

次に、5項住宅費、1目の住宅管理費は216万3,000円で、前年度対比289万3,000円減の計上でございます。説明欄、住宅等管理一般経費の123万3,000円は、町営住宅の管理修繕費用が主な内容でございます。

次のページにかけての説明欄、住宅、建築物安全ストック形成事業の63万円は、住宅耐震診断の委託料と耐震補強工事に対する補助金となっております。ブロック塀等除却事業の30万円は、通学路等に指定された道路に面した危険なブロック塀の撤去に対する補助金を計上したものでございます。

ページ飛びまして、135ページをお願いいたします。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費事業、1目道路橋梁災害復旧事業費は1億6,747万2,000円で、前年度対比1億5,696万2,000円増の計上でございます。説明欄の現年発

生公共土木施設災害復旧事業費は、町道300号線中之郷地区において、令和元年10月の台風19号に起因して発生した地滑り災害の復旧工事を債務負担によりまして、令和3年度から令和4年度の2か年かけて実施するもので、令和3年度分の復旧に要する費用として、工事請負費のほか、工事設計に関わる広域連合負担金及び補償料を計上したものでございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） それでは、引き続き、学校保育課関係の補足説明をいたします。

予算書の71ページを御覧ください。

款3項2目1児童福祉総務費2億3,314万1,000円を予算計上いたしました。対前年比では623万6,000円の減額でございます。

主な内容につきましては、認定こども園、池田保育園と会染保育園2園の運営に関わる保育園運営事業費が3,172万8,000円、74ページからになりますが、保育園認定事業490万円でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

目2特別保育費619万5,000円を予算計上いたしました。

主な内容につきましては、今年度の10月よりスタートいたしました北アルプス連携自立圏の枠組みで行っております病児・病後児保育事業の町負担金といたしまして56万7,000円を計上しております。

次に、76ページをお願いいたします。

目4児童センター費1,577万2,000円を予算計上いたしました。対前年比では236万円の減額でございます。

主な内容につきましては、池田児童クラブ及び会染児童センターの管理経費と放課後子ども教室の管理経費でございます。

次に、ページ飛びまして、110ページをお願いいたします。

款10項1目1教育委員会費171万円を予算計上いたしました。

主な内容につきましては、教育委員の報酬、市町村教委連絡協議会負担金でございます。

次に、目2事務局費1億910万5,000円を予算計上いたしました。こちらは114ページにかけてでございますが、主な内容につきましては、事務局一般経費として4,652万5,000円、主

なものとしまして、池高100周年記念事業補助金100万円を計上いたしました。また、スクールバス運行事業経費457万2,000円、113ページになりますが、スクールバス運行委託料446万6,000円が主な内容でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

目3 教職員住宅管理費といたしまして4万4,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、教職員住宅の管理経費でございます。

次に、項2 小学校費、目1 池田小学校管理経費1,266万9,000円を予算計上いたしました。

内容につきましては、光熱水費、委託料に関わる関係費でございます。

116ページをお願いいたします。

目2 池田小学校教育振興費が2,081万3,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、パソコンリース料505万7,000円、消耗品費129万3,000円などの教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分の人件費が主な内容であります。

117ページをお願いいたします。

目3 会染小学校管理経費1,103万8,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、池田小学校と同様に、光熱水費や委託料に関わる管理経費でございます。

次に、119ページをお願いいたします。

目4 会染小学校教育振興費2,049万5,000円を予算計上いたしました。こちらにつきましても、池田小学校と同様に、パソコンリース料505万7,000円、消耗品費127万9,000円などの教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分人件費が主な内容でございます。

120ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 高瀬中学校管理経費1,279万5,000円を計上いたしました。こちらの内容につきましても、小学校2校と同様に、学校の管理に関わる経費が主な内容でございます。

次に、122ページをお願いいたします。

目2 高瀬中学校教育振興費2,702万4,000円の予算計上をいたしました。内容につきましては、小学校2校と同様に、パソコンリース料が539万2,000円、英語指導助手委託料が330万円などの教育振興経費と町費講師3名分と学校司書1名分の人件費が主な内容でございます。

次に、126ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目3 文化財保護活用推進費396万3,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、教育会館の管理経費を含めた文化財保護活用推進経費42万6,000円が主なものでございます。

続いて、127ページ、目5 記念館費75万6,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、浅原六朗文学記念館及び来年度より開放予定となっておりまするるの広場に関わる一般経費でございます。

最後に、129ページをお願いいたします。

項5 保健体育経費、目1 保健体育総務費8,514万2,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、小・中学校の健康診断に関わる経費や学校給食に関わる池田松川学校給食センターへの負担金が主な内容でございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係について御説明申し上げます。

106ページを御覧ください。

款8項4目2 公園事業費のうち、中段にありますクラフトパークの管理経費1,765万円を計上いたしました。主なものとしましては、美術館を含めたクラフトパーク全体の電気料として880万円及び公園管理委託料540万円であります。

次に、飛びまして、123ページを御覧ください。

款10項4目1 社会教育総務費であります。前年比462万3,000円減額の4,380万2,000円を計上いたしました。社会教育振興経費は44万8,000円であります。下段からの目2 公民館費は、前年比621万3,000円減の1,525万1,000円であります。交流センター管理経費1,197万2,000円は、交流センターの光熱水費、電気料450万円、夜間休日の管理業務委託料として321万8,000円などが主なものとなっております。

次に、124ページ、中段の公民館事業活動経費として118万2,000円を計上し、新池田学問所経費21万5,000円、人権教育振興経費として5万7,000円、青少年育成費として96万1,000円、男女共同参画推進経費として20万2,000円、若者交流事業として10万円などあります。

次に、126ページの下段を御覧ください。

目4 図書館費は、前年比338万8,000円減の1,522万円であります。主なものとしましては、図書館管理システムリース料133万6,000円は、現在、広域連携圏内で図書館システムの統合に向けた協議を進めておりますので、当町におきましては、3年度再リースによる方法で経費を抑えて対応していきたいと考えております。図書購入費に関しましては308万円、それから司書に関しましては、常勤3名分と代替職員の報酬の939万8,000円あります。

続きまして、128ページの中段を御覧ください。

目6 美術館費は2,294万6,000円を計上しました。こちらで9万1,000円の減になっておりますが、これは運営協議会クラフトパークと美術館を合わせた形で行いますので、こちらの分が減となっております。

それから、美術館に関しましては、基本協定が第2期の4年目を迎えます指定管理料が2,279万6,000円、それからアートライン推進協議会の負担金として15万円となっております。

続きまして、目7 創造館費は、前年比154万3,000円減の351万8,000円を計上しました。こちらは夜間、休日の施設管理委託料190万8,000円が主なものでございます。

次に、130ページ下段からを御覧ください。

項5 保健体育費、目2 総合体育館費は、前年比145万6,000円減の1,546万9,000円を計上いたしました。総合体育館管理経費521万円のうち、総合体育館管理用務委託料240万円、体育振興経費では、各団体等への補助金負担金等がございますが、606万7,000円のうち、132ページのところにございますが、総合型地域スポーツクラブ、大かえで倶楽部への補助金は270万円が主なものでございます。それから、松本山雅ホームタウン事業は25万円であります。

最後に、133ページを御覧ください。

目3 体育施設費では、前年比159万3,000円減の408万9,000円を計上いたしました。ここではテニスコート、プール等のうち、一般開放休止予定の町民プールにつきましては、ろ過点検料の2万2,000円のみを計上となっております。農村広場は132万6,000円、ローラースケート場は19万1,000円、河川敷運動広場98万3,000円などの一般管理経費を計上いたしました。

生涯学習課関係の補足は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第18号、第19号について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は11億4,011万5,000円で、前年度に比べ7,763万6,000円の増となっております。

7ページの歳入を御覧ください。

1款1項の国民健康保険税は、1目一般被保険者1億6,955万4,000円、2目退職被保険者6,000円、合わせまして1億6,956万円を計上しております。被保険者数の減少及び新型コロナ

ナウウイルス感染対策に伴う所得の減収を見込み、前年度比770万4,000円の減額となっております。

次に、8ページを御覧ください。

2款1項1目の督促手数料6万円、3款1項国庫補助金は、1目災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

4款1項県補助金、1目保険給付費等交付金は8億6,176万3,000円を計上し、前年比7,721万2,000円の増となっております。これは一般被保険者療養給付費、高額療養費の増加見込みによるものでございます。

次に、9ページの5款財産収入、1項1目利子及び配当金1,000円は、国保支払準備基金の利子でございます。

6款繰入金の1項1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定の保税軽減分、保険者支援分、財政安定化支援事業、出産育児一時金など、法定繰入れ分として6,609万8,000円を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。

2項基金繰入金は、国保支払準備基金を前年度より500万円増の4,100万円を計上しております。コロナ禍での保険税減収見込み等により、県への納付金の財源不足を補うため、今年度も基金を繰り入れるものでございます。

8款諸収入、1項延滞金の関係は、1目一般被保険者で5万円、2目退職被保険者で1,000円の計上でございます。2項雑入では、第三者納付金、返納金をそれぞれ計上しております。6目の雑入は、検診実費手数料など107万7,000円の計上となっております。

次に、12ページを御覧ください。

歳出について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は298万1,000円で、主に電算共同処理に係る委託料等の一般管理経費、2目連合会負担金は55万円で、国保連合会負担金等に係る経費でございます。

13ページにまいりまして、2項徴税费、1目賦課徴収費は230万9,000円で、保険税徴収に係る経費、3項1目運営協議会費は、国保運営協議会開催に係る経費7万8,000円でございます。

下段の2款保険給付費でございますが、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費7億2,800万円、14ページにまいりまして、2目退職被保険者療養給付費10万円、3目一般

被保険者療養費850万円、4目退職被保険者療養費5万円、5目審査支払手数料280万円で、計7億3,945万円を計上し、主に一般被保険者療養給付費の増により、前年比5,880万円の増となっております。

次に、15ページの2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費1億400万円、2目退職被保険者高額療養費10万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費10万円、4目退職被保険者高額介護合算療養費1,000円で、計1億420万1,000円を計上し、こちらも一般被保険者高額療養費の増により1,400万円増額となっております。

次に、16ページを御覧ください。

下段の2款4項1目出産育児一時金は、ここ数年の実績により、4件を見込んで168万円を計上しております。

次に、17ページ、5項1目葬祭費については、実績により100万円の計上でございます。6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染等により就労できず、給与等の支払いを受けられない場合に支給するもので、50万円を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、1項医療給付費分は、1目一般被保険者分1億7,421万8,000円を計上し、前年比283万円の増となっております。

18ページにまいりまして、下段2項後期高齢者支援金等分は6,524万6,000円を計上し、前年比100万2,000円の減となっております。

19ページ中段、3項介護納付金分は2,116万9,000円で、前年比28万円の減となっております。県へ納める納付金の額の算定は、平成29年度から令和元年度分までの過去3年間の医療費実績を基に算出されております。

次に、下段、4款保健事業費であります。1項1目保健衛生普及費は163万1,000円、20ページの2項1目の特定健康診査等事業費は2,266万1,000円で、特定健診等委託料、人間ドック補助金が主な経費でございます。

ページ飛びまして、22ページの6款1項1目の一般被保険者保険税還付金は、所得の修正申告等による保険税変更に伴う還付のための経費となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について補足の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は1億6,249万8,000円で、前年度に比べ845万6,000円の増となっております。

それでは、6ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料8,600万円、2目普通徴収保険料3,710万円、合わせて1億2,310万円を計上し、前年比600万円の増となっております。これは主に被保険者数の増加によるものでございます。

下段の3款1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金613万6,000円、2目保険基盤安定繰入金3,314万6,000円を計上しております。

次に、8ページの歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、主に保険証の郵送料等で17万4,000円の計上、2項1目徴収費は、保険料の徴収に関する経費として、電算システムや納付書の郵送料など45万7,000円を計上しております。

下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億6,176万7,000円を計上しております。これは保険料、県広域連合事務費、保険基盤安定負担金を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、議案第18号及び19号の補足の説明とさせていただきます。

議長（倉科栄司君） 続いて、議案第20号、第21号、第22号について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度につきましては、歳入歳出の総額を前年度より617万円増の歳入歳出それぞれ1,466万8,000円と定めるものでございます。

4ページ、第2表の地方債は、公営企業会計適用債として限度額を650万円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入関係でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料は238万円で、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は578万6,000円で、前年度対比34万6,000円減の計上でございます。

8 ページ、4 款町債、1 項 1 目水道債は、公営企業会計適用債に650万円を計上したものでございます。

9 ページの歳出をお願いいたします。

1 款簡水総務費、1 項 1 目簡水管理費は931万円で、前年度対比617万円増の計上でございます。主なものとしまして、光熱水費の電気料で132万円、水質検査手数料66万円などの簡易水道施設管理経費の計上のほか、簡易水道事業を公営企業会計に移行する経費として、資産整理のための委託料に650万円を計上したものでございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金は452万1,000円で、前年度対比 9 万2,000円増の計上でございます。2 目の利子では83万7,000円で、前年度対比 9 万2,000円減の計上でございます。

なお、10ページには地方債の残高を記載してございますので、よろしくをお願いいたします。簡易水道事業特別会計の補足は以上でございます。

続きまして、議案第21号 令和 3 年度池田町水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 2 条につきましては、令和 3 年度の事業予定量でございます。給水戸数3,950戸、年間総給水量102万立方メートル、1 日の平均給水量2,794立方メートルを予定してございます。主な建設改良事業につきましては、施設整備事業に7,000万円を予定するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入で 2 億3,668万3,000円、支出では 1 億7,513万1,000円の予定でございます。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で264万円、支出は 1 億3,522万2,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額 1 億3,258万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金6,529万1,000円、減債積立金2,701万7,000円、建設改良積立金3,067万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額959万5,000円により補填いたします。

続いて、2 ページをお願いいたします。

第 5 条は、一時借入金の限度額を 1 億円と定めたものでございます。

第 6 条、第 7 条は、経費の流用に関する事項を、第 8 条では、たな卸資産購入限度額を定めたものでございます。

3 ページから 5 ページは、水道事業の実施計画を記載したものでございます。内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

主だったところの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、水道事業収益、1項営業収益、1目の給水収益の2億634万3,000円は水道使用料で、前年度対比149万円減の見込みでございます。2目受託工事収益の145万2,000円は、消火栓修繕等の工事収益で、前年対比108万9,000円減の計上でございます。3目その他営業収益104万6,000円は、審査手数料、下水道量水器検針業務委託料などを見込み、前年度対比46万1,000円減の計上でございます。

次に、2項営業外収益の1目受取利息及び配当金は、預金利息として38万7,000円の計上、2目の長期前受金戻入は2,745万1,000円を計上し、これにつきましては、補助金等により不足した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したものでございます。

続きまして、20ページの支出についてでございます。

水道事業の1項営業費用、1目の原水及び浄水費は、職員1名分の人件費、水質検査等の委託料、施設の修繕費用など1,133万1,000円の計上でございます。2目の配水及び給水費は、水道メーター交換委託料及びこれに係る材料費のほか、配水施設等の修繕費、電気料など2,290万9,000円の計上でございます。

21ページ、3目の受託工事費は、町から委託を受けて行う消火栓設置修繕経費137万8,000円で、前年度対比84万1,000円減の計上でございます。4目の総係費は、職員3名分の人件費、メーター検針会計システムの委託料など3,666万5,000円で、前年度対比677万円増の計上でございます。

22ページ、5目減価償却費は、建物、構築物などの有形固定資産減価償却費8,864万2,000円で、前年度対比218万3,000円増の計上、次の6目資産減耗費は、構築物の除却費など410万円で、前年と同額の計上でございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は、企業債利息108万3,000円で、前年度対比206万4,000円減、3目の消費税は、水道会計の支払消費税800万円で、前年度対比300万円の減の計上でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきましては、資本的収入の1項1目工事負担金は、加入分担金264万円で、前年と同額の見込みでございます。

次に、支出につきましては、資本的支出の1項1目給配水設備費は1億820万4,000円で、前年度対比2,423万4,000円増の計上でございます。内容としましては、劣化が著しい配水管の

布設替えや中央監視電気通信設備更新などの施設整備費が主なものとなっております。2項1目企業債償還金は2,701万8,000円で、前年度対比2,920万円減の計上でございます。

ページを戻っていただきまして、6ページは令和3年度の水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

御覧をいただきまして、1の業務活動は1億1,921万2,000円の増加、2の投資活動で9,596万9,000円の減少、3の財務活動で2,701万8,000円の減少となり、これら3つの活動により、現金は377万5,000円減少し、現金の期末残高は6億6,567万6,000円となる予定でございます。

7ページから12ページにかけては給与費明細書を、13ページには前年度の予定損益計算書を記載してございます。

14、15ページは、令和3年度の予定貸借対照表でございます。

14ページ、最下段の資産合計は28億6,177万2,000円、15ページ中段の負債合計は6億8,300万4,000円、下段の資本合計は21億7,876万8,000円で、負債資本合計は資産合計と同額の28億6,177万2,000円となる予定でございます。

16、17ページは、前年度の予定貸借対照表を、18ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思っております。

水道事業会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条につきましては、令和3年度の業務の予定量でございます。排水戸数3,350戸、年間総処理水量94万立方メートル、1日の処理水量2,575立方メートルを予定してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入で5億2,772万4,000円、支出は4億3,460万円の予定でございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で3億776万円、支出は5億1,252万5,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額2億476万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,236万3,000円及び減債積立金9,240万2,000円で補填をするものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5億円と定めたものでございます。

6条は、企業債に関するもので、資本費平準化債の限度額を2億120万円としてございます。

第7条は、経費の流用に関する事項を定めたものでございます。

3ページから5ページは、下水道事業の実施計画を記載したものでございますので、内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、13ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、下水道事業収益の1項営業収益、1目の下水道使用料は1億7,900万6,000円で、前年度対比78万円減の見込みでございます。2目のその他営業収益は、工事申請手数料など20万円の計上でございます。

次に、2項営業外収益、1目の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金に1,350万円で、前年度対比530万円増の計上でございます。2目の長期前受金戻入は1億7,257万6,000円で、前年度対比1,947万7,000円減の計上でございます。4目他会計負担金は、一般会計からの負担金1億6,244万円で、前年度では他会計補助金としていたものを科目変更したものでございます。

続きまして、14ページの支出についてお願いいたします。

下水道事業費の1項営業費用、1目の管渠費76万円は、マンホール修繕費用など、前年度対比79万9,000円減の計上でございます。2目のポンプ場費226万8,000円は、マンホールポンプ施設の通信電話料や電気料の経費で、前年度と同額の計上でございます。3目の処理場費6,032万7,000円は、水質検査、汚泥処理、包括的長期民間委託などの維持管理費用で、前年度対比170万3,000円減の計上でございます。4目の総係費2,972万5,000円は、企業会計システム電算経費、ストックマネジメント実施設計業務費用など、前年度対比518万9,000円増の計上でございます。

15ページ、5目の減価償却費2億8,493万9,000円は、建物、構築物などの有形固定資産減価償却費で、前年度対比3,028万8,000円減の計上でございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は、企業債利息5,008万円で、前年度対比575万8,000円の減、2目の消費税は、下水道会計の支払消費税620万円で、前年度対比472万2,000円減の計上でございます。3項特別損失、2目貸倒損失の30万円は、不納欠損費用を見込んだものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして、資本的収入の1項負担金、1目工事負担金は、受益者負担金400万円で、前年度対比150万円増の見込みでございます。2目の他会計負担金は、一般会計からの負担金1億256万円で、前年度では他会計補助金としていたものを科目変更したものでございます。2項1目の企業債は2億120万円で、資本費平準化債による借入れでございます。

次に、支出につきまして、資本的支出の1項1目企業債償還金は、償還元金5億1,252万5,000円を計上してございます。

ページ戻っていただきまして、6ページは、令和3年度の下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。御覧をいただきたいと思っております。

1の業務活動は2億1,067万5,000円の増加、2の投資活動で1億656万円の増加、3の財務活動で3億1,132万5,000円の減少となり、これら3つの活動により、現金増減は591万円増加し、現金の期末残高は896万2,000円となる予定でございます。

7ページには、前年度の予定損益計算書を記載してございます。

8ページ、9ページは、令和3年度の予定貸借対照表で、御覧をいただきたいと思っておりますけれども、8ページ、最下段の資産合計は85億1,130万2,000円、9ページの中段の負債合計は80億4,773万5,000円、下段の資本合計は4億6,356万7,000円で、負債資本合計は資産合計と同額の85億1,130万2,000円となる予定でございます。

10ページ、11ページには前年度の予定貸借対照表を、12ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思っております。

下水道事業関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 続いて、財政計画資料について、企画政策課、寺島財政係長。

寺島係長。

企画政策課財政係長（寺島靖城君） それでは、令和3年度財政計画について説明いたします。

お手元の財政計画資料を御覧ください。

この資料の説明につきましては、提案説明等と重複する内容があると思っておりますが、御了承を願います。

それでは、1ページ目を御覧ください。

池田町会計別予算額の状況であります。各会計の令和3年度当初予算額を前年度と比較

したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は44億8,408万5,000円です。その下の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計予算を合わせますと13億1,728万1,000円です。普通会計、特別会計を合わせた令和3年度予算総額は58億136万6,000円で、前年度に比べ3億4,173万8,000円、率にして5.6%の減となっております。

下の表は、水道事業会計及び令和2年度から公営企業会計に移行しました下水道事業会計の予算状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

上段には町勢、中段には令和元年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてございます。

町勢の住民登録人口は、令和2年3月31日現在で9,757人で、前年に比べ36人の減少となっております。産業構成比は平成27年国勢調査数値となります。

令和元年度会計別実質収支の状況は、昨年9月の決算議会で報告済みの歳入歳出決算の状況でありますので、説明は省略いたします。

公債の状況ですが、各公債費それぞれの令和2年度末残高、令和3年度の元利償還額、起債発行見込額により、令和3年度末残高を見込んだものであります。全会計の令和3年度末残高は89億8,441万4,000円の見込みであり、住民1人当たり換算しますと92万円となります。

次に、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表を御覧ください。

内容は提案説明等のおりとなりますので、説明は省略いたします。

次に、4ページは、消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、社会保障施策に充当させる経費を明確化したものであります。

次に、5ページの一般会計歳出予算性質別状況を御覧ください。

前年度予算額と比較額の大きい主なものについて説明いたします。

1番目の人件費、2番目の物件費、5番目の補助費等につきましては、既存事業の見直しや精査により、前年度より削減しており、人件費は前年度比2,161万2,000円の減、物件費は1,998万7,000円の減となっております。

5番目の補助費等の予算額は9億2,159万5,000円で、前年度比2億2,965万1,000円の増となっておりますが、これは従来9番目の繰出金で計上していた下水道事業会計の繰り出しを負担金として5番目の補助費等に計上したため、下水道事業会計負担金2億6,500万円を差

し引きますと、実質的な補助費等は、前年度比3,534万9,000円の減となります。

6番目の公債費は5億8,616万3,000円で、前年度比2,150万6,000円の減ですが、これは平成22年度に借り換えた総合福祉センターの起債償還が令和2年度で終了することが主な要因です。

11番目の投資的経費のうち、普通建設事業費は1億6,538万9,000円で、前年度比5億5,172万円の減となっています。これは穂高広域施設組合の新ごみ処理施設整備費負担金や道路改良事業の減によるものが主な要因です。投資的経費の内訳につきましては、6ページの一般会計建設事業の実施計画書を御覧ください。

次に、7ページを御覧ください。

これまで御説明しました内容をグラフ構成により表しています。上半分が歳入を構成する経費で、右側が町税の内訳となっています。また、下半分が歳出の目的別と性質別のグラフとなっています。歳入の左側のグラフで網かけのところが自主財源で28.2%の割合、白抜きのところが依存財源で71.8%の割合となっています。自主財源で大きなウエートを占める町税の内訳は、右側のグラフのとおりで、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年度に比べて5.5%減となっています。

次に、下段の歳出のグラフの左側の目的別では、歳出総額に占める割合で最も大きいのは民生費で、以下、総務費、公債費の順となっています。右側の性質別経費を見ていただきますと、濃い網かけのところの義務的経費が45.9%、白抜きのところの投資的経費が7.4%、薄い網かけのところが、その他の経費で46.7%を占めています。

次に、8ページを御覧ください。

実質公債費比率の推移を表したものです。これは実質的な地方債の償還額が財政に及ぼす負担を表すことによって、財政が硬直化しないよう新たな地方債の制限等を行う目安となる指標です。中段に実質公債費比率の計算式がありますが、この計算式で算出した数値がの単年度における実質公債費比率となります。国・県へ報告し、公表される数値は、の過去3か年平均の実質公債費比率の数値であります。この実質公債費比率が18%を上回ると、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、地方債の借入に許可が必要となります。下の折れ線グラフは、実質公債費比率の推移を表したものです。過日の町民説明会でお示した実質公債費比率の推移と数値は同様ですけれども、この財政計画資料では、数値が確定している平成28年度から令和元年度までの過去4年間と推計値となります令和2年度以降の4年間の計8年間を示しております。

次に、9ページを御覧ください。

令和元年度の普通会計における決算、財政指標等を近隣市町村と比較した表を掲載しています。表の中ほどにある地方債現在高は、令和元年度末時点ですが、当町は51億8,100万円となっております。その下の積立金現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の令和元年度末の現在高で11億2,000万円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

普通会計から水道会計までの全てにおける地方債の元利償還金の推移と未償還元金の推移を棒グラフにしたものです。町の実施計画に基づき、3か年の実施計画書に計上されている事業の地方債を見込み、それ以降の継続が見込まれる事業についても、地方債を考慮しています。下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画されている起債事業を予測しています。

次に、11ページから17ページにかけて、普通会計の町債の全ての明細を載せてあります。

18ページから19ページは、新たに令和3年度に償還が発生する予定の普通会計の地方債及び令和3年度に発行を予定している普通会計の地方債の状況であります。説明は省略いたしますが、御参考にしていただければと思います。

令和3年度財政計画についての説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） 先ほど説明いたしました予算の説明の中で、1点訂正をお願いしたいと思います。

議案第21号の池田町水道事業会計予算書をちょっとお手元のほうに御用意をお願いしたいと思います。

ページで言いますと、22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページの説明欄の最下段にございます消費税の関係でございます。本年度予算額は800万円でございますけれども、この説明欄のところでは1,100万円と前年度の金額を記載してございますので、この説明欄の1,100万円を800万円と訂正をお願いいたします。よろしくお願いたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時11分

令和 3 年 3 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年3月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年3月5日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第4号より第22号まで質疑

各担当委員会に付託

日程第 2 請願・陳情書について

上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

2番	大 厩 美 秋 君	3番	中 山 眞 君
4番	横 澤 は ま 君	5番	矢 口 稔 君
6番	矢 口 新 平 君	7番	大 出 美 晴 君
8番	和 澤 忠 志 君	9番	薄 井 孝 彦 君
10番	服 部 久 子 君	11番	那 須 博 天 君
12番	倉 科 栄 司 君		

欠席議員(1名)

1番 松 野 亮 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君

学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日予定しておりました日程 1 が昨日 4 日に終了いたしましたので、本日の日程 2 を日程 1 とするよう日程を順次繰り上げ、変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

よって、変更することに決定いたしました。

議案第 4 号より第 22 号まで、質疑、各担当委員会に付託

議長（倉科栄司君） 日程 1、各議案ごとに質疑を行います。

議案第 4 号 池田町てるてる広場設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号 池田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） この6号は、今よりも強制力が強くなるということなんですか。もし土地の所有者の合意が得られない場合、どのようになるのでしょうか、お聞きします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） おはようございます。

特に強制とかでございませぬ。ただ、この条例を進めていくに当たりまして、やはり自分のお持ちの土地や建物については適正に管理していただく、特に空き家等も増えておりますので、そういう部分もお願いするとともに、改めまして、例えば家の敷地の隣接する水路とか道路についても当然、ちょっと草を刈ったり、水の流れがいいかどうか、そういうことを見ていただくということで、あくまでも協力していただくというような思いで今回上程させていただきますので、御理解お願いいたします。

以上になります。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） この前、全員協議会のところで質問したんですけども、もう一度はっきりとお尋ねいたします。

現在影響が出る人数と、それから、どのぐらいの減額になるんでしょうか。それをお尋ねします。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜沢佳洋君） 今回の所得制限によりまして影響が出る対象者ですけれども、医療費ですので、いつも変化がありますので、現在の状況ですと、10名の方が対象から外れる状況でございます。また、予算のほうの影響額につきましても、これも医療費ですので、そのときの状況で違いますけれども、当初予算のベースでは150万円の減額を見込んでおります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） これも全員協議会でお聞きしたんですが、もう一度お聞きします。

教育委員会に、妊娠期からずっと15歳までの保・小・中一貫という考えで担当するということになると、今、保健師さんが健康福祉課におられると思いますが、その保健師さんとかそういう、妊娠期からよく精通している職員さんが教育委員会にも配置されるということによろしいのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

今回の池田町子ども・子育て会議条例の一部改正の上程につきましては、会議の担当部署を健康福祉課のほうから教育委員会学校保育課のほうへ替えるという内容でありますので、得に組織替えという意味合いのものは全然ありませんので、御理解をお願いいたします。あくまでも会議の担当を替えるという内容です。池田町子ども・子育て会議条例の担当部署の変更に関する改正でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（倉科栄司君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大出美晴議員。

7番（大出美晴君） おはようございます。

議案第12号について、これはどうしても指定管理にしなければいけないことなんでしょうか。そののところ、もう一度説明してください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 管理の方法、指定管理とか管理委託とかあると思うんですけども、指定管理にしたほうが裁量権が非常に大きくなるということで、住民の方の今のニーズ等にもお答えをしやすいかと思えますし、それぞれ施設の収入等も指定管理者のほうで行えるということで、総体的に考えまして指定管理にしたいというように考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 今の答えだと、別に指定管理でなくても、いろいろなものがガラス張りになるような気もするんですけども、そのところはどうかですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 条例でも指定管理をすることができるという決まりになっていますので、絶対かどうかということになれば、絶対ということではございませんけれども、町のほうでは、先ほど答えましたとおりの考えで指定管理にしたいということでもあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 先日の全協でお願いしました人件費に関する資料ですね、これはいつ提出していただけるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 予算決算特別委員会のとしまでは提出したいと思います。以上です。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） もしできているのであれば、ちょっと見たいものですから、できれば今日、議会が終わった後でも提出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今、担当のほうで作成をしていたのは確認しているんですけども、完成したかどうかちょっと見えていなかったものですから、ちょっと今日という確約はできませんので、お願いします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） できたものであるならば、今日の段階でも渡していただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（倉科栄司君） 要望でよろしいですか。

9番（薄井孝彦君） はい。

議長（倉科栄司君） 8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 先般もお聞きしましたけれども、指定ということですが、公募または指定ということなんですが、これ、指定管理はやはり3年たちましたから、公募したほうがいいのかと思うんですが、町としては公募について、いつ頃の時期に考えているのでしょうか。これは3年後また指定でいくのか、そのときは公募でいくとか、何かうまい思いがあるのでしょうか。公募についての、ちょっと考え方についてお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それぞれの施設の状況があるかと思えますけれども、この賑わい拠点施設につきましては、まだ具体的に、いつから公募をするとか、次回3年後も指名にするとか、そういったことまで考えていませんけれども、また随時、管理者とは話し合ったり、情勢を見ながら決めていきたいと思っています。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会でも質疑はあるわけですが、昨年と大きく違った点についてお願いをしたいと思います。

10ページの歳入のところで、財産収入が今回計上されまして、土地開発公社の解散残預金が4,279万1,000円ございました。これの使途的なところは、単なる今歳入に入ってきて、歳出はまだないものですから、その点についてどのように考えているのか。

また、土地開発公社の経緯から見ても、こういったものは土地に関係するものに基金として積み立てて運用すべきだと思うんですが、その点について、町の考えはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 土地開発公社の清算人会に私も出席させていただいたときに意見もございましたし、これについては、何か使途を決めてというような御意見もございました。

私ども、今、土地の関係ということでございますので、土地開発基金というのもございますけれども、これは土地を取得するとかに使う基金でございますので、私ども、やはり今後、公共施設の維持管理等がコストがかかっていくということで、もし基金に繰り入れるのであれば、公共施設等整備基金という中に繰り入れて、用途をはっきり、例えば今後整備していくもののこの一部に充てたいという、そんなような形で横に寄せるといったようなことも考えておりますけれども、これにつきましては現在検討中でございますので、そのような形で、大事な財源として確保していければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 同じ点について、町長の考えをお願いします。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 議員御指摘のように、これは、いきさつの中で町に帰属ということでありますので、今課長が答弁したように、またそういう方向で検討していきたいなというふうに考えております。3月末の専決でもって、どんな基金に積み立てるか、これはまた明らかにしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） 町長にお聞きします。では、このお金は基金に積み立てるということでよろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 今お答えしたとおりで、3月末の補正で、どんな基金に積み立てるか明細をお示しするということであります。

議長（倉科栄司君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） もう一点お願いします。

これは非常にタイムリーなことで、町民の皆さんにも影響といたしますか、悲しんでいるところもあって、そこでまた、細かいところは予算決算特別委員会でできればと思うんですけども、28ページ、歳入にもありますけれども、記念館費のところ、財源のところ、浅原六郎記念碑周辺の樹木伐採の事業の負担金がありました。

先日のニュースでも大きく取り上げられましたけれども、八幡神社の境内の土俵の屋根が風によって倒れてしまったということで、様々なところに影響があって、その中で私のところにも、南側の木を切ったのが影響ではないかという声も聞かれています。

そんな中で、こういったところ、今予算的には、こういう財源として出ているわけですが、今後そういったところの影響の調査みたいなものをするつもりはあるのか、その点についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

28ページの浅原六郎記念碑周辺樹木の伐採事業負担金ということで46万6,000円、こちらは八幡神社氏子総代から収入予定、予算計上したものですけれども、八幡神社南側の樹木の伐採につきましては、9月の議会において補正予算を計上いたしまして執行いたしました。

その際、八幡神社の氏子総代とも十分協議をした内容で、負担分につきましては、町負担半分、残り半分は八幡神社総代のほうからという、協議をした結果、そういった形を取らせていただいております。今週月曜日ですかね、強風によって土俵の屋根が崩落したということとありますけれども、今後八幡神社と、その辺はやはり検討・協議していく必要あるかなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 予算書21ページの最下段の花とハーブの里づくり事業の工事費が211万6,000円計上されているんですけども、この内容について、ちょっと説明をお願いします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 来年度以降、今、ガラス温室の販売スペースをハーバルヘルスツーリズムの拠点場所としたいというように考えておまして、その施設の空調関係、エアコンと、あとエアカーテンといまして、それぞれ壁かけのものを上から送風することによって温度を一定にするような装置ですけども、そういった空調のほうをよくしたいというように考えた工事費であります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑は。

7番、大出美晴議員。

7番（大出美晴君） ただいまの説明ですけども、基本的に温室というのは温めるところであって、冷やすところではないと思うんですけども、町の考え方がちょっとずれているのではないかと思いますので、ちょっとそこら辺の説明をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 温室の入口のところに今設置をしてあります販売スペースがあると思うんですけども、そのところで体験等を行いたいということで、そのような人の体験ですとか各種教室を開きたいということで、人に対する空調を整備したいということでございます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 基本的なところで、間違った方向に行っているのではないかと私は思

っています。ガラス温室、屋根も透明で光が差す、太陽光が入る、暑くなる、当然のことである。そこをまず直してからでないと、そこで本当にエアコンが要るのか要らないのか、そこで検証しないと、全く意味がないと思うんですけれども、どうですか、そこら辺は。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） ガラス温室も大規模改修は当面見送ったということもござい
ますし、先ほど言いましたとおり、ハーバルヘルスツーリズムのほうも、これでトレーナー
のほうも育成しましたので、推進したいということがありますので、そちらのほうの整備を
今したいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 7番、大出議員。

7番（大出美晴君） ちょっと答えになっていないと思うんだけど、確かにハーバルヘル
ルスに向けてのトレーナーの育成とか、そういうのは分かりますよ。分かりますけれども、
そういう人たちが研修したり活動したりするところは、単純に言えば4、5、6、7、8、
物が育つところは8月頃まで、8月では遅い、4月から6月頃まで、そこら辺のところは、
かなり暑くなるはずなんですよ。そのときにエアコンで冷やすといっても、うまく冷えない
ということをはかの業者からも聞いています。

基本的な、先ほども言いましたけれども、陰になるところをつくらないと、幾ら冷たい風
を当てても空気は冷えないということですので、そこら辺の基本的なところをもう一度、町
は考えるつもりはないですかね。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 状況といたしますか、建物の状態につきましては、それぞれま
た管理団体等とも話しまして、整備といたしますか、多少修繕できるところは修繕したいと思
いますけれども、当面、その空調の整備によりまして事業のほうを進めたいと思っています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 今までその場所は販売スペースで使っていたわけですがけれども、これ、
クーラー入っていなかったですよ。ですから、別にそこにクーラー入れる必要ないのでは
ないですか。自然の中でやればいいんだから、その辺、クーラー入れて、電気料どのくらい
かかるのか知らないけれども、どのくらいかかるんでしょうか、維持運営費が。別にクーラ
ー入れなくても、今までもあそこで販売していて、ただやっていたんですが、それでも十分

できるじゃんと思いますが、どうなんでしょうか、そこら辺。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今回は体験ですとか、そういったものでも利用したいということで、販売よりも大分いる時間も多少長くなるのではないかとということで、空調のほうを整備したいというように考えております。

また、年間の維持管理費につきましては、予算決算特別委員会等でお話をしたいと思いません。

以上です。

議長（倉科栄司君） 7番、大出美晴議員。

7番（大出美晴君） ちょっと今の答弁だと、時間が長くなる人間だけということになると、一部の人間のだけのためにお金を町の予算を使うというふうに私は取れるんですけども、そこで働いている人たち、働いているというか、そこで指導したりする、そういうふうにする人たちも長時間そこにいるということになりますけれども、そういう人たちのことはどういうふうに考えているんですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤経済振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それは体験する人ばかりではなくて、そこで教えている方ですとか、当然勤めている方も長時間ということになりますので、そういったところも総合的に考えて、空調のほうを整備したいと考えています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 先ほど私、言いましたけれども、一部の人たちのために町税が使われるのかというところがあるものですから、やはりもっと検証したほうがいいのではないかと私は思いますけれども、どうですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 検証も必要かと思えますけれども、来年度からは本格的に、よりヘルスツーリズムを進めていきたいということも考えておりますので、空調のほうは整備したいと考えています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） ここで補正で出てきた、私もこれ、一般質問で入れているんですが、

町長、エアコン等334万2,000円というのは削れないでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、担当課長から説明いたしましたように、ハーバルヘルスツーリズム事業を推進してきておりました。そういうことから、温室の大規模改修ということで計画をしたんですけれども、御存じのように、これにつきましてはちょっと凍結ということになりました。一部、苗等の売店のスペースがありますけれども、その一部にエアコン設置をして、ハーバルヘルスツーリズムのトレーナーの皆さんの活躍する拠点としての整備をしたいということでもあります。

さっきからもお話ありますように、これは観光拠点とも言える部分でありますので、町内外の皆さんが大勢見えるだろうと思いますし、そこに滞在をしながら、トレーナーの皆さんの指導の下に、ハーブによりますケアをしていただくということでもありますので、滞在時間が長くなるということと、当然苗等の販売もしますので、そこにお客様が見えると。去年につきましては、そういうことで、夏につきましては、大変暑いということでの御意見もいただきましたので、そういういろいろな観点から、ここはエアコンを整備しようということになってきたわけであります。

これはハーブの里づくりのやはり重要な拠点であると私は考えておりますので、そういう点で整備を進めていくということで御理解いただけたらと思います。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） 私は重要な拠点ではないと思います。それと、334万2,000円というのを補正で出してくるというのはいかななものかと思えますよ。工事始まるとしたら4月でしょう。4月の新年度の予算の中に盛り込むべきではないでしょうか。

それというのは、もうちょっと議論をしなければ、町長の熱い気持ちだけでは300万というお金が本当にもったいないと私は思います。もうちょっと議論をして、エアコンが必要なのか、今やるのか、コロナ禍の中で来場者が今年は読めない、来年、再来年に送ってもいいのではないかという、そういう議論もあるのではないのでしょうか、町長。なぜ補正でやったんですか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 設計等の時間がありますし、そんなことから補正で上げさせていただいたということでもあります。これ、当初に振り替えるということも考えられますけれども、

どちらにしても予算としては計上されていきますので、御理解いただけたらと思います。

議長（倉科栄司君） 8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 町長も、財政難だから、結局、これをどうにかしたいと固い決意を述べているわけですがけれども、自分のやりたいこと、それは政策だと思えますけれども、費用と効果、この辺もありますし、これはこういう財政難の折、みんなが不思議に思うようなものをやはり補正予算で上げてくるということは、非常に、本気で本当に財政再建やるつもりがあるのかと思われるんです。

これ、1年や2年延期したっていいではないですか。ちょっと1年延期して暑い中でやってみて、どうしても駄目なら、どうするかというような工夫も出てくると思うので、初めから温室育ちみたいに、ばんばん用意してやるんだということではなくて、もっと考えたほうがいいということで、これ1年ぐらいやってみて、どうしても駄目と、我々も行って、どうしても駄目だなということなら、そういうことで認めるということもあると思うんですが、ただ何もしないでどんどん、金がない中、そういうふうには補正予算で上げてくる。これ真剣に考えているのかい。町長、答弁をお願いします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 全ての予算をいい加減に上げているつもりはございませんので。

また特別委員会での御質問もあるかと思しますので、そのときまたお話を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について質疑を行います。

最初に、歳入全般、12ページから35ページについて質疑はありませんか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 34ページのコミュニティ助成事業、これはどんな内容なんですか。ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 34ページの諸収入目6のコミュニティ助成事業助成金のことで、800万でございますね。

これにつきましては、自治宝くじの財源の配分に対しての町の、それぞれの例えば自治会とか自主防災会の取組でございます。自治会で、一般コミュニティというのがまずございまして、一般コミュニティは、例えばお祭りのおみこしとか、最近でいけば山車の改修とか、そういうことをやられて、自治会が手を挙げて、それに対して最大250万円の補助があるということでございます。

それとあと、自主防災の地域防災の関係の助成金、これは200万円が上限でございます。これが、最近の例でいきますと、自主防災会が例えば防災倉庫を建てたり……

〔発言する人あり〕

企画政策課長（大澤 孔君） 内容でございますか。それで、一般コミュニティが、一応今のところ2件、そして、自主防災会の関係が3件計画をしております。合計4件分で800万円ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 一般コミュニティの内容はどんなものですか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 実はこれ、まだ採択になったわけではございません。ですので、この内容については、今後、宝くじのほうでどの事業が採択されるかというのは今のところ分かりませんが、例年でいくと、コミュニティは2件ほど採択されるのではないかとということで計上しております。ここに計上することによって、4月ぐらいに内示が来ますので、すぐ自治会でも、該当した自治会もすぐ動けるような形で予算を計上しているということでございますので、よろしく申し上げます。

まだ確定ではございませんので、一応予定で4件ということで計上させていただきます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 私ども、ちょっと知りたいので、分かたらなるべく早めに、何かの機会を得てでも結構ですので、内容を知らせていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） これにつきましては、内示が来ます。池田町では何件採択されたか、内示が来た段階でお知らせはできるんですけども、今のところはまだ白紙の状態なので、今後ということでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに歳入で。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 12ページなんですけれども、法人税が約29%減になっているんですが、このコロナ禍の中で、廃業された事業者というのは何件ぐらいおられるんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今こちらに、町内の業者で廃業ということの申請はされていません。これは町内と町外全部の法人税の関係で、全体でこのくらい減るかということになっております。町内的には今のところございません。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに歳入の関係で質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出関係について、質疑を各款ごとに受けたいと思います。

まず、第1款議会費、36ページから第2款総務費、57ページまでについて質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 総務費の関係でございます。

昨年にあった、たしか町バスのリース料が計上されていなくて、バスは1台減ということだとは思いますが、その際、この町バスがない分、各課にわたってバスの、要するに

借用費用というものを各課で計上してくるという説明がございましたが、具体的にどんなところで各課は計上してきているのか、御説明をお願いします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 各課的には、総務課では持ってありません。通常どおり学校保育課関係のほうでは、子供さんたちの遠足とかスキー教室等ありますので、そちらでは持っておりますけれども、全体的にリースをやめたからといって増額をしたというところはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 分かりました。

そうしたら、今度各課で視察や研修ありますよね。そういったときには、今までどおりバスが使えないということなのか、それとも人数を絞っていくのか、町民にも影響が出てくると思うんですけども、対応はどのように考えていますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 対応的には、コロナ禍の2年目になります。全体的には、令和2年度も行事的にはたくさんなっておりません。そういう中で、令和3年度につきましては、小型のバスがありますので、それを中心にし、今年、令和3年度1年間の実績を見ながら、来年度、どうしても住民の人たちのニーズが必要になれば、そのときは各課でまた借上料を盛るなりの検討はさせていただきたいと思ひますが、現状としましては、小型バスを中心に運行させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） それをまたぜひ周知をしていただきたいと思います。様々なところで、各課で予約で、今までだったら毎日のようにバスは動いていたときもありました。そういったものがなくなるというのは、町民の皆さんも非常に研修とか楽しみにしている方、生きがいにもつながっている方も多くいらっしゃいます。そんな方もいらっしゃいますので、そういった必要に応じて補正予算を組むのか、それとも、今課長が言ったように1年は何もしないでいるのか。こういった状況ですので、少しならば補正で考えることも可能だとは思ひますが、その点、町長はいかがを考えていますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（齋 聖章君） 当初でありますので、想定範囲で考えておりますけれども、その都度、必要があれば補正も考えていくべきと考えております。

いずれにしても、しっかりしたニーズに基づきまして、予算を上げていきたいなと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 46ページなんですが、上のほうの地域おこし協力隊の事業なんですけれども、これは専門学校のほうなんですが、これ、私はまだ、地域おこし協力隊が民間の学校に対してのこれというのは、ちょっと納得いかないんですが。町としたら、地域おこし協力隊を専門学校に配置するということの専門学校に取られる時間と、それから町民のITリテラシーですか、これの講義、大体どのぐらいのパーセントで、それがオーケーなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） どのぐらいのパーセンテージというのは、なかなか難しいわけでございますけれども、今、実際活動している隊員につきましては、学校のほうの講義というか、そのほうは補助教員ということで位置づけております。そして、社会人と教育というコースがございまして、そこを一応中心に、主任として活動しているということでございます。

ですので、最近はスマホの講座とか積極的にやるようになりましてけれども、そこを中心に主催して務めていたりということで、地域のITリテラシーの向上ということを第一任務として当たっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 町長にお伺ひしたいと思います。自治振興費の関係なんですが、敬老祭の関係で500円というようなことで、自治会のほうの振興に入れるというようなお話であります。町長自身が健康推進というような形で力を入れられておりますし、長寿宣言もされております。その中で、自治会活動がいかに活力を出し、そして、池田町の財政難の中で乗り切ろうという自治の力をどう考えておられるのか。

そして、敬老祭についてですが、やはり健康長寿を祝うという中では、どういう形で、500円を振り込んで、あとはお任せというのではなくて、町長自身がこの敬老祭についてどう発信されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 非常に高齢化が進みまして、町といたしましては、高齢者のお祝いということでは重要に考えておりますけれども、自治会協議会の中で、いろいろ皆さんとも御相談をいたしました。極めて地域によって取組に温度差があると。しっかり取り組んでいるところもありますし、本当にタオル1本配ってということで終わらせているところもあるようであります。

そういうことから考えまして、敬老祭ということを考えますと、果たして全体的にこれを推し進めるということが、自治会にとって、しっかりと取り組んでいるところは、本当に素晴らしいと思うんですけれども、必要であろうかどうか。それよりも、一定の金額の中でそれぞれにお任せをしていくということのほうが充実した内容になっていくのではないかと、そういう観点から、今回こういう措置を取ったわけでありまして。決して軽んじているとか、そういうことで考えているわけではありません。

そういうことで、自治会協議会でもしっかりと御説明をしたところ、皆さんからもそれについて、しっかり了解をいただいたということで、特別これを否定する御意見はありませんでしたので、付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 4番、横澤議員。

4番（横澤はま君） そうしますと、敬老祭、全国的に敬老の日というふうに設けておりますけれども、町長としては、メッセージをやはり出すというような、そういうお考えはございますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは毎年メッセージとしてお出ししております。形としては、今は書面ということになっておりますけれども、これで何らか違う形ということであれば、またそれも検討していければなと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 38ページの12025の人事評価制度共同構築・導入支援業務委託料47万8,000円ということですが、これは広域連携の中でやるということの事業かと思えますけれども、私は前も意見申し上げましたけれども、これはこんなもの使わなくてもできるはずだと思いますので、非常に、それなりの理由は分からないわけではないけれども、果たして今の財政危機の中で、町独自でできることを、わざわざそういう連携の中でお金を使わないといけないということに対して、町民が納得するのかなという点で、私は非常に疑問を感じるんですよ。

その辺について、町長、どう思いますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 人事評価制度ですね。これについては、この中に職員研修等の費用も含まれているということで、また、なかなか単独ではしにくい部分もあるということで、これは共同でお願いしているという事業でありますので、御理解いただけたらなと思います。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 職員研修の部分も含まれているというのは、私、初めて今日知りました。幾らぐらい含まれているんですか、この47万8,000円のうち。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 職員研修という町長の言い方はあれでしたけれども、人事評価に対する課長とか係長、役職の方たちのどのように評価をするかという、そういう研修は含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） いずれにしても、私としては、この部分は、町民の方にうまく説明しないと納得されないのではないかなと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに。

8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） ただいまの総務課長のお話だと、課長とか係長というような言葉が出たんですが、係長は別に管理職ではないので、人事評価する必要ないと思うんですが、そこら辺については、もう一度。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 係長としましては、係長より下の職員の部分を係長が評価しまし

て、それを課長のほうへ評価として上げ、その後に課長のほうで全体的な評価をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） 係長でもそういう人事評価をするということは、管理者として認めるということですから、これはやはり、手当もつけないでそういうことをやらせるというのはまずいのではないかな、そういう形できちんとやるなら、係長手当をつけて、きちんと管理させるというのが妥当だと思うんですが、町長、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 手当という問題よりも、これは組織でありますので、係長は係長の立場として、部下をどう見ているかということでありまして、これに対して費用をつけるかどうかというのは、またちょっと別ではないかと思ひます。

町としては、これに対する手当というのは設けておりませんが、いずれにいたしましても、しっかりと部下の育成ということは、係長、課長の職務でありますので、そういう点から、評価というというのはどうしても出てくるのではないかと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、58ページから第4款衛生費、87ページまでについて質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 66ページの訪問型サービスD実施事業、これ多分、新規ではないかと思ひますけれども、これは、いわゆる買物支援だけではなくて、病院までとか、そういったところまで支援できるような、介添え支援ができるような、そういう新たな内容を含んでいるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの薄井議員の質問にお答えいたします。

現段階は、買物という形のDです。ただ、今ニーズ調査をしております、それによって、どの程度のニーズがあるかということで、通院であるとか、そういうことについても今、協議体のほうで検討するための資料を作っているところで、社会福祉協議会のほうと一緒に連携しているところの段階でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） ということ、これよく分からないんだけど、やるということなのか、それとも、やるということで、これ計上した内容ではないんですか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 昨年度の当初予算のときには出ていなかったと思うんですけども、補正でDという形で、買物のところで上げておりますので、そんなところで今回は上がってきているというところで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに、民生費、衛生費。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 74ページの18050の施設等利用給付負担金ですか、これちょっと、多分新しい内容ではないかと思うんですけども、その辺の内容を説明してください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

74ページ、施設等利用給付負担金88万8,000円につきましては、新規のものではありませんので、以前より計上している科目でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 分かりました。ちょっと内容をもう一回、具体的な内容を教えてください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） こちらは、町外の保育施設のほうに通園しているお子さんに対する給付金という位置づけであります。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 例えば、あづみ病院のあづみっことか、そういう意味ですか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） あづみ病院につきましては対象にはなっておりませんが、そ

のほかの町外の保育施設のほうで通園している子供さんの給付に該当するものです。

9番（薄井孝彦君） 分かりました。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 75ページの病児保育なんですけれども、これ、今休んでおられるのか、それとそれから、現在の池田町の登録人数を教えてください。

それから、79ページの食を楽しむ会2万円となっているの、これはどういう会なんだろうか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 最初の病児保育事業の関係につきましては、現在も継続事業でありますので、以前からやっている継続事業でありますので、池田保育園のほうで1園になりますけれども、継続事業としてやっております。登録制ではありませんので……

〔「病児保育」と呼ぶ者あり〕

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 失礼いたしました。病児保育事業の関係、56万7,000円ですけれども、登録人数につきましては、現在、池田町は1名、1月末現在です。

以上です。

10番（服部久子君） 今はやっているんですか、大町病院で。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 昨年10月からスタートして、現在やっています。

議長（倉科栄司君） 10番、服部議員。

10番（服部久子君） コロナで病児保育、一応休んでいたというような話を聞いたんですが、今はやっておられるんですか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） そうですね、一旦中断していましたが、再開しているというふうに聞いております。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 79ページの池田町食を楽しむ会の補助金ですけれども、これは以前、食生活改善推進協議会ということであった組織が名前を改めましたので、よろしくお願いたします。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 昨年度あった、いわゆる未就学児の児童の眼科屈折事業というのが去年あったと思うんですけども、今年の予算書を見るとないんですけども、これは事業としてやめたということなんですか。せっかく広域で高い器械を買って、それで有効利用を図るということで始めた事業にもかかわらず、その辺のところは具体的にどうなっているんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） すみません、もう一度、未就学児のわんぱく広場ですかね。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） そうではなくて、眼科の目の屈折の。この予算書には載っていないんですけども、去年の予算書には載っているんです。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） すみません、ちょっと確認しまして、載っていないということではなく、続けてやってはおりますので、ちょっと予算書のところ、確認を……

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） すみません、特別委員会のほうで、すみませんが、回答させていただければと思います。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） すみませんね、81ページの出産・子育て安心ネットワーク事業、これもちょっと新しい言葉の様な気がするんですけども、この内容は何でしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） こちらは、大町病院の産科がなくなったことによりまして、松本圏域、塩尻から松本、安曇野市で行っている、妊娠したときからその病院で診てもらっていて、それで出産するときには限られた病院になる。それが全て連携できるものが塩尻、松本、安曇野地域にはあります。そこに今回加入させていただくということでの負担金となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 76ページです。児童センター費になっております。約236万円削減されておりますが、子供たちに対する管理経費ということで、どこが一番削減されるのか、そ

れだけ教えていただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 削減の内訳といたしましては、人件費が主な金額です。

以上です。

議長（倉科栄司君） 4番、横澤議員。

4番（横澤はま君） 人件費といいますと、一番大事なところなんですけど、どういう理由で人件費を削減するか教えてください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 令和2年度と来年度予算をちょっと比較いたしますと、センター長が現在兼務ということで、前年度は2人、施設に1人ずつということで2名おりましたが、現在は兼務ということで1名になっていまして、その分、人数分は補充しておりますけれども、そのほかに代替職員の人数が若干減少していますし、あと勤務時間等の見直し等をやった成果によって、金額が減額しているということになります。

人数的には、どうしても配置人数というものは、最低限の人数を確保しておかなければいけませんので、そういったところは確保しつつも、代替職員等の部分を若干見直しして減額しているというような状況です。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） ちょっと住民課長さんにお聞きしたいんですけども、去年までは合併浄化槽の対策事業というのがあったと思うんですけども、これが来年度予算を見るとなくなっているんですけども、その辺のなくした理由というんですか、必要性がなくなったのか、あるいは、今後全くその辺のケアがなくなってしまうのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 合併浄化槽の補助金のご関係でございますが、計画とすれば、5年間で計画の期間として位置づけて取り組んできたわけでございますが、今年度が5年間の最終年ということで、計画期間を見ますと、需要がないと、そういうことでありますので、次の5か年のところでは計画に位置づけなかったと、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

9番（薄井孝彦君） 分かりました。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、87ページから第7款商工費、101ページまでについて質疑はありませんか。

7番、大出美晴議員。

7番（大出美晴君） 90ページのハーブセンター等賃借料410万2,000円の、ちょっと内容が分かったら教えていただきたいのと、それから、先ほど来からの指定管理料、91ページのところに委託料とか、そういうものがずらっと出てくるんですけども、指定管理料と、それから委託料の考え方の違いを説明お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 賃借料の内訳につきましては、360万円については、ハーブセンター西側施設の指定管理者から納入しているものでございます。残りにつきましては、実際、ガーデンのほうで管理委託をしております団体の営利で使っている部分もありますので、残りは賃借料ということであります。

それから、指定管理につきましては、指定管理の締結をしているところの部分については、指定管理料という位置づけの予算措置となっておりますし、ガーデン等、町で直営をしているんですけども、実際の管理はほかの者に頼んでいるところは委託料というような扱いにしております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 91ページのハーブガーデン委託料の原材料費、これが300万円ということで、去年は35万円だったと思うんですけども、かなり増えていますけれども、具体的な内容を教えてください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 来年度はガーデンのバージョンアップを考えておりますので、よりちょっと、いつもの補植とは違いまして、いつもよりは少しいい内容で、苗等の購入をしたいというように考えております。大きくは、苗だけではなくて、苗と土と堆肥資材等と

というようなところの計上ですけれども、また積算等については特別委員会等でもお出ししたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） 同じところなんですけど、今日は答えなくて結構ですので、特別委員会の中で、指定管理料の内訳あるいは苗の内訳等分かりましたら、詳しく出してください。意見です。

議長（倉科栄司君） 特別委員会でもよろしいですか。

6番（矢口新平君） はい。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑のある方。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 去年も町なか駐車場の花壇管理をやったんですけども、来年度予算の中には、それは具体的に入っているんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 来年度につきましては、商工系の予算のほうに組み入れております。また、具体的には自治会長さんとも相談したいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに。

8番、和澤忠志議員。

8番（和澤忠志君） ちょっと私の勘違いかどうか知りませんが、91ページの花の里づくり推進補助金ですが、何か来年度、形を変えたいと、集計をして何かというような話が、町報紙にあったのかどうか知りませんが、これ内容が変わるんでしょうか、補助の内容。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 補助対象自体は、要は目立つところにといいところで、あまり変わりはないんですけども、今までの自治会の花の里づくり推進委員の方をお願いをしております、報酬で払ったり、原材料費で払ったりした部分もあったんですけども、それをここの補助金のほうにまとめて、自治会でやる場合であっても、ここの予算項目から支出をしたいということになります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 関連して、このところで、花の里づくりと、あと課をまたぐんですけれども、美しい町づくりの推進委員会が来年は廃止ということで話があったんですけれども、ここには載ってきていない。しかしながら、町民の中には、ガーデンハックルベリーといますかね、ハックルベリーの種を植えて、町をまた花とハーブのところ盛り上げていったらどうかということで、様々な会議でそういった提案がなされて、町長もお聞きしていると思うんですけれども、そういったハックルベリー等の推進については、今年度はどのように、こういうところで関係して推進していくのかお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） ハックルベリーも、いろいろなところを通じて話は来ておりました。それで、農ということもありますので、また営農支援センターですとか関係するような会議で、ちょっと検討はしているんですけれども、まだすぐにちょっと、具体的にこれはという推進は難しいかなと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 多分、産業振興課では結構厳しいかなと思います。農のところだと、やはりいろいろなところでハードルありますので、やはり美しい町づくりの関係する町づくり推進係のほうで、ある程度担当するところもあろうかと思います。

というのは、前回、滝沢の方から種を頂いて、お花のケイトウが非常に昨年見事に咲きまして、様々なところで美しい景観が保たれた、そういったいい実績がございました。またそれも引き続きお願いしたいわけなんですけれども、またそれに基づいて、また町民の方から、今度はこの作物はどうかという提案がなされたわけです。なので、費用もかからずに、これは種だけ配布をして、ぜひこうやって植えてくださいということだけでも、町の中が彩る可能性がありますので、やはりそういった町づくりの観点から推進したほうが、前はそれで成功したと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 確かに御指摘のとおりで、種を使って、具体的には1丁目は修景したという実績があります。

美しい町づくり委員会は一旦閉じますけれども、町内ではこれ、引き続き行いますので、またちょっと煮詰めまして、どんなふうにしたら効率がよくできるのか、また町民の皆様の

力をお借りすることができるのか、体制についてはちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 有害鳥獣の関係の猿の対策なんだけれども、おりが非常に効果があるということで、来年度予算はおりを買いますという、たしか答弁があったと思います。

それで、実際これ見て、この予算の中に、新たにおりの設置費というのは入っているんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） おりにつきましては、有害鳥獣対策協議会が直接補助を受けておりますので、ここでは、あと去年導入しましたGPSですとか、そういったものの管理、そういった費用が町のほうの予算のほうに入っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 具体的には、導入はされるということなんですね。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 補助金の関係ですので、採択の関係もあると思うんですけれども、一応町としては、おりを設置する予定で要望を出しております。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、102ページから第9款消防費、110ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、110ページから第13款予備費、136ページまでについて質疑はありませんか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 美術館の問題であります。先ほどの指定管理が出ておりますけれども、

町民の皆さんからは文化を非常に大事にしてほしいというような意見も、先日も赤裸々に出されております。その中で、町長は、あと2年ですので、令和4年まではというようなお話であります。その辺を、一般質問させていただきますけれども、今の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは、指定管理者との協議もありましたけれども、もう既に来年度1年分については、全部企画展等が決まっております。ですから、休止というような御意見いただきましたけれども、ちょっとこれには該当できないと。やるとすれば、令和4年度がどうかということではお話ししましたけれども、人件費等につきましては、補償のほうがかかってきますよということで、契約の中にも、こちらの都合で指定管理を中断するというこの契約条項は入っておりませんので、2年はしっかりやっていただきたいと。

1年間かけて、行革の委員会、また町民の皆さんの御意見を伺った中で、美術館の在り方について、また検討していきたいということでありますので、ちょっとここでもって急な休止というのは、デメリットのほうが大きいのうに判断をいたしました。そういうことで、2年間は指定管理を続けていくということでありますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 112ページの池高の補助金ということで、100万円計上されているわけですが、内訳的にこれ、また委員会でもいいんですけれども、ちょっと積算根拠というんですかね、これをまた示してほしいと思いますけれども、よろしく願います。

それと、113ページのスクールバス運行委託料なんですけれども、これも去年と比べて増えているんですけれども、これも9月の決算議会のときに、ちょっと高過ぎるのでないかということで、競争入札にしたのかというような意見も出たかと思えますけれども、これ、増えた理由というか、何社から見積もったのか、その辺も含めて教えていただきたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまのスクールバスの関係につきましては、特別委員会のほうでしっかりお答えしたいと思いますけれども、来年度予算につきましても、今年度と同様の内容では見込んでおりましたので、特別変動があるようなものではありませんけれ

ども、どちらにいたしましても、特別委員会のほうでお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

なお、来週は予算決算特別委員会が開かれる予定になっておりますので、それも踏まえて再度、議案第16号全般について質疑はありませんか。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） それでは、全般について、特にふるさと納税の関係についてお伺いをいたします。

ふるさと納税の応援寄附金は、29ページの歳入でも示されたとおり、来年度は7,000万円を予定しているということです。そして、そのうちの半分を、今度は43ページのところで、ふるさと応援寄附金に3,400万円繰り出すということですが、繰入金として4,000万円繰り入れることになっております。ここで基金が、要するにマイナス500万円ほどの差が年度内では出てくるということだと思いますが、その中で各課にわたって、このふるさと納税の目的といいますか、は、聞かなくても分かるとは思いますが、果たしてこれ、もう既に経常経費にかなり組み込まれてしまっているのではないかなという経費が散見されております。

ふるさと応援基金の在り方として、上下、あるときもあればないときもあるので、これを経常経費に組み込むことは、非常にやはり財政的にも、その仕組みはよろしくないとは考えておりますけれども、そういった点で、このふるさと応援基金は、具体的に寄附金を示された方にも、何か水みみたいに消えてしまうものよりも、ちゃんと残るものとか、あとは普通建設事業費のように投機的な経費として、やはり使われるものだとは認識しておりますが、その点について、来年度このような予算計上になっておりますが、経常経費に組み込まれてしまっているところはあるのかなのか。また、そういった経費の考え方についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それぞれの事業に充当させていただいておりますが、その寄附の用途、寄附をされた方の御希望のものに細分化して積んでおりますけれども、それに見合った事業について、今回それぞれの科目というか事業に充当させていただいております。

ですので、この中に、令和4年度に予定しております遊具とか、そういうものはちょっと

別に考えておりますけれども、基本的には頂いた寄附の意思に沿った事業に充当させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 予算決算特別委員会のほうで明確にさせていただきたいんですけれども、要するに、経常経費の中に本当に組み込まれてしまっているものがあると思うんですね、予算が厳しいときですので。やはりそういったところは、なるべく今後排除していかなければいけないという点と、あと消費税の、ここにも資料載せてくれてありますけれども、消費税が8%から10%になったときに、この消費税は社会保障分に使われていますよという証明書という書類がありますよね。あのように、ふるさと納税も明確に納税者に対して、この事業はこれに使ったということをおる程度明確にして、議会にも示させていただきたいと思ひます。

というのは、本当に何に使ったのか分からないのでは、結局納税された方も、私も直接お願ひして納税していただいた方も、何に使ったんだいと言われたときに、何かに使ったというふうにお答えざるを得ないので、やはりホームページ上で公開できるような形で、ふるさと納税幾ら頂いて、どのように使ったかというのを明確にできるようにお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 寄附をされた方の御意思に報いるのは当然でございます。広報いけだとかホームページにも用途については載せてございます。幾ら頂いて、それぞれのこの事業に充てましたとか、写真入りで載せておりますので、そういった形の中で十分、寄附をされた方に配慮してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） 関連で町長にお伺ひします。

やはりふるさと納税でもらったお金というのは、基金として残すべきです。今年度の中で消費するというのは、ちょっと考え方がおかしいと思ひう。

それと、言われたとおり、あくまで寄附だから分からないわけよ、幾らもらえるか。そういう中で、それを電気代だ水道料に充てていくのは、あまりにも乱暴な予算の組み方だと思ひます。あくまで令和3年度でもらった予算に関しては、一旦基金に積んで、目的別の町長が定めるもの、教育に使うもの等々に振り分けて、その中で皆さんと議論して使うのが筋で

はないかと思いますが、町長、いかがですか。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） これは一旦、応援寄附金としての口座に入れてまいります。その後に用途をはっきりして、それを使っていくということでありまして、また、今年頂いたのをすぐ使うのはおかしいということにはならないと思います。失礼、今年頂いたのは基金に積み立てて、翌年に用途を決めて使っていくということでもありますので、そんなところで御理解いただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

6番（矢口新平君） 町長、分かっていないわ。これでは本当に、綱渡りの予算書と言わざるを得ない。取りあえず、これを電気代に使っていると言っているようなものだよ。もうちょっときちんと基金の勉強してください。

以上。

議長（倉科栄司君） 質問でなくていいですか。

ほかに全般について。

2番、大厩議員。

2番（大厩美秋君） 町長にお伺いしますけれども、金額的には少ない額になります。各課横断的に計上されています草刈りの作業等の依頼についての関係なんですが、令和2年度、5か所にわたって計上されているわけですが、それを令和2年度は、トータルすると58万6,000円でした。それを今年度で見ると32万1,000円ということで、26万5,000円のマイナスになっています。

これ、毎年きれいな町づくりの一環でもあるわけですが、こういった草刈りの作業委託について、これだけの、半分まではいかないんですけれども、削減、課を横断的に統一されて、全て削減されていますけれども、このマイナス分についての草刈り作業が不足する分についての対応は、どのように考えていますか。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） これは、それぞれの課から必要とする金額として上げてきていただいたところで、今までより少ないということでもありますけれども、課の判断として、この程度でも大丈夫という判断をしたということで私は解釈しております。

どうして減らしたかについては、ちょっと各課で聞いていただけたらなと思いますので、また特別委員会のほうでお答えができればなと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 2番、大厩議員。

2番（大厩美秋君） ちょっと明確な回答でないわけだったんですけれども、要はこの減らした分を職員が補うとか、そういったところで解消していくというのは、少なくとも間違っていると思います。表に出てくる歳出の中で、こういった金額はあるけれども、これを、それを上回るような職員に負担のかかるような対応、それがまた、しわ寄せがたって、時間外勤務にまで及んでしまうような負担をかけてしまわないような、ちょっと懸念しておりましたので、質問をいたしました。そこまでについては大丈夫でしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 私、職員に負担がかかって、経費削減のために職員に負担をかけてやるというような解釈はしておりません。当然、時間内のことであれば、身近なところはやると思いますけれども、時間外まで負担をかけてやっていただくというようなことでは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） ほかに。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 教育長さんにちょっと伺いたいと思いますけれども、町民プールの予算が、結局ろ過器の点検だけですので、実質的には動かさないという形、プール自体は実質的には使わないという形になってしまうかと思います。その場合、一番問題は、中学生の水泳の時間がなくなってしまうのではないかということが一番危惧するんですけれども、やはり命を守るという意味で、水泳というのは絶対、中学校においても必要だと思うんですけれども、その辺のところはどんなふうに考えていますか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

中学校の水泳は一応やる予定ということで、中学校の水泳の授業はやる予定で、その分の予算は取って申請をしております。ただ、町民プール自体は、来年度は開設しないということで、その施設の維持管理のための予算のみ生涯学習課のほうで要求しているという、そういう状況でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） そうすると、具体的にはどういう方法でやるんですか。ほかの施設を借りるとか、そういうことですか、どこかに行ってやるということですか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 中学校で要求している予算は、主に水道料で、施設自体は町民プールを使います。ですので、期間限定で、そのときは中学校の専用のプールということで、期間限定で水泳の授業で使うということで、その分の水道料を要求しているということでございます。

議長（倉科栄司君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号より第22号までの質疑を終了します。

議案第4号より第22号までを各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読いたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号より第22号までを各担当委員会に付託することに決定いたしました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（倉科栄司君） 日程2、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書を朗読いたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） これについては、各担当常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読いたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） ただいまの付託表により、各担当常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 34 分

令和 3 年 3 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

令和3年3月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年3月15日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

2番	大 厩 美 秋 君	3番	中 山 眞 君
4番	横 澤 は ま 君	5番	矢 口 稔 君
6番	矢 口 新 平 君	7番	大 出 美 晴 君
8番	和 澤 忠 志 君	9番	薄 井 孝 彦 君
10番	服 部 久 子 君	11番	那 須 博 天 君
12番	倉 科 栄 司 君		

欠席議員(1名)

1番 松 野 亮 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君		

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

3月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	4番 横澤はま議員	1. 財政再建・豊かな暮らしと安心安全なまちづくり
2	3番 中山 眞議員	1. 現在の財政状況に陥った原因 2. 令和7年までの財産シミュレーションと長期ビジョン 3. 町長、副町長の決意
3	5番 矢口 稔議員	1. 財政に対する意識を変える施策等について 2. 経費削減のための契約の見直しについて 3. 新型コロナウイルスに対するワクチン接種について
4	6番 矢口新平議員	1. 令和3年度の予算の基本的な考え方は
5	10番 服部久子議員	1. 将来を見通した会染保育園の再建を 2. 高齢者施設、保育園、学校などの職員にPCR検査を 3. 国の第3次コロナ対策交付金で低所得者、学生に生活支援給付を 4. 生活保護申請時の扶養照会について
6	9番 薄井孝彦議員	1. 地下水資源保全の取り組みについて 2. 町財政再建の取り組みと町の振興策について
7	7番 大出美晴議員	1. 災害時の取り組みについて 2. 経常経費の圧縮について 3. 特産品への取り組みについて

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、吉澤代表監査委員、所用で欠席との報告がありました。

一般質問

議長（倉科栄司君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をいたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

横 澤 は ま 君

議長（倉科栄司君） 1番に、4番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） おはようございます。

4番の横澤はまでございます。

令和3年3月議会定例会一般質問をいたします。

ただいま、おかえりって言いあえるまちに、みんなで広げよう、これはシトラスリボンプロジェクト、元気、絆、感謝、そういった願いで本日一般質問させていただきます。

1、財政再建・豊かな暮らしと安心安全なまちづくり。

新型コロナウイルス感染者が減少しているとはいえ、終息には遠い状況の中、町の財政は危機的状況にあります。逼迫する町の財政、令和3年度予算の歳出削減を図る方針を巡り、ようやくパブリックコメントの結果と財政シミュレーションと併せた財政状況説明会が行われました。しかしながら、財政再建に向けた確たる基本方針が語られず、いつになったら健全財政になるのか明らかでない中、町民はどう理解し、協力するのでしょうか。行政が信頼を失いつつあります。行政は誠実に応えてほしいと思います。未来につなぐ豊かな暮らしと安心・安全な町づくりの財政再建についてお聞きいたします。

まず、財政再建に対する町長の姿勢であります。

財政難を起こしたのは、町長の財政に対する甘さ、確認不足、かじ取りの誤りから財政難となり反省されております。この責任として、自身の報酬10%減額、副町長7%、教育長7%と11月に表明されました。町民の声を受け、議会では12月18日に、さらなる減額を求めて要望書を議決しました。町民団体からも12月に30%以上の減額を求める要望書が提出されています。

先月、2月18日、19日、町民説明会により町長30%、副町長20%、教育長13%の再度の表明がされましたが、決断するために2か月経過しております。

町民や町民団体からも指摘されていますが、町長らの責任のけじめを先に示した上で、財政再建に臨むのが筋ではありませんか。町民に責任の取り方として、一日も早く決断し、減額することこそが誠意ある謝罪の在り方ではないでしょうか。そのことが町長の財政再建の第一歩の政治姿勢であると思います。

改めて、財政再建に対する町長の姿勢についてお聞きします。

また、決断するまでに数か月かかった理由は何か。町民感情からすれば、減額を2月なり、あるいは3月より実施すべきではなかったのかとお伺いいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問、御苦勞様でございます。

それでは、ただいまの横澤はま議員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず、お断りしておきますが、行政の審議の場でありますので、当町は財政再建団体にはなっておりませんので、財政再建という言葉は適切ではないと考えております。御了解願いたいと思います。

財政再建に対する町長の姿勢についての御質問でありますけれども、財政の逼迫した状況が明らかになって以来、その実態の把握と新年度に向かったの予算編成のため、3億円という削減目標を立て、各課から事業の予定、費用、経費の削減について予算の検討を指示いたしました。何分にも大きな削減額のため、調整に手間取り、結果、町民の皆様にも御負担をお願いせざるを得ない状況となってしまいました。

原因につきましては、この段階で深く掘り下げることができず、大型事業の負担の大きさに着目し過ぎた点、反省をしております。

9月に議会に対して状況を明らかにし、財政の調整がうまくいかなかったこと大いに反省したところであります。その責任を痛感し、責任の取り方の1つとして、県内市町村の対応状況を参考にする中で、首長10%、副町長、教育長7%ということで提示させていただきました。

その後、説明会や団体の皆さんからの御意見を受け、12月には議会に対しましては、町長30%ということで明らかにしたところであります。パブコメや議会の皆さんの御意見を参考にいたしまして、町長30%、副町長20%、教育長13%とさせていただいたところであります。財政の改善について、覚悟を示すのが先ではないかとの御指摘であります。覚悟を示すにははっきりとした状況説明、数字的な説明が不可欠であります。先ほど申し上げましたとおり、手間取ってしまい公表が遅れてしまいましたこと反省しておりますが、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいま、町長から反省というようなお話を改めてお聞きいたしました。しかし、町長が今必要なこと、何でしょうか。健全財政の目標値をまだ示し、そして、再発防止の提示ではないでしょうか。私は、町民はそう願っていると思っております。

そして、町民に対して、この財政難を何年に健全財政にするというリーダーシップとしてのメッセージが必要ではないでしょうか。

もう既に、財政難ということは町民の皆さん十分承知であります。今、そういう中で、これから財政をどうするんだと、そういったメッセージが、町長から直接町民にはっきりと分かるようなメッセージをいただきたいわけであります。

平成29年3月に、町長が町づくりの構想、池田町創生日本一美しい町を目指しますという

懸垂幕が掲げられました。あの頃を思いますと、本当にこれから池田町は元気に行くぞと、この美しい町を再建するんだという、そういう熱意があった懸垂幕であります。今どうでしょうか、掲げていないじゃないでしょうか。

そういった面でのやはり町長のリーダーシップを求めたいと思いますが、その細かな削減案、あるいはこれから出てきます町長がどう姿勢を臨むか、がっちりとした骨太の政治の思い切った削減案をこれから具体的に示さない限り、経常経費の削減にはなりません。

令和3年度の予算案に対し、今後の財政危機を打破できるのか大変不安です。新聞記事にも書いてありました。町民が一丸となるためにも、誰もが納得できる目標値と再発防止の提示が不可欠だと示唆しております。まさに私はそのとおりだと思います。

そして、2か月遅れました、ただいまの町長の説明でありますけれども、これは当然、当たり前のお話でありますけれども、しかし、今後の町長がどうしていくんだか、どうしたらこの再建を臨んでいくのか、町民の是非、もう一度、メッセージをいただきたいと思いますが、お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今後の方針はということでありますけれども、先日は議会のほうにお示しをさせていただきました。財政の指標というのはあります。その1つでありますシミュレーションをつくらせていただきまして、財政調整基金の在り方、また、経常収支比率、また、実質公債比率等につきまして、指標につきまして、ある程度の目標を定めて今計画を立てているところであります。

先日示しましたけれども、シミュレーションの中で、18%を超えないというようなお示しをいたしました。指標につきましては、これから組み立てていきますけれども、私といたしましては、かなり国の方針等もありますけれども、そんなことを踏まえまして進められてきたんじゃないかなと思います。

また、今後の方針につきましては、美しい町づくりということで、懸垂幕がなくなったと言いますが、それに代わりまして、具体的な内容といたしまして、気象非常事態宣言と、また健康長寿の町づくりということで掲げさせていただきました。これが具体的な方針ということになってくると思います。

その件につきましては、また新年度から体制を取りまして、町づくりに進んでいくということに取り組んでいこうと考えておりますが、いつ、この財政の改善ができるのかということでもありますけれども、これは先ほど申し上げました指標一つ一つを検討しながら、毎年の

ようにくみ上げていくものでありますが、それにつきまして、これから議会の皆さんとも調整しながら、この辺までというところの線は示していきたいというふうに考えております。

今は、その調整が始まったところでありますので、これからまたはっきりとした数字的な、また指針的なところはお示ししてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ、今、今ではないんですよ、もう遅いです。これからどうするかというところをもう一度町長、リーダーシップとしてしっかりと受け止めて、町民に、そして、寄り添う、そういう町政をお願いしたいというふうに思います。

次にまいりたいと思います。

町民団体より理事者に求めた質問状についてであります。

先月、町民団体より数項目にわたり副町長の言動等に関する質問状が出されました。任命権者の町長として、どう思われますか。また、行政としてしかるべき対応を求めています、どのように対処いたしますか、簡潔に町長にお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをしていきます。

民間団体の皆さんから副町長に対する質問状について、どのように対処するかとの御質問でありますけれども、この後、副町長から説明がありますが、私といたしましては、受け取り方の違いは感じますが、指摘されるような、あるまじき言動であるとか、事実と異なる内容であるとかは考えておりません。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまの町長のほうからのお話でありますので、次にまいりたいと思います。

この実は質問の内容は別といたしまして、9月町民団体より、2月9日に宛てた、小田切副町長への発言に関する質問状ということになります。そして、新たに町長のほうから回答が2月22日、町長名で参ったということをおき添えておきたいと思っております。

それでは、小田切副町長に対し、この団体の申入れ内容について、団体では行政権限を逸

脱した看過できない事案が見られ、また、町民団体の活動への干渉であり、議会の自立権を侵す越権行為であり、地方自治法にも抵触するものではないでしょうかと指摘しております。その責任を明確にされることを求めています、副町長に簡潔にお伺いいたします。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） ただいまの御質問でありますけれども、簡潔にということですが、これにつきましては、ちょっと大事なことでありますので、多少お時間をいただきたいと思っております。

町民団体からの質問状でございますけれども、発言内容の事実関係と真意を明らかにし、行政としてしかるべき対応を求められておりました、2月22日に文書にて回答してございます。

その中で、9月30日の議員協議会において、町民団体からの要望書が議会にも提出されたが、参考程度に抑えておいてほしいとの発言が取り沙汰されております。これが団体活動干渉に当たるということでありましたけれども、議会事務局で作成いたしました議事録を改めて確認しております。実際の言葉としまして、社総交事業等の導入経過などを説明した後、これらを参考意見とまでは言わないが、少し頭の中に入れていただき、議会に出された団体からの要望書は議会の中で取りまとめをしていただければ幸いですと発言しております。

このように、町民団体の活動を軽視し、かつ干渉したものではありません。後日、同団体との意見交換の中で、議会での取りまとめをしてくださいという部分が議会に対しての圧力という指摘をされました。そういう趣旨での発言ではなかったのですが、受け取る側がそういう解釈をされてしまえば仕方がないかなと、今後は言葉を慎重に選ばなければならないと改めて思っております。

また、正副議長が町長室を訪れた際に、議会臨時号の議長あいさつを巡り、一部誤解を招くような発言ではと切り出し、議長らしくないですねと発言しております。訂正記事を求めたわけではありませんが、この点は不用意な発言と捉え反省しております。

なお、12月議会一般質問の服部議員から専門学校へ地域おこし協力隊派遣の是非についての質問があり、私は総務省内部で検討した結果、こうした活動について特に問題がないということで、法的な問題はクリアしていると発言をしております。この点も町民団体から御指摘を受けております。

事の起こりは昨年11月のことで、総務省から企画政策課担当者へ池田町民から専門学校派遣への問合せがあり、総務省としては問題があるから聞いているのではなく、町民の方の整

理として聞いているとのことでありました。その後、複数回電話でのやり取りがあり、その時点では、総務省としては、民間への派遣は全国でも例があるとのコメントをし、当町としても、この派遣に問題があれば募集をやめないといけない。もしそうであれば連絡をしてほしいと伝えてあります。その後、返答がなかったので、問題なしと判断し、先ほどの服部議員の答弁をさせていただきました。

その後、1月に入り、総務省に町民の方から再度の問合せがあり、総務省としては当該活動が特交の対象となるかどうかを審査する立場であり、活動そのものの是非は行わない。当時の担当にも確認したが、総務省としては、こうした活動に特に問題がないとの発言はしてないとの回答とのようです。

町にも同様のやり取りが行われ、ここで総務省の新たな見解が示されましたので、前回の発言を次のように訂正させていただきます。

総務省は総論として、民間への派遣は全国でも事例があるとしている。しかし、各論である個別事例についてのよしあしは判断しない。あくまでも各自治体が決めることとのことで、町としましても、町民のITリテラシー向上につながる事業と判断し、派遣を前提とした募集を行いましたと訂正し、おわび申し上げます。

以上であります。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまの副町長からのそのお話であります。結論的に言えば、そういう言動云々については反省、あるいはおわび申し上げるといふ、そういうことの解釈でよろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 私の発言と、要は、発言側の気持ちと受け取る側の気持ちにずれがあったことによって、こうしたことが起きたということが、まず1点であります。これはその団体の方ともお話ししましたが、しゃべる側が幾らそういうことを言っていないくても、受け取る側がそういうふうな解釈してしまえば、そういうものだということもありましたので、先ほど言ったように、もう少し言葉を慎重に選んでいく必要があるのではないかと考えておりますし、また、議長に対しましても、そんな強烈に批判をしたわけではないんですけれども、思ったことが頭に出たと思っています。

その中で、一番は財調基金を取崩すということでありまして、安易に取崩したというと

ころが、ちょっと私としては、そうは言っても、断腸の思いで基金を取崩したということがあったので、こうした発言は議長らしくないですねという思いがぼっと出てしまいました。これについても受け取り側が非常に不快な思いをしたというふうに私も捉えておりますので、この点も深く反省をしているところであります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 副町長にしましては、財政のことについては断腸の思いという、そういう苦しい思いがあったかなと若干通じるものがございまして、立場上で。しかし、そういった中で、こういう言動、すれ違い、思い違い、なかなか難しい問題でございましてけれども、ぜひこれからはお互いにそういうことがないようにという言い方ないですが、お互いにより理解し合った中でこの言動については、お気をつけいただければというふうな、そんなふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

大型の先送り、凍結についてであります。

議会では、大型事業または費用対効果の上がない事業の先送り、凍結を図ることを要請しております。昨年の暮れ、突如、町長の意向として将来的には美術館売却することを明らかにした報道に困惑であります。今後、検討する考えを示されましたが、文化・芸術を愛する町民にとっては、あまりにも乱暴な考えではありませんか。5年間とした指定管理制度を導入し、4年度までは継続とする考えですが、美術館、クラフトパーク全体を含めた広い視点に立った十分な議論を重ねた上で、方向性を見出すことが賢明な選択ではないでしょうか。大きな事業ごとに判断し、財政難を脱却するには凍結することも大事だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

また、移住定住事業補助金ですが、令和3年度は限度額120万円から50万円に改正するとし、予算額2,700万円計上しております。しかし、財政再建の折ですので、さらに削減して、当初の10万円にし、当分の間実施すべきと考えます。併せてお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

大型事業について十分な議論をとる御質問でありますけれども、説明会において、美術館等の凍結の御意見が出ておりました。協議会におきまして、私の発言で美術館の売却の考え

を示しましたが、真意は、あらゆる角度から考えていかなければなりませんので、選択肢の1つではないかということ。また、売却するにしても、美術館の成り立ちのいきさつ、多くの寄贈品があり、それを受け継ぐことなどを理解した上で、現在の文化・芸術機能を引き継いでくれることを条件としての売却という意味合いであります。

つまり、町の要望を理解した上で管理運営を任せるということであります。この地域は土地利用計画では、里山空間保全活用地域に位置付けられております。商業的な開発には制限が加えられておりますので、商業活動は難しいと考えております。説明不足であったと思いますが、御理解いただきたいと思っております。

美術館、クラフトパーク一帯の在り方については、運営委員会や行財政改革推進委員会で十分検討していただくようになりますが、町民の皆様の御意見も大いに伺いながら、方針を定めてまいりたいと考えております。

また、移住定住補助金についての御質問ですが、詳しくは担当課長から説明いたしますが、この政策は人口減少対策として、継続する意味は大きいものと考えております。現実に補助金が減るのであれば、松川村にすればよかったとの声もありました。これは苦情とも思える内容でありましたけれども、また、建築関係の事業者からも強い要望をいただき、最低でも50万円としたところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

私からは以上であります。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、私のほうから移住定住補助金について御説明申し上げます。

町では今年度に入り、3億円削減プロジェクトの一環で、移住定住補助金についても検討を始めました。検討過程では、庁内での検討をはじめ、町長が委嘱する移住定住推進協議会の住環境支援部会の委員からも御意見をいただきました。意見の多くは、昨年度に増額したばかりなので、今の補助額を継続してほしいというものでございましたが、財政事情を御理解いただく中で、最終的には以前の補助金に戻すとあまりにも減少幅が大きいため、せめて半額は確保してほしいという御意見をいただいております。

また、移住定住に関する補助金は平成29年度に開始し、令和元年11月から現行制度に増額いたしました。増額前の旧補助金期間での移住件数は平均すると月1.04件だったものが、増額後では月2.5件に増え、補助金が全ての要因とは言えないまでも、一定の費用対効果があったものと受け止めております。

加えて、令和元年及び令和2年の人口動態で転入者が転出者を上回ったのも効果の現れと捉えておりますので、議会の御意見、そしてパブリックコメント、財政状況等も勘案する中で、現行の半額程度で補助金を存続することといたしました。50万円という金額は確かに今の池田町にとっては大きな負担でございますが、国から毎年交付される普通交付税では、人口を積算基礎とするものが多く、また、総務省の平成26年全国消費実態調査では、単身世帯の場合ですが、1人当たりシニア世代で月8万円弱、30代から50代の現役世代で月7万円程度、地元消費が増えるといったデータもございますので、地方交付税や経済効果という側面も含め、補助金を活用しながら人口の急激な減少を食い止める施策を継続してまいりたいと考えております。

なお、今回の削減にとどまらず、令和4年度からは年齢制限を設けるなど、さらなる削減も検討してまいります。このように財政負担の軽減にも努めながら、移住者の増加と転出者の抑制を図りたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） まず、1点、町長にお伺いしたいと思います。

ただいまの美術館関係、クラフトパーク関係でございます。

この美術館は、実は指定管理3年、あと2年残っております。御承知のとおり、管理費が2,270万円であります。平均、約1万6,235人だという話であります。私も先日、美術館へ行ってまいりました。閑散としたものであります。地元の美術者の方の展示、すばらしい展示がされております。これが年々どうなっていくのかなということは前から心配しております。かなりの収蔵品があります。1万9,073点あるそうであります。築、既にもう26年、総工費が16億円であります。奥田郁太郎さん、小島孝子さん、そういう方のそれぞれのすばらしい作品があります。仁科典峰さんも、先日私もあまりすばらしいもので、本を買ってまいりました。それだけの池田町の美術のすばらしい方々の歴史があります。

しかし、あと2年の指定管理受けておりますが、一刻も早く池田町の皆さんの手に戻してほしいと思うんです。その中から、あの美術館をどうするかということを考えたい、そんな思いであります。

また、創造館も352万円、それからクラフトパークは何と経費が1,853万円、燃料費全てクラフトパークが900万円だそうです、電気料ですね。それが、あの一帯が、文化・芸術が群

がる本当に集合体の場所だというふうに思っております。そこにはふるさとの見える丘、そして上原良司の碑、平和の鐘、メッセージ発祥地であります。それから北安曇郡下の碑があります。あんなにすばらしい財源のある文化がこのままで本当にいいのかどうか。

先ほどの町長のお話では、これから運営審議会いろいろ検討されると言いますが、ぜひ、即刻に、このクラフトパークの町民とみんなで考える、そういうプロジェクトをつくっていただきたい。それに対して、町長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 先ほどの御質問の中で、町民の手に戻すという御発言がありましたけれども、それはどういう意味でしょうか。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町民の手に戻すというのは、ちょっと甘かったお話でありますけれども、指定管理であります。ぜひ指定管理を町民の皆さんで運営できるような、元に戻していただきたいと、そういう意味であります。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 指定管理のお話につきましては、指定管理、公募をいたしまして、町民の団体の皆さんも参加をしていただきました。その中で選ばれたのが今の指定管理者であります。そういうことで、決して今の指定管理者が町の意向に沿わない、そういうような運営をしているとは考えておりません。私はこれでいいんじゃないかと思っております。

また、御質問の中に凍結することも大事じゃないかというお話でありますけれども、私は凍結することについては大変危惧をしております。令和3年度、企画展がもう進んでおります。これについても休止ができません。また、令和4年度につきましては、休止するとなりますと、職員の人件費、施設の維持管理、また保証料等の指定管理料に近い額が発生してくるのではないかと、そんなふうに考えております。

議会でも御説明いたしましたけれども、非常にリスクが高いということで、1年かけて、この在り方について検討しようということでもあります。

また、クラフトパーク全体ということでもありますけれども、これはずっと以前から、そのお話はありました。どのようにしていくのかということでもありますけれども、私のお答えといたしましては、町民の皆さんに親しんでいただける、癒しの場である、また芸術・文化の拠点である、そういう意味で、あの全体を本格的には公園機能を高めていく、親しまれるも

のにしていく、それが1つの方向性だろうと思います。

それについて、どのようにしていくのか。今まで検討してまいりましたけれども、今年度につきましては、在り方ということですので、美術館の在り方含めまして、創造館の在り方等、公共施設の在り方について検討を深めていくということになるかと思えます。

決して、これを人手に渡して、町民の手から離すというような意味合いは、私は全然考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ、今の話なんですけれども、人手に渡す、これは大変な問題でありますので、その辺はよく、しっかりと町長、胸に置いといていただきたいと思えます。

それで、私が申し上げるのは、これから皆さんと検討するというのは、具体策がございません。ぜひ、私は先ほど、このクラフトパーク全体の何かプロジェクトを組んでいただけないかという、そういうお話をしたんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） このクラフトパーク全般に関わる検討会につきましては、美術館等の運営委員会等あります。また、これから行財政改革推進委員会等が立ち上がりますので、その中でプロジェクトとして考えるというような方向が示されましたら考えていきたいと思えますけれども、今のところ、町として、このプロジェクト立ち上げるというような考えありませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これは何回もここで言っても町長とは一戦できませんので、また後で、この点についてはお話しさせていただきたいと思えます。

先ほどの移住定住のことではありますが、移住はお金ではなく、池田町の魅力を基本として推進すべきであります。また、定住も家を新築される方は、それなりの計画で家を建てるわけであります。家も建てられなく、大変な生活をされている方が多くおります。行政はそれぞれそういう方々に支援を考えるべきではないでしょうか。

先日の新聞記事に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、県内で家計が悪化した独り親世帯の半数近くが月収10万円未満で生活していることが県のアンケートで分かったという、

そういう記事をお読みでしょうか。月収10万円未満の世帯は23から48%という、そういう、今食材を除く買物の抑制や最終的には命とも直結する食費の節約であります。そういうところにしかできないという悲痛な思いであります。この住民の暮らしを守ることは自治体の責務だと述べています。このことを池田町財政逼迫の中で照らし合わせて考えたときに、今一体何を優先すべきなのか、大型事業の移住定住補助金は、財政に余裕があつての事業ではありませんか。

町長は少子化を心配するばかりに、移住定住補助金を10万円にすれば確実に人口減少で若者が出てくるとおっしゃいましたが、そういう問題では私はないと思います。優先すべきは、今の住民の暮らしに支援を考えるべきで、大型事業の削減はしばらく凍結すべきでというふうに思います。

そういう思いで、次にまいりたいと思います。

行財政改革推進委員会（仮称）の早期立ち上げです。

議会は、多分野の人材により構成される行政改革推進委員会を早期に立ち上げ、踏み込んだ行政改革を実行するよう求めています。町は今年度設置する方針で、各種施策や経常的経費の見直し、公共施設の在り方等について幅広く検討、改革していくとのことで、条例に基づき委員10名以内の構成と聞きます。しかし、当町は厳しい財政状況の中、健全な財政立て直しを進めていくためには、これまでの慣例にとられない民間の行財政に明るい方や専門家など、多分野から英知の結集を図り、未来につなぐ望ましい行政運営ができるよう、早期に行財政改革委員会（仮称）を立ち上げるべきと思います。町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいま横澤はま議員から行政改革推進委員会のお話ありましたが、今議会で条例改正を行い、行財政改革推進委員会に名称を変えるとともに、委員の任期や任務を具体化し、新年度早々に改正する予定であります。過去の行革委員会は、委員全てを町内在住、在勤の方に限定し、各種団体等の充て職を中心に委嘱する形が主となっていましたが、今回は10人中3名、町民の方を公募し、その他の委員も有識者である学者の方等を含める予定でございます。

したがいまして、御質問にある、これまでの慣例にとられない民間の行財政に明るい方の選任については、横澤議員の御意見も反映できるものと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） 次にちょっとまいりたいと思いますので、総括的に後で質問したいと思います。

次ですが、また、現在の条例は、委員の選出方法、任期、審査内容等明確ではありません。町では令和3年度行政改革委員会設置について、4月に諮問し、月に1回程度、全10回予定し、翌2月答申とのことですが、条例改正して、町長の諮問に対して答申して終わりではなく、安曇野市のように毎年検証し、管理していく必要があると考えます。財政再建のため、実効性ある委員会とするため条例改正が必要であると思いますが、お聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、先ほどの答弁のとおり、条例改正により名称を行財政改革推進委員会としまして、任務や任期を具体化してまいります。任期は検討内容のボリュームを考慮し、2年間としたいと考えております。

また、委員の皆さんに、（仮称）行財政改革プランの策定をお願いする予定です。プランの検証につきましても、併せてお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） 最初の質問と今の質問と併せてちょっともう一度質問させていただきます。

まず、12月の一般質問で、同じ質問を前回もさせていただきました。それで、令和3年度の行政改革推進委員会の設置についての案が示されたわけですが、現在の池田町の行政改革推進委員会設置条例というのは、昭和60年6月であります。既に36年経過しております。この条例内容を見ますと、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な町政の実現に向けた適用性のある内容ではありません。今後、財政状況は一層の厳しさを増すことが懸念される中で、自立の町づくり、住民と行政との協働の町づくりを推し進めていくには、行政改革の推進に関する諸事項について、調査や審議したことを答申するだけでなく、町民に意見を述べられるような条例改正が必要ではありませんか。しかも、任期1年ではあまりに短過ぎます。1年では短過ぎます。1年かけて十分な調査や審議をしてほしいと思います。改めて条例改正をすべきではないか、その点について、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 先ほどお答えいたしましたように、条例改正をしまいにあります。行財政推進委員会という名称に変えまして、任期は2年ということで、1年延ばしましたので、これは皆さん方の要望等ありましたので、この諮問内容から考えますと、1年でちょっと無理だという判断をさせていただきました。

また、財政についての検討もということで御意見いただきましたので、名称も行財政改革ということで変えさせていただいたところであります。

また、ちょっと形がどうなるか分かりませんが、多分、この委員会は公開になると思いますので、大いに町民の皆さん傍聴いただきまして、その後、何らかの形で御意見等いただければ、町民の皆さんの御意見も集約できるんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいりたいと思ひます。

財政健全化を図るための町づくり推進プランの策定についてであります。

町は15年前、大合併で自立の町づくりを選択し、平成19年から平成28年の10年間の町づくり推進プランを作成しております。当時、このプランは、財政がさらに厳しさを増すものと予想される中、第4次、第5次総合計画の目標の実現に向けた施策に、どう取り組んでいくかが明確に示されております。人口減少、少子・高齢化が加速化する中、今こそ第6次総合計画の施策が確実に実現されるべく、目指す町づくりの将来を見据えた財政の健全化、住民主役の協働の町づくり、魅力あふれる美しい町づくりのプラン策定は不可欠であります。町の考えをお聞かいたします。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

町では、行財政改革推進委員会で、（仮称）であります、行財政改革プランの査定を計画しております。これは比較的個別具体策となる委員会の答申を盛り込み、包括的に行財政改革を計画するものであります。

行政改革推進委員の答申を受けて作成する包括的計画という意味では、平成19年から平成28年度までを計画期間とした町づくり推進プランと同じような立ち位置であります、今回

は財政をどのように改善していくかということに特化した計画であります。町づくり推進プランとは少し性質の違うものになります。

もちろん財政を立て直すには、協働の町づくり等の施策は切っても切り離せない関係で、行財政改革プランにも多少なりとも盛り込まれる可能性はありますが、目的の部分からはあえて外します。その理由としまして、町づくり推進を包括的に計画する総合計画が既にあるということ、目的を絞ることで策定に係る委員の皆さんの知恵と時間などの資源を今回必要な課題に集中させることであります。

改革プランに町づくり施策を盛り込んだ場合、持続可能な行財政運営のための計画なのに、最終的に大きな予算規模の事業を計画するような、本末転倒した結論になってしまう可能性があります。したがって、町づくりに関する施策は、令和6年度にスタートする第6次総合計画後期基本計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

限られた時間の中で、効果的な結論を出すためには課題を絞る必要がありますので、改革プランは持続可能な行財政運営に特化したものとする予定でございます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 一つ一つ進んでいくというお話で、今のプランのことについてお話しいただきました。

しかし、私どもは、さっと見ても、この池田町推進プランですね、御存じだと思います。これを見ますと、本当によく分かりやすいんですね。私たちの目から見ると、専門的なことはよく分かりません。なるほどな、職員の数はこういう基本から来ているんだなとか、そういうことが全部、シミュレーションももちろんそうです。財政の関係もそうです。それから、職員の組織機構もそうです。これを見ると、私たちは本当に、こういう町でしっかりとやっているんだなというものが分かるわけです。ぜひ、こういうことも参考にしてつくっていただきたいというのが私の願いであります。その辺の御検討をいただきたいと思います。

まさに、言い換えれば、いろいろの施策あります。しかし、今は本当に紙にデッサンされずに、そして、キャンバスにも描かれないというような、この平成29年度からの話であります。これをぜひ反省の中で、こういったプランにも盛り込んでいただけるような、そんな願いを私は持っておりますので、ぜひ分かりやすい、町民にも本当に理解のできるような町づくり推進プランをぜひつくっていただきたいと、これはお願いであります。

次にまいりたいと思います。

効率的で効果的な財政運営の推進であります。

今の町づくり推進プランのお話ありました。中をひもとけば、人件費、そして役場組織の見直し、職員数の削減、給与の適正化、職員の資質向上による歳出削減に向けた取組、そして財政の健全化を目指し、住民と行政が共に汗を流すことにより、希望と誇りを持てる池田町を築いていくといった決意が、このシミュレーションと申しますか、町づくりプランの中に示されております。将来に向けてのビジョンの推進プランが今作成されないままに、PDCAサイクルに沿った着実な推進を図ってこなかった、これも1つの要因だと私は思います。

以下の点についてお聞きします。

まず、職員数の削減です。

時間がありませんので、割愛させていただきますが、御覧いただいて、お願いしたいと思います。

まず、そのこのところに、この前に、副町長が私見として出されました45歳以上の引下げ、そういうことも1つの、政策の削減の1つだというふうに思っておりますが、その辺のところで、果たして、この45歳以上、一体何人の方がいるのか。そして、一番危惧するのは、職員の皆さんの意欲や能力、そういった高い人材強化ができるのかどうかという、そういうことが懸念されるんですが、その辺、副町長、お尋ねしたいと思いますが。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、私も端的に申し上げたいと思いますが、まず、45歳以上ということになりますと、大体、おおむね職責でいけば係長以上となっております。そうなりますと、保育士を除きました一般職員ということになれば、約半数近くがこれに該当するようなことになってこようかと思えます。

私見でありますけれども、これももとは職員組合のほうからの要望があったということでちょっと財政シミュレーション等も制度化のシミュレーションにしております。

一応、組合を通じまして、アンケート調査と反対しておりますが、もしこういう制度があれば、大体おおむね4名から5名くらいの方が応じるというような回答でありました。これも今後どういった制度にするかによってまた人数が変わってこようかと思えますが、いずれにしても、第6次総合計画の前期計画の最終目標年度が97名ということになっております。現在が106名でありますので、こうした制度を用いる中で、この97という数字に一步で

も近付けるような努力をしてまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） それで、最後の職員定数の117名という、定めた条例改正、それについてはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 先ほども申し上げましたが、97というのが総合計画の目標値としてなっております。これを117から97にするかというのは、今後の検討課題とさせていただければと思っています。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） なかなか10億円のお金というものは、削減するとなると大変なことだと思いますが、ぜひ、削減されたからということで、職員の皆さんのやはり資質向上といたしますか、そういうことが落ちないような、そういった皆さんの向上心を高めていただけるような、そんなことをお願いして、次にまいりたいと思います。

役場職員の見直しについてであります。

一部組織の見直しをされてきたばかりであります。9課のところを10課であります。端的に御覧いただければと思います。

それで、そのことについて、人件費の削減に努めるべきと思うということで書いてありますが、先ほどと重複してありますけれども、課の統合、廃合、それについてお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 当町も、かつて大課制という制度をしいたことがございました。今の建設水道課というのは、その名残となっております。

ただ、ちょっとその当時も大胆過ぎる配置、具体的に言いますと、住民課、税務課、企画財政課、総務課、これが1つの課として、その当時あったわけですが、いささかちょっとやり過ぎたなということで、現在に至っております。

今後も、この大課制とまで行かないまでも、課の統廃合については避けられない問題だと思っておりますが、現段階実施しますと、課長級の降格人事を断行しなければならないとい

うことも出てまいりますので、課長の定年退職の時期を捉えまして、その実施の内容でありますとか、時期等について検討していきたいなと思っています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 組織については、私ども本当によく分かりませんが、そんなところも検討していただきまして、少しでも皆さんの働きやすい、働きやすいという言い方ないんですが、先ほどの資質の向上にもつながりますけれども、そんなやりやすい、そして、しかも住民にやはり寄り添うような、そういう皆さんの行動をぜひ高めていただけるような、そういう課としての見直しをしていただきたいと、そんなふうに思います。

全体として、行革委員会は委員会として結論……

これで終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で、横澤はま議員の一般質問は終了しました。

中山 眞 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

2番に、3番の中山眞議員。

中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 3番、中山眞です。

今回、課長の皆さんには振りませんので、私の言うこと、それから理事者、ここで言う、町長、副町長です。町長の答弁をよく聞いて判断していただければと思います。

先ほど横澤議員もいろいろな面で財政状況を言っていました。町長は再建団体ではないからね、そんなに大騒ぎするようなことじゃないというような、そういう受け取り方の発言をされています。

じゃ、何で3億円も削減しなければ予算が組めないのか、これ自体大きな問題じゃないですか。横澤議員の答弁を聞いていてそう思いました。町長、一体何を考えているのか。ここがよく分かりません。

もちろん、この財政問題は何年もかかって解決していかなければいけないことなんです。だけれども、問題はそこにあるんじゃないんです。問題の根本は別にあるんです。前回私の一般質問で町長は、職員たちの意見がトップまで届いている、課長が意見の言いやすい雰囲気になっている、そういう風通しのいい職場と答えています。

それなら、副町長がやっている、1人がやっていることが、何で役場職員全員が知らなかったんですか。本当に風通しがいいんでしょうか。

これも前回、町長にお聞きして答えていることです。町長の判断力を聞きました。町長は日々上がってくる書類に一つ一つの確な判断をして印鑑を押していると言っています。それが自分の判断力だと言っています。それだけの判断力を持っている町長が、何で気がつかなかったということです。議会もそうです。議会も気づきませんでした。これに対しては、それをしっかり認めて、反省と今後の検証等どんどん進めていますけれども、今まで歴代の市長たちが築いてきた行政と議会の信頼関係、これが今回のことで壊されてしまったんですよ。こんな大きな問題を何で議会に提出しなかったのか。そこが問題なんですよ。完全に今信頼関係ないですよ。

だから、これから行政側から上がってくる議案一つ一つ、全部疑ってかからなければいけない。それがここ数日の予算委員会です。委員の人たちは最初から疑ってかかって、そういう発言が多いです。だから時間もかかるんですよ。これからは、非常に時間をかけていかなければいけない。最初から疑っていかなければいけないと、そういうことになっているんですよ、今。

これまで、いろいろな議員が提案をしています。だけれども、はなから財政上、そんなことできないと分かっている、それを聞いているという姿勢なんですよ、理事者の。じゃ、これまでの議員の提案なんなんでしょうか。

私なんか、この役場庁舎建て替えるとまで言ったんですよ。そのために1階から3階まで130件、ひび割れを数えたんです。これ何だったんでしょう。分かっていたら、もっと各議員も違う提案ができたんです。この数年間の空白期間ができていたということです、行政と議会の間。ここが一番の問題なんですよと私は思います。

これからは議会はきちりと行政と対峙する、そういう気骨のある先輩議員も何人もいます。これからは、議会全体がきちりと行政と対峙する、決して行政に寄り添う議会であってはならないはずなんですよ。そういう面で、議会も今襟を正していたんです。町民です。町民の方たちです。町民のほとんどの人が知らなかったんです、財調繰入れをしていること

に。町民の信頼も今なくしているんですよ。ということは、役場の職員も知らなかった、議会も知らなかった、町民も知らなかった、1人のやっていることが気付かなかった。ここに今の池田町の一番の問題があると思うんです。これに対しては、この後の答弁で反論があれば答えていただければと思います。

問題はもう一つあります。それをこれから話ししていきます。

まず最初に、質問1です。

舊町政3年目で、平成30年度からの多額の財調繰入れが始まりました。副町長はそれを認識したのは、その前からだと答弁しています。でも認識していれば、その時点で様々な歳出削減策は取れていたはずなんですよ。それを、しかも町長に進言していない。それが何年にもわたっているということ。

事の起点は副町長で、副町長はそれに対して責任があるのではないのでしょうか。分かっている、どうして今年度6名の新規採用をしたんでしょう。

町長、副町長は、事の重要性を認識しながら、今日までそういう状況を先延ばししてきている。それに対しての責任をどう感じているのか。それぞれお聞きします。

議長（倉科栄司君） 舊町長。

〔町長 舊 聖章君 登壇〕

町長（舊 聖章君） それでは、中山議員の御質問にお答えいたしますが、財政再建団体ではありませんので、行政の場でありますので、財政再建という言葉はふさわしくないと、私はそういうことでお話をいたしました。そういうことであります。

それから、財調の取崩しにつきまして、誰も知らなかったと、これはおかしなことで、これ全部決算書で、平成29年度のほう、約5,000万円、平成30年度が2億円、令和1年度が2億5,000万円、令和2年度が1億5,000万円の今見込みでありますけれども、そういうことで御提示しております。ということは、職員も知らないわけがないし、議会の皆さんも全部これは認識をしているはずであります。

また、令和元年度の施政方針の中にも、これだけ取崩しますよということで、年初にこれを表明しております。そういう点からいくと、認識がなかったというのは、ちょっとおかしなことではないかなと、私は考えております。

毎年取崩さなければならぬ、その事情については、その年々に全部説明しておりますし、これは1にも2にも大型の公共施設の建設費が急騰したというところに大きな要因もあると、私は考えております。

人件費についていろいろお話ありましたが、ちょっと隣の例を申し上げるのは問題あるかと思いますが、松川村さんでは、新年度10億6,000万円強です。池田町は10億4,000万円で、私も驚きましたけれども、松川村さんでは10億円超えた人件費のその予算計上しております。

そういうことから考えますと、池田町の10億円を超えた人件費というのが決してこれが絶対的に高いというような私は感覚ではないんじゃないかと思います。確かに高いので、これから、先ほどからお話ししたように、人件費を削るといふところでの対策はしてまいりますけれども、どの辺までというのは、これから協議をしてまいります、いずれにしても、そういう人件費、あるいは経常経費についての削減については取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、最初の質問について、それぞれの立場でということありますので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、当然、私の責任についても、もちろん自覚をしております、責任の重さを感じているわけです。

ですから、住民説明会の折にも、町長の公約を多く実現したかったため予算執行したということ述べているわけでありますが、ただ、これは町長への責任転嫁という言葉でございません。査定の折に、もっと厳しい立場で臨み、両足でブレーキを踏むところを片足でしか踏めなかったことへの私、自分自身への反省の意味を込めまして、住民説明会でそのような発言をさせていただいております。

また、こうした財政危機ということで、町長に報告していなかったと、1人で勝手にやったというような発言でございますけれども、そのようなことはございません。実際に査定のところでは、町長も同席をしているわけでありまして、また、平成30年、平成31年度ですか、町長の施政方針の中で、控え目の表現ながらも、実質公債費比率、経常収支比率の増並びに基金の減少というものも警鐘を鳴らしておりますので、こうした問題意識は共有できていたものというふうに思っております。

では、なぜそういう危機感持っていないながら、こういう予算編成になったのかということありますけれども、特に、私は副町長になってからの平成30年と令和元年度、当時を掘り起こしてみますと、平成30年では約6億円、元年度でも約8億円歳出オーバーということで査定がスタートしてございます。

これを歳入の見直し、あるいは歳出カット等を行ってありまして、また新たな試みといたしましては、利活用されていない公共用地の売却7か所、それと公共施設11か所の新電力等の切替えといったようなこととしたわけでございますけれども、いかんせん通常予算の上に社総交事業で言えば、この2か年で社総交事業の6割に当たる費用が予算化されなければならないということがございまして、本来でありますれば、もう少し、もう少しといたしますが、町単事業ですね、それなりにカットする、あるいは先延ばしするという努力をもっともっとしなければならなかったわけでありまして、最初にお話ししたとおり、両足でブレーキを踏めなかったという反省点がございまして、本当に、こうした基金に依存した予算編成というものになったことにつきましては、非常に反省をしているところであります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 町長、おかしいじゃないですか。前回の矢口議員の一般質問で、町長が知ったのは去年の3月だと言っているんですよ。だけれども、今の副町長の答弁じゃ、それ以前から知っていたということじゃないですか。あれうそだったんですか。

それから、人件費の話もされました。人件費のどうのこうのと言っているんじゃないんですよ。新しい人を6人採用して、その1年もたたないうちに早期退職者を募っている、これはどうなんですかということ言っているんですよ。

質問の2ですけれども、今、この話を聞いて、その6人の方たち、どう思っているんでしょうか。しっかり理事者から、その6人に対して説明して、フォローしているんでしょうか。そこが心配なんですよ。

それから、もう一つ、こういう問題は、全職員が一丸となって、この後で言いますけれども、町長はそう言っています。じゃ、全職員の前で、今回の問題を十分説明して、全職員が納得しているんでしょうか。質問の2ですよ。これ、今後、職員の方は町民の厳しい目にさらされて、これから何年も仕事をしていかなければいけないんですよ。そういう状況で、どういうふうに職員にフォローをしているのか、それをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、本年度採用職員が増えたことが財政逼迫となったわけではなく、今までの積み重ねの結果なのでありますので、特に新人向けの事情説明を行っているわけではありません。職員向けの説明として

は、3プロ説明時に参集した係長以上には財政状況を踏まえた中で、特に臨時職員が会計年度任用職員に代わることにより人件費が伸びる点を捉え、よく業務を精査し、必要最小限にすることを説明しております。

また、当面の間の退職者不補充の話は、昨年末に行った職員労働組合役員との話合いの中で伝え、1月には組合情報紙で全職員に周知されております。

なお、早期勧奨退職の話は、そのときに職員組合側から提案され、それを受けた形で現在副町長と担当者でどう制度化するのか検討中であります。実際どのくらいの職員が手を挙げるのか、簡単なアンケート調査を行っております。素案が固まった段階で、再度職員組合と協議し、議会にもお諮りする予定であります。

また、その危機的状況について、3月になってから私を感じたということでお話ししましたけれども、先ほど財調の取崩しについては、年々その取崩しを行って、今年度当初ではこのままいくと枯渇をするという実態が分かってきたということでありまして、また、3月というのは、危機的状況であるということを感じたのは、新年度、令和3年度の予算編成が、このままでいったら組めないよという大きな状況に直面いたしました。そのときに、これは大変な、さらに危機、その前にも厳しいということはお分かりましたけれども、危機というふうに感じたのはそのときでありますので、そのように答弁させていただいたということでありまして、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、私のほうから本年度6名の、なぜ職員数を採用したかということをお答えしますが、まず、採用した職員の6名の内訳でございますが、一般事務職が2名、それと社会福祉士が1名、保育士が3名ということで、合計6名ということになっております。このうち一般職の2名につきましては、前年度は2名退職をしておりますので、それらの補充ということで行っておりますし、社会福祉士につきましては、健康福祉課の相談業務には欠かせない存在であるということで採用してございます。ただ、保育士につきましても、臨時保育士を5名減らしまして、その上で3名の正職員を採ったということでありまして、臨時職員との数との絡みでいけば、6名がそっくりそのまま増えたということではないということだけは御理解いただけたらと思っております。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 副町長ではないんですけれども、前回の議事録を見ますよ、町長。財調に手をつけたのが分かったのは3月だと、たしか私はそういうふうに聞いています。議事録見ますから。

それから、今の話では、やっぱり6人に何も言っていないということなんです。言っていない理由を今言っているだけなんです。人の痛みというのが分かるんですか。私とその新規採用者だったら、やっていられないですよ、こんな騒ぎになっていること自体が。だったら、余分なことかもしれないけれども、事前にフォローするのが当たり前じゃないですか。そういう職員の指導というのはまるっきりない、今の話ですと。これは私の今の答弁での感じたことです、あえて聞きませんが。

質問の3です。

9月に議会に提示されました。それ以降の理事者の説明のその姿勢について、これから聞いていきます。

まず最初に、この話が9月に提示されたときに、私は町長に、町長が先頭に立って町民と向き合わなければ、この問題は大きな騒ぎになりますよと、協議会の中で言いました。けれども、私が議員になって1年10か月です。その中で、協議会で町長が本当に正面から、真っ向から答弁している姿って1回しか見てないんです。一言もしゃべらないときも半分以上ありました。これで議論が進むんでしょうか。

そういう姿勢で本当に議会や町民の協力を得て、これから解決していかなければいけない、そういう姿勢でできるんでしょうか。そこが不思議に思っています。町長自身がそういう姿勢で本当にこれ乗り越えていこうと思っているのか、そこが分からない。それを町長にお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。協議会、委員会などで町長の発言が少ないということでもありますけれども、協議会や委員会等では詳細説明の場がありますので、それぞれの担当から説明させていただいております。当然、行政運営に対する姿勢については、自らお答えしているつもりでありますので、御理解いただきたいと思っております。

財政危機をどう乗り越えていくのかというような御質問でありますけれども、今まで御意見をいただいておりますが、短期、長期の展望が重要かと考えております。短期的には次年度の予算編成がどうなのか、収支はどうなのかなどありますが、長期的には予定される事

業を含めたシミュレーションがどうか、その場合、基金状況はどうか、収支のバランスはどうかなどの検討が必要であると考えております。

既に、ある程度の指標はお示しておりますが、さらに精査し、安定した財政状況になるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 町長はそうおっしゃいますけれども、議員の人たちは、町長に何言っても手応えがないと言っているんですよ。ということは、町長が今言いました、はっきりと。私は述べていると。本当ですか。この件はまた別の機会でちょっと話します。

それは、町民説明会でも同じことを町民が受け取っているんですよ。町長に質問しても、満足な回答がないと。みんな共通している部分なんです。ここはしっかり町長、考えたほうがいいと思います。

それから、質問の4です。

先ほど言いましたように、町長の報酬カット、これは評価できると思います、自分自身で発言したことです。けれども、先ほどの横澤議員の答弁にもありましたように、本当に何に対する責任なのか、こういう財政危機を招いたことが原因なのか、それとも今まで認知していながら数年間議会にも示さない、町民にも示さない、そのやり方に責任を感じているのか、どこに責任を感じているのか全然分らないんですよ。これは本当に町長たちが報酬カットで責任を取りました。じゃ、これから再建に向かって、町長、副町長が本当にやる気になってやってもらえるのか、その大事な部分なんです、どこに責任を感じているのかというのは。それをしっかり認識してもらわないと、3割もカットして、3年間はカットしても何の意味もないんですよ。そこを聞きたいんです。町民も、そこはよく分からないということなんです。

本当に、この行政運営です、町長の。今言ったように、自分では述べていますと言っていますけれども、そこに本当に責任を感じているのなら、改めて聞きます。町長の言っている責任とは、何に対する責任なんでしょう。ちょっとはっきりお答えください。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

このたびの財政状況につきまして、責任についての御質問でありますけれども、御指摘の

とおり、状況の認知の遅れは大きな原因でありますし、経常経費の増大、継続事業の実施等歳出の増大による財政調整基金の減少を招いてしまったことも大きな要因となっております。その収支のバランスがうまく取れなかったということでもあります。そのために財政の逼迫する状況を招いてしまったことについて、大きな責任を感じているところであります。

また、その結果、町民の皆様になかなか御負担をお願いせざるを得ない結果となってしまいました。その責任の取り方の1つとして、給料の削減という形で表したところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

私、責任の取り方の1つと申し上げましたが、経済的な制裁だけが責任の取り方であるとは考えておりません。この財政危機、これの立て直しこそ、立て直していく道筋をつけることこそ責任の取り方と私は考えております。

また、改善策につきましては、役場庁内では、財政問題につきましてのプロジェクトを立ち上げますし、行財政改革推進委員会を立ち上げ、事業の見直し、組織の見直し、公共施設の在り方など検討する予定になっております。その議論を通して改善策を見出していきたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） それは先ほどの横澤議員の答弁と同じことを聞きました。その後で答えた今後の姿勢ですね、そこに責任を感じている、そう言われています。それを聞いただけでも私にとってはよかったですと思います。そこなんですよ。本当にこれを乗り越えていくというときに、どこに責任を感じてやっていくのかというのが分からなければ町民にも知らせようもないじゃないですかと思います。

次に、質問の5です。

この3億円削減プロジェクト、この表題です。まじやバイ、これは本当に担当職員や課長たちが非常に苦労したと思うんですよ。最初に議会に出された何百項目という削減の項目ですね。これやるのは大変だったと思いますよ。

だけれども、その間、理事者何をやっていたんでしょうか。本来なら経常的経費が膨れ上がって、これを何とかしなければいけない、人件費は何とかしなければいけない、補助費は減らしていかなければいけない、そういう大枠のことを考えるべきじゃないですか。それがずっと9月から始まって何も答えていないんですよ。今になって少しずつ町長のそういう言

葉は聞こえてきましたけれども、まず、ここを示して、それから課長たちに、まだ足りないから、こういうところ削減考えてくれと、それなら話は分かりますよ。いきなり議会に提示されたのも、百何項目とある削減の項目から説明が始まっているんですよ。これを議会がどう理解したらいいのか、全く分からなかったです、最初は。

そういう姿勢にあるということなんです。やり方なんですよ。しかも、9月に説明始まって、全部守秘義務です。これを議会に負わせています。町民に知らせるなということなんです。町民の知らないところで議会と決めていこうという、こういう姿勢に問題があるんじゃないかと、ここを私は強く言いたいんですよ。それ完全に町民不在じゃないんでしょうか。理事者の考え方が全然分からないです。その結果が町民説明会だの町民の怒りです。これは当然のことだと思いますよ。

問題は、そういう運営、行政運営、在り方そのもの、町民が一番最後になっている、その運営の在り方そのものに問題があると思うんですよ、私は。どうして、この説明を秘密裏にしたのか、その説明をお願いします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

行政運営の在り方についての御質問でありますけれども、前段の部分につきましては、公表に時間がかかってしまいましたことにつきまして、横澤議員に対する答弁でお話ししたとおりであります。3億円プロジェクトが立ち上がりましてからは、理事者も担当と一緒に、事業の精査、経費の削減等、詳細な分析を行ってまいりました。2度、3度と見直しを行った部分もありますし、とても担当課だけではできるものではありません。真剣に討議を重ねた結果、町民の皆様の御理解も含めて、新年度の予算編成ができたというのが実態でありますので、御理解いただきたいと思います。

また、後段の部分につきましては、具体的にどの事案が分かりませんが、議会には秘密会というのがありますし、未確定な情報が部外に流れ、いたずらに混乱を招くというケースが散見されます。そのために会議の前提として、秘密会にするのか、公開の会議にするのか、行政と議会で確認を取って会議を進めていくものであります。一方的に行政から押しつけるものではありません。お互いに約束事の中で進めていくものでありますので、認識を改めていただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) それなら会議の冒頭に議長から、この会議は秘密会議にします、それを言うのは普通じゃないですか、それを言っていないということは秘密会議じゃないんですよ。

この後、もっと話しますけれども、全てがこういうやり方で、この問題を進めようとする、そこに問題があるんじゃないかと思います。

ワイナリーの話します、町長。ワイナリーの提案が最初にありました。そのこの地区の住民は、何も聞いていないと大騒ぎになりました。取消しになりました。その後、私は町長に言いましたよ。次の候補地が決まったときに、これまた町長、二の舞になるから、失敗を繰り返さないために、事前にしっかり地区の住民に説明してくれと、いきなり新聞に出たら、また同じ騒ぎになりますよと進言しました。何もやっていないんです、また新聞に出て、また大騒ぎになったと。あのときの町民説明会、分かりますよね、町長言いましたから。でも、その場にワイナリーの経営者もいたんですよ。どんな思いでそういう声を聞いていたのか、そこなんですよ。

結局、町長の頭の中には、同じ失敗を1か月のうちにまた繰り返している。住民、町民第一と、こういう頭が全然ないんじゃないですか。何でこんな同じことをやっているんですか。しかも、今度の説明です。今言ったように、町民が一番最後の最後に知らされているんですよ。だから、こういうやり方がおかしいんじゃないですかということを私は言っているんです。

質問の6に移ります。

先ほども言いましたように、秘密にしようとする、これは議員にもマスコミにも口止めしているんですよ、町長、実際に。そういう進め方をしているんです。だから、そういう情報を2つ、3つ漏らした、その議員に謝罪をさせているんですよ。そういう圧力をかけているんですよ。こういうやり方ってどうなのか、しかも、その後で、町長はオフレコになっていることは漏れている、大変遺憾に思う、完全にこれ秘密じゃないですか。

議員は、町民の意見を聞いて、それを議会に反映する。また、議員は町民に説明責任があるんです。これをどういうふうに思っているんですか。たしか町長も議員出身ですよ。分かっているはずなんですよ。

だから、もう一度聞きます、町長。本当に議員に謝罪までさせて、口止めしようとする、これ本当に正しいのかどうかお聞きします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、さきの質問に続いての行政運営の姿勢についての御質問でありますが、これは当初、この削減案に対することについてのことかと思しますので、前段の説明をさせていただきますが、経費の削減について協議する場の件であると思いますが、経費の削減につきましては、当初より行政と議会とやり取りしながら削減について合意点を見出していきたいと思いますということで協議が始まったと考えております。

最初にお示した行政からのたたき台の原案は、3億円を削減するにはここまで削らなければ達成できないというものでありました。その原案の中で各種団体、あるいは個人に影響するものも含まれており、あくまでもたたき台であり、公表すべきものではないという見解から、議会の了承を得て、部外秘としたところであります。

ところが、その約束の上で行われた情報がすぐさま部外に漏れ、町民の皆様にも多大な混乱を起こさせてしまったのではないかと考えております。行政としましては、誠に残念な結果となってしまったと感じております。

また御質問の中に、議員に指摘されるような行政から謝罪を求めたという事実はありませんので、事実と異なる情報を持って行政姿勢を問われるのは極めて心外と考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 本当ですか、その議員に聞きますよ。実際に謝罪させているじゃないですか。町長が任命する2人が、この1年間で2回議員に謝罪をさせているんですよ。1人の議員なんか、他人が作った謝罪文をここで読まされているんですよ。こんな屈辱的なことはないですよ。町長が任命する2人が謝罪をさせているんですよ、実際に。それに対して、町長どう思いますか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ちょっとただいまの件で行政から謝罪を求めたということの指摘がありました。これは事実と異なりますので、ここで休憩動議をお願いしまして、この事実関係につきまして、協議したいと思いますが、議長いかがでしょう。

議長（倉科栄司君） この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 零時 33分

議長（倉科栄司君） 町長から出ました動議の件について、町長の回答をお願いしたいと思います。

町長（甕 聖章君） 私は先ほどの中山議員の御質問の中に、削減の内容につきまして、部外秘という情報が漏れてしまったことに対して議員に謝罪を求めたという発言がありましたけれど、私は謝罪を求めたという事実はありません。ということで、その事実確認のために動議ということをお願いいたしました。

以上です。

議長（倉科栄司君） 中山議員よろしいですか。

3番（中山 眞君） 私もう一点言ってます。2件あったと言ってます。町長が任命した人がね。言いたいことは町長の謝罪って議員の謝罪と同じくらい重みがあるんじゃないですか。後ろに町民がいるんですから、そういう認識を持ってもらいたい、そう思って言ったんです。

先ほどのワイナリーの件です。住民から町民の謝罪要求出ましたよね。町長の困った顔で私に話すのを見て私は...

議長（倉科栄司君） 動議に対してだけです。

3番（中山 眞君） いいです。

議長（倉科栄司君） よろしいですか。

それでは、中山議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時 35分

再開 午後 1時 30分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、中山議員の一般質問を続けます。

3番、中山眞議員。

中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 先ほどの議員の謝罪注意とか、マル秘扱いについて、今後議会でもその方向性を示すということなんで、ここでは、これ以上言いませんけれども、どうしても分からないことがあるんで、町長にお聞きします。

私は、今回のオフレコになっている中で、住民の要望があって、地区の大勢人が集まっている中で説明会を開きました。その議員よりも、もっといろいろなことを話ししました。そういう意味で、私のほうが罪は大きいはずなんです。私に対して注意なり謝罪要求出しますか、お聞きします。

議長(倉科栄司君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) すみません、もう一度お願いしたいんですが、意味がちょっと捉え切れません。

議長(倉科栄司君) 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 町長がオフレコになっていること大変遺憾に思いますと、協議会ではっきり言っています。それに対して、私はどうしても考えてもおかしいから、しかも、周りの住民の要望があって、大勢の前でオフレコになっていることを話ししているんですよ。それに対して、町長は私にどういう注意、あるいは謝罪を求めるのか、それをお聞きしています。

議長(倉科栄司君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) じゃ、こちらから中山議員のほうに謝罪を求めるということによろしいですか。

私は別に個人的に求めるつもりはございません。いずれにいたしましても、部外秘ということで、オフレコの状態になっている内容につきまして、それが議会から漏れたということに対して、大変残念であるという意味で、遺憾ということでお話しただけでありますので。

以上でございます。

議長(倉科栄司君) 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 私は、それを漏らしているんですよ、実際に。それを聞いたかったんですけども、いずれにしても、午前中から話したワイナリーの件とか、今回の説明の進め方について、全部町民が一番最後になってしまっていると、こういう行政の進め方、どうなんですか。それを言いたかったんです。どうしても自分じゃ分かりません。これ一番言いた

いことです。

最後の質問に関連してお聞きしますが、今回の町長の定例会の冒頭の施政方針、この中に、全職員が一致団結して、それから議会や町民の皆様の御協力をいただき、改善の道筋をつけると、こういうふうに述べています。本当に最初のほうに言った、職員一丸となっているんですか。課長たち、どうでしょう。

また、私の周りの住民ですから、人数は限られていると思うんですけれども、完全に今の養町政に信頼していないと、そういう声が多いんです。議会も、私の個人の見解では、完全に信頼関係を壊してしまっている。そういうことをしておいて何で、ここで議会や町民に御協力をいただきと、そういう言葉が言えるのか、よく分からないんですよ。

この方針演説の一番最後に、締め言葉として、議員並びに町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げますと言っているんですよ。だけれども、今も言ったように、住民の方、何百人という意見は聞いていないんですけれども、私の周りの人たちで、何でこんなことをしている養町政に協力しなければいけないんだと、これ本当の住民の声なんです。

今回、この一般質問、私の一般質問を何十人という人に配って見てもらっています。そういう人たちからいっぱい意見をもらっています。ほとんど共通していることがあるんですよ。それが今言ったことです。何でここまでされておいて、されるというのは、町民が一番最後になっているという姿勢ね。何で町民がそこに協力しなければいけないんだと、この声が一番多いです。

それから、そういう議会も町民も信頼関係をなくしてしまった。しかも、職員からも不満の声が少しずつ出始めていると言っているんですよ。私は直接聞いていないんですけれども、そういう住民の方がいます。

そういう中で、1年たっても理事者の具体的解決策は何ひとつ提示されていない、住民はこういう受け止め方をしているんですよ。唯一提出されたのが、職員の早期退職、何で自分たちの責任を部下に押しつけるのか、とんでもないことだと、住民が言っているんですよ。

そういう中で、職員の飲酒問題、農業者への不払い問題、次々と問題が発生しています。これは完全な養町政の末期症状じゃないかと、これをぜひ言ってくれと言われているんですよ。それに対して、町長、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） いろいろ課題が重なってしまったと、また、いろいろ不祥事も起きてしまったということは事実でありますので、大変私も身を引き締めて職員一丸となってとい

う意味もこの中に含めているわけですが、何とか立て直しを図っていきたいというふうに考えております。

また、その職員の人員カットにつきましては、さっき副町長のほうからお話ししましたように、これは組合からの提案でありますので、これどうするかにつきましては、また検討してまいりたいと思いますが、私といたしましては、後ほどの質問にもあるかと思いますが、適正な人員ということは一番大事であって、多い少ないというのは、とにかくこれ、減らせば当然住民サービスが落ちてきます。そういうことを考えますと、適正な人員ということをこれから庁内でも検討し、必要な人員は確保していくとということで、また私は考えているところであります。

その庁内で一体になっていないというような御指摘でありますけれども、これは毎週課長会議等進めておりますし、また先日も子供プロジェクトということで、若手の職員の検討会も開かれております。そんなことも含めまして、客観的に見てそうであれば、そうなのでありましょうから、私はこれからこれを改善して、財政の立て直し、町政の立て直しに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 適正人員に戻すということは、今より7人減らすということです。実質人員削減じゃないですか。そうですね。それをどうしてそういう言い回しをするのかよく分からない。

それから、本当にこれから、町長は再建という言葉を使うなと言うんですけれども、本当に再建ですよ。ここに議会や町民の信頼を取り戻すこと、これがまず第一ですよ。そうでなければ、とても理事者だけでこの難局乗り切れないですよ。そういう住民の声がいっぱいあるということなんです。それだけはしっかり認識してもらいたいと思います。

質問を終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で、中山議員の質問は終了いたしました。

矢 口 稔 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

3番に、5番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 5番の矢口稔であります。

3月の定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

さきの町民説明会においては、2日目ですけれども、議会へも強い指摘がございました。チェック機関が甘いんじゃないかということでございました。

今、議会は、様々なところでチェックをしようとしているところであります。今日もその1つでありますので、しっかりと答弁のほうもお願いしたいと思います。

まずは、今回は2つ質問がありますけれども、1つ目は、財政に対する意識を変える施策についてお尋ねをいたします。

現状維持バイアスの打破についてということであります。

財政状況が逼迫する中で様々な議論がなされておりますが、私は心理学の視点から意識の变革を求めたいと思います。

現在の行政の考え方の障害となっているのが、現状維持バイアスだと考えます。現状維持バイアスとは、変化によって得られる可能性がある得、リターンと言いますけれども、よりも、それより失う可能性のあるリスクに対して、過剰に反応してしまう傾向のことです。程度の差こそあれ、誰もが持っている人間の本能です。私たちは知らず知らずのうちに現状維持バイアスの影響を受けています。変化を避け、現状維持しているほうが安全だと考えるプログラムがインプットされています。

解決するためには、バイアスの存在を意識するとともに、第三者からのアドバイスだと言われております。研修等を通じて、また、客観的なデータ等から現状維持バイアスの打破、脱却が必要だと思われませんが、財政に対する意識を変える施策について、町の考えを聞きます。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状維持バイアスの打破ということでもありますけれども、心理学の面から御意見をいただきました。とにかく人間は、この現状維持バイアスに流されてしまいがちだと私も同感して

おります。

そんな中、今年度当初、企画政策課が中心となり、予算削減プロジェクトに着手しました。早急な対処が求められる中、慣れない職員を中心にスタートを切ったプロジェクトですが、その根底には職員たちの現状打破の思いが詰まっていた。そのかいもあり、職員全体に財政に対する危機感が高まり、結果、財調の繰入れなく、令和3年度当初予算を編成することができました。手法の賛否はあると思いますが、危機を感じ、職員が予算削減に向け具体的に踏み出したことは、現状維持バイアスの対局にあるものと思っております。

ただし、削減過程で私どもは、やみくもに住民に負担を求めたのではなく、1事業ごと町民に及ぼす影響を勘案し、悩みながら削減を行ったことは御理解いただきたいと思っております。

今後は、行革等により理事者や職員のさらなる意識改革が必要となりますが、常に私が先導しながら、職員とともに池田町の未来のために一步一步踏み出してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 現状維持バイアスについて、これも職員の皆さんと共有するしかしようがないと思っております。なので、若手の人たちは、やはり3億円のプロジェクトもあって、それぞれにやはり意識も高いとは思いますが、特に、ここの議場にいる課長の皆さん方、参事や課長の皆さん方は、定年まであと指折り何年と数えている方も多いと思っておりますし、そこまで安定して、何もなくて終わればいいなと思っておられる方が正直な考えだと思っております。

やはり、課長の皆さんを中心に、こういった現状維持バイアスを打破するような行動を起こすべきだと思っております。

予算上見ても、なかなかそういった現状維持を、積算根拠の資料を見ても、まだまだ自分たちに甘いところも多いようにも感じられております。そんなところについて、町長の中で、その現状維持を打破するプロジェクトみたいなものも併せて、これ若手職員からは分かっている、当たり前のことかもしれませんが、中間管理職以上の皆さんがやはりこういったバイアスにとらわれているということをややはり認識をしていない、日々の仕事の中で認識ができていないと思うんですけれども、その点について、どのようにもう1回周知していくのか、プロジェクト等を考えているのか、お聞かせください。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり、今までは行政はとかく縦割りということで、その財政については企画政策課ということで、その人たちだけがいろいろ、そのやり繰りについて考えるというような体制でありましたので、4月からは、課長を含めた、その財政担当を含めまして1つのプロジェクトを立ち上げます。そして横断的に、全庁的な形で、当面はその財政問題でありますけれども、それに取り組んで、共通認識を持っていくということが大事だと私も考えておりますので、1つのプロジェクトとして、恐らく発信できるような成果が出てくるものと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 具体的に名称等はどのような名称、名称が主になってくると思いますけれども、横断的なプロジェクトをつくるということですが、名称についてはどのような、今あるんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） すみません、名称につきましては、今、企画政策課のほうで検討中ありますので、近々それが出てくると思います。4月の頭からも、このプロジェクトをスタートということで考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 4月当初からということですが、逐一議会へも説明をお願いしたいと思えます。

続いて、財政問題の解決の目標年度はということについて、お聞きいたします。

町長は施政方針で、残りの任期3年間で必ずや財政状況の改善の道筋をつける覚悟で臨むと述べられました。財政問題が表面化してからもうすぐ1年になります。何をもちて解決とするのか、また、解決の目標年度を明確に示していただきたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

財政問題の解決の目標年度についてということでございますが、現在、財政が逼迫した状況であると考えておりますが、どのような状況になれば現状を抜け出し、安定した財政運営

と言えるのか、その基準を示すのはなかなか難しいというふうには考えております。

私なりの目標でありますけれども、収支のバランスが取れ、幾らかの積立てができる状態であり、将来に向けての準備やイレギュラーな事態に備えて、それなりの基金があることであると考えております。

具体的には、このたび問題となりました財政調整基金の枯渇状況であります。今後は標準財政規模のおよそ10%以上を保持し、実質公債費比率は、シミュレーションで令和7年度にピークを迎えますが、その後徐々に減少させていく計画としております。大型事業の集中した時期の償還がおよそ10年続きますが、その間、全体の起債の償還が進みますので、年度が進むに従い、起債残高は減少してまいります。

また、経常収支比率が90%を超え、財政の硬直化が進んでおりますが、大型事業が入りますと、経常収支の割合としては下がるのであります。起債償還が進みますと、この比率も下がってまいります。しかしながら、経常費が高止まりである状況でありますので、諸経費の見直し、行財政改革推進委員会による事業の見直しを図り、その圧縮に努めてまいります。

何をもって問題解決と言えるか分かりませんが、私の任期中に、ただいまお示ししました安定した財政運営への道筋をつけるということであり、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 様々なことがありましたけれども、明確には申し上げにくいこともあるかと思っておりますけれども、しかしながら、子供たちに説明するときには、池田町は財政の話も、やはり中学にあっては、こういう総合の学習等でされるわけです。その中で、やはりしっかりとした道筋がないままに、こういった町政運営がなされていることは非常に危惧されるところであります。

また、令和7年度にピークを迎える予定で、シミュレーションになっておりますけれども、実際、以前からシミュレーション、何度も企画政策課で出させていただいて見ておりますけれども、全て上振れ、上に振れているんですよ、シミュレーションが。今後も、今出しているシミュレーションが下振れするということが、下に下がるということがなかなか我々議会にとっても、ちょっと予定できない状況にあるかと思っております。

今、だから最低限がそのラインで、それ以上という話になってきますと、16.2%、

16.4%という話も出てきておりますので、ピークが。やはりそれよりも上振れする可能性もあります。

それと、もう1個忘れてはいけないのが、議員必携にも書いてありますけれども、災害に対する費用を取っておきなさいということを強く書いてあります、予算上で。なので、やはり今の災害がない状況でこの数字ですので、災害があったときには明らかにおかしい、限りなく財政、先ほども問題視されている財政再建という状況に陥ることは間違いないということです。

ぜひ、そういったところを踏まえて、もう1点質問させていただきますけれども、行財政、行政改革推進委員会がつくるということで、明日全員協議会等でも御協議いただくということですが、その町長の以前の言葉、町民説明会からの言葉を聞いていると、何かその行革の委員会が答申を受けて答えを出してくれるので、それに沿って、答申を受けることが前提で何か答弁をされているように見えましたけれども、本来ならば今のとおり、町長が主体となって、そういった財政の道筋をしっかりとつけていく、あくまでも行革の委員会は、そういったものを補佐したり助言するべきものだと思いますけれども、そういったところ、町長として、そういったしっかりとした意思をここで示していただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 行革に丸投げみたいなイメージがあったことは深くおわび申し上げますけれども、決してそういう気持ちはございません。先ほどお話ししましたように、横断的な庁内のプロジェクトを立ち上げて、恐らく行財政改革推進委員会と並行していくだろうと思いますけれども、並行して庁内は庁内として、また行政の方向づけにつきましては、十分検討して方向づけしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、私がちょっと言っているのは、質問が悪かったのかもしれませんが、要するに、行革委員会、庁内の委員会と、要するに主語が、その委員会がになっているので、私がという意気込みが、要するに私としては答弁として欲しいものですが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 当然、私の意思に基づいてプロジェクトを立ち上げて、その中で私の

意見を十分お話し、恐らくそういう内容が固まった中で行財政推進委員会のほうに提言も行くだろうと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 要するに、何が町民の皆さんが望んでいるかと言うと、約1年前に2期目の甕町政が始まって、町長が静から動へということで、スローガンだったものですか、その静から動への、私がそこは何とかしますということ、何とか考えていきたいということ、を求めていると思います。

そんな中で、いろいろな委員会つくるのはいいですよ。あくまでもそれは委員会ですので、私として、それ最後は責任を持って道筋をつけるということとしっかりと明言されたほうが後々安心にもつながると思うんですけども、もう一度お聞きします。いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私は首長でありますので、しっかりと道筋を示していくということで、町内外にその件は公表しまして進めていくということに変わりありません。しっかりとした指針を示してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） はい、よろしくお願ひいたします。

続いて、財政をチェックするのは、庁内では誰かと、町の中の庁内でございますけれども、どの部局で誰なのかということでございます。議会での説明、町民説明会等を通じて様々な財政に関する議論をしてまいりましたが、議論の中で明確になっていない点として、財政のチェック機能についてお聞きいたします。

役場内で財政をチェックする立場の方は誰でしょうか。また、その仕組みが現在機能していると思われませんか、答弁をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、例年秋口に、私から予算編成方針を示し、それに基づき各課で予算要求資料を作成し、財政係に提出してきます。予算査定では、各課から上がってきた事業の必要性や事業効果、必要経費、実施期間等を理事者や企画政策課職員を中心に検討し、実施の折には財源確保や基金の残高、実質公債費比率等に

配慮し、予算を編成してまいります。

予算査定の過程では、企画政策課職員から事業の必要性や財源等についてネガティブな進言を受けることもあります。それらを踏まえ、最終的な判断は私たち理事者が行っていきます。補正予算の編成についても同様でございます。

なお、この数年、大型事業が続いたこともあり、目の前の予算を組むことに注力し過ぎ、中長期的な財政運営への配慮が欠けていたことも事実であります。チェック機関ということでもありますけれども、理事者及び企画政策課の担当ということになるかと思えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 実際、そのような形で行われてきて、企画政策課、理事者の方々だとは思いますが。どこの町村もそうだと思いますけれども、私はここで言いたいのは、各職員それぞれ、平の職員、入庁したての職員から、それぞれ、その意識を持つようなチェック機関が必要じゃないかなと思います。係長になって、課長になってとなってきましたけれども、やはり今、入りたてのボトムアップのプロジェクトのメンバーもそうですけれども、そういった方に、もう既にチェックの目がないと、また同じように、副町長苦労されたように、莫大な、要するに予算オーバーの状況で上がってくる、それをなるべくその、何といいますか、末端といいますか、その組織の末端の方々が意識することによって、よりこういったチェックのところもやりやすくなると思うんですよ。

それと、現状打破のバイアスがかかっていない人たちにチェックが、権限なり何なりを置くことも必要だと思うんですけれども、やはり横断的なところのプロジェクトにも、そういった意味合いも含まれてくるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどお話ししましたように、行政というのはどうしても縦割りというイメージが強くなって、関係ない課、そのことについてはあまり考えないというのが現実であります。そういう点からいまして、私は横断的な組織をどうしても必要ということで、このプロジェクトを立ち上げてまいります。

末端、全員がその意識をとというのは、本当に大事なことだと、今まで欠けていたことは本当に私も認識しておりますので、そういう点含めて、末端まで浸透するような、そういう横断的な考え方、また、若い人たちの意見を大いに吸い上げられるような、そんな仕組みを

つくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 実際、本当に若手の人たちアイデアいっぱい持っています。だから、言うてはいけないんじゃないかなとか、こんなことを言ったらいけないんじゃないかなという、やっぱりそういったところがどうしても出てきます、組織なので。やはりぜひそういった横断的なところを見て、逐一議会にも説明があろうかと思いますので、そういったところで議会もチェックするし、また行政の中でも、しっかりとそういったところをぜひ新しい取組としてつくっていただきたいと思います。強く思います。

続いて、目的基金の運用方法の見直しと明確化について伺いをいたします。

現在、町では財政調整基金を含む12の基金を設立し、運用しています。しかし、積立ての方法など条例上において曖昧な点が多いと感じております。今後、大きな歳出も見込まれております。また、交流センターをはじめとする最近建設された施設の補修費用も建設年度から積立てしていく必要性を強く感じております。目的基金を細分化して明確にし、将来に備えるべきだと考えますが、町の答弁を求めます。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたしますが、当町の基金のうち特定目的基金は、本定例会に上程した新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金も含めると9つあります。その中で、公共施設等の整備充実に充てるための基金として、公共施設等整備基金がございます。

今後、公共施設の維持管理、更新等に多額の費用が必要になると見込まれ、公共施設個別施設計画を指針に、長寿命化改修等に財源充当できるよう計画的な積立てを進める必要性を感じております。

ただ、当面の間は、厳しい財政状況が続く見込みであることから、目的基金に積み増しできる財源は限られてしまいます。そんな状況下ではございますが、今回、令和2年度補正予算に計上しました土地開発公社解散残余金のように、まとまった収入は、近い将来計画している会染小学校大規模改修等の財源の一部に充てるよう、目的を明確にした積立てをしてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の寄附金を活用し、かえで広場に遊具を設置する計画もございます。

各基金の在り方を明確にし、有効活用を図ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 特に、公共施設の基金においては、やはりもうちょっと明確化にすべきだと思ひます。

先ほど、今あった土地の、開発公社の4,200万円ほどのお金も基金に入れてしまうと、同じプールの中に入ってしまうものですから、そこでこういうお金に名前が書いていないのと同じように、ミックスされてしまいますので、そういったところはどのように明確化していくのか。

特に、また、一番、まだまだ議論が全然こういうアンタッチャブルなところとして、役場庁舎の建て替えの基金もやっていかないと、間違いなく、これ、もたないですね。そういったところにもやはり基金の明確化というものはやはり必要だと思ひますけれども、公共施設等の整備基金に入れてしまうとミックスになってしまうものですから、そういったところをどのように区分けして活用していくのか、その点はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいま御質問でありますけれども、御指摘いただきました。私も必要を感じております。これも長期にわたると思ひますので、必要な基金の仕分けをして、その基金として目的を明確にしていくということでは、今後の課題とさせていただきますと思ひております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、今後の課題とありましたけれども、私は明確化してほしいと、しなければいけないというスタンスです。やはり基金の中にも、うち幾らは何とか基金といひますか、ちょっと基金の中に、また基金があるのもおかしいかもしれませんが、他市町村見ても、もっと明確化して運用しているところがあるので、ぜひ、そういったところを参考にして、基金の在り方をもう一度明確化にして、そういった財源を有効的に、一般財源にただ流れてしまわないように、ぜひお願ひしたいと思ひますが、もう一度、こう

いうしっかりとした前向きな言葉をいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） この件につきましては、御指摘いただきまして、今まで公共施設等整備基金につきましては、まさしくグロスで考えておりました。どの施設がどうということはなかなか分析できませんでしたが、今、計画が立ちましたので、この計画に基づいて、一つ一つ恐らく公共施設へ、これをどうするのか、生かすのか、殺すのか、そういうこと的前提に立ちまして、そのための基金ということでは明確にしていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ明確化にさせていただいて、これからできる施設、これから残す施設、壊す施設も本当にできてきていますので、そういったところを明確化にして、その基金の運用を図っていただきたいと思います。

その中で、目的基金のうちのふるさと納税のてるてる坊主ふるさとの里の応援基金ですが、先日出されたシミュレーションによりますと、ほぼ使い切ってしまう、昨年度末で7,000万円の収入が、歳入といいますか、寄附があって、そのうち半分の3,500万円ほどが基金として繰入れられるということであらうけれども、シミュレーションを見ると、それをどんどん毎年積んでは下ろし、積んでは下ろし、そして結局、令和7年度は400万円ほどしか残らない基金の運用になっておりますが、最低限、この何千万円、当初はたしか4,000万円を積んで、その増えた分を運用していくというような議会でも話があったように記憶しておりますが、それが実際は財調を保つがために、こういったところの基金がどんどん使われていって、ゼロに近いような状態になってしまうというシミュレーションが出ておりますが、それについてはいかがなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 今、非常に逼迫した状況でありますので、いろいろな形でふるさと納税も使わせていただくということになっておりますが、この前御説明いたしましたとおり、その使い道につきましては、寄附した皆さん方の気持ちに反するものはしていないというような私どもは認識しております。今後はできるだけ、ある程度の線は残すということとで、これも考えていかななくてはいけないかなと思いますけれども、これも、その財政のや

り繰りの中でありますので、少しずつでもそういう形で残していく方向で考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） その内容なんですけれども、今回もふるさと納税の支出先といいますか、それが特定財源となって活用している予算の中に、やはりクラフトパークの運営、それと、またハープセンター東側圃場の業務委託費用などにも充てられております。私、議員必携を読み直してみますと、やはりそういったところには寄附金はなるべく充てないほうがいい、方便してはいけないというふうに書かれております。管理経費や義務的経費に近いようなものには、そういった寄附金はなるべくとといいますか、なるべくとは書いていないですが、充てないほうがいいということが書いてあります。寄附者の思いからすると、やはりこういう投資的な経費や残るものに寄附をしている方が多いんじゃないかなと私は思います。それが町長の、好きに使ってくださいという、町長が考えた事業に使うということだと思っんですよね。

なので、そういったところも含めて、もう1回、今年度の予算も上程されておりますけれども、今後に向けて、やはりふるさと納税のそういった使い道の在り方というものも、ほかの財源とはちょっと変えて、やはり運用すべきじゃないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ハード事業に行いますと形が残ってまいります。先ほどもお話ありましたように、かえて広場に遊具等の設置をすれば、遊具がそのふるさと納税でできたんだなというような意味合いにも感じられますが、当面運営費等にも、言葉はいいかどうか分かりませんが、流用せざるを得ないというのも実態であります。そんなことで今回は非常に苦しい中で使わせていただいたというようなこともあります。今後につきましては、できるだけそういうものを排除して、しっかりとした期待に応えられるような使い道をしていくということで考えていきたいなと思います。よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ということで、やはり今年度は今予算が上がっていますので、来年度

の予算については、そういったところを明確にして、こういったところに、このふるさと納税が充てられて、そういう義務的経費、要するに水道光熱水費とか、そういったところには、要するに充てないようにぜひお願いしたいと思います。今から強く要望しておきます。

続いての質問であります。

投資的経費の減少による町民ニーズの影響はについてお願いをいたします。

さきの町民説明会で示された財政シミュレーションによると、令和2年度の普通建設事業費、これは投資的経費と言われておりますが、一般会計の14.8%ですが、令和7年度には約4.5%に大きく減少する見込みとなっております。金額では2億円です。この状況では、経常経費に飲み込まれて町民のニーズに応えられないことが予想されると思いますが、町の考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 鴫町長。

町長（鴫 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、投資的経費は普通建設事業費と災害復旧事業費からなりますが、先日お示した財政シミュレーションでは、令和7年度までの普通建設事業費には町民の皆さんが安心・安全な生活が送れるよう、町道の維持修理や交通安全工事等を相当額見込んでおります。

財政シミュレーション上の普通建設事業費は、作成時点で想定し得るものを中心に計上しているため、今後新たに発生する町民のニーズに対しては、費用対効果や財源の裏づけ等も十分検討した上で実施に努めてまいります。

加えて、令和2年12月17日付で議会よりいただいた財政健全化に関する要請書の中で、町の財政状況が安定するまでの大型事業の先送り、凍結を強く要望をいただいておりますので、それらを踏まえ、投資的経費の執行は慎重に対処してまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） いずれにしても、様々なことが、想定していないことを想定しろと国は言ってきておりますので、災害にも含めて。やはりそういったところも踏まえて、またしっかりと考えをまとめておいていただければと思います。

続いて、当町の経常経費の適正額は幾らかということで、明日また大出議員からも同じような質問が出ますが、数年前の一般会計の予算規模が40億円程度でございましたが、財政シミュレーションでは、令和3年から7年の平均で46億7,000万円、令和4年の借換債の年を

除く4年間の平均では45億7,700万円となります。人口減少が進み、地方交付税や基準財政需要額全体も減少が続くと予想される中、町の経常経費の適正額はどの程度と考えておりますか、端的にお答えください。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいま御質問であります。経常的な経費は、現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費ですので、現行の行政サービスや行政水準をどう捉えるかによって適正額は変わってくると思います。経常的な経費には、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費と物件費や補助費等などが含まれております。経常的な経費は、過去の政策決定のランニングコストとも言えるもので、一度やると決めた政策決定を覆してやめると判断しなければ、同じようにかかり続けてしまいます。

義務的経費は簡単に削減することはできませんが、それ以外の経常的な経費については、今後、従来の政策の必要性や優先性について、行政改革推進委員会等で議論していただき、その結果を踏まえて削減に努めてまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ということは、端的に言うと、これ以上は増やす方向ではないし、なるべく減らしていくという町長の答弁でよろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 財政を立て直すに当たりましては、この経常的な経費のウエート、大変高くなってきておりますので、これ以上増やすというような考えはできないだろうと考えておりますので、削減する方向で検討するということでもあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 続いて、庁内ボトムアップのプロジェクトの内容と活用方法はについてお聞きいたします。

さきの新聞紙上で、庁内若手職員によるボトムアッププロジェクトの記事の掲載がありました。理事者としても評価をされているようですが、具体的にどのようなアイデアを採用して活用していくのか、ボトムアッププロジェクト自体が議会にも何も説明がないので、ここ

でお聞きいたしますが、内容の公開も含めて、なるべく短めに答弁をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ボトムアッププロジェクトの活用についての御質問でありますけれども、若手職員による課を超えての横断的な組織であります。このたび2つのテーマで検討をお願いしました。1つは、業務の効率化について、もう一つは、ゼロカーボン社会に向けて町の取組についてであります。それぞれチームを分けて取り組んでもらいましたが、このたび検討がまとまり報告を受けました。今まで若手職員の意見発表の場がありませんでしたが、このたびは若手らしい発想や発表力に大いに感じる場所がありました。

これから、どう活用していくかということですが、せっかくのチームの発案でありますので、そのままテーマを持ったプロジェクトとして、実現に向かって取り組む組織として立ち上げる予定であります。内容によっては高額な費用がかかる提案もありますが、財政状況、費用対効果など庁議を通して検証しながら実施できるところから取り組んでまいります。

私といたしましては、書類や手続等の簡素化、役場庁内のごみの分別、削減、近間の用足し等は自転車を使う、エコ曜日の実施など、すぐにでもできるのではないかと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひボトムアッププロジェクト、どんな内容かも含めて、また議会に何か一覧表等をいただければありがたいなと思います。

続いて、これは、今、町長だから聞けるわけですが、財政問題に関する議会の責任はどの程度と町長は考えるかということであります。

さきの説明会にも、議会にも厳しい御指摘をいただいたところであります。甕町長は議長出身の町長として、今回の財政問題に関する議会の責任はどの程度と考えているのか、率直にお答えいただければと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問ですが、財政問題について、議会の責任をどう考えるかとの御質問でありますけれども、議会に対して責任を問う考えはありませんが、それぞれの立場で顧みることが大事ではないかと考えております。したがって、その程度につ

いても言及する考えはありませんので、よろしく願います。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 率直に答えることできない問題だと思います、制度が違いますから。しかしながら、町長だから感じていると思うんですよね。議会の、やっぱりこちら側にいた立場のときの重さと、行政側にいたときの重さというのは、ある人が言うには、2対8くらい違うよと、町民の人たちは5対5じゃないかと、上程する側と議決する側では重みが5対5じゃないかと思っている方もいますけれども、実際は行政の権力のほうが8で、議会の権力のほうが2というぐらいな考えを持っている方もあります。私もそうだと思います。上程しなければ、予算の議決はないわけですから、財政問題もそこでやはり、そういった財政の金額の上程がなければ、議会もそれは議決することができないということであります。

なので、上程するときにはしっかりとチェックを行わないと、ある意味、我々にチェックをしると言っても、当初予算を否決、全部否決、ただ血が止まって、血がついてから何も、バス1台動かせない状況にはなる、そういうこともあります。

なので、それ前に、やはり議論しておくことが重要ではないかなというのは、今回、本当によく分かりました。

なので、町長も議員出身であります。私と一緒に正副委員長を務めたこともあって、やはり全て気の知れた中ではありますけれども、それだからこそ、しっかりとした、議員だから、議員出身だからこそできるやはり行政運営というのもありますので、ぜひ、その初心を忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

続いて、経費削減のための契約の見直しについていきたいと思えます。

指定管理の見直しについて再検討をということでございます。

議会全員協議会において、指定管理の在り方について多くの意見が出ました。経費削減の視点から、もう一度指定管理を行っていただいている会社等に直接町長が交渉し、見直すべきところは見直すべきだと考えます。

私は、この中で、また心理学の話をしたいと思えます。

行動経済学の考え方の中に、サンクコストという考え方があります。日本語では埋没費用と言われているものであります。事業や行為に投下した資金・労力のうち、事業や行為の撤退・縮小・中止をしても戻ってこない資金や労力のことを指します。これだけ費用をかけたから、もう少し出費することによって、これまで払った費用が丸々損しないで済むと考えて、

赤字の事業が続けられていることもあります。しかし、この経営判断は、損している上に、もっと大損しようかと判断しているのと同義です。過去に使ってしまった回収できないお金は、既に sunk cost であります。sunk cost に打ち勝つためには、勇気を伴う諦めが必要で、あるホームページでは述べられております。町の指定管理施設でも、sunk cost の心理が働いている事例はないでしょうか。もう一度再検討を望みますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいま御質問であります。指定管理者制度、多様化する住民のニーズにより、その効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、サービス向上と経費の節減を図ることを目的としたもので、多くの利点があると考えます。

指定管理者とは、議員御指摘の事項も含め、様々な課題について話し合いをする必要があると考えております。その中で、そのような心理が働いていないか確認するなどし、そのほかにも見直すところがあるか研究したいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） この心理学については、教育長が御専門ですので、ぜひ教育長のまた御参考に御意見をいただきながら、町全体を、そういった心理で動いてしまっていることはないかということも横断的なプロジェクトの中で考えていっていただきたいと思います。

これは、なかなか、ふだんこういう事務事業を行っている職員の皆さんに、こういった心理があるんだということを学ばない限り分からないんですよ、自分で困ることは。自分でついそういったところに陥りやすくなってしまうということなので、私はあえて今回、この sunk cost や現状打破バイアスについて述べさせていただきましたが、やはり心理で動いてしまっているというところ、特にまた集団心理も働くというところで、なかなかそういうポジティブな考えが出にくい環境に、それぞれの池田町の中で、役場の中で出てきてしまっているんじゃないか。こういったところを打破することによって、明るい豊かなこういう未来といいますか、やる気のあるこういう職場にもつながってくるものだと思いますので、ぜひ、この指定管理の制度もそうです。本当にお金をかけて、何度も何度もお金をかけているんですけども、やっぱり損切りをしなければいけないところがどこかで出てくるということ

です。ぜひ、そこら辺のところの判断を見誤らないように、こういった心理も働いているんだということも、ぜひ認識をしていただきたいと思います。

続いて、大型随意契約の見直しについて、その結果についてお伺いします。

以前から、大型の随意契約が継続されております。私も指摘してまいりましたが、予算上ほとんど減少が見られません。電算システム委託料、町営バス運行委託料、スクールバス運行委託料について、入札実施状況を含めて結果はどのようになったのか、お聞きいたします。
議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、電算システム委託料、町営バス運行委託料、スクールバス運行委託料のいずれも競争入札ではなく、随意契約により業務委託を行っております。根拠となるものは、池田町財務事務規程第75条第2号の競争入札に適しないもの及び第4号の競争入札に付することが不利と認められるときです。

電算システム業務は、北アルプス広域連合で基幹系システム、戸籍情報システム、情報系システム等の主要システムを共同運営しており、スケールメリットにより経費の軽減を図っております。仮に池田町が抜けて他社に委託先を変更した場合、多額の移行コストが生じるため、現行の業者と価格交渉の上、随意契約としています。

町営バスに関しては、地域の公共交通を担う重要な役割であることから地元の周辺業者を優先し、継続的かつ確実に履行が見込めるよう随意契約としております。

なお、車両の老朽化による修繕費増や働き方改革等による人件費増が避けられないものの、委託料総額が増えないよう業者と交渉しております。

また、スクールバス運行業務は、過去は個人委託でしたが継続が困難となった経過があり、平成27年2月から現行業者と契約しております。現在は3年契約の2年目で、契約満了時には安全性を第一に考えつつ、契約方法等を検討する予定ですので、御理解お願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 電算システム委託料もそうです。また、町営バスの運行委託料もそうですけれども、町営バスの運行委託料も、やはり過去の経緯から業者が変えられないんじゃないか、そういったところも見受けられております。けれども、やはり各地の、私も議員ですので、いろいろなところの情報を仕入れる中で、やはり池田町の状況のバスが果たして

安い、高いかということは、やはり入札をしてみないと分からないのも現状であります。また、入札業者もやはりそれなりに準備が必要です。

これ町長にお伺いしますけれども、やはり町営バスも緑ナンバーにすれば、バスは町側で持つ必要もないですし、バスの車庫も必要ありません。そういったところも委託経費に上乗せになってくるわけですが、果たして町営バスは白バスでいいのか、白ナンバーでいいのか、緑ナンバーにしたほうがいいのか、そういったところも含めて、そして、入札はやっぱり、もうやるべきですよ、十数年ずっと同じ業者、事実上、代は、事業所として変わったものの、全然委託先は変わっていないわけですから、やはりそういったところは1年間かけて、やはりそういったところ研究をして、町長から命令をして、課長に聞いてもなかなかできないです。判断できないですよ、金額もおおきいし、以前からのしがらみもありますので。なので、ぜひこの1年間で調査検討をして、結果をこの町営バスについても出していきたい。

それと、あとスクールバスの関係ですけれども、スクールバスも年契約ですよ。12か月の契約になっております。だけれども、タクシーは210日の日割り計算です。スクールバスは年契約で、陸郷へのタクシーは日割り計算なんですけれども、何でバスだけ年契約なんですか。例えばコロナのときは、2か月近くバスの運行なかったのに、年契約なので、2か月分多く支払わなければいけないんですよ。だから、そういった契約方法も、タクシーは日割りなのにバスは年額で随意契約しているということは、何でそういうことになっているのか、そのバスのところだけちょっとお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまのスクールバスの年契約につきましては、現状、契約中ということでございますので、3年契約で来年度2年目ということでございますので、契約満了後にはしっかり内容のほうをまた検討させていただきまして、契約期間につきましても、検討させていただきたいと思っております。

タクシーにつきましては、実際に子供さんを対象としている、特定している子供さんに対してということで、スクールバスとタクシーのほうはちょっと別の契約になっておりますので、そういった現状では、タクシーについては、登校日の契約日数ということであります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） そういったところも、ちょっと細かくなりますけれども、精査をしていただいて、そうなってくると、バスの生徒さんも特定できているわけで、登校日数も決まっているので、急にバスがぼんと出るわけじゃないので、そういったところが、やはりこうやっているいろいろな人に見てもらおうと、ここおかしいんじゃないかということも気づきますので、ぜひそういったところも、ぜひ研究して、来年度に向けてちょっと調整していただきたいと思います。

そんな中で、もう1点、町が借り上げている物件、土地の見直しについてであります。

時間なくなってきましたので、足早に行きますけれども、査定において、町が借り上げている物件及び土地の見直しについて、どのような査定を行い、予算計上してきたのか、お聞きいたします。

まずは、先日ありましたけれども、ハーブセンターの東側の土地の借用料は、だんだん、年々交渉して下がってきております。最終年度には非常に下がっているということで、こちらのほうは本当に努力を認めるといいますか、交渉していい感じになっているんですけども、やはり役場の土地借上料、この土地借上料、また駐車場の借上料、ここ全然減ってないんですね。いろいろな経過はあると思いますけれども、やはりこういつたときですので、やはり皆さんに協力をしていただいたり、土地を、そういった利用を取りやめたりということも必要だと思いますが、どのように査定を行っているのか、お聞かせください。短めをお願いします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいま御質問ですが、規模の大きな借用物件としては、役場庁舎敷地及び駐車場、大峰生活環境保全林用地などがあります。いずれも価格交渉は毎年のように行っておりますけれども、相手方の意向もあり、値引き等が見直しが難しい状況にあります。今後も引き続き粘り強く交渉を重ね、経費削減につながるよう尽力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 再来年度の予算において、同じ数字が上がってこないように、私たちもちゃんとチェックをしていきたいと思っております。

もう土地の値段も、池田町の平均土地の価格を見ても、そんなにも上がる傾向にはないの

で、それと、やはり、いろいろな社会情勢もあって、やはりこうやって損切るところは切っていないと、義務的経費がどんどんかさんでしまうので、お願いしたいと思います。

続いて、各種機器の関係はちょっと飛ばしまして、新型コロナウイルスに対するワクチン接種についてであります。

4点ほどのせさせていただきます。ワクチン接種の今後のスケジュールと見通し、またやすらぎの郷の利用と担当課の他の事業への影響は、あと人員の適正配置について、そして情報の伝達手段についてであります。

私がちょっと質問したいのは、人員の適正配置についてであります。

やはり先ほども町長、中山議員からもありましたように、適材適所に適正な人員を配置するということでありました。特に、コロナウイルスのワクチンでは間違いが許されない状況にあります。これでいろいろなところで始まってきますと、先日シミュレーションも行ったようではありますが、人員が十分行き渡っているのかどうなのか、複数の箇所に、こちらの人員が最初はいて、こっちへ移動してということで、そういったところのミスが出ないのかどうなのか、町民としては非常に危惧するところでありました。特に、人員の適正配置についてお尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） 人員の適正配置ということではありますが、ワクチン接種について、これ私もシミュレーションに参加をいたしました。大変な事業だなというふうに改めて感じました。これは、中心は健康増進係で対応しておりますけれども、現在、兼務であります。7名のプロジェクトチームをつくり、毎週進捗状況の確認と対応について、会議の中で検討しております。3月中には新型コロナワクチン相談窓口で常勤3名、ワクチン接種当日のスタッフとして、会計年度任用職員を七、八名雇用する予定で準備を進めております。また、医師、看護師についても、医療機関等に依頼し、準備をしております。

この3月末時点で3名の退職者が出る予定で、新規採用がないことから、他部署からの増員は困難な状況です。接種に際しては、医師、看護師の領域であり、接種履歴管理等の事務は、職員OBを充て、事務体制の充実を図っているところであります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 本当にミスが許されないのと、もし体調が不良になった場合には、そ

ここに代替する余裕がない事業であります。そしてまた、そこで、もし1人でもコロナの感染疑いがあった場合には、接種自体が全部止まってしまうんじゃないかというふうに思うんですよね。やっぱりそういう方には、今は健康福祉課の中のプロジェクトですけれども、もうちょっと幅を広げたサブのスタッフ、要するに緊急時のときには、ほかのもうちょっと違うスタッフもその補助に当たるようなプロジェクトチームを編成すべきだと思いますが、先ほど横断的なプロジェクトもありますし、こういうコロナワクチンは各課から、ちょっとこういう人員をそのときだけ出向させて、もしかこうなったとき、ならなかったときと、それが分からないものですから、そういったところも含めて人員的なものを各課から応援をいただくということは考えていないでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお示しというか、お話ししましたように、シミュレーションを行って、気づくところが随分ありました。議員指摘の部分は、まさにそのとおりだなと思いますので、これから、この前行ったばかりで、これから調整を図って、どんな体制にすればミスがないのか、その結論というか、難しい部分でありますけれども、本当に慎重に取り組まなければいけないなというふうには考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 時間が残り僅かになりました。財政問題中心に今回も議論をさせていただきましたけれども、やはり町長の決断力が本当に大事です。リーダーシップ、やはり静から動へと言ったのを1年遅らせても、やはり町長がやるべきことを肝に銘じて財政の、要するにもう1回仕切り直しをする、本当に財政再建団体ではないですけれども、財政再建になったつもりで、やっぱり取り組まなければいけないと思います。それだけ町民の期待も大きいし、我々3月26日には議会として町民の皆さんと懇談をする機会もあります。こういったやはり議会のチェックも必要だし、やはり行政と議会がちゃんと町民の負託に両方で応えていかなければいけないということを強く認識して、また町長にも、ぜひリーダーシップを取っていただくことをお願いして、私の一般質問とさせていただきます。

終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で、矢口稔議員の一般質問は終了いたしました。

矢口新平君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

4番に、6番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 矢口稔議員に続いて、関連質問ですが、6番、矢口新平です。よろしくお願いたします。

1番、財政調整基金について、シミュレーションでは、令和7年度は4億7,000万円としているが、減債基金が令和4年度以降ゼロになっている。また、実質公債費比率も令和4年度のシミュレーションでは16.4となっている。令和3年度から令和7年度までの公債費は37億円ぐらいになると思いますが、本当にこれは実行できるのでしょうか。また、町全体の借金はどのぐらいになっているとシミュレーションしているのか。

今現在、池田町の負債は100億円弱あります。将来的には池田の人口は7,000人程度と予想されています。私の考えでは、60億円ぐらいにするのが妥当だと思うんですが、どのぐらいに想定をしているのでしょうか。また、町長、目標を持つことは大事なことと考えます。1番、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、矢口新平議員の御質問にお答えをいたします。

一般会計の令和3年度から7年度までの公債費を合計すると、令和4年度と令和5年度の利率見直しによる借換債4億6,200万円も含めて37億3,700万円となります。公債費は借金の返済ですので、猶予は許されず必ず返していかなければなりません。

一方、地方債の借入額は前日の借換債及び会染西部圃場整備創設、非農用地取得事業に係る地方債9,700万円を除いて、令和3年度から令和7年度まで毎年3億円を想定しています。毎年借入額より返済額のほうが大幅に多いことから、一般会計の未償還元金は、令和2年度末の53億3,900万円から令和7年度末には36億7,900万円まで減少する見込みであります。全会計を合わせた令和7年度末の未償還元金は62億2,400万円と見込んでおります。

ただし、現時点での見込み数値のため、未償還元金は増減する可能性があることをお含み

願います。

また、非農用地の活用及び会染保育園整備事業に係る事業費分は、現時点で実施年度及び概算事業費が未定のため含んでおりませんので、御了解願います。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） ちょっと企画政策課長にお聞きしますけれども、これ非農用地と、この間ちょっと聞きに行ったところですが、非農用地と会染小学校を2億5,000万円で、5億円、5億円を見て、5億円を上乗せを、7.5億円か、したとして、これをじゃ10年、20年のスパンで返却すると、1億5,000万円くらいが、ちょっと据置き等あると思うんですが、もしかない場合に、1億5,000万円増えたら、令和8年15.7になっていますよね、令和7年、これが10年くらいの返済で見ているわけ、20年くらいで見ているわけ、その辺はどうなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 先日、議会の皆様方に実質公債費比率シミュレーションをお示しした数値につきましては、10年償還で計画しております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） それでは、ちょっと課長にお聞きしますけれども、これ、このままの返済で1億円増えた場合は、実質公債費比率というのは、10年で見たらどのくらい、5%くらい上がるのかね、ちょっとお聞きします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 今までの償還が終わったりとか、始まったりとか、いろいろ絡んできますので、一概には申し上げられないんですが、池田町の財政規模でしたら、単純に言って2,600万円くらい公債費が、その年だけ高くなると1%上がるというふうに考えていただければいいんですが、それにつきましても、単純にじゃ1億円だったら4%上がるとか、そういうことではないですね。本当にいろいろな状況を加味しながら算出していくので。シミュレーションについては、改めて算出させていただくということで、一般論として申し上げます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 私が心配しているのは、本当に15%、16%というのは、18%に限りなく近い数字なもので、これ以上もしか上がったら、本当に稔議員言われたとおり、財政再建団体になってしまうんじゃないかと心配をしております。

また、中山議員等言われている自然災害とか、予期せぬものができたときに、本当にこのシミュレーションというか、このあれでいいのか、本当に綱渡りみたいな予算ではないのかなというのが私の感想です。

最後まで聞きますので、また、まとめて質問したいと思います。

2番、突発的な自然災害も当町いつ起こるかは予測できません。そのとき、国・県を頼らず自主財源で対応できる金額はどのくらいあるのでしょうか。また、どういうふうに対応していくのでしょうか。

それと、エアベッド、後は、この間からよく出てきます段ボールベッド等、そういう災害に備えた食料や間仕切りの毎年の防災計画というのは、総務課長、幾らぐらいの予算で見ているのでしょうか。総務課長。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今回の当初予算にもありますとおり、災害対策経費、150万円の予算の範囲の中で非常食等を買うようにしております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 150万円が高いか安いかという問題なんですが、もうちょっと総務課長、計画的に、段ボールベッドだって20個や30個買っても駄目だと思うんだよね。計画的に買っていくというのが必要だと思います。私の意見です。

3番、ふるさと納税について、町長として今後の展望はどのようなのですか。新しいアイデアを探求していかなければ、他市町村にふるさと納税が流れてしまうと思います。いつまでもワインと米だけでは頭打ちと考えます。池田町はもっとふるさと納税を推進すべきと考えますが、どうでしょうか。具体的な施策はあるのでしょうか。また、職員全員にふるさと納税をお願いできないのでしょうか。

それと、昨年度、企画政策課長に聞きますが、後で結構です。10万円、5万円寄附した方はどのくらいの金額でどのくらいのパーセントなんですか。

まず、じゃ町長だね、お願いします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ふるさと納税の展望についての御質問ですけれども、平成30年度のふるさと納税、ふるさと寄附額は約2,800万円、令和元年度は6,200万円、今年度は約7,200万円を見込んでおります。寄附額の伸び率は頭打ちの兆しを見せておりますが、今年度新規参入した返礼品では、有機米や広津豚の加工食品、JAのお米などがあり、高級ワインの詰め合わせも好評で、来年度の寄附額増が期待されております。

一方、ふるさと納税の伸びには返礼品の内容はもとより、ポータルサイト及びその取りまとめ業者の役割が大きく関係しております。現在、寄附額のさらなる増加を目指し、ポータルサイト及び取りまとめ業者の見直しを行っております。業者の見直しにより、委託料等の経費削減や返礼品の適正在庫管理、返礼品の新規開拓サポートなどにより、さらなる寄附額増を見込んでおります。

また、議員の御質問の職員全員にふるさと納税をお願いできないかということですが、町内在住の職員が町にふるさと納税しても、返礼品が受け取れないことから、メリットがありません。町としても税収が寄附収入に置き換わるだけなので、必要性は感じておりません。

なお、町外在住職員につきましては、返礼品もございますので、積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 職員においてはメリットがないと言いますが、町にはメリットがあるんですよ、返礼品返さなくていいんだから。違いますか。

それと、池田の職員の中で、大町市とか安曇野市に住んでいる方がいますよね、アパート借りて。そういう方に、ぜひ池田町に強い思いがあるなら返礼品なしのふるさと納税を町長の口から言っていただきたいというのが私の気持ちです。大澤課長、お願いします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 突然の質問で、数字は完璧に持ち合わせていないわけござ

いますけれども、今年度の2月24日現在までの数字、寄附金総額が約7,184万3,000円ということでございます。その中で、ワイン6種セットが10万円でございます。これが83件ということで、寄附金額830万円、これが全体占める割合が約8.7%ということでございます。この10万円のワインが全体の寄附額を押し上げているということもございまして、それ以外のワインも含めて、ワインが全体の約4割を占めているような状態でございます。ですので、今現在はワインが稼ぎ頭というような形でございます。

また、最近、メルシャンの勝沼ワインも何本か新規に返礼品に加えたということでございます。さらにワインも充実してまいるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） ありがとうございます。

10万円という大きなお金を寄附してくださる方は結構余裕のある方じゃないのかなと。だから、池田町どうして、この10万円投げるかという、やっぱりワイン飲んでみたいという気持ちがあって池田へ投げてくると思うんですよ。

ただ、そういう、私も含めてワイン大好きなだけけれども、そういう人が今度東御市のワイン飲んでみたいとか、あるいは能登ワイン飲んでみたいと、貝殻で作ったアルカリの。そんなような浮気心があるわけ、だから、これ頭打ちと町長言われたけれども、やっぱりふるさと納税して、ちょっと贅沢なワインが飲みたいと思う人は浮気するわけ、だから、じゃ、もうちょっと東御のワイン飲んでみたい、あるいは大町の今作っているワイン飲みたい、だから、毎年この金額が池田町に来るとするのは到底考えられない。だから、いろいろな意味で、もっと工夫をしてやっていかなければ、このふるさと納税、池田町に対して4割くらいのウエートを占めている中では、町長、半分になってしまうよ。町長、その辺いかがなんでしょう。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） もちろん御指摘のとおりと私も感じております。常に職員のほうでは新しい返礼品の開発、また、さっき御紹介いたしましたけれども、このポータルサイトの在り方によって随分違うなということが分かりました。さっき御紹介いたしましたけれども、平成30年度に2,800万円だったのは、令和元年度は6,200万円、一気に伸びました。これはポータルサイトを変えたということの現れでありました。非常に大きな効果があったなど。今

年、新年度ですね、さらに、このポータルサイトの在り方を変えて、もっと効率よく、そしてまた、経費も少なくというところを今検討して変える準備に入っているところであります。いろいろな要素ありますので、当然返礼品についての開発等は十分検討していきたいと思っておりますので、皆さん方からの御提案もあれば大いに受けてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 町長、ぜひ、何とかな、返礼品をちょっとしっかり考えて、20万円もらったら、毎年、毎月3割だから、3本ずつ毎月送るとか、そんなような、もうちょっと高額な部分で攻めていっていただけたらと思います。

私も、議員10年たちますけれども、ふるさと納税を最初に一般質問したのは私だと思っておりますよ。町長も御存じだと思っておりますが、そのときはたしか600万円か700万円でした。前町長には私の話が通じませんでした。全くもうけだという感覚で、してくれる人が悪いような言い方をされたのを覚えています。これだけ全国的にふるさと納税で生坂村が1億1,000万円等々出ていますので、もうちょっとひねっていただくと、もっと財源がいっぱい来るんじゃないかというのを感じています。

これは、やっぱり町長はじめ企画課長が先頭に立って、いろいろないいいアイデア出して、担当におんぶにだっこするんじゃないかと、あと町民からのいろいろないいい意見聞いて、やってみて、いけないことはやめていけばいいの、いいことだけ残して行って、ぜひ7,000万円と言わないで、1億円の大台に乗せるような施策を大澤課長には期待をします。

4番、ハーブセンター東側のハーブガーデンの開発について、今年はコロナ禍の影響で、観光客は去年と同じで減ることが予想されます。財政難の池田町の状況を考えると、来年、今年の投資は中止をしたらどうでしょうか。町の顔として造るのでは、あまりにも現状とかけ離れていると思います。どうしても造りたいという町長の気持ちをお聞きしたいと思えます。

そして、もしか町の顔でしたら、どのぐらいの来場があって、売上があって、年間どのぐらいの要するにハーブティーが売れるのか、また示していただきたいと思えます。

また、ハーブ教室、ハーブ何とかをやったとして、そこにかかる電気とかガスとか、そのランニングコストも、後で宮澤課長にはちょっと教えていただきたい。町長、このハーブガーデン東側についての、議会としては私は賛成しかねる、町長の熱い気持ちをちょっと聞か

せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ハーブガーデンについての御質問でありますけれども、町は花とハーブの里として30年来取り組んでまいりました。ハーブセンター一帯を町の顔として、集客の核として整備を進めてきたところでもあります。今年度から県道西側の商業施設と東側のハーブガーデン及びガラス温室、圃場と管理運営を分離して運営することといたしました。以来、1年が経過するわけでありますけれども、西側の商業施設ではトータル的に管理をお願いするというので、指定管理者に一本化いたしました。結果、レストラン、売店では、新たな運営者をお願いし、雰囲気が一新されました。また、このたびは、クッキーを製造販売する若者も現れ大変充実してまいりました。

一方、東側の圃場では、ボランティアを含め、5つのグループが関わり、総合管理、ハーブガーデンの管理、ハーブ苗の生産、桑の木の新たな栽培、ハーバルヘルスケアトレーナー等、それぞれ役割を持ちスタートしたところでもあります。

花とハーブの里としての知名度も上がり、池田町と言え、花とハーブと言われるくらいになってまいりました。今年もシーズンが近付いてまいりましたが、既に多くの問合せも来ているようであります。

私は、いよいよハーブセンターを中心として、名実共に花とハーブの里の拠点として整ってきたと大変希望を感じているところであります。新年度予算にはハーブガーデンの整備のための材料費を計上いたしましたので、今年度南半分を整備いたしましたので、新年度は北半分を整備する予定となっております。全面的に新たに整備されますと、さらに魅力を増し、多くの来訪者が見込めるのではないかと考えております。

4月からは、いよいよ植栽の時期となってまいりますので、ゴールデンウィークに間に合うように整備が進めればと思っております。

財政難の折、費用のウエートが大きいので、中止してはどうかとの御指摘ですが、多くの皆さんが関わり、町の大きな魅力として成長する可能性はあることを考えれば、集客により経済効果は西側の商業施設周辺の一般の商業施設を含め、大きなプラスの影響を及ぼすことと考えております。

また、ハーブガーデンにつきましては、県からの多大な補助金をいただいて整備した事業でありますので、県からも大いなる期待を寄せられている事業であります。

どのくらい入場者と売上を見込むかということではありますが、今年度は1年目であります

けれども、これカウントが極めて大ざっぱであります、レジ通過者で1万人、売上としては、およそ450万円ということで聞いております。恐らく新年度はそれに数割増を見込めるんじゃないかということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、町外からは、この池田町の本当に顔として大変期待を寄せられてきているということは事実でありますので、ここで縮小、あるいは中止等行うことは、町の将来のやっぱり芽を摘むというような事業になってしまうのではないかというふうに考えております。

関わる皆さん方も大変期待しているところでありますので、その辺も含めてよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） じゃ、ガラス温室の電気料の関係かと思えますけれども、新電力に契約をしたこともありまして、全体的には80万円近くはかかると思うんですけれども、営利に関わる部分もあるということで、その分は案分をしまして管理団体のほうから徴収をしていきたいというように考えておりますし、ハーブの関係の教室等につきましても、負担してもらう部分は負担していただく中で運営していきたいと思っています。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 町長から、1万人来場、売上450万円プラス数割というお話を今聞きました。大出議員が後ろに、この件でまた一般質問しますので、あまり突っ込んだ話はしませんが、このハーブガーデンは指定管理ではないわけですね。そうしたら、お金は指定管理のときと同じくらいの金額を投資しているということで、これ売上に関しても、これ一旦町へ入れて、そこで管理という形になるんでしょうか。その辺は、返事はまた大出議員にいただければ結構です。

町長の観光目玉、何か、私たちにとっては、ちょっとハーブというのは、今ピンと来ない、はっきり言って。もうちょっと違う、中山議員じゃないけれども、優先順位で言えば、ハーブは5番目ぐらいじゃないかなというふうに私は思って質問をしました。

後は、じゃ後の人にお任せして、5番、クラフトパーク・美術館・創造館もコロナ禍で昨年の来場者は激減をしました。令和3年度予算の中で、3,500万円ものクラフトパーク一帯

で大金をかけることについては、町民はどう思うのでしょうか。

また、町長は直接今のシダックス社と話し合ったことは近い、去年あるのでしょうか。下條課長は、担当とだけお話をしたのではないのでしょうか。

また、町民に対して、クラフトパーク一帯をどうしていくか、これみんな議員言っていますけれども、将来のビジョン、どうすればいいのか、町民としっかり話し合うことが必要であると思います。

それと、町長に質問をいたします。これシダックスの社長は何という名前なのでしょうか、教えてください。

以上です。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） すみません、正確に覚えておりませんので、担当のほうからお答えいたします。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） すみません、ここに資料持っているんですけども、今探していますので、後ほどお答えします。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） じゃ、その間に質問をいたします。

町長、そのシダックスの社長とは面会、面談をしたのはいつでしょうか、教えてください。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、直接は面談をしておりません。2月初めに行われました教育委員会と美術館職員との懇談の場に私は同席をいたしまして、館長や地元採用職員の皆さんと懇談してまいりました。懇談では、コロナ禍において美術館をアピールするために、職員が様々な工夫を凝らしていることや近隣の文化施設と比較しても、決して引けを取らない実績を上げていることなど、具体的に伺うことができました。

そして、令和3年度のスケジュールは既に確定しており、チラシ、ポスターの制作も始まっていること、休館中であっても収蔵品の管理のため空調の電気がかかることなどから、もし基本協定締結期間中に町側から協定を破棄した場合でも、協定期間中の雇用を前提とした人件費と、既に進められている企画展等に係る費用を中心に2,000万円以上の経費の負担を

町にお願いしたい。これは中止にした場合ですね。これはシダックスのほうからも正式な回答としていただいております。

また、池田町美術協会からも、休館や閉館には反対すると、できる限り現在の水準で美術館を保持してほしいという意見もいただいておりますし、私といたしましては、締結中の休館は難しいと判断せざるを得ないと考えております。

この美術館協会からの申入れにつきましては、議会のほうにも出ているかと思いますが、なお、懇談に先立って、教育長と下條課長がシダックス社の担当者と面会して確認したところ、美術館職員の話と同じく、契約を中途解約しても、委託料と同程度の負担を町に請求することになるとの回答でありました。

私としては、令和2年度までの基本協定は解約せず、期間満了後の令和5年度以降については、行財政改革推進委員会の答申を踏まえて判断してまいります。

クラフトパーク一帯の今後については、第6次池田町総合計画の豊かな文化によって魅力あふれる美しいまちとの基本理念に基づき、社会教育法、博物館法に基づいた公立美術館で社会教育の施設である町立美術館を世界に誇れるクラフトパークからの眺望とマッチした町の宝、町の誇りとして、ぜひ町民に身近で開かれた文化や教育施設の中心的存在として、さらに魅力化を図って有効活用したいと願っておりますし、現在進めている町民アンケートの結果や今後の町民との懇談を重ねながら十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） すみません、大変失礼いたしました。

先ほどの社長の名前なのですが、本来でしたら契約書のコピーをこちらに用意するべきだったんですが、今ちょっと手元に持ってきていなくて、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というところまでは、ここにメモをしてあったんですけども、ちょっと社長の名前に関しては、今すぐに覚えていない状況で、大変申し訳ございません。

それで、先ほどの質問の内容に入らせていただきますが、町長にも同席いただきました美術館職員との懇談会の前にも、1月の中旬、シダックス側、実際にはシダックスの本社の松本営業所がございまして、そちらの営業課長と話合いの場を持たせていただきました。

その中で、指定管理委託の基本協定契約期間中に中途解約ができるものかどうかというような突っ込んだところまでお話をさせていただいた経過がございます。

結果からいきますと、先ほど町長が申し上げましたとおり、中途解約は難しい状況である

ということであります。仮に休館とした場合どうなるかということシダックス側のほうにも尋ねましたが、シダックスとしても撤退しますといような形になってこようかと思ひます。

さらに、一旦休んで、休館をして、美術館として再開するために、新たに別の団体等が出たとしても、再開するには1年前から企画展というものは準備を始めていなくては企画展の開催にまでは至らないといようなことになりまして、ならば、常設展、いつもある展示物だけを展示するといようなことでやった場合、企画展なしの場合ですと、入館者数は今の年間平均1万6,000人ほどになるんですが、ここから年間で1,800人程度まで落ち込んでしまふといようなシミュレーションがされるということであります。

それから、さらにクラフトパーク周辺にはいろいろなレストランですとか、飲食店関係もござひますが、こいうようなところにも多大な影響が出てくるといようなことがありまふ。どこの自治体でも文化施設に経済効果を求めても厳しいといような状況があるといことです。

この辺では、豊科近代美術館等もござひますが、そちらにもいろいろ尋ねてみましたが、北アルプス展望美術館職員と懇談した中では、地元採用職員、現在6名の地元採用職員がいらっしゃるんですが、このような皆さんは企画展を全て町立美術館オリジナルの企画展といようなことでやっていただひておりまして、ここでかなり経費節減をされていといようなことでありまふし、収入面でもグッズ販売に力を入れて、従来美術館の固いイメージから払拭するよな涙ぐましい努力もされていといようなこともお聞きしました。

担当してあります生涯学習課では、来年度総合学習講座のみのり塾というものを交流センターでやってありますが、来年に関しましては、この初回を町立美術館を使って、美術館においてみのり塾をやっていこうといようなことで、美術館と今開催に向け計画をしていところでありまふ。

また、小・中学生の学校教育にも生かせるよな方法を模索したいと思ひておりまふし、今までは確かに交流センターに力を全力投球してスタートにやってきたわけなんです、これからは美術館の指定管理者に全てお任せするのではなくて、現場に足しげく出向きまして、話し合いを重ねる中で、文化・芸術というものを大切に、しっかり担当として発信していきたいといよように思ひます。

今まで以上に経費を抑えるには、クラフトパーク内の施設を一体的に管理し、抑えられるのは人件費になってこようかと思ひまふので、一体化してやっていくのが理想だと担当のほうとしては考へておりまふ。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 今、後ろで聞いている議員の皆さん、一般席の皆さん、今どういうふう感じたか、大体電気代も入れると3,000万円超えの指定管理料をシダックスに払っているわけ、それが、町長が社長にも1回も会ってなくて、それで今、下條課長、立派なことをいっぱい言ってみえたけれども、去年は来場者が7,000人、1万5,000じゃないよ。それで、無料の来場者が、そのうち2,000人、実際5,000人強しか300円、250円払っている人がいないわけ、この現実というのは、町長、しっかり把握してもらわないと、5,000人で1年間だよ。それで1月、2月休館をして、2月、3月か、休館をして、また、その入替えて、2週間、2週間で、大体3か月から4か月は休みになっていますよ。

そういう中で、町長、責任者とトップの町長が会って、こういう状況で、コロナ禍の中で来場者も少ないから、指定管理に関してはという話はどうしてもできないんでしょうか。私は何回か町長、議員協のときも、しっかり会って、電話なりして、1回会いたいと、課長だけ飛ばせるんじゃないくて、社長さんとお話がしたいと、池田町もこういう財政状況の中でという話を私はしてもらいたかった。ぜひ年内に、そのシダックスの社長と会って、今の池田町におかれる現状を話す気はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今の御質問ですが、確かに直接お会いしたことはありませんけれども、松本の、何というんですか、支社通しまして、いろいろな情報はいただいているところであります。

現状につきましては、もう一度しっかりとお伝えをし、話し合っ、今後について、また協議をすることは非常に大事だと思っておりますので、やってまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） ぜひ年内にお話をししてもらいたい。だから、お金払う側だから町長から出かけることはない、話に来てくださいと呼べばいい、私はそういうふうに思います。

町保有の土地の売却、また有効利用を前向きに行ったらどうか、それぞれの土地を売却すると、どのぐらいの収入になるんでしょうか。また、交流センターかえでの東側の土地は

どのようにするつもりでしょうか、お聞きします。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、近年公募で売却した町有不動産は、平成29年度は旧池田交番跡地ほか、計6件で、売却額は3,492万円、平成30年度には1件で460万円でした。今年度は旧豊町教員住宅1棟2戸の公募により売却します。最低売却価格は189万円で、3月17日に入札を行う予定であります。

今後も引き続き未利用町有地の売却を検討してまいります。現在、普通財産として管理している土地は、過去の経過から単純に公募で売却できないものもあり、どのくらい収入が見込めるかというのは一概には申し上げられません。また、仮に工場誘致という形で売却した場合は、条件を満たせば、まとまった助成金を交付することになるので支出も生じます。

なお、交流センターかえでの東側の土地、商業等活用エリアは、現在、2、3の問合せをいただいております。町なかの立地ということもあり、にぎわいに寄与する使途が望ましいのですが、なかなか難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） だから、令和3年度は土地の売却の、今から売れる予定はないというふうに聞こえました。こういうときだから、いろいろな考え方があると思うんですよ。上原跡地、これどうしても売れない、お金もさんざんかけた。それじゃ、どうしたらいいか、私の考えは、私だったら、あそこへバスセンター持っていってしまうね。それで、あそこへバスの置場にして、今のバスセンターを更地にして売るね。だったら可能なんですよ。

だから、発想の転換というのを考えていかなければ、幾らお金1億円かけようが、何かかけようが、あそこを売ったら大損なんだから。そうでしょう、土の入替えから、建物の壊しから全部町で見えていますよ。土壌調査からやって、何億円というお金がかかっている、売るときは3,000万円だ、2,000万円だという話ししていますよね。そうしたら、どこかまたちょっと発想を変えて、じゃ、町でそこを使って、町で売れそうなところを更地なり、そのまま売ったらという、それは民間の発想かもしれん、だから、そういう発想の転換というのでも私は必要だと思います。これ意見ですから。

7番、今年は何とか令和3年度の予算が組めました。令和4年、令和5年と、来年度、再来年度、その次の年度には大変予算組みが苦勞することが予想されます。来年度以降の町の

職員も減るのは僅かでございます。昨年、各新聞社に町長が、町長自ら職員の減給を新聞に載せました。来年以降は、町長、そのようなことを考えているのでしょうか、お答えください。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 職員数についての御質問ですけれども、今後の見通しについてお話ししたいと思いますが、職員の数については、行政の事務事業を行う上で、どれだけ町民のニーズやサービスに応えられるかという視点で決まるものと考えております。現在、職員数が多いのではないかとの指摘もありますが、職員には一般職と専門職があり、専門職につきましては、法的な問題もありますので、必要人数はどうしても確保しなければなりません。一般事務につきましては、事務事業の規模により、どうしても職員数が増えてしまいますが、大型事業が続きましたので、課の増と職員の増加につながってしまいました。事業は終了した部分もありますが、管理業務は引き続き残ってまいります。人員を絞り過ぎますと、住民サービスの低下を招いてしまいますので、適正と思われる人数を精査してまいります。

なお、総合計画の中では、令和5年度までに97人という目標が定められておりますので、それに向かってこれから検討していくところであります。

なお、減給につきましては、当時はそのような非常に緊迫した事情でありました。また、職員の皆さんの組合の皆さんからも御意見をいただきましたので、いろいろなことを勘案する中で、減給につきましては、今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 町長、昨年は、池田町というのは、コロナ禍で助けられているわけ、いろいろな行事、予算が中止になって、それが3月にたまたま大きい金額で戻ってきたわけ、後で言いますけれども、要するに、ふるさと納税を使って予算組みができた。これがコロナ禍じゃなかったら、全部これ使っていたら、これ足りませんよ。それを一言言って、次に行きます。

8番、令和4年度以降、新規事業、例えば会染小学校は予定どおり大規模補修工事をやるのでしょうか。令和6年に着工とのこと、予算状況を考え柔軟に対応すべきではないでしょ

うか。また、会染保育園の方向性について、新築移転は無理だと町民に発信すべきであるが、どうでしょうか。

令和7年、令和8年になると、子供の数が半減します。そうすると、園児数も激減で、池田の保育園、1つで十二分に間に合うと思うんですが、町長の見解をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 会染小学校、また、会染保育園についての御質問ですが、平成22年度に策定した学校メンテナンス計画に基づき、平成29年度から会染小学校の大規模改修に着手する予定でございました。しかし、建物の傷み具合や他業者との兼ね合い等から、現在まで先送りしている現状であります。

先日お示しした財政シミュレーションでは、令和6年度設計、令和7年度から令和10年度にかけ実施する計画をお示しました。

特に、私が申し上げている教育分野の予算削減は最小限にしたい思いもあり、また、国補助金も活用し、財政的にもやり繰りできる範囲の事業と捉えておりますので、ぜひ実施したいと考えております。また、会染保育園につきましては、現在、建て替えはせず、改築または増築と考えております。

幼児教育在り方研究部会の中問答申では、令和5年度移転完了とありましたが、今後の検討により、実施年度や建物の規模、増改築の内容等が詰まってくると思いますので、検討状況を注視し、概要が出来次第、財政シミュレーションを更新し、事業実施判断材料の1つとしてまいります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） とても今の答弁では心配になります。本当にさっきのあれだけども、2億5,000万円で10年返済すると、2,500万円の返済がプラスアルファで乗っかるわけ、そうすると、1%上がって、これで果たして本当にシミュレーションができるのか心配でございます。

9番、会染、内鎌地区の造成が始まっています。多額の予算と日数となっています。今現在、圃場整備創設非農用地の活用はまだ未定とのこと、運動場にしても毎年ランニングコストがかかります。しっかり精査をして、お金のかからない計画が望ましいと考えます。まずは、予算がこれしかない、じゃ、その範囲で何ができるかということを考えるべきではな

いかと思います。運動場にしても、草刈り等、また、維持するにはお金がかかりますよね。それと、これを造らないで先延ばしすると、圃場の、要するに補助金というの、それが下りてこないのか、下りるのか、その辺も含めて、もうちょっと、3年、5年と延ばしてもいいのか、その辺は課長のほうでお答えください。

じゃ、町長お願いします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 会染西部地区圃場整備に関わる件の御質問でありますけれども、これで確保されております創設非農用地の内容については、多目的広場を基本に造成費用、整備後の維持管理費を含め、検討しているところであります。今後、大要が見えてきた段階でお知らせしてまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても、議員指摘のとおり、取得整備費用、さらにランニングコスト等も十分考慮していかないと、この事業に係る、また、財政負担は大きくなるものと考えております。いろいろなところで皆さんの御意見伺いながら、この非農用地の活用については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 非農用地の造成の期間につきましては、具体的に何年以内とか、そういうことではなくて、速やかにというような表記でございますので、これが速やかになると言っても、当然、10年、20年というわけにはいきませんが、換地とか済んだ後にはなるべく早くやりたいということで、そのような解釈でお願いします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） まずは、町長、こういう状態になったら、この非農用地に幾らお金がかけられるかという、そこから入らなければ夢物語みたいなことでは駄目だと思うんですよ。1億円しかかけられない、3億円かかる、そのシミュレーションをきちんとして、その中で何ができるか、最大限何ができるかということをぜひ考えていっていただきたいと思います。

10番、移住定住補助金について、町外よりの移住者の補助はやめたらどうですか。池田町在住の新築、池田町に住んでいて、新築、中古住宅を買う人だけにしたらどうですか。外からの人はアンケート、パブコメの中でも、補助金目的に池田に土地を買って、補助金がある

から池田に買うという人はほとんどいないと私は思います。松川村と比較するのではなくて、美しいアルプスの展望できるのは、松川より池田から見たほうがきれいなんだ、悪いけれども、後ろに松川の議員いますけれども。何かキャッチコピーを使って、それと池田町は5万円以下で買える土地ばかりですよ。そういうのをもっとアピールをして、要するに、東京に住んでいる人が、じゃ、移住定住を考えたとき、まず考えるのは、どこへ行こうかでしょう。じゃ、長野県へ行こうかと考える人が、本当に47分の1ですよ。

その中で、それでは安曇野へ行こうかと、それはまた何百万分の1だと、それで、その中で池田、松川、じゃ、こっちのほうが補助金あるので行こうなんていう人はほとんどゼロに近いと思う。

それと、今、要するに、去年家を建てようとして、土地を買った人が50万円になって、大変憤慨しているという話も漏れ聞いていますけれども、ただ、本当にそれ目当てでいいのかなと思ってしまうところがあります。その人たちのために、これどうしても通せでなくて、もっと町全体に大きい、その2,000万円というお金を振ったら、横澤議員言われたけれども、本当に貧しい人、困っている人、10万円以下の所得で生活している人に、私がお金をあげたほうが本当に生きた金になると思います。

だから、よく誰かが言っていましたよ、身の丈にあった政策をやらなければ、かけ離れたことは、町長、それは格好いいよ、格好いいけれども、ちっとも評価できない。松川と対抗するわけじゃないわけ、この自然と5万円以下の土地をアピールしてもらいたい、ぜひ。

だから、それと令和1年、令和2年で人口が増えたと企画課長言われたけれども、それは、どうして増えたか、課長が一番分かっていると思う。アルプス学園の子たちが、あそこへがばっと来たから増えているんだ。移住定住のお金を使ったから増えたわけではない。たまたま建ったときに、このお金が使えたというだけで、3年、4年前の人は、このお金一切もらっていないですよ。

それと、告知の問題言われますけれども、50万円にしても、10万円にしても、これ一緒ですよ。50万円だったって、告知は毎月いっぱいでしょう。10万円になっても、100万円になっても一緒。だから、そういう無駄なお金は今のこの時期に使うべきではないと私は考えます。いかがでしょう。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 移住定住補助金についての御質問ですけれども、この移住定住補助金は、移住者を増やす側面と町外への転出者を抑制する両方の側面で検討し、令和元年11月に

以前の補助金から大幅な増額を行いました。

家を新築または購入した場合には、ある程度長い期間、当町に住んでいただけることを期待し、移住者と町内在住者を分けることなく交付しております。

議員御指摘のとおり、美しいアルプスの展望できる町などのPRは今後も進めてまいります。現状では多くの市町村で移住補助金を用意しているため、移住を検討している方も期待しているとともに、有力な判断材料の1つとなっているのが現実と感じております。

当町は、ABNふるさとCM大賞の受賞作品もあるように、北アルプス展望の里をうたっておりますので、この景観のよさを広くお伝えすると同時に、さらに住宅購入に補助金を用意し、移住を決めるひと押しをという考えでおります。

横澤議員への答弁で申し上げましたとおり、令和元年及び令和2年の人口動態で、転入者を上回ったのも補助金効果の現れと捉えておりますので、移住定住補助金につきましては、新年度から減額はしますが、町内在住者に限らず、移住者を対象に補助金を交付し、転入増に努めてまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメント等につきましてはコメントがありましたけれども、パブリックコメントをみますと、賛否両論、ほとんど2つに分かれておまして、その中には現状維持の声もありました。そう考えますと、多分若い人であると思いますが、若い人にとりまして、定住するための条件の1つとして、この50万円という金額は、これ以前は100万円、今年度まで100万円でありましたけれども、決めるに当たっての補助金の重さというのは大変大きなものというふうには考えております。

また、先ほども横澤議員の御質問にお答えしましたけれども、業者の皆さんが非常に熱望しております。これは業者の皆さん、体で感じております。どういうことで移ってくるのか、そういう中から、50万円は最低だと、最低のラインだと、何とかここを確保してもらいたいというような話も聞いておりますので、ぜひ議会の皆さんも業者の皆さんのリサーチもしていただけたらと思っております。

私といたしましては、補助金がさらに減額されれば、人口減少が加速され、少子化が進むのは必定、生産労働人口の減少、少子化をもたらし、ひいては大きく税収や交付税の減少につながるというふうには考えております。

という意味から、私はこの補助金の削減は池田町の未来の芽を摘む策であると考えているところであります。御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 町長、私の考えと大きくずれております。建築屋さんとか不動産屋さんは、これはツールの1つで、50万円あります、100万円ありますと、それは我々もそういう商売だったら、ぜひこれはやめないでもらいたい、当然言いますよ。

そうじゃなくて、池田町を選ぶ人の立場で考えてもらいたい。そんなお金を予定して池田町に移り住むなんていう人は、またもっといい条件があったら動いていく。だから、町長、考え方がちょっと、私はちょっとおかしいと思う。

ということは、本当に、じゃ今まで移住定住でここへ住んだ人、そんなお金が欲しくて池田へ来たんでしょ。私は違うと思う。本当にすばらしい、この北アルプスの景色を見て、また池田の人の人懐こい人間性を見て、池田に住もう、池田へ移住したんじゃないでしょうか。

それと、本当にお金でやっぱりつって駄目ですよ。もっと池田は、もっとすばらしいものがいっぱいあると思います。

それと、お金、これゼロになったとしても、私移住定住はほとんど変わらないと思う。たまたま建った人が、こういうお金が50万円あります、25万円あります、10万円ありました、よかったな、池田っていいところだなって後で感じる。ここに100万円の補助金があるから、ここへ建ててやるなんていう人はまずいない。それよりは町長、もうちょっとふるさと納税使ったお金で、2棟でも3棟でもいいから、町営の、今若向きの住宅を造ってほしい。そうすると、確実に3名、4名増えますよ。そういうことで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） 先ほどの質問の中で答えられなかった資料が出てまいりましたのでお答えします。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表取締役社長、関口昌太郎氏でありますので、お答えいたします。大変失礼いたしました。

議長（倉科栄司君） 以上で矢口新平議員の一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時41分

令和 3 年 3 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

令和3年3月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年3月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

2番	大 厩 美 秋 君	3番	中 山 眞 君
4番	横 澤 は ま 君	5番	矢 口 稔 君
6番	矢 口 新 平 君	7番	大 出 美 晴 君
8番	和 澤 忠 志 君	9番	薄 井 孝 彦 君
10番	服 部 久 子 君	11番	那 須 博 天 君
12番	倉 科 栄 司 君		

欠席議員(1名)

1番 松 野 亮 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日会議を開きます。

一般質問

議長（倉科栄司君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

服部久子君

議長（倉科栄司君） 5 番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

10 番（服部久子君） おはようございます。

10番の服部です。一般質問をお願いいたします。今日は4点お尋ねいたします。

第1に、将来を見通した会染保育園の再建をということでお尋ねいたします。

幼児教育あり方研究部会の中間答申が示されました。会染保育園の老朽化に対応する対策で、逼迫する町財政を考えての中間答申ですが、率直な感想は、教育長が日頃から強調されている「子どもがまんなか」という考えからかけ離れた答申だと思いました。

中間答申は、会染保育園を現地に新築や大規模改修はせず、会染小学校の隣の会染児童センターの施設を使用する。給食は池田保育園で調理して搬送する。対象年齢は3歳児以上とし、未満児は民間の小規模保育事業所を誘致し、そこに入所する。給食は池田保育園から搬入する。兄弟姉妹で3歳児以上と未満児は同じ園に入る。児童センターで行っている児童クラブは会染小学校の空き教室に移転し、未就園児の親子利用は池田児童クラブを使用する

という内容です。

お聞きいたします。教育長は、示した答申は将来20年、30年と定着する保育園になるとお考えでしょうか。「子どもがまんなか」と矛盾しないですか。お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

教育長（竹内延彦君） ただいまいただきました御質問にまずお答え申し上げます。

中間答申の内容が教育大綱の理念である「子どもがまんなか」と矛盾しないかというお尋ねですが、これまで、私としても教育委員会としても常に「子どもがまんなか」の保育幼児教育環境の充実を最優先に考えてまいりましたので、中間答申がお示しする方向性も決して矛盾するものではないと考えております。

中間答申は、会染保育園の将来と保小中の切れ目ない育ちと学びの環境づくりという大きな課題解決に向けた議論のあくまで途上にあります。今後、保護者や地域住民をはじめとする多くの町民の皆様との対話を丁寧に重ね、「子どもがまんなか」の理念を具現化できる最終答申を、来年度しっかりまとめていただけるよう最大限の努力をいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 報告の中にはメリット、デメリットが書かれています。デメリットのほうが具体的な事例を挙げ指摘されています。

まず、県道沿いで園児の交通事故の危険と保護者の送り迎えが混雑する危険が予想されます。保育園の場所としては不向きではありませんか。お尋ねします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員が御指摘の課題については、既にこれまでの保育者等との対話の中でも御指摘いただいております。保育幼児教育施設が子供の安心・安全を最優先にすべきことは申し上げるまでもございません。最終答申では、御指摘の危険性についてもしっかり解決できる御提案をまとめていただけるように努力いたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 未満児を民間の小規模保育事業所を利用することは、保育の質や安定性を考えると公的責任で保育は実施したほうが安定した保育となると思いますが、そのようなお考えはありませんか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

このたびの中間答申並びに来年度中に答申される最終案においても、保育幼児教育の質の向上は最優先の課題でございます。社会全体の流れでもありますが、今後の池田町全体の保育幼児教育の環境の充実を目指すためにも、官民の連携は不可欠であると考えております。

「子どもがまんなか」の育ちと学びの豊かな環境のさらなる充実を目指すためには、民間事業者を排除するよりも民間の優れたところに学びながら教育委員会としても責任を持って取り組んでいくことが大切であると考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 民間の優れた面とはどういうことでしょうか。

民間の優れた面とはどういう点を指しておられるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 民間にも様々な事業者がございますけれども、民間は基本的には競争原理というものが働いております。つまり質が高くなければ生き残れないわけでございます。当然、教育や保育の環境の分野においては子供、保護者、そういったニーズをしっかりと満たすという努力を日頃からされているというふうに私は理解しておりますので、そういった点で民間にも学ぶべきところはあるというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 民間はやはり利益を追求しますので、もし赤字経営になると途中でやめてしまうということもあり得ると思うんです。そういう場合はすごく心配なんです、その場合はどうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

当然、民間の事情として利益が出ないということについて事業を継続できないということはありませんが、今回のこのプロジェクトに関しましては、たとえ民間を活用したとしても、民間に全て丸投げということはありませんというふうに考えておりますので、当然連携という形で町としても、教育委員会としてもしっかりチェックをしながら、利用者さんの子供、保護者の皆さんに不利益にならないということを前提に進めたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 3歳児以上の子供さんと未満児の子供さんが兄弟姉妹の場合、同じ園で保育するとありましたが、未満児の教室を造る必要がありますので、未満児を民間保育所に入所させる意味がないと考えます。ということは、あの場所に南向きの校舎は1つしかなくて、あと遊戯室が南向きです。その北側に保育室を二、三造る計画だと思うのですが、そうすると、保育の環境が余りよくないのではないかなと思うんです。これはもう少し後ろにも同じようなことを書きましたが、未満児さんを預かる場合は、やはりその特化した教室が必要だと思いますが、そうするとどんどんとあそこに教室を建てるようなことになるのではないかなというふうに思うのですが、それはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

保育幼児教育施設につきましては、当然法律に定められた1人当たりの必要な面積というものがございます。それをまず満たすということが大前提になってございまして、それを満たした上でさらに子供たちにとってより快適な環境をどうつくるかということをお優先に今後、来年度の最終答申の中にはある程度具体的な基本設計もしっかり見据えた答申にさせていただくように努力したいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） そうしますと、東のほうには、もう土地が余りないので建てられないとなると、児童センターの北側になると思うのですが、そうすると日当たりがあまりよくないと思うのですが、そういうことはどんなふうに解決するのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 現段階では、会染児童センターの建物をどう活用するかということが、一つ主眼になってございますけれども、恐らく、私個人の考えとしましては、会染児童センターの建物及びその周辺だけでは不足する部分というものが、施設として不足する部分が出てくるかと思えます。つきましては、会染小学校の周辺全体を俯瞰しまして、必要であればほかの用地等の取得とか、そういったようなことも一つの案として検討が必要ではないかというふうに思っておりますので、繰り返しますけれども、まずはそこを利用する子供、保護者の皆さんの快適性や利便性というものを一番最優先にした、そういう計画にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 次に、給食についてお聞きします。

池田保育園から搬入するとありますが、食育を推進する町の方針としては、やはり保育所の中で調理するということが子供さんの心の発育にとってはとてもよいと思えますが、食育を進める町としての方針と食い違うのではありませんか。その点どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

子供たちには自園で調理した給食を提供するという事は保育の基本であると考えております。でありますけれども、会染保育園の子供たちは池田保育園の子供たちと同じ給食を食べるという想定でございますし、そもそも小・中学校は池田松川給食センターより配送しているという現状もございます。つきましては、外部搬入ということ自体が町が進めている食育の理念には必ずしも反しないというふうに考えてございます。

中間答申でお示ししている内容はあくまでも議論の途上でございますので、今後の最終答申に向けて御指摘の点は重要な課題の一つとして、給食の在り方についても丁寧な検討を重ねたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 児童クラブは小学校の空き教室となっておりますが、面積的には確保

できるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えします。

児童クラブは、放課後における子供たちの安心・安全を確保した環境づくりが不可欠でございます。児童クラブを小学校内に移設することを決定するまでには、引き続き研究が必要であると考えておりますので、これまでお答えしたのと同様に、最終答申に向けてこの課題につきましてもしっかり検討を重ねてまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 児童センターに保育園を移転しても、将来移転してよかったと思えるか疑問です。現在の会染保育園は耐震補強がされ、財政の見通しがつくまで不具合な箇所を修理しながら維持し、田園の中に会染らしい保育園を建設したほうが私はよいと考えます。研究部会の12月の報告の中に保育士の意見がありました。十分な環境が整備できなければ移転の意味がない。財政が厳しければ、ある程度回復するまで待ってから計画を進めてほしいとありました。町長の御意見をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、私の答弁の前に、ちょっと教育長から先に答弁お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） それでは、まず、私のほうから、これまでの経緯も含めましてお答えをさせていただきます。

会染保育園のこれまでの老朽化対策を振り返りますと、平成25年度に耐震診断を実施し、平成26年度に耐震工事を含む大規模改修を計画したという経緯がございます。しかし、平成25年度に池田北・南保育園の統合によって池田保育園が新設されたことにより、平成26年度に予定されていた会染保育園の大規模改修に対しては、当時の議会で改修ではなく新築すべきとの意見が強く、結論が出ないままに耐震工事を中心とした一部改修工事のみを平成26年に実施いたしました。

その後、平成27年度に保育園保護者や町内有識者による会染保育園建設検討委員会が新たに設置されまして、同年12月1日に財源確保ができるならばという前提ではございましたが、

施設の老朽化の現状から早急な対応が必要であり、保育園の影響を最小限とするため防災等に配慮した場所へ新築により整備を進められたいという答申が当時の勝山町長に提出されたわけでございます。

しかしながら、その後も新築移転や大規模改修の議論が本格化することはなく、昨年度は必要に迫られてのクーラー設置や雨漏り修繕などを行うだけにとどまっております。答申が出されました平成27年度当時の実質公債費比率は5.2%でした。それと比べますと現在の町の財政状況は極めて深刻であります。会染保育園の子供たちのより質の高い保育幼児教育環境を保障するという最優先の課題解決は一刻の猶予もない状況でございます。財政状況の健全化を理由としましても、これ以上先延ばしにすることはできないと考えております。

老朽化が進む会染保育園の今後につきましては、教育委員会のみならず町全体の最優先課題としてぜひとも御認識いただき、財政難の解決と同時進行で議論を進めさせていただき、最善の解決策が得られるよう町民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、町といたしましては、財政危機を乗り切ることが最優先の課題であることは申し上げるまでもありません。しかし、教育長が答弁したとおり、会染保育園の子供たちのよりよい保育幼児教育環境の保障も喫緊の課題であり、これ以上議論を先延ばしすることはできないと考えております。

来年度中に示される会染保育園の在り方に関する最終答申の検討に併せて、町では財政シミュレーションの精査を進め、町民の皆様に御理解いただける改善施策を打ち出すことができるよう、引き続き教育委員会と連携してまいります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 教育長がさっき言われました、会染保育園が建設委員会から建設をすべきだというような答えが出てから建設の話は進まなかったというようなことを言われましたけれども、会染地区の保護者ばかりではなくて、会染地区の方々はいつ保育園ができるかというふうに待っておられました。何も住民の方からいろいろ要望がなくて進まなかった

のではなくて、建築をすべきというような検討委員会の答えがありましたので、いつ建つのだろうというふうな意見がほとんどで待っておられました。それがなかなか建たなくて、それから今度こういうようなあり方研究部会の答申が示されたということで、住民の方も本当にこれはちょっとおかしいんじゃないのという声が圧倒的です。

それで、園庭がやはりあそこは狭過ぎるということとか、それから、やはり池田と会染の格差がより広がるねというような声も聞かれます。やはりこれは会染地区の住民の声をよく聞いていただいて、私は10年、20年、30年とこの保育園がここにできてよかったねと住民の方が納得されるような、そういう保育園をぜひ目指していただきたいのですが、住民の声を聞くということをいつされるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 今、議員がお話したとおりのことを私も願っておりますし、住民の皆さん、当然保護者の皆さんも含めまして、4月以降できる限り回数を丁寧に、私自身も直接対応させていただくそういう機会を積極的につくってまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 会染保育園の保護者の方は、池田保育園ができて非常に格差が、前も言いましたけれども、格差があるのでもうずっと待っておられます。それで保育料まで口にされる方もおられます。やはりそういうことのないようにぜひお願いします。

大人の5年、10年というのは、もう本当に長いんですけども、子供さんの1年、2年、3年というのはすぐなんですよ。それで、3歳で入園してももう3年たてば小学校へ行きますので、そうすると保護者さんもそのときは保育園どうなるんだろうと考えていたけれども、小学校へ行き出すと、もうそっちはもう関心がなくて、そういうような流れでなかなか保育園を専門的にしっかりと考えるということがちょっとにくいという面もありますので、ぜひ早く町民の声を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に進みます。

高齢者施設、保育園、学校などの職員にPCR検査をといる、これはもう3回目です。

前回同じ質問をした頃から状況が変わり、新年早々に感染が驚異的に拡大しました。私たちの生活は自粛を強いられています。しかし、国は国民に自粛を言い、事業者には違反すれば罰金に等しい過料を科す特別措置法を成立させました。

山中伸弥氏や本庶佑氏などノーベル医学・生理学賞を受賞した4氏は、1月8日に声明を出し、「PCR検査能力の大幅な拡充と無症状感染者の保護を強化すること」を提言しました。コロナ感染症にかかっても無症状の人が知らず知らずに感染源になっていることが感染拡大につながっております。

全国では東京の世田谷区や広島市、神戸市など、自治体独自で介護施設などに行政検査を実施するところが増えてきました。現在、コロナワクチン接種がどうなるか、全ての人が接種するまではまだまだ時間がかかります。今コロナ感染が落ち着いているうちにしっかり検査の拡充を図る機会だと思います。

現在、この質問を書いたときよりも感染者が今増加傾向にあります。

1月21日、田村厚生労働大臣は、「医療施設や介護施設などしっかりと感染者を見分けるスクリーニングを行い、無症状な人を含め検査をやっていかなければいけない」という考えを示しました。そして、「プール方式」を行政検査として認め、医療、介護施設を中心に、クラスター防止に役立てたいという考えを示しました。介護施設、学校、保育園などクラスターが発生すると社会生活が壊れることを防ぐために検査の実施を求め、お聞きいたします。

国の第3次補正で町に交付されるコロナウイルス感染症対策交付金が示されました。また、県は社会福祉施設などコロナウイルス感染症自主検査費用補助事業費の予算を専決処分しました。松本市は、介護施設の行政検査の実施を決めました。検査にかかる予算の3分の2は国・県の負担で、松本市は3分の1を負担します。

町の保育園、小・中学校、児童クラブの職員は約120名ぐらいですが、プール方式を実施すれば費用は安く、早く陽性者を見つけれられます。

前々回、同じ質問で町長は、検査体制ほかの費用とこれから研究をしていきたい。国の法整備も進んでいくようなので検討していくと回答されました。国と県の補助金を使い、コロナ感染症が落ち着いている今、住民の安心につながる施設の行政検査の実施を求めます。また、広域の理事者の会議でも提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） それでは、ただいまの服部久子議員の御質問にお答えいたします。

当時、これから研究というようなことでお答えをいたしましたけれども、状況が随分変わってまいりました。

12月定例会では、町の高齢者施設、保育園、小・中学校、児童クラブの職員を対象とした実施は現段階では考えてはおりませんということでお話ししましたが、現在に至りましても

結論といたしまして、その考えはございません。

PCR検査については、あくまでも検体採取時点の感染状況を確認する方法でありまして、翌日陽性になったケースもあります。高齢者施設、または学校等で感染者が発生し、町が把握した際には、速やかに地域の感染状況により施設の職員全員が検査できるよう保健所に働きかけ、感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

行政検査についてであります。保健所が陽性者発生したときに行うものを行政検査と言い、町が独自に行う検査は自主検査であり、費用は町の全額負担となりますので、よろしくお願いたします。

なお、第3次補正というお話ありましたけれども、町といたしましては、検査に力点を置くのではなく、あくまでも感染予防対策に力点を置いての対策を検討したいという考えでありますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） この一般質問の提出以後、感染が拡大傾向になっている上に変異ウイルスの感染者が増えております。5日時点で345人という記事が載っております。

変異ウイルスは従来ウイルスより感染力が強く、死亡率は1.3倍から2倍とされ、流行すれば病床が逼迫するおそれがあります。政府対策分科会は、既存のコロナウイルスに代わって変異ウイルスが感染の主流になると予想しています。日本医師会も検査機能の強化が急がれる、検査規模を拡大すればするほど精度が上がると検査の重要性を強調しております。

町長は、今、検査する考えはないと言われましたけれども、ぜひ1人が感染したのが出れば、その周りは必ず感染者があると思うんです、保育園、介護施設、学校などは。そういうことになれば、本当に後手後手に回ると思うんですよね。そういうことを考えないでしょうか。どうですか。そのパーティションを買うとか消毒液を買うとか、それも大事ですけども、検査をするということが非常に無症状の感染者をいろいろ自由にさせない、保護するということが非常に大事だと思うのですが、町長のお考え、いま一度お聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 検査についてのことでありますが、先ほどお答えいたしましたように、このPCR検査、必ずしも精度についての確証まで至っておりません。さっきお話ししましたように、非常に陰性であった人が次の検査のときには陽性、また逆もあり得るということ

で、非常に一過性のものであり、そのときにはよかったと思いますけれども、すぐその後の状況については変化していくわけであります。ということは、1回の検査だけでは意味がないと。何回も続けてやる必要があるということの状況が生まれてまいります。結局、そういう体制を取れば、もう無限に広がるというような考えにもなってくるかなと思いますので、この検査については町として対応することについては、非常にちょっと無理があるというふうには考えておりますので。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 世田谷区とかは、やはり一番心配な介護施設が心配だということで、それで定期的に検査をしておられます。神戸市も、陽性になった人の検査をもう一度しっかりやって、変異ウイルスが約50%に達するというような結果も出ております。やはりそういうことを、自治体は住民の命を守るということを、やはり町長さんはしっかりと、お金も心配ですけども、町民の命もぜひ消毒液、そういうのも必要ですが、その辺も、検査はしてもすぐにまた陽性になるか陰性になるか分からないと言われても、検査をしなければ分からないんですよ。

大分前に政府の関係者の方が、検査すれば感染者が増えるから検査しないほうがいいと言ったことがありますけれども、本当にそういう考え方ではおかしいと思うんですよ。やはりしっかりと検査して、つかんで、それを保護して、しっかりと検査体制を確立することによって感染者を少なくしていくということが、これは基本だと思うんです。ぜひそういうことも考えていただきたいと思うんです。

それで、国のほうは介護施設、この前、菅首相が感染防止に3万件ですか、介護施設をやるという方針を出されましたけれども、町長は、今度のまた広域の議会があると思うんですが、そのときの理事会でぜひその国の支援があると思うので、介護施設の感染予防の検査をするということを提案されないでしょうか。お聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その件でありますけれども、広域の議会での見解というのがこの前お答えしたとおりで、扱う事業ではないという見解であります。提案するということではありませんが、話題には出していきたいなというふうに考えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） そういうお答えを聞くと、世田谷区に住んだほうがよかったなと思う住民の方がたくさんおられると思います。

次にいきます。

国の第3次コロナ対策交付金で低所得者、学生に生活支援給付をお願いいたします。

コロナ禍の影響で雇い止めや休業を強いられ、生活困窮者が増えています。厚生労働省によれば自殺者が増加し、特に女性の自殺者が80%も増加しています。今生活に困っている人を支援することは、命に関わることで何よりも重要なことだと思います。

国は1月末、第3次補正を成立させ、総額19兆円のうちコロナ対策費、わずか4.3兆円ですが、今議会でもコロナ感染対策として補正予算が出ております。また、第3次配分予定額として、1億107万円が示されました。国の補助金を活用して低所得者、学生に直接生活支援給付できないかお聞きいたします。

大北の生活と健康を守る会が毎月1回生活相談を行っていますが、月を追うごとに相談者が増えております。家賃の滞納、借金の返済、年金だけでは生活費が足りないなど、明日の生活費に困る切実な相談が寄せられています。町が受けた相談数は増えておりますか。またどのような相談内容でしょうか。お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、議員の質問にお答えします。

生活困窮者の相談支援は、健康福祉課の多世代相談支援センターが社会福祉協議会や福祉事務所、まいさぼ等と連携した上で対応しておりますが、令和2年度でコロナの影響を理由とした生活困窮相談は3件ありました。いずれも社会福祉協議会につなげ、緊急小口資金貸付の対象となっております。

町への直接の相談は少ない状況ですが、社会福祉協議会には174件の貸付相談があり、新型コロナウイルスによる経済的な影響は大きいものであると感じております。

相談内容の特徴としまして、174件の相談のうち、直接的な雇い止め、解雇が理由の困窮相談は6件ありますが、そのほかの168件は、もともと経済的に困窮していたところにコロナによりさらに収入が減少したというような間接的な理由であるということが挙げられます。これは内在的にある生活困窮問題がコロナ禍により表出したものと見ており、このことからさらに相談支援体制の充実・強化が必要であると感じているところです。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 現在、町の生活保護受給世帯は、この前お聞きしましたら23件でした。今年度は7件申請があり、6件受給となっております。また、コロナ禍での影響で国保の減免は19件申請があり、9件が承認されました。介護保険料減免は3件申請があり、2件承認で、1件は低所得の措置をしたということでした。

コロナ感染で見通しが見えず収入の回復が立たない状況です。低所得世帯にぜひ生活支援金を国の交付金で実施できないか、町長にお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、低所得世帯に対する支援金に関してであります。現時点では再支給等は考えておりません。理由といたしまして、先ほども申し上げましたが、生活困窮相談の多くがコロナ禍を直接的な原因とするものではなく、内在的にある生活困窮問題がコロナ禍により表出した間接的なものであると考えられるからでございます。一過性の給付金による支援と比較し、多世代相談センターを中心とした相談支援体制の強化が、現在の池田町がコロナ禍を乗り切るための有効であると考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 令和2年度の新型コロナウイルス対策事業の3月11日時点の一覧を出していただきましたが、27項目のうち直接生活支援は、特別定額給付金、それから子育て世帯臨時交付金、学生応援臨時給付金、子育て世帯応援臨時給付金、それから、町内利用商品券の5件ありました。多くは感染防止のパーティションを購入するとか消毒用のアルコールの補助、事業所への補助、それから中小企業の支援などがありました。感染の収束がまだまだ見えない状況がありますので、一旦収入が減った、それから雇い止めになったという方が今本当に増えておりますので、直接支援を待たれております。

今、町長は考えはないというふうに一言で言われましたけれども、今困っている世帯は、明日はどうかという方がやはり多いんですね。生活保護を受けたいという方の約80%が受けられない状況に今日本の状況はあるんですね。それで、今の健康福祉課長も、170何件のうち、困窮の160何件がもともとの困窮者だったという答えもありました。やはり

その中で、このコロナ禍で生活をしっかりされている方もおられますけれども、本当にこの痛めつけられて困っている方も実際おられるんですよ。そういう方に対して、町長は2度目の支援はしないというような、ここにそういう答えが言えるのかどうか。国から1億幾らの交付金 comes からですからその一部を使って、明日も食べられない人のそういうことはできないのでしょうか。お聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお答えいたしましたけれども、いろいろな事情がございます。町では多世代相談センターということで、いろいろな困窮されている問題、また家庭問題等一手にここで相談に乗ってもらえるというような仕組みをつくっております。いろいろな事情がありますので一様にやるという考えはないということで、大いに相談に来ていただきまして、根本的な生活の改善、生活の立て直し、どうすればいいのか一緒になって考えていきたいということであります。

それは給付金として配るということは考えられますけれども、それはどのような基準とか非常に難しい問題が発生いたしますし、それだけの金額が来るわけでもありませんので、なかなか対応するのは無理だというふうには考えております。

これからこの使い道については検討することですけれども、いろいろな状況の中で有効に使っていききたいというふうには考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） そうすると、ひとり親世帯の支援も求めましたが、これも再度支援しませんということによろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） そういう限定したことでお話しでありますけれども、大いに相談には町として相談をお受けするというので一緒になって解決の道、考えていこうということありますので、ひとり親あるいはその他の条件の方についても対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 先日、信毎の記事にひとり親世帯の記事が載っておりました。町長も御覧になったと思います。1面でした。

県が実施した調査が載っていたんですが、ひとり親世帯の93%が女性です。母親です。月収が10万円未満、コロナ前は10万円未満の方23%だったのが、コロナ禍の中48%、約2倍に増えております。それでひとり親世帯の4割がコロナの影響で休業を経験し、非正規雇用の45%は休業補償がなかったと回答しております。

ひとり親家庭福祉連合会というのがありまして、コロナ以前でもひとり親世帯は食費など切り詰めて生活をやりくりしていましたが、コロナ禍では緊急を要する事態となっていると指摘しています。前回実施したひとり親、2回ひとり親世帯実施して68世帯ですか、支援金が給付されましたが、今、町長が言われましたけれども、どのようにすればいいのかというようなことは、前の事務的手続もありますので、そういうことはできるのではないのでしょうか。幾らかでも結構ですから、町の姿勢を示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 町としてはお答えしたとおりでありますけれども、今、国のほうではひとり親世帯等についての新たな制度設計に入っているようでございます。国の方針等もありますので、その辺も見極めながら対応を考えていきたいなと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 国も重い腰を上げて、やっとそういう方針を出したようなことがありますけれども、ぜひ町としてもこういう大変なところはしっかりと支援していこうという姿勢をぜひ示していただきたいと思います。

次に進みます。

直接支援の中で町営住宅のお家賃の減額だとか下水道料金基本料の免除など、支援ができないかお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、服部議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金等に係る対応として、生活福祉資金貸付制度の特例貸付対象者などの生活困窮者から相談があった場合には、支払い猶予での対応としております。

国の第3次補正による経済対策の中で、様々な生活支援策の取組が計画されておりますが、現在のところ町営住宅の家賃、上下水道料の減免措置等は予定しておりませんので、よろしくをお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 次に、学生支援についてお聞きします。

親元を離れて生活している学生は、バイトがなくなり生活費に困る事例や、学費が払えず休学や中途退学する事例が増えています。また、孤独と不安で精神を病む学生も増えているということです。信州大学や松本大学では、地域の方の協力で食料品や物資を提供していただき、学生に配布して学生に喜ばれている支援をしておられます。

昨年、町はコロナ禍の学生支援を実施し、198人に支援金を送りました。コロナ禍が続いている今、全国各地ではいろいろ工夫されております。直接の生活費支援やその土地の農産物やレトルト食品を詰め合わせて送る活動などがされております。町から離れて暮らす学生にまたもう一度支援ができないかお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） お答えいたします。

第3次配分の交付金による対策につきましては、今後計画を決定していくことになるかと思いますが、現在、学生に対する給付等につきましては予定をしておりませんので、よろしくをお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 今ずっとお聞きしますと、第3次補正の交付金で直接生活支援に充てることを考えていないというお話があったり、もしこれが非常にコロナがどんどんとひどくなれば、そういう支援もあり得るでしょうか。町長さん、お聞きします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） あり得ないわけではないと思います。いろいろな状況等を考えまして、今から有効に使えるように、また議会の皆さんと相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 生活に困れば自殺を考えたり、それから生活から逃避するというか、そういうことも考えられますので、ぜひ直接、命に関わることで、それは本当に最低の生活ができる程度、生活保護は今度また4番で聞きますけれども、そういうことをしっかりと保障するような町政であってほしいと思います。

次に進みます。

生活保護申請時の扶養照会についてお聞きいたします。

生活に困っている方にとっては生活保護は最後のセーフティーネットです。しかし、申請時に扶養照会がネックになり、申請を諦める方が多くおられます。東京の貧困問題に取り組む団体の調査では、生活保護を利用した人の54%は抵抗があると答えております。

私も数件生活保護の相談を受けましたが、扶養照会があると説明されると申請まで行き着けませんでした。親戚に知られたくない、子供に扶養照会されると、子供も余裕がない生活なので負担をかけるのは嫌だと、申請を辞退された例がありました。

1月28日に行われた参院予算委員会で田村厚生労働大臣は、「扶養照会は義務ではない」と明言しています。憲法では、健康で文化的な生活を送る権利を保障しています。扶養照会がネックとなって生活保護を受けられる人の約8割は受けられずにいます。生活保護は受給して生活を立て直し、将来に活路を見いだす道を応援する大きな意味があると思います。町長は、扶養照会についてのお考え、お聞かせください。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 扶養照会についての考えはということですが、扶養照会は国の実施要綱で、扶養義務履行が期待できないと判断された場合は、扶養照会を行わないこととして差し支えないものと示されております。実施要綱の判断基準で対応していくことが重要だと考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 国は、自治体に、虐待やDVがある場合照会しないようにという要領の一部改正の通知を出しました。しかし、根本的な解決には至っておりません。生活保護問題対策全国会議は、申請者が照会を承諾した場合だけに限ることを国に求めております。明日の生活にも困っておられる方にとっては必要なことだと考えます。町長はどのようにお

考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 私といたしましても、本人の承諾というのは必要なと思います。扶養照会することによってその人の生活がかなり明らかになってしまうということでもありますので、そういう点では注意が必要かと思います。状況に応じてということになりますけれども、不必要なことであれば扶養照会をしないという事例も出てくると思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

10 番（服部久子君） 生活保護制度には、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあることですので、ためらわず自治体に御相談くださいと初めに明記してあります。長野県の生活保護の案内にも同様の文言が明記してあります。町の生活保護案内には書いてありませんが、ぜひ明記をしてください。どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいま御指摘いただきましたので、十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

10 番（服部久子君） 検討するんじゃなくて、書きますという答えがないのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ちょっとこの場では検討させていただくということでの答えとさせていただきます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

10 番（服部久子君） このことを書いたからといって町の財政が逼迫するとは思えません。生活に困っておられる町民がまだおられると思います。大町保健福祉事務所に町長から扶養照会をやめるよう要望を出してくださいと書きましたが、要望は出さないということでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 北安曇福祉事務所においても扶養照会について、国の実施要綱にのっとり対応していると聞いておりますので、要望については必要ないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 池田町に住んでよかったということも、やはり移住定住の施策の影響があると思うんです。やはり池田町にいたからよかったねと思えるような、そういう政策をぜひ出してもらいたいと思います。

今生活に困っている人は、明日はどうかと思っております。それで、コロナで収入がなかった人、特に子育て中の方は本当に右も左も前も後ろも行けないような状態だと思います。ぜひそれを親身に考えていただいてこの質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 以上で服部久子議員の質問は終了いたしました。

薄 井 孝 彦 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

6番に、9番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 9番 薄井孝彦君 登壇 〕

9番（薄井孝彦君） 9番議員、薄井孝彦です。

今回は2つのテーマについて質問いたします。誠にすみませんが、質問が多くなってしまいましたので、簡潔なお答えをお願いしたいと思います。

まず、地下水保全の取組についての（1）松本盆地の地下水保全に向け、アルプス地域地下水保全対策協議会で地下水揚水について町から提言をについてお聞きいたします。

松本盆地の地下水資源は一つの水がめと考えられ、地域住民の共有の貴重な財産です。その保全には地域全体の取組が必要と考えます。

すみませんけれども、本日お渡ししました追加資料の資料4、3月3日付の市民タイムスの安曇野市豊科区の南穂高にある田淵行男記念館の湧水池が枯渇したという記事ございま

すけれども、中段からちょっと読みますけれども、「田淵記念館によると、記念館の湧水池は昨年12月下旬から徐々に水位が下がり、1月20日には完全に干し上がった。周辺の水路にも水がなく、曾根原豊館長は、例年は冬でも10センチほどの水深があった。いつ出てくるのか不安がある。近隣のワサビ農家は例年の半分以下、畑の中を流れる堰も勢いがないと嘆く。この地域でのワサビ栽培を諦めた農家もあり、3年前に栽培をやめた男性（55歳）は、祖父の代からの畑だったが、枯れるワサビが多くなり採算が合わなくなったと語る」と。

ちょっとここまでしか読みませんが、このように非常にちょっとこの事件のことはやはり地下水が低下しているという一つの危険の現れだというふうに考える必要があるのではないかというふうに思います。

本文に戻りまして、2011年3月4日の国土交通省千曲河川事務所の「犀川上流域の水環境シミュレーション」の資料から、松本盆地北部（大町市）の地下水は水田涵養量の減少などにより低下傾向、1984年から2006年までの23年間で最大で3.7メートル低下にあると考える。

すみません、3ページの資料1、これは2020年3月4日付の国土交通省千曲河川事務所の資料ですけれども、昭和51年（1976年）それから平成18年（2006年）水田の涵養量を比較すると、この30年間で年5.6億トンの水田涵養量が、いわゆる賦存量とも資源量ともいうんですけれども、それが減少したということです。その影響を受けて、そういう地下水が減った場合、水位の地下水の変動というのが出てくるんですけれども、それは盆地の上流部ほど大きく出て、いわゆるあふれ出る穂高側では少ないんです。その下のB-1を見ますと、大町市の場合地点では、最大で3.7メートル下がったということがこれで分かるかと思えます。当然、池田についても林中のいわゆる松川地域に属するところに井戸があるんですけれども、その方から、もう井戸が枯れてしまったというような話も聞いております。

すみません、4ページの資料2をついでに御覧いただきたいと思えますけれども、これはやはり国土交通省が工業用水の揚水量が現況の2倍、5倍、10倍に下がった場合、どの程度大町市、の言ってみれば地下水が下がるかということシミュレーションした表でありまして、これを見ますと2倍から10倍になった場合は、最大1.4メートルから13.2メートル下がるということがこのシミュレーション値として出てきているということでございます。

すみません、ついでに表の説明をずっとしてしまいますけれども、資料3を御覧いただきたいと思えます。2015年長野県水資源分析シート（池田町）、これは長野県環境部が調査した長野県自治体の地下水資源の実態について、分析をした表でありますけれども、これを見ますと池田町というのは取水量の大北の影響が地下水資源の影響として現れやすい地域だと

いうことを言っていますし、またその取水による評価のところの、上の欄の評価の一番下の欄を見ていただくと、二重丸をしてあるところですが、取水による局所的な地下水障害に留意する必要があるということ。それから、松本盆地の水収支バランスを念頭に水資源保全に取り組んでいく必要があるということを県が指摘しているわけでございます。

ついでに、次のページ、6ページの同じく水分析シートの大町市につきましても取水量の増加が地下水資源の影響を現しやすいということの特徴として挙げておきまして、同じように取水のリスクに留意することと、松本盆地の上流域にある自治体として、行政として盆地全体の水収支にバランスを念頭に水資源保全に取り組んでいく必要があるというふうに述べておるわけです。

そして、この各自治体の分析シートをまとめたものが今日お渡ししました追加資料の資料5の表の1と2でございます。これは松本盆地と大北地域千曲川水系のいわゆるAというのは地下水の浸透量の総計、Bというのは取水量です。それを見ますと松本地域では年間、これは2009年ですが、3億7,150万立方メートルの地下浸透の量があると。大北地域については1億1,299万立米の浸透量がある。合計しますと、松本盆地全体で4億8,440万立米、これに対して取水量というのは松本盆地全体で1億2,760万立米ですから、そのAからB地下浸透の総量から取水量を引くと、それが言ってみれば資源としてプラスになっているという量として3億5,683万トンだということなんですけれども、当然この値につきましては、地下浸透量が減ったり、あるいは取水量が増えていった場合、このAマイナスBというのがマイナスになれば地下水全体は減っていくと、こういうことになるわけです。

その単純計算をしますと、地下水総量は4分の1以下になれば、この現行の取水量以下になりますので、これは減っていくということになりますし、地下水が、取水量が3.8倍以上になりますと、要するにAマイナスBはマイナスになりますので地下水は減っていくと、こういうことになるわけです。ですから、いずれにしましても、何らかの、言ってみれば松本盆地全体としての地下水の取水についての規制というのは、やはりもう考えなければならぬ時期に来ているのではないかと私を申し上げたいわけです。

ちょっと、文章、もうはしょりますけれども、松本盆地の地下水全体を守っていきましようということで、当町も加盟しているアルプス地域地下水保全対策協議会というものがございまして取り組んでいるわけですが、ただその協議会のルールとして、以前一般質問したときに、地下水揚水への規制は協議会のルールとしては行わないんだというふうに聞いたわけです。なぜ、やはりこのようなルールを設定したのか。やはり今の時期に、

やはりちゃんとした地下水総量の規制についてもはっきりとした考え方を協議会として打ち出していかなければ、松本盆地の地下水は本当に先ほども言いました田淵館の湧水池の枯渇に見られるような危険信号になっていってしまうのではないかと、そういうことでぜひ、なぜそういうルールをつくったのかということと、それからルールの見直しについてももう考え直さなければならない時期に来ているのではないかとということで、町のほうから、町長さんのほうから地下水揚水量の規制について、協議会として合意が得られるように、まず提案をしてもらいたい。

その提案内容というのが次のページに、2ページにあります。これ、1、2とありますけれども、まず、最初は2のほうです。松本盆地全体の地下水総量の上限ですね。それを設定すること。適正取水量、揚水量、取水量とも言いますけれども、それに基づいて地下水揚水業者の1日当たりの最大揚水量を設定していただくと。量についての規制というのではないですよ、町のあれを見ましても。いわゆる口径の大きさとか、そういうものは規制していますけれども、1日当たりの揚水量を規制するというものはないわけで、やはりそういったところまで踏み込まないと、やはりまずい時期に来ているのではないかとというふうに考えます。

それで、実は、もう時間の関係ありますから、ちょっと説明を先にしてしまいますけれども、この2021年、今年の3月4日に安曇野市の市議会がありまして、一般質問ありまして、そのときに井出勝正市会議員が安曇野市の松本盆地全体の地下水について質問をしております。その答えを見ますと、宮澤市長は、そろそろもう地下水の揚水量全体について地域全体で考えなければならない時期に来ているんだということを言っております。ただし、自治体によってやはり温度差があるということで、その温度差をなくすように市長としても、ほかの自治体に働きかけて、合意が得られるように努力していきたいというふうに安曇野市長も言っておりますので、ぜひその辺も含めて町のほうから提案をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの薄井孝彦議員の御質問にお答えをいたします。

このアルプス地域地下水保全対策協議会は平成24年に設立され、当初から事業計画の一つとして広域的なルールづくりについて検討してきました。ルールという言葉で規制や制限を広域的に取り決めるというイメージはありますが、議論の中では、実際に市町村ごとに状況が異なるので具体的な規制内容について統一することは難しく、協議会としては構成市町村

が目指すべき方向性を示し、この地下水保全の方向性に従って各市町村が取り組むことにより、地域全体の地下水保全につなげることが理想であるという結論に至ったものでございます。

この結論に従いまして、平成31年2月8日に「地下水の保全及びかん養に関する指針」を策定し、現在に至っておりますが、議員提案の具体的な規制を設定することについては、なかなか合意が得られる段階ではないと考えておりますけれども、先ほど御紹介いただきました安曇野市の市長さんの答弁もございますので、これは大いに議題になるか、話題になるか、出してその考え方等をまとめる必要もあると考えております。詳しいことにつきましては、また担当課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） ということは、提言していただけるということで考えてよろしいですか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） この会議は基本的に事務局主導的な会議になっております。事務局の中で恐らく話合いがあって、そして、また首長等に提言ということになると思いますので、その辺の事情について担当課長から説明をさせます。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） 協議会につきましては、主として担当者会議を行いまして、内容のほうの協議をしているところであります。今までにつきましては、広域的ルールについては、先ほど町長からも説明させていただいたような経過に基づいて指針という形で取りまとめたものでございます。今まで松本盆地の水位の状況ということで、各市町村の水道事業の監視の状況とか、データを蓄積をしまいいりました。今年度については、松本盆地の地下水の仕組みと現状ということでパンフレットを作成いたしまして、それを使って住民の皆様にも啓発をしていきたいということで活動しております。その中の状況を見ても、一部では水位低下が見られるというような分析結果も出ておりますので、担当者会議の中でもそういった話は話題に出るかと思えます。

当町としても、それを特に否定するものではありませんので、そういったところで話題として出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） アルプス地域地下水保全対策協議会というのは、やはり市が中心の運営だと思うので、隣の自治体からの提言というのはなかなか言いづらい面は私も理解できますので、どうですか、町長、安曇野市の市長も積極的な考え方を持っておられて、また悩んでもおられるということでございますので、町長さんのほうから直接、安曇野市長さんと話をさせていただいて、そういう中から安曇野市さんのほうで提言していただくのか、あるいは池田町から意見として出してもらおうのか、その辺も含めてちょっとやはり改善を図っていくというようなことで、町長さんのほうからやはり安曇野市長さんに話をさせていただくということを取り組んでいただけないでしょうか。

議長（倉科栄司君） 鴫町長。

町長（鴫 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、大いにちょっと意見交換はしてみたいと思います。どんなお考えで、この答弁もありましたけれども、どんなお考えを持たれているのか、もちろん目に見えない世界でありますけれども、これは貴重な財産、地域全体の財産でありますので、大いにその辺意見交換しながら、この保全について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） そういうことでよろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

サントリー食品インターナショナルの地下水揚水による町への影響を把握するため、町内地下水水位データの収集をに移ります。

さきに述べたとおり、大町市常盤のサントリー大町工場が今年の春から稼働します。同社の揚水による町地下水資源への影響を把握するには、町・町内民間事業者の井戸の地下水水位データをこの春からしっかり収集しておくことが必要と考えます。町の考えをお聞きします。

また、地下水低下の影響は浅井戸から現れるので、浅井戸所有者へのアンケート調査を行い、状況の把握をしてほしいと思います。この点について、12月定例会で質問した際、「来年度実施予定の協議会の調査項目において提案し、対応していきたい」と回答がありました。この点も含めて町の考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） お答えをいたします。

地下水データに関しまして、1事業所でデータ提供が可能であると回答をいただきましたので、データ提供につきまして改めてお願いをし、進めていきたいと考えております。

また、協議会で実施するアンケート調査につきましては、12月定例会での回答のとおり令和3年度に予定をされております調査の中で、内容として井戸の状況が把握できるような内容となるように提案をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 協議会の調査もいいんですけども、ロープ式水位計というのが1台4万3,780円で購入できるんですね。ですから、それを財政難でありますけれども、やはり地下水って重要な問題でありますので1台購入していただいて、例えば民間の酒造会社だとか養鱒場だとか、この写真にありますのは民間の浅井戸なんですけれども、この場合、ちょっと説明しておきますと、井戸の深さは23メートルありまして、電気でポンプアップするところは16メートルから取水をしているそうです。それから、この右側のところに手押しポンプがありますよね。これは8メートルから取水をしているということでございまして、水位変動というのが、この場所の場合、年間地下5メートルから10メートル、5メートルの変動があるということでもありますので、いわゆる水が豊かなときはこの手押しポンプが効くんですけれども、渇水期になると10メートル下がってしまいますので使えないと、こういうような年変動でその辺を使ってやっているようございまして、そういったものが、やはりデータをきちんと把握していくという意味でも、ぜひそんなに高い水位計ではないので、ぜひそれを購入していただいて、豊水期と渇水期の年2回くらいはデータとして民間のデータも含めて町として把握していくということが必要でないかと思っておりますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 地下資源、重要な財産ということでお話ししましたけれども、その辺につきましては、ちょっと精査いたしまして、どの程度のものが必要であるのか等、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 十分に御検討よろしくお願ひいたします。前向きにお願ひしたいと思ひます。

それでは、2 番目ですけれども、A、B とありますけれども、最初に B のほうから先に質問したいと思ひます。

B の（ 1 ）旧上原商店跡地の利用に町長のトップセールスで企業誘致を。

旧上原商店跡地はいまだ利用のめどがついていません。県道を挟んで大型商業施設の東にあり、営業に有利な土地と考えます。町財政難の今こそ、町長のトップセールスで来年度企業誘致を得てほしいと考えます。町長の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 旧上原商店跡地についての御質問でありますけれども、実は現在引き合いがあり、話が進行中であります。詳細は申し上げられませんが、はっきりいたしましたら御報告させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 引き合いがあるということで、非常に結構なことと思ひますので、ぜひそれが不調な場合でも、何とか今年度中にめどがつくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

コロナ禍明けに向け、レンタサイクルによる観光施策の準備を。

雄大な北アルプスと田園風景の眺望は町の貴重な観光資源です。この資源を生かしたレンタサイクルによる観光施策は重要と考えます。新型コロナウイルス感染症収束後に向け、当町に合った方法でレンタサイクル事業を展開できるよう、町として関係者で検討委員会、関係者としては、町、観光協会、自転車業者、てる坊市場、コンビニ店、飲食店などの構成で立ち上げ、コース、発着場所、終着場所、利用料、発信方法などを検討し、準備を行ってほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

ちょっと参考までに、参考 1 と参考 2 をちょっと説明しておきますと、安曇野市ではレン

タサイクル事業につきましては、平成30年度から県の元気づくり支援金を使いまして、シェアサイクル事業ということで、借りた場所と異なる場所でも自転車を返すことができる事業を開始しました。この事業では、東京都港区に本社を置くオープンストリート株式会社が提供しているIoTを活用した自転車シェアサイクリングシステムを導入してやっています。

注目すべきことは、今年度の安曇野市の観光客数が新型コロナの影響で大幅に減少している中で、シェアサイクルの利用台数だけは前年比の1.5倍になっているということです。ですから、それは言ってみれば、コロナ禍の今の時期に非常にこのシェアサイクルというのは需要があるということです。

具体的に、私のサイクリング構想を参考2で示したいと思いますが、北回り、南回り、それからフリーコースと3つに分けておりますけれども、北回りと南回りの場合は、創造館まで来ていただいて車を置いていただくと。そこで料金を払っていただきまして、これは私案のコースですけれども、自転車は普通の自転車を使って、美術館、ワイナリー、それから身代わり地藏尊、社口原、バラ園、滝の台展望台、会染の道祖神とか岡せぎとか鬼の釜古墳とか仁科神明宮まで行く場合もあるかないかちょっと分かりませんが、池田八幡神社や道の駅に帰ってきて、ここで一応自転車は取りあえずそこに置くと。車は創造館に止まっているわけですから、電動自転車を1台お貸しして、そこまで1人で帰って車を道の駅まで持ってくると。こういうシステムでございまして、ほかの人はてる坊市場さんでお買い物をしていただくと、こういうことです。

それから、南回りにつきましても、やはり創造館に置いて、鶴山ブドウ畑とか、十日市場川會神社とか内鎌延命地藏尊とかを見て、道の駅に自転車を置きまして、電動自転車でお帰りいただく。

それと、フリーコースとしては、道の駅から電動自転車を使っていただいて、これは4台ありますので、既に購入済みですので、それを使って、大カエデでもいいし、仁科神明宮でもいいし、大町山岳博物館でも好きな所に行っていただくと。これは私の私案ですので、検討委員会でまた検討していただければ結構と思いますけれども、どんなふうに考えますか、町の考え方をお聞きます。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、薄井議員の御質問にお答えいたします。

レンタサイクル事業につきましては、前年度より計画をしておりましたが、民間事業者との連携について、細部にわたる合意形成ができていないことから、事業実施には至っていま

せん。検討委員会を立ち上げる予定はありませんが、事業を早期に展開するための連絡会議を観光協会を中心に関連事業者と開催し、議員の御質問にあります内容について協議をしたいというように考えております。コロナ禍でも利用台数が伸びたというような話もありましたけれども、事業開始時期につきましては、コロナ禍による影響等も考慮しまして慎重に判断したいと思っています。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 別に検討委員会を立ち上げなくても協議会的なもので私は十分だと思っておりますので、ぜひ関係者のコンビニ店さんについても立ち寄っていただいてトイレを使わせていただく、そういうことも、当然寄ればまた何かを買っていただけたらと思いますので、そういうメリットもちょっと説明したり、あるいは観光案内も聞かればやっていただくというようなことも含めて、ちょっと御検討いただければと思います。

戻りまして、A の質問、7 ページ、町財政再建の取組についてお聞きします。

（ 1 ）町の実質公債比率と書いてありますけれども、費用の費が抜けております。費を入れていただきたいと思えます。すみませんでした。よろしく願いいたします。

まず、（ 1 ）町の実質公債費比率が18%を超えないよう施策の順位づけをからお聞きいたします。

令和7年度までの実質公債費比率のシミュレーションが示されました。令和7年度の実質公債費比率は16.4%、これは3か年平均となっております。しかし、シミュレーションに入っていない会染西部圃場整備創設非農用地の活用工事や会染保育園の施設整備が実施された場合に、実際、実質公債費比率が18%を超えるのではないかというような疑問が町民から出されております。

このことにつきましては、3月2日の町のほうから原稿が提出がありまして、両工事とも5億円かけてやったとしても、借金は7億5,000万円くらいになるという話だそうだけれども、実質公債費比率は15.3%という数値が示されました。そのことはいいと思えますけれども、それに関連していろいろ、次の2点をお聞きしますので、町の考え方をお聞きします。

それで、いわゆる財政の危機でありますけれども、最低でも実質公債費比率が18%を超えないように施策の順位づけが私は一番必要と考えます。当面の対策として、次の2点を聞きたいということで、1番目に、会染西部圃場創設非農用地の活用工事ですけれども、これに

については必要最小限の機能と予算で実施していただければということで、早期に計画を立てて財政シミュレーションで行って示してほしいと思います。町長の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、3月10日の予算決算特別委員会で非農用地の活用及び会染保育園整備を実施した場合の令和10年度までの実質公債費比率シミュレーションをお示しいたしました。令和6年から7年度に計10億円で両事業を実施した場合でも、実質公債費比率は18%を超えることなく、従来の説明どおり、令和7年度の16.4%をピークに穏やかに下降していく予想でございます。

ただし、各事業の実施年度や概算見積りが現在未定であるため、具体化に伴い今後比率が変動する可能性があることを了承していただきたいと考えております。

さて、会染西部圃場整備創設非農用地の活用については、現在、多目的広場を基本に造成費用、整備後の維持管理費を含め検討しているところであり、令和3年度中には方向性を出したいと考えております。

整備費の概算見積りがある程度まとまった段階で、財政担当と調整を図り財政シミュレーションを更新し検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） この会染の圃場整備については、この前出された資料では、平成6年、7年にかけて5億円で整備するというふうになっておりますけれども、いずれにしても、財政危機でありますので、なるべく経費は抑えて借金は少なくするというのが、これは私原則だと思いますね。そういう意味で、これはシミュレーションの値の数値として5億円で大丈夫ですよという形で多分出されただろうというふうに私は解釈しますけれども、実際の費用として、例えば、最低限の機能を持ったもので1億円以下でできるのであれば、そういうことを計画書として、国・県に出しても通るんですか。その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 国・県は目的に即していれば、別にそれでNGということではないと思います。金額のことは言っておりませんので。ただ、今1億円というお話ありましたが、どう試算しても1億円だと更地にしておだけということで、これを多目的広場と名前がつ

けられるかといったら理解を得られないだろうと私は思います。多目的広場である以上、スポーツができたり、公園としての機能があたり、そんなことの機能をつけながら、県・国と折衝をするということになるかと思えます。どのくらいの金額になるかは分かりませんが、5億円というのは最大値として、先ほど議員指摘されましたけれども、最大値としての金額ということで設定をしたので、当然5億円かけてやろうというような意味ではありません。できる限り費用をかけないで、また維持費もかからないようなやり方をどうすればいいか、これから1年かけて考えていくと。その中では、皆さん方の御意見も大いにお伺いしていくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 今、町長のほうから、これは5億円をかけてやらなくていいと。ただ1億円で果たして済むか、この事業の目的である、出した目的、それに合致するかどうかも検討して併せてなるべく少ない費用でやりたいという答弁であったので、そういう方向でいいと思えますので、ぜひその辺をなるべく、町民も心配をしておりますので、早く計画を出していただいて、国と県ともすり合わせをしていただいて、それで、これはやらざるを得ない事業ですので、やっていっていただきたい、また議会のほうにも早く示していただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次、会染保育園の施設整備には、地域住民の意見も十分に聞き、実質公債費比率が18%にならない見通しを示してほしいと考えますけれども、町長の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお話ししましたけれども、3月の全員協議会において担当課からの中間答申の報告を受けましたが、答申の結論を来年度に持ち越した経緯として、幼児教育あり方検討部会内でもっと丁寧な検討を望む声や幅広い意見を聞いていくべきとの意見が強かったことがございます。

そのため、現在、園児の保護者宛てに中間答申の内容をメールにてお知らせし、意見募集を行っており、今後一般町民の方からも広報いけだやホームページを通して意見をお伺いする予定であります。

それらの意見を参考に、年内の答申に向けて部会で引き続き検討してまいります。整備費の概算見積りができた段階で速やかに財政担当と調整を図り、財政シミュレーションを更

新してまいりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましても全員協議会のほうでシミュレーション5億円という金額を上げてシミュレーションを組みましたけれども、16.4%を超えないというような試算がされております。5億円というのは一つの上限と私は考えておりますけれども、これ以内で何とか会染保育園の施設整備ができればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 先ほど、服部議員からも質問がありましたように、今保育園の整備についてアンケートをとっているということで、それでいいとは思うんですけれども、私の個人的な意見としましては、あの案では、県道沿いで非常にある意味では怖いという交通量の心配と、それと園庭が狭いというのが、いわゆる今の環境に比べれば保育環境としては問題がかえって低下するのではないかというふうに私は感じます。

ですから、私としましては、また先ほど教育長さんもちらっとそういうような意味として多分おっしゃられたかどうか分かりませんが、それよりは会染小学校の校庭の東側のほうに土地を買って、そこにちゃんとしたものを建てたほうが、やはりちゃんとした保育環境も保つことができますし、それならば地域の住民も納得すると思うんですよね。ちょっと今の案ですと、本当に地域の住民が納得するかどうかというのは、非常に私は問題があるような気がします。その辺のところは教育長さん、ちょっと急に振って申し訳ないんですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほどの服部議員への答弁とも重なる部分がございますけれども、教育委員会としての基本的な考え方は保育の質を下げないということでございますし、利用される子供や保護者の皆さんのできるだけ快適性や利便性、満足度を上げると、しっかり担保するというところを一番大事にして町ともしっかり協議を進めたいと思っております。

その上で大変厳しい財政状況ということも踏まえた上での今、中間答申の内容ということでございますけれども、まだまだ議論途上ということでございますので、最終答申の中である程度財政シミュレーションの見通しも立つということであれば、教育委員会としてはできる限りしっかりした環境整備を求めていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 今の段階では、そういう言い方しか多分、私はできないだろうと思いますけれども、ぜひ、そういったことも含めて幅広く意見を、こういう意見もあるんだよ、こういう意見もあるんだよということを含めてアンケートをとっていただいて、町民の意見を十分聞いていただきたいと思います。

それと、実質公債費比率で影響がないというふうに町長おっしゃったんだけど、ただ、いずれにしてもまだ穂高クリーンセンターの取壊し費用は入っておりません。それから、大出議員がこれから質問すると思いますけれども、災害時の場合の要するに急にお金がかかる場合もあります。そのときに借金ができる額というのはなるべく多く取っておかなければいけない。

ですから、18%以下だからとか16%以下だからいいのではいかという論議ではなくて、なるべく借金は少なくして実質公債費比率を下げていくということを基本に、やはりそういうことも含めた上で、この会染保育園の施設整備については考えていっていただきたいというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然そのような考えで進んでまいります。穂高広域の取り壊し等ということではありますが、これも近々、今現在全く方向が決まっておきませんので。

というのは、高規格道路があそこに通るということで、こうなりますとかかるということになれば補償の問題が出てきますので、まだ全く金額も時期も明らかになっておりませんので組み込むというような状況ではありません。それが明らかになった段階では、これも速やかに組み込みましてお示ししたいと思っております。

いずれにいたしましても財政と見比べながら、先ほどお話ししましたように一つの指標ではありますけれども、実質公債費比率、ピークである令和7年度をピークと考えて超えないようなやり方を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） ぜひいずれにしても実質公債費比率は下げっていく、それから、財政調

整基金はやはり今後は、いわゆる1割というような、いわゆる標準財政規模の、そうじゃなくて、もっとそれもさらに増やしていくという形でやっていかないと、いつ何が起こるか分かりませんので、少し余裕を見た財政運営が私は必要ではないかなというふうに思いますので、またそれも検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

(2) 行政(理事者、町職員)・町民・議会との協働で財政再建が進むよう行財政改革推進委員会の取組をとということでお願いしたいと思います。

町の財政再建を実現するには、行政、町民、議会が知恵を出し合って検討し、力を合わせて取り組む協働が必要不可欠と考えます。行財政改革推進委員会(次から委員会と言いますけれども)の取組として、上記の協働が進むよう次のことを提案しますので、町長の考え方をお聞きします。

まず、項目が多いものですから、3つずつお聞きしますけれども、1つとして、委員会の諮問事項に行政としての案と資料を提出すること。

2番目として、町職員でも財政再建検討の組織を立ち上げ検討し、その意見を委員会に反映させるため、委員会に町職員の代表を加えること。

3番目に、委員会の検討概要を7月、10月、2月頃をめぐりに町民に審議状況を説明し、意見交換を行い、町民の意見を委員会の審議に生かすこと。この3点について町長の考え方をお聞きいたします。

議長(倉科栄司君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) それでは、ただいま御質問にお答えをしたいと思います。

1番目でありますけれども、諮問事項に行政の案と資料を提出ということではありますが、2月26日の議会全員協議会でお示した委員会への諮問事項は議会の皆様と協議を図るための案でございます。議会の御意見も参考にし、今後委員会開催に向け諮問事項を肉づけするとともに、必要な資料を作成、提出してまいります。

2つ目でありますけれども、委員会に町職員の代表を加えるということではありますが、行財政改革推進委員会の開催と並行して、庁内でも職員による財政検討組織を立ち上げる予定であります。そこで出た要望事項等、委員会につなげることがあるかと思えます。また、委員会では、資料作成や説明などで随時職員の出席が想定されますし、必要に応じ職員の意見聴取なども必要となります。町職員以外の方に審議をしていただくことは委員会を設置する意義の一つと捉えておりますので、委員会に町職員の代表を加えることは予定しておりませ

ん。

それから、3つ目ではありますが、委員会の審議内容を町民に説明し、意見交換を行うということではありますが、今のところニュースレターやホームページ等による情報公開をはじめ、適当な時期に町民説明会の開催を予定しております。詳細につきましては、委員の皆さんの意向もお聞きし検討してまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 2番目につきましては、プロジェクトチームの意見ですね、それも十分に町の案としても生かすように努力していただきたいということで、委員に加えるということについては、ちょっと私も取り下げたいと思います。

次に、 について一括して質問いたします。

4番目に、委員会の諮問事項に町の政策課題に挑戦する職員育成に向けての研修充実の検討を加えていただきたいということです。財政危機ですので、もう少ない予算の中でどうやって町民の福祉と町の振興を図っていくかということ、そういったことをやはり町職員のほうから考えて提案して、実践していくという、そういう職員が今後求められていくのではないかというふうに私は思います。そういう意味で研修の充実ということを検討課題に加えていただきたいということでございます。

それから、委員会の諮問事項に10年後の町づくりの方向性、ビジョンを加えていただきたい。これは総合計画の整合性ということも言われましたけれども、そういうものを整合性を図りながら、大まかな方向性というものは示していただきたいと思います。

それから、6番目の委員会は来年度以降も継続し、年1回以上開催し、進捗状況や課題を論議し、行政運営に生かすこと。これは多分2年任期になると思いますので、1年目に多分計画ができ、提言ができると思いますので、それに基づいて推進プランが多分できてくると思いますので、それを進行状況というのをチェックする意味で、2年目は継続して残して検討してもらいたいということです。その後につきましては、また今後の中で検討していけばいいと思いますので、以上の について町長の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、研修に職員研修ということでもありますけれども、現在も北アルプス広域での相互乗入れ制度などを利用し、随時

行っております。ただし、研修内容について委員からの御意見をいただくのも必要なことと考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

次に、10年後のまちづくりの方向性とビジョンということですが、横澤議員への答弁でも申し上げましたが、町づくりの方向性、ビジョンについては令和6年度からスタートする第6次総合計画後期本計画に盛り込みたいと考えております。したがって、行財政改革推進委員会は、主に行財政改革に特化した諮問を行ってまいります。

次に、委員会、以降も継続して進捗状況や課題の論議をということですが、当初、委員の任期を1年間で予定しておりましたが、ただいまお話ありましたように2年任期としてまいりたいと考えております。

なお、答申後は仮称ではありますが、行財政改革プランの進行管理が必要となりますが、行財政改革推進委員会に検証をお願いする予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） ぜひその線でもよろしくお願ひいたします。

最後の町財政危機に至った原因と対策についてお聞きします。

平成24年2月、当時の勝山町長は自立のための財政健全化計画、平成19年から平成28年の池田町まちづくり推進プランを策定しました。プランの概要としましては、町の財政がさらに厳しさを増すとし、財政の健全化、協働のまちづくり、元気と魅力あふれるまちづくりの3つの柱で町政を進めるとしました。

舊町政に代わり、協働のまちづくり、元気と魅力あふれるまちづくりについてはおおむねその方向で行われてきたと考えます。しかし、財政の健全化についてはプランを生かせず、町財政や職員数などに対する明確な方針を示してこなかったことが、今日の財政危機を招いた要因と考えます。町長の考えと今後の対策についてお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 舊町長。

町長（舊 聖章君） それでは、ただいまの御質問でありますけれども、財政危機の要因は、これまでお話ししてきたとおりでありますので省略したいと思います。

ここでは職員数増について、原因と対策を申し上げたいと思います。

近年、職員数が増えた要因は、昨日の横澤、中山両議員の質問にお答えしたとおりですが、

もう一つ、職員構成にも課題がありました。年代別構成を見ますと、過去退職者が出た年だけ新規採用を行った結果、まるっきり採用のない年があったり、退職者の数に合わせた数となっていたので、年によって採用数に大きなばらつきが出て、非常にでこぼこした職員構成が生じておりました。これを将来に向け是正するため、各年代平均的に採用できるようにと、毎年職員採用することとなったのも職員増の原因の一つではあります。

しかしながら、幾ら条例定数内といっても、人件費が占める割合をどうしても減らさなければいけないので、従来あった早期勧奨退職制度をもう10年前倒しした制度の検討に入っております。

当面は第6次総合計画前期計画に定める97名の実現に向け努力してまいります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） ただいまの町長の答弁の中で、昨日、横澤議員と中山議員の答弁をしたとおりというふうに言っておるんですが、実は、両者とも時間がなくて、私が分析してお答えする予定のものであったのですが、答えておりませんので、何のことも全然分からないと思いますので、ここでちょっと職員数増えた分析の結果を申し上げたいと思いますけれども、まず、平成28年の89名に比較しまして、現在では106名と職員が増えているということになっています。これは内訳を見ますと、一般事務職が8名増えております。この8名の中で3名が社会福祉士という位置づけになっております。そのほかに保育士が6名、保健師が1名、それと任期つき職員、これは危機管理監と会染保育園の園長が該当します、この2名ということで合計17名が増えているということになっております。

一般職が増えた理由であります。まず8名のうちの5名ということになりますけれども、これにつきましては、平成29年度には企画政策課と生涯学習課が2課が新たに発足したことによりまして職員数が増えたということになっておりますし、また社会福祉士につきましては、地域包括支援センター、これは法律の中で社会福祉士を置かなければならないということで規定されております。

この包括センターの発足当時は、町には当然そういう職員がいかなかったので、社協から出向させていただいて対応しておりました。しかしながら、いつまでもそれに頼るわけにはいきませんので、自前の職員として社会福祉士を採用したということと、あと健康福祉課の各種福祉の相談業務の中でのやはり一般事務屋ではなかなか限界があるということで、こうした社会福祉士の資格を持った職員を採ったということでもあります。

また、保育士につきましては、本来園児が少なくなれば当然減っていかねばいけないわけでありまして、3歳未満児、2歳児と1歳児につきましては、6名以内で見るといっていますが、それは現実的に非常に苦慮する、難しいということがありましたので、保育士を増やさせていただいたということでもあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） あのですね、言ってみれば、いわゆる職員のことについては、予算書に書いてあると言えればそれまでなんだけれども、そういうことについて具体的に説明がないんですよね。だから、そういう意味では、ある意味ではチェックが利きづらいところなんですよ、議会としては。ですので、人を増やすとか減らすとか、そういう場合については例えばもう来年度については予定がつくと思いますので、12月議会、遅くも12月議会でこういう考え方で人を増やします、減らします、そういうことをやはりちゃんと説明してもらわないと、我々議会としてもチェック機能ができないんですよね。ですから、そういうことになっていただけませんか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 説明不足であったというふうに受け取られていると思いますので、その点おわびを申し上げたいと思います。

今後につきましては、人員等につきまして、どのようにしていくか、また今御提案ありましたように12月議会までにはお話をしていくということで取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） そういうことでぜひよろしく願いいたします。

いずれにしましても、もう財政危機になってしまった以上、やはりこれからはやはり町と町民と議会とみんなで力を合わせて、知恵を出し合ってやっていくしかほか私はないと思います。そういう意味でも、来年度の問題として、クラフトパーク、美術館の問題というのは非常に大きな問題になりますので、その辺のところ、皆さんの町民の意見を聞くような場をぜひ設定してもらいたいと思います。町長の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麿 聖章君） 大きな課題がありますので、これは行政一存でというような状況ではありません。大いに町民の皆さん、また議会の皆さんの御意見を伺いながら方向性を定めてまいるといふことでは考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） いずれにしましても、ざっくばらんに説明していただいて。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（倉科栄司君） 以上で薄井孝彦議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中であります、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 出 美 晴 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

7 番に、7 番の大出美晴議員。

大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

7 番（大出美晴君） 御苦労さまです。

7 番の大出美晴です。

これから一般質問を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は、大きく分けて3つになりますので、そんなことでお願いをいたします。

まず、災害時の取組についてということで、自主防災会の在り方について。

地域によって防災会の考え方に温度差があるように見受けられます。防災をどう考えるの

か、町としての方向性を示していくべきだと私は考えます。

今、個人情報保護を優先して、いざというときのための情報が提供してもらえないことが多々あります。町としてどう啓蒙していくのかお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

〔総務課長 塩川利夫君 登壇〕

総務課長（塩川利夫君） それでは、大出議員の今の質問についてお答えしたいと思います。

自主防災会の在り方ということでございますが、町は令和元年2月に「池田町避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。この計画は、災害対策基本法の改正によって避難行動要支援者の支援に関する取組指針に基づいて策定したものであります。その中で、市町村は避難行動要支援者の把握及び避難支援の基礎となる名簿を作成することが義務づけられました。

災害の発生に備え、消防機関、警察、民生委員、社協、自主防災組織等の避難支援関係者に名簿情報を共有し、災害時における避難支援体制を整えておくというものです。これにより避難行動要支援者対象者約480名に名簿提供における同意を求めました。現在は、うち約280名の同意を得て、その名簿を避難支援関係者に提供し、有事の際の支え合い、支援協力をお願いしています。各自主防災組織の支援に対する温度差があり、支援協力者を決めかねているところもありましたが、本年2月にハザードマップの更新による説明も兼ねて、要配慮者支援対策についてもお願いしたところです。

今回は、避難行動要支援者個別計画を作成するため、自主防災会役員が同意者のお宅にお伺いして、有事の際、どんな支援が必要なのかを聞き取り、様式に記入していただき、自主防災会が要配慮者一人一人に対し、支援協力者を複数名割り当てて支援することとするものです。

この支援協力者を決めた個別計画を町へ提出してもらい、個別計画作成の進捗状況を把握することにしています。この方法により、地域差もなく個別支援の協力ができていくものと考えています。

また、同意していない要支援者の方については、町から随時同意していただくようお願いをしていますが、災害発生時には同意なくても名簿を共有し、避難支援や安否確認できる法律となっていますので、必要に応じて協力体制を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 最終的には、町でいざ有事のときにはそういう支援者に対して保護をしていくということだと思えるんですけども、今、平時においては、今言ったような強制力がないわけですね。しかしながら、フットワークの軽い形でいくためには、そういうところは平時のときから形づくっていかなくてはいけないし、そういった協力をしてもらえない方々も協力してもらおうように、町でそういう啓蒙をしていかなくてはいけないと私は思うんですけども、その点どうですかね。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の大出議員の御質問でございますけれども、平時のときにも、このことにつきましては今もやっております。ただ、自主防災会中心にやっておりますので、先ほど答弁したとおり、地区によりまして温度差があるのは確かなことでございます。

それに対しまして、今年の2月のときにも自主防災会の各地区の会長の皆さんをお呼びし、その中で今後できるだけ要支援者の方の把握をとということでお願いをしておりますので、今後とも努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） しっかりとしたハザードマップもできましたし、そういう形でいきたいというのは分かりますが、自主防災会自体が、読んで字のごとくみたいな形で「自主」ですから、別に地域でなくてもいいようなものなんですけれども、池田町では時たまそういうものを積極的に進めていくということだと思います。ということになると、やっぱり町のほうでもそういった観点での積極性が私は必要だと思います。法的にどうのこうのということではなくて、どんな形で、町のどんな部分はその役割を果たしていくのかと、そういうことをやっぱり決めて、自主防災会の会長とか、そういう地域から出てくる代表の皆さんにも、そういうことだから住民の皆さんに協力を願いたいというようなところがあっても私はいいと思うんですよ。要は、町が主体的に啓蒙をするということに任せるのではなくて、まず、1つの方針を出して、その方向に向かっていくということが大事ではないかなと私は思いますけれども、どうですか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問ですけれども、町は今でもそのことについてはやって

おります。

ただ、自主防災会といいましても、各地区の方たちのほうが各地区の細かい内容が分かるということをお願いしているところもありますし、各地区によって自主防災会の中でも自主防災会の役員の方が固定されているところは、その地区についてある程度の各地区の要支援者等の皆さんの把握はできているわけなんですけど、毎年代わってしまう自主防災会がありますので、これにつきましては、毎年自主防災会があるたびにこちらからもお願いをして、自主防災会の役員の方がかわらないように同じ人にやっていただくと余計に地区の内容が分かるということをお願いしております。今年もお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 今、塩川課長が言ったように、やっぱり町民の皆さんが不安なんです。情報を出すということが。非常に不安に思っていて、どこかで漏れてしまうのではないかとということと、それから今言ったような、1年で終わってしまう地区もある、あるいは、継続的にやっている地区もあると。先ほど私が言ったのは、そういう温度差があるということも、それも含めてなんですけれども、その中でやっぱり、地区地区でどんな資格とかどんな責任とか、そういうことが問われるかもしれないけれども、やっぱりその地域住民たちが、「この人に任せてもいいよ」というような体制を取っていかなければ、どこまで行っても、せっかくハザードマップのいいものができて、形だけよくなっても、実際に災害があった、洪水があった、土砂崩れがあったというようなときに何も機能しないと思うんですけれども、その点はどうですか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） これにつきましては、自主防災会のほうで機能しないということではなく、毎年、訓練等も行っております。近年特に災害が多くなっているなのでこの間の2月の自主防災会でも各地区の自主防災会の訓練を今まで以上に行っていたかのようにお願いをしております。危機管理室のほうでも各地区で講習会等あれば出向いております。今はコロナで行けないわけですが、今後も継続して行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

7 番（大出美晴君） 塩川課長の言うように、訓練とかそういうものはやっています。みんな参加してやっていますし、結局、健常者であり、いつでも逃げられる、いつでも避難できるというようなところはいいんですけれども、そうでない人たちをどう守っていくかというのが、多分この自主防災会の役割でもあると思います。

この点は、まだまだ議論していかなければいけない部分だと思いますけれども、今日のところはこれで終わりといいたします。

続いて、地震を想定した取組をとということで、今言っているのは、洪水だとか、それから、洪水による土砂崩れ、そういうものは想定の中に入ります。ですので、ハザードマップがあって、それに従ってこの地域のこういうところは危ないからこっちのほうに逃げましょうとか、あるいは自分のおうちにいたほうがいいのかとか、そういうのはまた個々別に判断できるわけですが、地震の場合にはそうはいかないと私は思っています。

大きな地震で池田町が総崩れといいますか、簡単に言えば破壊的な地震も、池田町がどうしようもないということでない限りは、いろいろなことを考えた中で想定しながら準備ができると思います。東北地震が10年の時を経てまた起きました。土砂崩れや家屋の一部倒壊や塀が倒れる被害もありました。東海地震や松本の牛伏寺断層が動いて地震が起きる可能性が高いとも言われています。池田町も東山の断層が30年以内に動くのではないかと予想されています。いざという時のために準備をしておかなければなりません。それには、水や食料ばかりでなく、危険箇所の点検と危険にならないための施策を講じておく必要があると私は考えます。一概にどこをどうしておくのがよいかと言えませんが、大きな地震が来たときの対応は常に考えていくべきだと私は考えます。

町の考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問でございますけれども、糸魚川静岡構造線の地震確率につきましては、国の地震調査研究推進本部の調査によると、今後30年以内に14%と評価され、第3次長野県地震被害想定によると、マグニチュード8程度の地震の場合、池田町は震度6強と想定しています。小谷村から安曇野市の北部区間は0.008%から16%とも言われており、地震を止めることはできませんので、地震対策が必要であることは言うまでもありません。

有事の際に対応できる備えと被害を最小限にするために、住民の皆さんには機会あるたび

に最低3日分の食料や水等の備蓄をお願いするとともに、有事の際の施策として地震防災訓練等の折には、倒壊のおそれのあるブロック塀や危険箇所の把握、避難経路の確認、応急手当の救急訓練等も実施しております。自分の命は自分で守ることを基本として日々防災意識を高めていただくよう、自主防災会等にもお願いをしております。

特に、前段の質問にもありますように、避難行動要支援者対策を重点に、避難時に配慮が必要な住民の方とともに避難支援計画を立て、有事の際に一人も取り残さない防災・減災をこれからも考えていきますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 一人も取り残すことなく救って避難するという、平時のときだったら幾らでも言えますけれども、その平時のときに、私が言いたいのは、どう点検をするのかと。今の塀の問題もありましたし、いろいろな建物、それから空き家対策も含めて、家は住まないと本当に数年でボロボロになってしまうといいますが、かなりちょっとした地震で倒壊する可能性も出てくるというふうに言われていますし、考えてもいます。

そういうふうにならないように、どんな対策が町でできるのか、考えられるのかということ私を私は今回質問しているわけですので、そのところもう一度お願いします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 空き家対策につきましては、今まで調査をさせていただきました。その中で、大出議員言われるように、空き家でこれ以上崩壊するというような危険なところがあれば、その所有者の方たちには通知を出して取壊し等お願いしているのが現状ですので、よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 強靱化政策、対策とか言われています。橋もそうですし、それから、先ほど言いました塀もそうですし、しかしながら、塀とかブロック塀とかそういうものは、もう一応点検したんだよと、もうこれで予算もそんなにつけなくても大丈夫だよというような予算化がされています。本当にそれで大丈夫なんでしょうか。

やっぱり、そういうところを常日頃からある程度の予算化をしてやっていかないと、私はいざというときには何もできないし、地震になるのが本当にいつなのか、夜なのか昼なのか

全然分からないですし、もしかしたら交通量のうんとあるときに、あるいはそういうような危険箇所を歩いているときにそういったような大きな地震が来る可能性もあります。ですので、ふだんから町民同士もそうですし、行政側もそういうところを事細かく担当課のほうで見て回るといのは私は必要だと思います。

1番については、それで以上にします。

2の経常経費の圧縮について。

総合的、トータルの経常経費の見直しについてということで質問させていただきます。

質問の1、全体予算における経常経費の割合が非常に高くなっています。非常事態の様相を呈していると私は考えます。この状態を改善し、減らしていくための具体的な施策をお聞きします。今まで、このことについて同僚議員がそれぞれに質問をしてきました。答弁も私も聞いてきました。ただ、その中で、具体的にどうなんだよというところが私には見えません。質問の1から3まで、どっちみち一緒に答えてしまうかもしれませんが、お聞かせください。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

経常収支比率につきましては、当町と類似した全国67団体で過去5年間で増加傾向にあり、その平均値は91.2%となっております。

池田町の令和元年度決算における経常収支比率は91.5%です。ただし、穂高広域施設組合のごみ処理施設建設費分担金が含まれており、それを差し引くと86.0%となります。類似67団体の平均値よりは、これは下回っているんですけども、当町も年々増加傾向であり、町が自由に使える財源の割合が下がっていると言えます。

当町では、現行どおりの規模では、令和5年度の予算編成時に財政調整基金の残高が枯渇し、歳入の財源不足が予想されることから、今後、議員のおっしゃる非常事態に呈した状態にならないよう持続可能な行政運営の実現のために、今年度「3億円削減プロジェクト」を中心に歳出削減など収支のバランスの適正化に取り組んでまいりました。特に、経常的な経費につきましては、当初予算査定を通じ、事務用品等の消耗品費をはじめ、出張旅費、NHK受信料、新聞購読料、関係団体等への負担金、会計年度任用職員の適正配置等々、様々な面で見直しを図ってきております。その結果、令和3年度一般会計の当初予算は11年ぶりに財政調整基金の繰入れに頼らないものとなり、単年度での収支バランスが改善されました。

重要なのは、経常的な経費の割合が高いのか低いのかというより、むしろ人口減少が確実

視される中で、今後の当町の規模として経常的な経費の額が適正かという点です。令和3年度から引き続き行政改革に本格的に取り組み、今後の適正な財政規模を見極めることで行政コストの最適化を図り、安定した行政サービスを持続して提供できるよう、さらなる前進を続けてまいります。

また、一般的な傾向として歳出をスリム化すればするほど臨時的な経費の割合が抑制され、経常収支比率が高くなります。臨時的な経費につきましても、限られた財源の中で、新規事業は必要最小限に抑えつつ、公共施設も将来の人口と財政の規模に見合った規模を精査し、存続する施設の大規模改修なども効果的に実施できるよう努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 令和3年度からしっかりとした形で経常経費削減といいますが、減らしていくということですが、80%台がいいのか悪いのか、ちょっと私も分かりません。物の本によると、75%以下にしていくのが一番いいんだよというように出ているものもあります。じゃ、その10%がどうなの、じゃ、90何%じゃ絶対いけないのかということもあります。ですので、そこら辺、私は一概には言えませんが、かなり心配な部分もあります。

1つには、この間の町民説明会のときに新聞にも載ってましたよね。要は、今後、財政シミュレーションと連動させていくと言っているんですけども、この前も、ニュースレターでは4億6,380万円増加することについて、財政シミュレーション、これ、交流センターかえでのところを建てるときのことだと思うんですけども、財政シミュレーションを精査したところ、財政に大きな影響がないことが確認されたので出ていると。だけれども、実際には、今回もまた財政を圧迫するような状態になってきていると。今回言った言葉が、そういう財政シミュレーションと連動して精査していくということを言っているんですけども、その都度そういうふうなことを言っていけば、町民の皆さん、やっぱり心配しちゃいますよね。私も心配になります。そのところがやっぱりどうしていきのかっていう、今も格好いい言葉を使って大澤課長は言ってくれました。ですけども、本当に具体的に、じゃ、どうしていきんだよっていうところが見えてこないし、やっぱりそこが町民の皆さんが心配するところだと思うんですよ。

私、ここに書いてある「具体的」っていうのは、町長がどういう方向に進んでいくのかということ私には聞きたかったわけですので、過去のこともいいし、それから、これから先、数字を減らしていきますよというのもいいんですけども、じゃ、実際にどういうふうにしていくのかということ、どういう方向に進めていくのかということ私には聞きたいんです。そここのところをまたもう一回よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 先ほど、社総交のニュースレターのお話が出ましたけれども、当時のその時点でのシミュレーションで判断したものと思われまます。ただ、その後、大型事業が重なる中で、その都度のシミュレーションというものが欠けていたのかなと思います。

ですので、先ほどの一般質問、再三出てきておりますけれども、今後見込まれる大型事業につきましましては、その概要が出てき次第、シミュレーションを新たに更新して皆さんに検討材料の1つとしていただくと。そういうことを今後は義務づけて努めてまいりたいと思いますし、先ほど、「具体的な」という経費削減方法の御質問がございましたけれども、先ほど私が申し上げたとおり、当初予算の予算査定では非常に細かいところまで切り込んでおります。ですので、物件費等はなかなかもう切れる余地がないのかなと思いますけれども、そんな中で人件費につきましましては、やはり定員管理計画の見直しなどもしていかなければならないと思いますし、この池田町の規模に合った業務量と職員数を目指してまいりたいということと、あと、公共施設の統廃合も検討していかねばならないということで、この維持管理経費も削減を図っていかねばならないと思います。

また、補助金の見直し、そして公債費につきましましては、借入金が必要な普通建設事業が今後出てくると思いますけれども、その辺りは十分見極めながら必要に応じて実施を見送るような勇気も必要かなと思います。あらゆるところにあらゆる角度から経費を削減していかねばならないと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 公共施設とか、そういうものを統廃合というものも1つの方法として考えていくというのはよく分かります。ただ、じゃ、町は中長期の計画はどうなっていたんだよというようなところもあります。それをトータルで考えるのが、私は今回で言えば第6次総合計画、そういうものだと思うんです。そこには町長の思いも入っていると思います。

ですけれども、そういう首長の思いと、それから財政との均衡といいますか、そういうものをちゃんと整えていくといいますか、一緒にやっていかないと、思いばかり先へ進んで財政がそこについていかなければ結局お金が足らなくなって公債費比率が上がっていく、あるいは投資的経費に使う金がなくなってしまって、経常経費だけで何とか1年間暮らしていけるというような、そんな形にしかならないと思うんですよね。ですので、今までも中長期計画があったはずなんですけれども、そういうところの整合性というのは、皆さんどういふふう考えるんですかね。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 総合計画、10年計画でございます。町がこういう方向で、こんな町づくりをしたいということで総合計画がございますけれども、それを具体化していくのが直近3年間の実施計画でございます。それをローリングしていくわけがございますけれども、やはりその中で予定した事業も当然なんですけれども、意外と急に課題が行政は出てくるということが私の実感でございます。ですので、そういうものも対応しながら中長期的な事業もということでございますので、当初描いていた財政の状況が悪化するということもございます。今回非常に大変でございますけれども、池田町としての今後の行財政のいいきっかけになったと思いますので、今後は財政の土台を築いた中で町長の公約を実現していく形で進んでいければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 次へ続く質問の2ですけれども、今、大澤課長が言ったことは質問の2に続いてくると思うんですよ。本当に、自分のこととして財政を考えてもらいたいという思いから、この質問をしました。

何となく人ごと、今回、質問の中にありませんけれども、農地をめぐる奨励金の806万円というものを支払わなければいけなくなってしまったというようなところ。新聞紙上に説明をしてありますけれども、その中でいろいろな言い訳をしているわけだけれども、でも、払わなければいけないという事実は、これは消せないわけですよね。責任問題もあると思いますけれども、こういうことが本来ならきちっと事処理していったら起きるはずのないことが起こってしまったということだと私は思います。やっぱりそういうところを一つ一つチェックしていかないといけないし、私たちもチェックしていかないといけないし、二度と

起こらないようにしていかなければいけないと思うんですけども、町長、そういう点ではどうですか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今回の農業関係の件につきましては、本当に私としても責任を感じているところであります。

事情を聞きますと、引継ぎの段階できちっと引継ぎがされていない不手際があったというところが実態のようであります。なかなか引継ぎというのは、行政の中において、前任者が全ての情報を引き継いでくれればいいんですけども、ちょっとしたことで漏れてしまうと、それが引き継がれないというようなことにつながってしまうかなと思います。そんなところの事情があったんじゃないかというふうには考えておりますが、大変、行政の中での仕組みの問題等、ここでも露呈したのかなと思いますので、先ほどからお話ししていますように、横断的なこのシステムについての検討会等も含めましてプロジェクトを立ち上げて、業務改善、またミスのない行政運営、そういうことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） あってはならないことだと私は思います。ですので、先ほどから言っているように、本当に自分たちのことと思っているいろいろなことをやっていく、それが1つの仕事だと私は思いますので、普通の民間の経営者と同じような感覚でいていただきたいというふうに思います。

今日、新聞に載りましたよね。朝日村行政も、運営ではなくて今度は経営していくんだというようなことを取り上げています。首長自ら先頭に立って経営をしていくんだというようなこと、それを今度の総合計画に盛り込んでいくんだというようなことを新聞に載せていますけれども、まさにそのとおりだと私は思います。

ということで、質問2の、経常経費を賄うための自主財源を増やし、また確保していかなければ安定した行財政運営ができないのではないかとということで、自主財源を増やすための施策というものがあれば教えてください。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 健全な財政運営には、収入の額に見合った支出にとどめるこ

とが不可欠です。

そのためには、最少のコストで最大の効果を得ることを目指した歳出の抑制と同時に、議員の御質問のとおり、歳入の面でも自主財源の増額への取組も重要でございます。すぐに結果につながる内容、そうでない内容とありますけれども、主に次の2つの収入について取り組んでおります。

1つ目は、財産収入です。

町有の低未利用土地建物について売却を進めております。平成29年度から積極的に取り組み、今年度は、豊町旧教職員住宅の売却が完了いたします。その他の普通財産についても、順次売却に向けて取り組んでまいります。

2つ目は、寄附金です。

ふるさと納税による寄附金は、平成28年の現町長就任時から5,000万円を目指して力を入れ取り組んでまいりました。結果、令和元年度の寄附額は、平成27年度の1,993万5,000円から3倍以上の6,254万円となり、大きく増加しております。また、今年度は2月末時点で7,200万円を超えております。これは、ポータルサイトの拡充が大きく寄与しております。また、今年度新たに5つの業者を加え、計21の業者が返礼品を取り扱うこととなり、多様な寄附者への対応も進んでおります。

今後は、ポータルサイトをさらに拡充し、既存返礼品の写真や紹介などの表示の見直しのほか、新規返礼品の充実により目に触れる機会を増やすことで寄附金の増額に努め、併せてポータルサイトの手数料などのコスト削減にも取り組んでまいります。

このほかにも、町税の収入確保として長野県地方税滞納整理機構と連携して財産の差押えも積極的に進め、徴収強化を図っております。

また、今後の見直しが必要と考えている収入が「使用料」です。平成30年度決算における財務書類によると、当町の公共施設に関する行政コストのうち、使用料などの受益者負担の割合は4.8%となっております。

全国的な平均値はおおむね6%台となっており、当町の受益者負担の割合は比較的低くなっております。減免制度についても長期間見直しがされず、また、消費税が増税になった際も使用料を据え置いたことから、見直しが必要と考えております。

今後とも様々な収入分野で努力してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番(大出美晴君) いろいろな見直しをしていくということなんですけれども、こうなってしまうからでは、もう時既に遅しかなというような気もしますけれども、やらないよりはいいだろうなというふうに思います。今の使用料のことからすれば、いろいろな公共施設があって、総合体育館だとか、それから美術館は指定管理が出ていますけれども、創造館だとか、そういうところ、うわさに聞けば、予約は他地区・他県からのものがほとんどで、地元の人たちは、なかなか中を使えないというふうなうわさも聞いています。

ということはどういうことかという、予想するに、やっぱり外の人たちは、「自分たちのところよりは池田町さんのほうが公共施設を安く使わせてくれる、便利だよ」というようなところだと思うんですよ。その、さっき言った受益者負担のところは、やっぱりもう一度見直して、確かに減免措置とかそういうものはありでもいいと思うんですけれども、上げたから使わなくなるということは、まずそんなにないと思うんですよ。今まで1,000円だったものを10万円にしますよというふうな話ならば、使う人たちもいろいろ考えるかもしれませんが、そこへいって、何%とか、何十%という額でしょ。それで上げたから来ないということはないので、ぜひそういうところは積極的にやってほしいというふうに私は思います。

それと、今の公共施設の使用料とかそういうことなんですけれども、ちょっと片手落ちなところがあるような気が私はします。

例えば、使用料にしても何にしても、予算化していかななくてはいけないというふうに私は思うんですよ。でないと、この自主財源というのは幾らたっても上がっていかないと思います。ふるさと納税、それはいいですよ。1億円になったり10億円になったりすれば、それはうまく使える財源ですのでいいと思いますけれども、毎回私も言いますが、ふるさと納税というのは、今池田町を応援しよう、積極的に応援して、何が何でも池田町にお金を寄附したいんだという人じゃないと思うんですよ。ほとんどが返礼品目当てに寄附をしていくということだと思います。そうなってくると、やっぱりそこで経営というものが出てくるわけで、それをどういうふうにするかという、今度町の経営になってくると私は思います。もしそこも自主財源という形で捉えるならば、そこはやっぱり経営的にもう一度見直していかなければいけないと私は思うんです。

ただの寄附行為で終わらせるということであれば、自主財源から外したほうがいいと思いますし、もし自主財源のうちにカウントするのであったならば、経営というものを考えてい

ったほうが私がいいと思うんですけれども、もう一度そのところを答弁お願いします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） ふるさと納税につきましては、もっともっと、私どもも工夫の余地があると思います。

今までお米は有機米とか、こだわりの米を返礼品として用意したんですけれども、どうしてもシーズンが集中して在庫切れになってしまうというのがございます。ですので、このほどJAと連携しまして、いわゆる大北のブレンド米になるんですけれども、そういうものも返礼品に加えながら、年間を通してお米の在庫を確保する形も取り入れておりますし、先ほど私が答弁したとおりです。やっぱり、議員がおっしゃるとおり、池田町を応援するというより、インターネットでショッピングをするという感覚が非常に今高くなっていると思います。ですので、ポータルサイトを工夫したり、その写真も工夫したりとか、そんなようなことも非常に大事なかなと思います。

委託先も、今回見直して、新規の返礼品と一緒に考えていただけるような、そんな会社も選んでいきたいと思いますので、その辺りも十分充実させながら、ふるさと納税については経営的な感覚で臨んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） ぜひ、経営的な感覚を持って臨んでいただきたいというふうに思います。

3番については、今まで言った中に含まれると思います。

必然的に経常経費だとか、それから投資的経費だとか、そういうところにどういうふうを持っていくか、そこに対するお金を借りることとか、そういうようなことがトータル的に3番の答えだと私は見ましたので、3番については省きたいと思います。

続いて、3の特産品開発についてですけれども、これも先ほど言ったふるさと納税とか、そういうことに関わりがあるはずですので、私は今回質問の項目に取り上げました。

まず、地域おこし協力隊の特産品開発の成果ということで、今やっていないよと言われてればそれまでなんですけれども、情報が無いものでいけないんですけれども、質問の1として、特産品開発はどうなっているのか、検証を含めお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊により実施してきた特産品開発についてですけれども、開発して販売す

ることができたものとして、桜仙峡あずきを使用したどら焼き、くずもちバー、桑とハーブのブレンドティーがあります。しかし、今は材料調達ができないため、生産しておりません。

また、試作はしたものの販売には至らなかったものもあります。特産品を開発するという事は、材料の選別やその生産状況、そして加工方法などについての見極めがなかなか難しく、また、販売するとなっても材料の調達に苦慮し、生産を続けていくことが難しくなるなどの課題があると考えております。しかし、特産品の開発を通じて地域の資源の魅力向上やPR、地域おこし協力隊の起業につなげることができたと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 地域おこし協力隊の起用が、今よかったというふうに、そのことをやってもらってよかったというふうに私は聞けましたけれども、決して私はそうではないと思っています。

今言ったように、結果が一番なんです。結果が悪ければ、やらないのと一緒と私は経営的に見れば考えています。結果がオーライならば、100%とは言いませんけれども、ほとんどがよしとしてもいいと思います。けれども、例えば、桜仙峡あずき、池田町のこの小さな土地の中で、桜仙峡あずき、本来の趣旨を大事にしながら、ほかの物が入らないような、同じ小豆があっても桜仙峡あずきとして認められるような形で栽培できるか、栽培をしていくにはどれだけの土地が必要なのか、それを考えたことはありますか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 桜仙峡あずきにも、金の鈴生産組合に部会とありますが、そういう組織がありますけれども、そういったところでは、ちょっと今年度はしていませんけれども、話をしたりしたことはあります。ただ、栽培もそうなんですけれども、あとの選別等にやはり苦労するというような話はいただいたことがあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） ですので、私の言いたいのは、桜仙峡あずきを作るのに半径2キロ以内に他の小豆があれば駄目だということも聞いています。

そうなってくれば、もう作るどころなんか決まっているんですよ。ごく僅かなところなん

ですよ。それで、今言ったように選別もそうです、機械化しなければできません。だけれども、本来特産品としてそういうものを町が推奨する、あるいは勧めていくということであるならば、そういうものに投資をしていくということがあってしかるべきではないのでしょうか。生産しました、特産にします、後は生産者にお任せします、お金は今財政難だからどこからも出ません。これでは、特産品開発は私は無だと思いますが、どうですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 以前、桜仙峡あずきが広がり始めたころ、やはり県などから補助金をもらいまして、いろいろ商標登録できるかどうかというような研究をしたこともありましたし、桜仙峡あずきにつきましては、栽培面積を広げたいということで、産地交付金等のブランド化品目としまして反別当たりの補助額を交付金を上げるなどというような措置を取ってございます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） ですので、先ほど2番で言った自主財源をどういうところで使うかというところにつながってくるんですよ。結局、国とか県とか、そういうところから交付金、あるいは補助金が出なければ何もできないんです。そうなってくれば、特産品開発といっても限界があると思うんですよ。物によっては10年かかりますよというようなものも特産品の中にはあるかもしれない。やっぱりそういう長期的な、それもさっき言った中長期の計画の中にやっぱり入れ込んでいかなければ、ただの絵に描いた餅と私は同じだと思います。

もう少し言うと、今回、ハーブセンターの圃場のところに桑ひろつの桑を作るというようなことを言っています。

これ、問いの2と絡めていきたいと思いますが、作ってどうするんですか。まず、それをお答えください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 桑茶などの原料として活用したいと考えています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 誰がやるんですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それは、今やっただけでいいと思いますけれども、また、製品化のときにつきましては、また協議をしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 今言ったように、町はもう経営していかなければいけないと私は言いました。それは大きな部分での経営であっていいはずですので、今言ったことの経営とは別なんですけれども、やっぱりそういうものを作るなら、橋渡しをするなら、経営者同士の、そういう橋渡しをきちっとしなければ事が動かないと思うんですよね。

今だって、どういうふうに進めるのか分かっていないと思うし、ただ、絵だけああいうふうに描きました、もっと言えば、昨日町長答弁の中で、余り言いたくないけれども、ハーブセンターの東側、1万人来ました、450万円ぐらいの売上げがありました。じゃ、その売上げって予算化していますか、収入のほうに何か歳入として計上してありますか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 先ほどの収入につきましては苗の販売等でございますけれども、そういうような営利行為につきましては、不動産等の土地の賃貸借契約としまして、町のほうではなくて、その会のほうで帯を結ぶといいますか、会のほうの会計にしております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 私はちょっと疑問を投げかけておきます。

この今回議会が始まったときに、指定管理とそれから業務委託とどう違いますかということを行っていると思います。普通に町が委託したものは委託の範囲だと私は思います。それは確かに委託したんだから経費もかかります。経費、それについては町で当然支出して払っていくのは当たり前だと思うんです。光熱費から始まって、人件費から始まって、そこに関わるものについては全部出していいと思います。

だけれども、委託者となれば、ちょっと収入がある、売上げがあったというものは、私は

町の財産だと考えていますけれども、それは違いますか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 指定管理におきまして、例えば、その施設の使用料ですとか、そういったものは当然指定管理者のほうで徴収をしております。

今回の管理につきましては、管理を委託している部分と、先ほど言いました不動産の賃貸借契約で契約を分けており、営利行為と町のほうの管理を委託している部分と分けております。そちらの営利行為を出すほうで事業を行っているものは相手方の会計のほうで処理をしているということです。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 私は、ちょっと今の答弁は問題だと思いますので、これは私の勘違いかもしれませんが、町の政策の中で、委託というのは、町の政策でそういうことを始めて、そして委ねていかなければならないものだとは私は考えております。ですので、逃げ道として指定管理者というものがあるんだというふうに思っています。

基本的には委託をするということであれば、それはいろいろな管理をしてもらうこと、そして、いろいろな管理をした中で出た果実、ここで言ったら苗だとかそういうものですね。そこには町の経費が100%投入されているとしたならば、それはやっぱりその果実については町の収入とするべきだと私は考えます。

これについては議会のほうでいろいろと皆さんが検証することだと私は思っていますので、これ以上は言いませんけれども、問いの2については、何しろどこへ進んでいくのかということが私は分かりませんので、最後の数十秒、どこへ向かっていくのか教えてください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 特産品、関係者と連携をする中で特産品の開発に取り組みまして、やはり地域活性化ですとか農業の担い手確保、池田町の場合、特産品は農産物の加工が多いと思いますので、そういった農業の担い手確保ですとか、またひいては観光事業の発展等につなげていければと思っております。

以上でございます。

7番（大出美晴君） 以上で質問を終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で大出議員の質問は終了いたしました。

以上で一般質問の全部を終了といたします。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） これで本日の日程は全部終了となりました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時00分

令和 3 年 3 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

令和3年3月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年3月19日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第4号より第6号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第7号より第9号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第10号より第12号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第13号より第15号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第16号より第22号について、討論、採決
- 日程第 7 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案の訂正について
- 日程第 2 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 3 議案第4号より第6号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第7号より第9号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第10号より第12号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第13号より第15号について、討論、採決
- 日程第 7 議案第16号より第22号について、討論、採決
- 日程第 8 請願・陳情書について、討論、採決
- 追加日程第 1 議案第24号及び議案第25号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 議案第23号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 3 発議第1号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 議案第26号及び議案第27号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 同意第1号の上程、説明、採決
- 追加日程第 6 同意第2号の上程、説明、採決
- 追加日程第 7 発議第2号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 8 発議第3号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 追加日程第 9 発議第 4 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 10 発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 11 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
追加日程第 13 議員派遣の件

出席議員（11名）

2番	大 厩 美 秋 君	3番	中 山 眞 君
4番	横 澤 は ま 君	5番	矢 口 稔 君
6番	矢 口 新 平 君	7番	大 出 美 晴 君
8番	和 澤 忠 志 君	9番	薄 井 孝 彦 君
10番	服 部 久 子 君	11番	那 須 博 天 君
12番	倉 科 栄 司 君		

欠席議員（1名）

1番 松 野 亮 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君
企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 光 一 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

甕町長並びに小田切副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
最初に、甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

過日、一般質問の中で、その質問の内容に疑義がありましたので、その真偽をたずために休憩動議を行いました。行政側から動議を行うということができないということが分かりましたので、勉強不足を反省するとともに謹んでおわびを申し上げます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 続いて、小田切副町長。

〔副町長 小田切 隆君 登壇〕

副町長（小田切 隆君） おはようございます。

一般質問2日目の薄井議員のところでもございましたけれども、職員増につきまして、私としましては補足説明をしたということでありましたけれども、これが空回りをし、結果、薄井議員の貴重な一般質問の時間を削りましたことを、反省いたしまして、おわび申し上げます。

日程の変更について

議長（倉科栄司君） お諮りします。

日程の順序を変更し、議案の訂正についてを先に議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とするため、日程1を日程2とし、順次繰り下げることに決定いたしました。

議案の訂正について

議長（倉科栄司君） 日程1、議案の訂正についてを議題といたします。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、町長に訂正の理由説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、令和2年度3月補正予算の訂正の理由を申し上げます。

3月4日に提出いたしました議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）の訂正の請求につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

訂正理由は、予算再精査によるもので、訂正後の予算は歳入歳出それぞれ7,415万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ65億4,727万1,000円とするものでございます。

具体的な訂正内容ですが、歳出、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の花とハーブの里づくり事業のうち、重機等借り上げ料及び工事請負費計206万4,000円を全額削除いたします。

また、この歳出の削減に伴い、歳入、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金の減額等行っております。

以上、議案第13号の訂正請求に伴う提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議案第13号について、訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）の訂正を認める

ことに決定いたしました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
議長（倉科栄司君） 日程2、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、那須博天予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 那須博天君 登壇〕

予算決算特別委員長（那須博天君） おはようございます。

予算決算特別委員会の総合審査の報告をいたします。

令和3年池田町議会3月予算特別委員会は、総合審査は令和3年3月11日木曜日、午前9時30分より午前11時30分までと、令和3年3月15日、午後4時より4時30分までの2日間、協議会室で議員11名出席の下、開催をいたしました。

なお、1番議員、松野議員は、病気療養のため、欠席となっております。

本委員会に付託されました案件は、補正予算3件、令和3年予算案件7件の計10件であります。

初めに、議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）についてですが、これは3月10日の振興文教委員会の審査のところで、町長より一部訂正をお願いしたいという申出がありました。そのため、後日もう一度この案件については審議することといたしました。

内容は、先ほども町長から説明がありましたとおりの議案第13号の変更であります。この変更に基づきまして、3月15日、再び予算決算特別委員会の総合審査を開催いたしました。

訂正内容は先ほどと同じですが、金額だけ申し上げておきます。歳入は、款18繰入金の中へ260万円を減額訂正し、歳入歳出予算の総額を260万円減額訂正するものであります。

また、このときに出されました意見として、予算提出に当たっては、内容を議会へ十分に説明してほしいという意見が出されました。

その後、まず修正案に対して賛否を取りまして、全員の賛成でこの修正案は可決といたしました。その後、残りの部分、第10号の修正予算について再度賛否を取りまして、これも全

員の賛成で可決となりました。

以上が議案第13号の動きでございます。

あと、議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、これといった意見等ございませんで、そのまま全員の賛成で可決いたしました。

次に、議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これもこれといった意見はございませんで、全員の賛成で可決と決定をいたしました。

次に、議案第16号でございます。

3月11日、議員有志より委員長の私宛てに修正動議が提出されまして、委員会として審議しました。修正動議の内容は、歳出で款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費、花とハーブの里づくり事業に関わる13020、重機借り上げ48万8,000円及び14010、工事請負費211万6,000円についての関わる予算、260万4,000円を減額訂正するものでございます。

なお、款2総務費……

〔「違うね」と呼ぶ者あり〕

予算決算特別委員長（那須博天君） ごめん、すみません。これは第13号だ。第16号につきまして、ごめんなさい。ちょっと1行間違えました。

修正概要として、池田町財政基金に対応するには、令和3年度予算から思い切った経費の削減が求められる、この方策として、款2総務費、項1総務管理費、第6企画費移住定住補助金の補助金基準を予算案の5分の1とし、216万円を削減する。2として……

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

予算決算特別委員長（那須博天君） 2,160万円を削減する。

款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費、花とハーブの里づくり事業のハーブガーデン等管理委託料、まきボイラー、足湯は費用対効果が少ないことから、削除する。削除額は153万円。また、同事業のハーブガーデンの整備に関わる原材料費は、ハーブガーデン、ガラス温室などの一帯についての明確な将来ビジョンに基づき実施すべきであることから、削除する。削除額は300万円。

上記1、2の削減総額2,613万円を予備費に上乗せする。

以上から、修正動議に対して意見等を集約した結果、移住定住補助金の減額について、修正動議が可決されれば4月から移住定住補助金の減額となる。周知期間がないのでトラブルの原因にならないか。ある程度の周知期間を置き、補助単価を下げていくべきである。今回の財政危機に伴う制度改変の全てに周知期間はない。周知は行政の仕事では。移住定住補助

金の予算総額を減らすことが財政再建策として重要である。補助単価は削減額の積算として上げられたものであり、件数を減らせば補助単価を大幅減にしないことも可能である。そのことは行政で考えてほしい。財政危機を解決していくのにどこかで痛みが出てくる。移住定住補助金がなくても移住する人はいる。移住者に多額な予算を使うことが問題である。今は財政危機を解決する時期である。そのためには、令和3年度予算からの予算規模の減額が必要である。大きく削れるところは移住定住補助金の部分しかない。今回、財政危機対応としてやすらぎの入浴料値上げなどに見られるように、町民に負担をしいている。そんな中で特定な人への多額な補助金は不公平である。また、家を新築した町民でも補助金の恩恵を受けた人、受けない人があり、不公平感が町民の中にある。その是正は財産危機解決の今しかない。議会としても補助金の減額について町民への説明が必要である。

ハーブガーデン等の委託料については、特にこれといった意見はございませんでした。

この結果、まず、池田町一般会計補正予算の修正動議について、議員の皆さんの賛否を取りました結果、先ほどの意見等を踏まえた中で、全員の賛成でこの修正動議は可決となりました。

この後、第16号の残りの一般会計予算の部分の質疑を行いまして、その結果、賛成多数で可決となりました。この第16号の一般会計のその他の部分での意見としては、池田町でてる坊主のふるさと応援基金について、令和3年度池田町一般会計予算で応援基金から4,000万円を様々な事業に繰り入れている。寄附金額が見通せない。応援寄附金の基金を恒常的な財源構成として頼る財政運営は基本的に誤りである。応援寄附金は毎年金額を応援基金に積み立て、一定額を積み立てた場合に形として残るもの、例えば町営住宅の建設などを計画的に運用すべきである。ハーブセンター等の使用料の用途については具体的に説明してほしい。

以上のような残りの議案第16号 令和3年度の一般会計についての意見が出されました。その結果、先ほども申しあげました全員の賛成で可決となったものです。

あと、議案第17号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計予算につきましては、これといった意見もございませんで、全員の賛成で可決となっております。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算、これもこれといった意見がなく、全員の賛成で可決となっております。

議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算、これもこれといった意見がなく、全員の賛成で可決となっております。

議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算、これもこれといった意見がな

く、全員の賛成で可決となっております。

議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算、これもこれといった意見がなく、全員の賛成で可決となっております。

令和3年度池田町下水道事業会計予算、これもこれといった意見がなく、全員の賛成で可決となっております。

以上、議会運営委員会の予算決算特別委員会の総合審査の結果を報告いたしました。

何か皆様のほうから補足がありましたら、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

矢口稔委員。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） それでは、予算決算特別委員会の総務福祉関係についての審査の概要を申し上げます。

3月9日に審議した事件は、議案5件であります。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課分。質疑のみを行いました。

議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑のみ行いました。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について、企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課分について、質疑のみ行っております。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について、質疑のみ行っております。

議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑のみ行っております。

開催日時は令和3年3月9日火曜日、午前9時30分から午後2時35分まで、場所は池田町役場3階協議会室であります。

出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局長、行政側、町長、副町長並びに企

画政策課、総務課、住民課、会計課、健康福祉課の各課長、課長補佐及び係長であります。

欠席者は、松野亮子議員、病気療養のためでございます。

以下、説明を省略し、各課ごと質疑について御報告申し上げます。

(1)総務課税務係関係について、議案第16号、質疑はありませんでした。

(2)議会事務局関係について、議案第13号、一般会計補正予算の第10号についてであります。質疑はありませんでした。

(3)議案第16号、令和3年度池田町一般会計予算について。

問、町村議会共済会の負担金は、今の議員に直接関係するものではないということでしょうか。また、議会事務局関係で、人件費を除き、去年の当初予算からおよそどのくらい下がったのか。

答、負担金は今の議員に直接関係はない。昨年比137万8,000円下がっている。

(3)会計課関係について。

議案第16号、令和3年度一般会計について、質疑はありませんでした。

(4)総務課関係について。

議案第13号 令和2年度一般会計補正予算（第10号）について。

要望、以前コロナの影響で事業縮小や取りやめでどのくらいお金が浮くのか一覧表をお願いしたが、トータルな予算の中で3年度の予算が組めたのではないかという気がする。各課の取りやめた事業の集計を出してほしい。

問、新型コロナウイルス対策でパーティションとかエアベッド等、どの程度整備されたことになるのか。

答、70基そろえただけで、有事の際に町だけではどうしようもなく、避難所の関係や福祉避難所の施設にお願いしなければならないケースが出てくる場合がある。70基をやすらぎの郷、ライフ、高瀬荘など、分散配置のお願いを考えているが、場所の確保などの絡みもあり、相対的に対策を進めていく中で全体計画を見ていきたい。

問、アルコール消毒器は、役場の入り口にあるような同じものが配布されるのか。

答、役場2階の申告会場にもあり、各施設で16台計上させてある。

問、庁舎管理経費で367万円のマイナス補正額とは何なのか。

答、入札等により大きな差額が出たものである。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、一般管理経費の中で弁護士にお願いするケースが増えているが、町が依頼する弁護士

は公表されているのかお聞きする。

答、各課によって1人を決めているわけではなく、問題の案件について得意な弁護士さんをお願いするような経過もある。総務課や企画政策課関係は松本市の弁護士をお願いしている。教育委員会は安曇野市の顧問弁護士の方をお願いしている。

問、電算委託料を圧縮するように議会から要望が出されているが、昨年に比べどのように圧縮されたのか。

答、今までも値下げの交渉を毎年してきているが、厳しい状況である。中には交渉により16万2,000円ほど減額させた経過がある。また、競争したらどうかという話があるが、北アルプス広域全体で大町市にある情報センターを中心に各市町村で連携して行っている事業もあるので、今後も金額的に精査をしていくが、バランスも考慮しながら考えていきたい。

要望、町長の行動力ということで、引き続き交渉をお願いしたい。

問、庁舎の駐車場借り上げ料の計上について、財政難の折、見直しができないかという声を聞く。どのように見直しをされ、このような結果になったのかお聞きする。

答、八幡神社の場合、今の金額になるには、当初は100万円台ではなく、70万円、80万円から経済的に値上げさせていただいた経過がある。北側駐車場については地主の方と幾度か交渉をしている。病院との関係もあり、確定申告時など満車になることもある。返すとなれば遠くから来庁いただくことになる。すぐには返せる状況ではないことを理解願いたい。

要望、首長の判断だと思う。財政改革には思い切った決断が必要ではないか。町長に決断をお願いしたい。

問、災害の対策経費150万円計上について、非常食と残ったものの対応はどのように考えているか。

答、ソフトパン、5年間の味つき御飯、アルファ化米、10年間保存の利く飲料水など、計画的に賞味期限を見ながら、町民の3分の1が3日間過ごせるだけのものを計画的に備蓄を進めている。学校、保育園にもビスケットを配布させていただいた。自主防災会の会議、講演会、イベントのときにも配布している。管理については台帳でしっかり管理している。また、社協の方にもフードバンクといった働きかけで提供させていただいている。

(5)企画政策課関係について。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第10号)について、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、てるてる坊主のふるさと応援基金で、予定どおりふるさと納税が入ってこなかった場合、数年後にはこのような財源に手を打っていたのでは、結局財源が財政調整基金の代わりにふるさと基金と既に替わっただけの話で、その中で行き詰まってしまうのではないかと危惧する。どのように考えているか。

答、基本的に既存の事業に充てているという形になるが、希望されている方の意向が含まれている。基金がなくなった場合、基本は一般財源でやっていくのかと思っている。寄附があるからそれを充当しているという部分もあるかと思う。

問、考え方として、現実に入っていない場合、数年後にあり得るかもしれない。そういった場合、財政が回っていかなくなる可能性がある。町としてどのように思うか。

答、一旦積立てということで行うが、なくなればというより、あるからこういうところに使っていきますということである。そのように解釈してもらえば、決してこれを充て込んでいって、一応今までの流れからいくと、急激にゼロになるというのは考えにくい。来年度についても今までの実績を見て、このぐらいは見込めるということをもとにして予算計上した。ゼロになったらそのときはいろいろ財政上のやりくりが出てくると思うので、そのときはそれに対応していきたいと考えている。

問、繰入金額に関しては適正な額であるかどうか、議員としてもしっかり検討していかなければいけない。てるてる坊主のふるさと応援基金の繰入れに当たっては、事業内容をもう一度精査してほしいが。

答、ハープの町、景観のすばらしい町とのアンケートの結果をいただいている。その中で、適宜適切な事業に充当していると考えている。今後減ってきたらどうするかとのことであるが、新しい返礼品の開発、ポータルサイトの活用などの努力も現在行っている。

問、てるてる坊主のふるさと応援基金が一部の町民の利益にしか見えない。町民みんなが恩恵を受けるような寄附金になるよう考えたほうがいいと思うが、町長はどのように考えるか。

答、町のためにということで寄附を頂いており、町のための必要事業に当てはめるという考えで、管理費に応援基金を充てること自体は不自然ではないと思っている。

要望、管理経費に充てるということはふるさと納税にそぐわないと思うが、精査をお願いしたい。

問、新型コロナで家計悪化により、県内ひとり親世帯の半数が月収10万円未満で生活の苦境が浮き彫りとの記事が新聞に載っていた。この状況下にまず支援、ケアが必要であり、弱

者に目を向けるべきで、移住定住の補助は10万円に戻すという考えに、町長はいかがか。

答、心配しているのは、少子化で出生数が減少していることだ。若者の歯止めということから、最後の決め手は補助金が大きき要素になるだろうと考えている。不動産業者の方の意見を踏まえ、ぎりぎりのところで50万円で、また、年齢制限をつけて補助金を決めた。

問、町民説明会でも、このまま数年後に財政が成り立つのか、実質公債費比率が18%を超えるのではないかと心配する声がある。補助金等の見直しをせざるを得ないのではないか。来年度の予算から対策を取っていかねばと思ひ、減額すべきと考えるが。

答、試算では18%を超えることはないという試算ができています。少子化が進めば、池田町の未来は非常に希望の薄いものになるということを考える。

意見、令和7年度以降は、実質公債費比率が18%を超えるのではないかと危惧する。今後、旧穂高クリーンセンターの解体費用、その他いろいろな事業により、借金が増えていくのではないかと、断言できないと思う。町長の認識としてはおかしいのではないかと。18%を超えない試算の資料を要求する。

問、人口が1人増えることにより、国から1人15万円の交付税が入ることから、住宅を少しずつ積み重ねて増やしていくことも考えられる。経常経費の人件費や電気料に使わず、ふるさと応援基金を町が造る住宅建設に充てることこそ、人口減少がなくなると思う。それこそが本当に町のためになると思うが。

答、いずれにしても、財政全体、行政全体の問題であるので、その中でどういう施策を取っていくかということは大いに議論しながら、方向性を定めていきたいと考えている。意見として伺っておく。

(6)住民課関係について。

議案第13号、池田町一般会計補正予算（第10号）並びに議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、出産祝金経費で何人の出産を想定されているのか。

答、本年2月末で出産祝金をお渡ししたのは27名、弔慰金1名、返還が1名、令和3年度は30名を見込んでいるが、分かっているのが8月までの予定で、現在5名である。

問、気候非常事態宣言をしている町として、地球温暖化対策事業の見直しが必要ではないか。

答、検討したが、単価等を見直し、しばらくは継続していきたい。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

問、国保支払準備基金はどのくらいの見込みか。

答、1億4,481万円になる予定である。

問、将来的に高齢者がどんどん増えていく。来年度の場合は保険料据置きだが、数年後の見通しはどのようなか。

答、随分先になるが、長野県で国保税を一本化すると見込んでいる。令和9年度に北アルプス広域の段階で統一できたらという考えがある。少しずつ県が示す税率に近づけていくことは考えている

議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑はありませんでした。

(7)健康福祉課関係について。

議案第13号は、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、未就学児対象の眼科屈折検査事業は行うことでよろしいか。

答、継続事業で、来年度も実施予定である。

問、高齢者在宅支援事業の中で、在宅医療の情報カプセルなど新しい事業が出てきているが、どのように周知し、利用の促進を図っていくのか。

答、周知、広報については、緊急システムの利用者負担が来年度値上がりになるため、自宅に伺い、制度について説明をしている段階である。在宅医療の情報カプセルについては、医療情報等の入ったカプセルを自宅の冷蔵庫に入れておき、いざというとき活用するものである。4月の広報やケアマネジャーさんや訪問介護の方を通し、随時宣伝、周知をしていけるような仕組みを考えている。

問、生活支援体制整備で、買物支援事業の利用料は1回500円で、往復1,000円ということか。

答、利用料の500円は往復ではなく、1回の利用とか買物袋1つに対し500円である。買物に自力で行っていただく方が対象で、荷物を運搬する利用料である。広域連合の5市町村統一の事業とのことで、翌日に配達し、1回500円ということである。

問、加盟店は何軒か。

答、現在は、池田町はビッグ、てる坊市場、松川村は西友、コメリの4店舗である。

問、子育て会議で、新型コロナの関係から未就学児を遊ばせる場所が非常に少なくなって

しまったとの話から、やすらぎの郷でもっと利用回数を増やすことに対応いただけないか。

答、つどいの場所や月曜日に来ていただき、開放している。数を増やす必要もあると思うが、コロナの関係で検討しながら対応させていただく。

問、平日夜間救急医療センター事業は廃止の方向ということであるが、町は代替案があるのか。

答、代替案は今のところないが、あづみ病院が平日夜間や土曜日に対応していただきありがたい。現在、北アルプス広域連合で1年間かけて協議し、大町総合病院で平日夜間の救急医療対応を実施していくことということで動いている。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

問、健康長寿という観点から、はつらつスタンプ事業をもっと強化していく必要があるのではないか。

答、一般会計に残したいところだったが、財政難のため、国民健康保険のほうの医療費を少しでも下げていきたいというところから、国保のほうに今回組み替えさせていただいた。

要望、全町で進めることなので、いろいろな仕組みをつくり、健康維持をするためには一般会計に戻してほしい。

以上であります。

他の委員に補足の説明がございましたらお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

矢口委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大出美晴委員。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

これより、予算決算特別委員会における振興文教委員会に付託された内容について報告いたします。

まず、項目です。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第10号)についての審議。

議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての審議。

議案第16号 令和3年度一般会計予算についての審議。

議案第17号 令和3年度池田町工業誘致特別会計予算についての審議。

議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算についての審議。

議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算についての審議。

議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算についての審議であります。

それでは、報告をいたします。

日時は、令和3年3月10日水曜日、9時30分から16時15分、場所は協議会室、出席者、予算決算特別委員11名、欠席者、松野亮子委員、行政側、町長、副町長、教育長、ほか振興文教に関係する課長及び補佐、係長、議会事務局長。

説明を省略し、主立った質疑について報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため、文章上変えてある場合もありますので御了承ください。

1、農業委員会、産業振興課関係について。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第10号)について。

問、農業振興事業の中で、中核農家育成経営規模拡大事業補助金806万8,000円について、平成30年から令和2年にわたり対象となる方々に補助金が支払われなかったが、詳細を聞く。また、これは重大であり、当時の担当職員の怠慢である。対象者へ謝罪の文書を出すこと、けじめとしての対応を聞く。

答、人数、金額については、平成30年度600万8,000円で69名、令和元年度203万6,500円で43名、令和2年度2万3,000円で2名である。支払いについては申請をいただいてからとなり、3月中に取りまとめ、出納閉鎖の範囲で行っていく。対象となる方々には真摯におわびを申し上げたいと考えている。また、陳謝の文書も用意したいと考える。

問、今回のことについて、各課において起こり得る問題でもある。再発防止に向けての考えと職員について処分の考えを聞く。

答、再発防止は非常に大切なことと考える。事例を挙げながら職員と共有することを行っているが、しっかりした形とするように検討を深めたい。処分については懲罰委員会を通して考える。

意見、この件について、検討策の内容と職員の処分については、説明なり資料の提供を要望する。

問、花とハーブの里づくり事業については、もっと事前に議会に対して内容説明をするべきではないか。

答、今回の補正予算について直近の全協で説明すべきところ、追加の項目等があり、間に合わず、申し訳ない。

問、ハーブ農園の試験区域の範囲と内容は。

答、ガラス温室の東にあるビニールハウス北側の空きスペースと、圃場1枚を試験区域とする。内容としては、現在は化学肥料を抜く作業をしている。抜けた段階で様々な野菜等を栽培し研究を行う。

問、ハーブセンター東の圃場で桑の植栽をし、桑茶の原材料を確保するわけだが、栽培に当たり、桑の根は広範囲に広がるため、うまくいかなかった場合の抜根は簡単にいかないの
で注意が必要。桑ひろつが栽培するが、苦勞すると思われる。町のサポートはどうなっているのか。

答、町としては、花とハーブ推進係で元気づくり支援金の申請を行い、事務局を担っていき、委託業者と桑ひろつの3者協働で活用していく。

問、長年活動してきたハーブ生産組合が町側の都合で解体をしたようであるが、携わってきた人から憤りを感じていると聞いた。経緯をお聞きする。

答、ハーブ生産組合の方と話の中で誤解があったことは事実である。1月に役員の方と協議させていただき、改めてハーブの生産を要望した。受けていただければ町が事務局を担う話もした。協議をして返事をしていただく方向である。

意見、花とハーブの里づくり事業の334万2,000円について、この時期に補正としての計上は理解できない。本予算で計上される問題であると考え。よって、補正については反対をする。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、多目的研修センターの施設使用料について、シルバー人材センターの家賃は含まれているのか。

答、財政係の関係で財産収入に計上されているため、含まれていない。

問、ハーブガーデン管理委託料の中で、オーガニック圃場管理があるが、計画がはっきりしない。町長の考えを聞く。

答、現在一部の方で取り組んでおり、様々な研究をしていかなければならない現状である。ハーブガーデン東の圃場の一部で自然栽培、有機栽培、オーガニック栽培等の試験を行うことは再三表明している。現在、土壌の化学肥料を除却している段階であり、今後関係者の方に意欲を出していただけるよう取り組む。

問、オーガニック推進に向けて担当部署を明確にしたほうがよいのではないか。

答、担当となるところは必要と考える。係として指定を考える。

問、営農支援センターに関係するところで、給食センターで使われる米は100%松川産である。年間290俵使われるが、50%を目標に池田産の米を使えないか。営農支援センターと認定農業者で連携し、推進できないか。

答、池田町は現状松川村より経営形態の規模が小さく、コシヒカリのほとんどは農協を通しての乾燥となり、池田町の米という明確な区別ができない。池田町には乾燥調製施設がないと認識する。その部分をクリアできれば可能と考える。引き続き営農支援センターと協力しながら推進していきたい。

問、ハーブガーデン管理委託料で足湯設備維持管理費について、コロナ禍により利用者が大幅に減っている。利用が増えるまで存続は見送るべきである。町の考えは。

答、コロナ禍により利用者が少なかったことは事実である。しかし、足湯を楽しみに来られる方もいるので、継続の方向である。

問、費用対効果と財政難を考えれば中止すべきではないか。

答、統計を取りながら結論づけていきたい。入場者数等を把握する中で考える。

問、ものづくり人材育成地域連携推進事業の関係で、今年は池工が創立100周年を迎える。記念として、かえで広場等に池工生によるあずまやの建設を提案する。活躍の場を池田町で生かしていただきたいが。

答、池工の状況もあるので、相談しながら検討したい。

問、池田町観光協会補助金の関係で、いけ弁事業も含まれていると思うが、高い評価の中、現在に至ることにまず感謝する。そこで、今後の事業展開についての方向は。

答、4月以降、飲食店がコロナ禍の影響を感じなくなるまで継続したい。配達等の飲食店の負担を考えると、運営の主体は観光協会としたい。また、配達については社協と人材等の連携をしながら運営する。

問、花の里づくり推進補助金で、自治会等で花畑を設置しているが、形態の説明等の詳細は。

答、令和3年度については、実際に取り組んだ自治会に対して補助を行っていく。新年度に入ったら自治会役員の方に説明を行う。

問、補助金が支払われる対象は何か。人件費は含まれるのか。

答、原材料のみの補助となっている。

問、商工振興事業で、町営駐車場緑地帯管理謝礼は二丁目、三丁目を対象と思われるが、花畑だけに対しての管理謝礼であれば、原材料のみ補助の花の里づくり推進事業と公平性に欠けるのではないか。

答、駐車場の管理までではない。研究させていただきたい。

問、ハーブガーデン管理委託に関連して、委託業者実績として300万円の売上げがあるが、町への収入はどのくらいあるのか。

答、令和3年度については、60万円弱を借料として予定する。

問、令和2年度について聞く。

答、店舗等の施設は営利目的という形で利用している。賃借料という形で令和2年度は40万6,000円の町収入である。

問、委託業者について、収益面に関するものは委託料から出すのはよくない。その辺の線引きはどうか。

答、算出根拠資料において、営利に関わる経費については一切入れずに自営努力している。委託料については、施設の維持管理に係る費用のみ計上している。

問、昨年まで運営してきたことが費用対効果でつながり、これからの施策に結びつき、そこに予算が使われるのであればよいが、そうは見えない。町の考えは。

答、ハーブガーデンの1年の実績は評価している。現在は5団体が関わりを持ち、ボランティアも含め、多くの町民も関わり出している。植栽は1年ではまだ結果が出ない。残りの部分を来年度予算に計上している。拠点としての整備が1年かけて進んでいる。

問、5年くらい前に3,000万円ほどかけて整備を行ったわけだが、今回はそこを壊してやり直すという解釈でよいのか。

答、壊すということではない。当時の土は草が生えにくく、管理しやすいものを使った。しかし、ハーブの栽培には適さないことが分かり、今回土の入替えをするものである。

問、まきボイラー、足湯設備維持管理については、令和3年度はやめたらどうか。

答、行政はやめる方向で考えていたが、様子見で1年運営した。やめるということであればやめてもよい。

問、農場管理について、ボランティアの person 費はどうなっているのか。

答、ガーデン管理費に計上している。273万7,800円がボランティアの person 費となっている。

問、今後は、売上げが伸びて自主財源が増えてくれば、必然的に下がっていく費用もあり、「にぎわい」の指定管理も同様に、自社努力により売上げが伸びていけば指定管理料も下げているはず。お互いに共通認識として話し合い等はできているのか。

答、話は常にしている。町からの管理費を抑えていきたい話も伝えている。委託業者の体力が上がっていけば、賃借料を半額から全額頂くようにしたい。

問、財源のうち1,200万円のふるさと納税を活用するが、それが経常経費にならない工夫が必要と思う。また、ふるさと納税が活用されていることが看板等で目に見える方法を考えていただけるか。

答、複数の意見をいただいている。検討する。

意見、ハーブガーデン管理委託については、総合審議で詰めるとする。

問、まちなかのにぎわい拠点施設運営事業については、指定管理として4年目に入るが、減額を考えてもよいのでは。町の考えは。

答、まちなかの賑わい拠点施設運営事業の指定管理料は建物の管理で、まちなかイベント創出事業委託料は町なかのにぎわいをつくる事業であり、一部商工会に振り当てるものがあるが、予算の削減をしている。シェアベースにぎわいで晴れるや市、ランチ食堂、チャレンジショップ等起業を目指す人たちの集まり、にぎわいの在り方に合致していると思う。関係者の努力もありようやく方向性が見えてきた。今回の予算はやむを得ないと考える。

問、ハーブガーデンを指定管理にすると、管理者が一生懸命に考えて利益を上げるようになると言った。にぎわいの指定管理はおんぶにだっこではないか。矛盾を感じるが。

答、利益を上げる事業として取り組んできたことは事実である。何回も説明してきたが、見込める利益を上げられなかったことは実態である。世の中厳しい状況であるが、取組に希望を持ちたい。現在、酒類の販売許可を取り、販売し始めている。また、減塩食品の販売も準備段階だ。日々考え、努力している。ぎりぎりの線での話し合いをしてきたが、ここで管理料を削減となると立ち行かなくなる。同時に、今の指定管理者は受けられない状況になると思う。

問、ワインイベントに35万円計上しているが、費用対効果の検証をしているのか。

答、ワインの楽しみ方をアピールしてもらい、にぎわいを創出するための費用であり、収益を出すものではない。35万円が妥当かは考える必要がある。

問、今年度のワインイベントでは、広告宣伝費に13万円もかけて25名の参加である。昨年度はコロナ禍で中止となったが、広告宣伝費は4万6,000円であった。池田町としてワイン祭りを行っていることもあるので、にぎわいとしてのイベントは来年度以降必要ないのでは。

答、経費については御指摘のとおりである。しっかりチェックし、削減した上でイベントを実施していく。今回については、酒類の販売を始めることとワイナリーがオープンしたこともあり、興味を持っていただくために、コロナ禍ではあったが感染拡大防止処置をしっかり行い、25名の参加で実施した。

問、にぎわい創出事業で、まちなか情報発信料55万円の内容は。

答、町の事業者たちの新商品のPRやサービス等をサポート、新規の起業者の応援、文化教室の紹介等をしていく取組の内容である。

問、あとは我々で判断したいが、最後に100万円くらいの削減はできないかお聞きする。

答、お互いで精査したが、100万円の削減をすると運営が立ち行かない。今回は予算どおりでいきたい。

問、6次産業的な取組でおやきの製造、販売を行っており、好調であると思われるが、施設として今後の開発も課題の一つと思うが、その点について予算も含めどのようにやっていく予定か聞く。

答、裏の施設は、野菜の集荷施設として「金の鈴」が利用している。開発については正確な把握はできていない。

意見、把握をしていただきたい。シェアベースではこんな施設があり、こんな利用方法があるといった情報発信も必要と思われる。

問、商工振興事業で、財政難の中、住宅リフォーム促進事業補助金500万円が計上されているが、必要性と、またニーズが多いと補正を組むのかも聞く。

答、過去にこの補助金を行ったときも、最初は利用度がよかった。年を重ねるごとに落ち着き、一旦打ち切った経緯もあり、新年度は落ち着くと予想する。補正はしない考えである。

意見、予算内で不公平が生じないように考慮されたい。

議案第17号 池田町工場誘致等特別会計予算について。

問、見直しについては。

答、まだ表面化しないが、幾つかの話はある。具体化したら議会に示す。

2、建設水道課関係について。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について。

問、除雪委託について、このままでいけばどのくらいになるか。

答、広津から請求書が来ていないが、現在820万円である。

問、急傾斜地崩壊対策事業について、特定財源はまだないが、今後どのように事業が進むか聞く。

答、今回の補正で用地測量に入る。来年度は用地買収を行い、令和4、5年度で工事实施予定である。

問、今後のことであるが、工事費と町の負担はどの程度か、見通しを聞く。

答、事業費1億2,000万円の予定で、町の負担は10分の1で1,200万円の予定である。

議案第15号 池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑なし。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、現年発生公共土木施設災害復旧事業で、町道300号線は工事着工しているが、竣工後に利用価値を感じられる活用方法等の見通しが分かれば聞く。

答、地元の袖山林業から、山の整備に当たり強い要望が出ている。また、前回5,000万円近くかけて復旧した箇所が1か月で崩れた。被災に遭った箇所は災害復旧事業で対応しなさいという指示があり、対応しないと前回かけた事業費が無駄になってしまうため、復旧していく。

議案第20号 池田町簡易水道事業特別会計予算について。

問、委託先は。

答、基本的には設計とコンサルタントの委託会社になると思うが、実際発注してみないと分からない。

議案第21号 池田町水道事業会計予算について。

問、昨今キャッシュレス化が進んでいるが、水道料金支払いをキャッシュレス決済できないか聞く。

答、具体的な研究は進んでいないが、町全体の税務関係でも徴収の関連があるので、会計課、総務課と研究していきたい。

問、水道に係る視察をしたいが。

答、いつでも対応できるようにする。

議案第22号 池田町下水道事業会計予算について、質疑なし。

3、学校保育課関係について。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第10号)について。

問、企画政策課から出たコロナウイルス対策事業費一覧に含まれていないコロナ対策事業があるのは、どういうことか。

答、総務省からの交付金は、配付している資料のものである。そのほかに厚労省からの交付金があり、そこに該当する。教育委員会でまとめて、最終的に町全体で幾らなのか分かるようにする。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、教育委員会事務局一般経費で、講師謝礼について、風越学園視察研修に22万円計上されているが、高額とを感じるが内容は。

答、風越学園で22万円計上しているが、内容は、保小中15年プランの基本的な研修をしっかりしていただくため。場所については風越学園だけとは考えておらず、他にも先進的な学校を考えている。

意見、視察や研修等が保小中15年プランに生かされることを、町民にも知らせていただきたい。

問、池田町は、浅原六郎の生誕やてるてる坊主の里ということもあり、童謡とは深い縁にある町である。童謡祭りの継続と名称を残してほしいが。

答、令和3年度は交流センターで行われる芸能祭と併せて予定している。名称は検討する。

問、実施の主体は学校保育課と生涯学習課のどちらになるのか。

答、学校保育課が担当する。

4、生涯学習課関係について。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について。

問、総合体育館南側の工事進捗状況は。

答、3月いっぱいの工期であり、地盤等は8割ほどできている。車庫の建設が残っており、時間がかかりそうである。年度末に完成するよう動いている。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

問、交流センター管理経費の電気料は450万円で、大分削減された予算計上だが、コロナの影響を考慮してのことか。

答、450万円は、令和2年度の実績を基に、新しく契約する新電力の単価で試算している。今年度、コロナの影響での休館は52日であった。令和3年度については、コロナによる休館なしの見込みで予算計上している。

以上で、予算決算特別委員会における振興文教関係の質疑の報告を終わります。他の委員

に補足があればお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） 総務福祉委員会に付託された議案について、審査の結果を報告いたします。

今定例会で本委員会に付託された事件は、議案6件、陳情1件であります。

それでは、開催日時について御説明申し上げます。

令和3年3月9日火曜日、予算決算特別委員会終了後、場所は、池田町役場3階協議会室にて行いました。出席者は、議会側、総務福祉委員6名及び議会事務局長、行政側、町長、副町長、総務福祉委員会に關係する各課長、課長補佐及び係長であります。

以下、説明を省略して、質疑について御報告申し上げます。

1番、議案第4号 池田町てるてる広場設置条例の制定について。

問、公民館跡地に整備する公園の竣工はいつになるか。

答、3月までに間に合うよう、現在進めている。トイレは4月1日から使用できる。芝生については養生するため、7月頃までシートなどをかけていく。

採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定いたしました。

議案第5号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、これから着任する新しい地域おこし協力隊だけに適用する条例の制定なのか、現在いる協力隊員も給与が増えるのか。

答、現在活動している協力隊員もこの条例が適用され、給与が増えることになる。

採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定しております。

(3)議案第6号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、条例第5条見出しの部分、「町民の責務」というのは強い表現のため、「町民の役割」が適当ではないか。

答、土地利用審議会でも意見のあった内容である。前段の自ら所有する土地建物の適切な管理については強い意味合いとしたいため、役割ではなく責務のままとした。後段の隣接する公有地の維持管理への積極的な協力については、当初、「協力しなければならない」と強めの表現であったが、「協力するものとする」と表現を和らげた。

問、全町清掃デーなどで、町からごみ袋の助成があれば効果的だが。

答、やみくもに配布するのは難しいが、検討してみたい。

意見、管理が行き届かない私有地を周辺住民が自発的に管理する際の地権者との橋渡しなど、うまくこの条例が運用できるように検討をお願いしたい。

当委員会としましては、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定しております。

議案第7号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について。

問、この改正で給付金の対象から外れる人は何人か。

答、10名である。

問、対象から外れる10名へは周知を行っていくのか。

答、ホームページ等で町民へ周知を行っていくが、対象者の方にも受給者証の更新、いわゆる有効期限のタイミングで各自へ周知を行っていく。

当委員会として採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定しております。

議案第8号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

質問はなく、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定しております。

議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定について。

問、細野橋、高瀬川左岸道路が整備道路の構想から削除となったが、計画されていないと国の事業実施の際に対象とならない可能性があるため、土地利用計画でなくてもよいので、何らかの計画に含めておいたほうがよいのではないか。

答、実現性が低いので、削除した。土地利用計画は5年で見直しになるので、その際に具体的になっていれば、再び計画に含める検討は可能である。

問、里山空間保全・活用地域から山麓集落地域に変更になった地域について、きっかけと

なった個別案件はいつ公表できるのか。早めに地元自治会と調整しておいたほうがよいのではないか。

答、農振除外の手の続のタイミングくらいには可能と思われるが、開発事業の中止、変更の可能性もあるため、慎重に考えたい。開発事業者と地元住民との構想段階での調整は既にできている。

問、農振除外の手の続と土地利用条例による手の続は別ということによいか。

答、別の手の続である。

当委員会として採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定しております。

陳情3号について、75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情についてであります。

主立った意見等はなく、採決の結果、全員の賛成で採択すべきと決定しております。

また、意見書案について委員会として審査した結果、全員の賛成で提出することに決定いたしました。

その他として、閉会中の継続審査について。

意見、閉会中の継続審査3点に加え、町の財政については今後重要な課題である。よって、継続調査に追加をお願いしたらどうか。

結果、町の財政について追加をし、当委員会としては、以下の4点、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、デマンド交通を含めた公共交通の在り方について、気候変動に関する調査研究、池田町の財政について、以上4点を閉会中の継続調査として決定いたしました。

以上が総務福祉委員会の報告でございます。

他の委員に補足の説明がございましたらお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 補足じゃないんですが、議案第7号なんですが、賛成多数で可決ということでありましたと思います。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口総務福祉委員長、いかがですか。

総務福祉委員長（矢口 稔君） 訂正いたします。

賛成多数により、当委員会としては可決すべきということで決定いたしました。訂正申し上げます。

議長（倉科栄司君） ほかに補足はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） それでは、令和3年3月池田町議会定例会における振興文教委員会の報告をいたします。

日時、令和3年3月10日水曜日、16時25分から17時25分、場所、協議会室、出席者、議会側、振興文教委員5名、欠席者、松野亮子委員、行政側、町長、副町長、教育長ほか振興文教に関係する課長、係長及び議会事務局長。

当委員会に付託された案件は、議案3件、陳情2件であります。

説明を省略し、主立った質疑と意見内容及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため、文章上変えてある場合もありますので御了承ください。

1、議案第9号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について。

問、申請は3月末で締切りなのか、また、今後の予定は。

答、貸付けの利用制度期間は3月31日までとなっている。現時点ではこれで終了である。

問、現時点の額と人数は。

答、現時点では27件、融資額は1億8,000万円である。最終的な数字は確定後に知らせる。委員会としての審議採決の結果、全員賛成により可決となりました。

2、議案第10号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

問、変更の理由は。

答、池田町学びの里保小中15年プランの推進に取り組んでいるが、今後全ての子供の子育てを行う部署の中心としてこの会議の事務局を担う。健康福祉課とも連携をして進めていく。

委員会として審議採決の結果、全員賛成により可決となりました。

3、議案第12号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について。

問、指定の期間が3年に決まった経緯は。

答、事業を行うに当たり、中期的な視点での事業計画は必要と考え、3年と期間を決めた。契約の締結内容に毎年見直しとする項目が含まれる。

問、町の財政を考えたとき、今のままの経営がずるずる3年続いてしまうことが心配である。1年の期間がよいのでは。

答、事業の見直しは、指定管理料を含め1年ごとに行う。中期的な事業計画を立てられず1年ということになると、事業者もやる気が半減してしまう。3年でいきたい。

意見、経済効果は人数よりも売上げである。イベント等町の予算がつくものは、売上げの一定額は町へ入ってよいと思う。しっかりチェックしてほしい。

委員会として審議採決の結果、賛成多数により可決となりました。

4、陳情1号 長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続をお願いする陳情について。

意見、厳しい状況ではあるが、池田に専門教育を学ぶ場は必要と考える。賛成意見とした。

委員会として審議採決の結果、全員賛成により採択となりました。

5、陳情2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について。

意見、長野県の時給が都市部と差があり、それを上げるという意見材料だと思うので、賛成意見とする。

委員会として審議採決の結果、賛成多数により採択となりました。

6、その他、閉会中の継続審査について。

意見、町の財政は非常に厳しい状況であり、委員会として調査が必要と考える。「町財政危機への対応について」を追加したい。

委員会として審議した結果、全員の賛同を得ました。

よって、閉会中の継続審査は次のとおりであります。

社会資本総合整備計画の進捗状況の見極めについて。

少子高齢化に対応できる移住定住空き家対策の促進について。

里山整備と松くい虫被害木の撤去について。

花とハーブのまちづくりについて。

保小中一貫教育について。

交流センターの運営方法について。

乾杯条例について。

有害鳥獣対策について。

町財政危機への対応について。

以上、9項目としました。

以上で振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

議案第4号より第6号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程3、議案第4号より第6号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 池田町てるてる広場設置条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第7号より第9号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、議案第7号より第9号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 議案第7号について反対討論いたします。

町の福祉医療給付事業は、他の市町村と比べて手厚い事業が長年実施されてきました。しかし、このたびの町の財政難の影響を受け、障害者医療費の負担が増えることは賛成できません。コロナ禍でより福祉医療を充実させなければならないときに、社会的弱者に負担を強いることとなります。町の福祉医療事業が後退することに反対いたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 池田町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第10号より第12号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程5、議案第10号より第12号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第10号 池田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 池田町土地利用調整基本計画の策定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号より第15号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程6、議案第13号より第15号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第13号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長(倉科栄司君) これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(倉科栄司君) 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号より第22号について、討論、採決

議長(倉科栄司君) 日程7、議案第16号より第22号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第16号 令和3年度池田町一般会計予算について。

この議案については、予算決算特別委員長報告では修正可決されております。

討論を行います。

まず、この修正に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 次に、この修正に対して賛成討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

5番(矢口 稔君) 議案第16号の修正案について、賛成の立場から討論をいたします。

財政問題が表面化した昨年6月以降、議会として様々な手段で行政側と議論を重ね、複数の要望書提出など意見を提出してまいりました。様々な要因が重なり、経常経費のさらなる削減が求められる中、花とハーブ事業の将来ビジョンについて明確さに欠ける点、また、移住定住事業の見直しを焦点にこの修正案では削減をされております。他の事業についても

っと削減できるのではないかと指摘した事業もありました。しかし、予算を全面的にストップすると、町民生活へ多大な影響が出てしまいます。それだけは避けなければなりません。

この修正案は議会としても最大限の譲歩であり、大きな決断でもあります。町の財政立て直し第一歩の修正案です。この予算修正案から町民のため、行政、議会が知恵を出し、汗を流しながら、新しい池田町が始まることを信じて、賛成討論といたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この修正に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この修正に対して賛成討論がありますか。

2番、大厩議員。

2番（大厩美秋君） ただいまのことに賛成の立場から討論いたします。

移住補助金について述べますが、財政が逼迫している中で、今後大きな支出となる会染西部圃場非農用地活用、会染小学校大規模改修、保育園施設設備整備、老朽化による設備修繕と、そこに災害被害が起これば今の池田町に持ちこたえる体力はないと考えます。今議会定例会において幾度かのさらなる減額の話に対し、町長の回答から、困った話は出されても、そこまで減額しても池田の財政は大丈夫だという心強い言葉が聞かされませんでした。私の中では期待していた言葉でした。

C M大賞に輝いた池田町の30秒間には、移住定住の魅力がたくさん詰まっています。土地は納得価格、そして北アルプスの眺め無料は最大の武器であるとも考えます。そこに池田町で学び、成長できてよかったと思え、老後も健康で安心・安全に暮らせる施策をプラスし、全ての町民益につながる魅力発信をすることが今は最優先課題かと考えます。議会としても提案していかなければならないとも思います。

本当に苦しい選択ではありましたが、以上、賛成討論といたします。

議長（倉科栄司君） ほかにこの修正に対して賛成討論がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 令和3年度の一般会計予算案は、議会から逼迫した財政をできるだけ早く健全財政に戻すため、移住定住推進事業、それから花とハーブの里づくり事業の予算が削られ、修正動議が出されました。福祉医療給付事業や就学援助の引下げがされましたが、できるだけ町民の暮らしに影響が出ないように配慮されました。今後、行財政改革推進委員会が設置される予定になっておりますが、町民と議会、行政が協力して質素でも暮らしやすい町になるよう、知恵と工夫を出し、前進するのみと考え、この修正する予算案に賛成いたし

ます。

議長（倉科栄司君） ほかにこの修正に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 今回、私どもとして初めてこういう形でもって修正動議というのを出したわけでございますけれども、言ってみれば、財政危機に対して令和3年度予算の中で町側としてもいろいろ努力されたということは私は認めたいとは思いますが、しかし、令和3年度が町財政危機を乗り越えていくための第一歩の予算ということでいくのであれば、やっぱり削れるところがあれば削っていくというのが私は筋だろうというふうに考えています。

そうということで、経常経費の削減ということ考えた場合、移住定住補助金については半額に減らすという案が示されたわけでございますけれども、さらにやっぱり将来的な財政危機を乗り越えていくために、5分の1程度にすれば2,160万円の減額ができるということでございます。さらに、ハーブガーデンの足湯についても費用対効果がないということで、153万円修正減額するということでございますけれども、そういった減額した予算というのは予備費のほうに上乘せをして、使わなければ翌年度の予算として使われたり、あるいは償還金のほうの財源に回すことができるということで、池田町の財政危機を解決していく第一歩に私はなるというふうに考えておりますので、修正動議に賛成いたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかにこの修正に対して賛成討論がありますか。

7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 修正案について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の修正案は、議会にとって数少ない権利の行使であります。予算全体を考えると、減額は当然であります。

よって、この修正案に賛成をいたします。

議長（倉科栄司君） ほかにこの修正に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第16号の修正を起立により採決します。

この議案を修正のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（倉科栄司君） 起立多数であります。

したがって、この議案の修正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の修正を除く原案について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 修正案に賛成してほかのものに反対するというのは、全体の中ではおかしいことかもしれませんが、議案自体がそれぞれ分かれておりますので、今回、議案第16号については反対の立場から討論させていただきます。

今回の議案について委員会では賛成をいたしました。先日の一般質問において的確な答弁が得られなかったと私は考えております。当初予算における町民益の内容を考えると、私は納得できません。正しいものが正しく報われる町政でなければならないと思います。そのために、公平公正に町民の税金が使われるべきであります。

よって、事業の内容、それに伴う予算の算出根拠がまだまだ曖昧であると思います。もっと予算の審議をする必要があると考えますので、反対をいたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 修正部分については問題があるということで修正動議を成り立てたわけですが、かといって、この議案第16号の令和3年度池田町一般会計予算について、否決されてしまうと町が動かなくなってしまうので、私は賛成したいと思います。

ただ、課題としてちょっと考えていただきたいということは、ふるさと応援基金、これは委員長報告の考え方なんですけれども、今回の予算で4,000万円が様々な事業に使われているわけです。本来ならば、やっぱりこの応援基金というのは不確定な要素がありますので、それをこういう形で使うということは基本的にはあまりよろしくない、適切でないというふうに私は考えておりますので、その辺のところは課題として今後研究をしていって、なるべく行財政改革特別委員会の中でも検討されてくるとは思いますけれども、そういったことも踏まえてやっぱり検討課題としていただきたいということを申し上げて、賛成討論といたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第16号の修正を除く原案を起立により採決します。

この議案を修正を除いて原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（倉科栄司君） 起立多数であります。

したがって、この議案は修正を除き、原案のとおり可決されました。

よって、議案第16号は全て可決されました。

議案第17号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度池田町水道事業会計予算について、討論を行います。
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和3年度池田町下水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第22号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程8、請願・陳情書等について、討論、採決を行います。

陳情1号 長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続をお願いする陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情1号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情2号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情3号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 陳情3号について賛成討論いたします。

75歳以上の医療費窓口負担を2割負担にすることに反対します。国は、2割負担を2022年10月から実施しようとしております。高齢者の所得の8割は公的年金で占められ、7割の世帯は公的年金だけで生活しておられます。その年金も2013年から減らされ続け、8年間で実質支給額は6.4%減少しました。また、後期高齢者医療費の国の負担も38年前の45%から現在31%まで減らされております。現役世代の負担軽減というなら、国庫負担を元の45%に引き上げるべきだと思います。これ以上高齢者医療負担を増やすことには反対いたします。

この陳情に賛成します。

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情3号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として議案5件、同意2件、発議5件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第23号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 追加日程1、議案第23号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第23号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財政難に関して町の責任を明確にするため、町長、副町長及び教育長の給料の減額を行うものであります。

また、行財政改革推進委員会の設置に伴い、行政改革推進委員会委員を行財政改革推進委員会委員に改正するものであります。

なお、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の変更について

議長（倉科栄司君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。日程の変更を協議願っておりますので、議会運営委員長より報告を願います。

那須議会運営委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

議会運営委員長（那須博天君） お疲れさまです。

先ほど、ちょっといろいろの議案の確認等で、議会運営委員会を開催しました。その中で、議事日程的に関連的なものもございまして、追加日程の変更を協議いたしました。その結果、追加日程1のところ議案第24号をまず入れます。次に、追加日程2として議案第25号を入れます。追加日程3として議案第23号をとという形で、お手持ちの議事日程のほうを変更いただきたいと。これは内容の関連性も含めた形の中で変更になりますので、議案とかそういう一切内容的な変更はございません。議案の順番の変更だけですので、よろしく願いいたし

ます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加日程を変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程 1 を追加日程 2 に、追加日程 2 を追加日程 3 に、追加日程 3 を追加日程 1 にそれぞれ変更することと決定いたしました。

議案第 24 号及び議案第 25 号について、上程、説明、質疑、討論、
採決

議長（倉科栄司君） 追加日程 1、議案第 24 号 池田町行政改革推進委員会設置条例の全部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第 24 号 池田町行政改革推進委員会設置条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、来年度設置する行財政改革推進委員会について必要な事項を定めるため、現在ある池田町行政改革推進委員会設置条例の全部を改正するものであります。

条例名を池田町行財政改革推進委員会設置条例に改め、主に第 2 条で委員会の任務、第 3 条で委員の人数及び構成、第 4 条で任期をそれぞれ定めるものであります。

なお、施行日は令和 3 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、議案第 25 号 池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行財政改革推進委員会の設置に伴い、行政改革推進委員会委員を行財政改革推進委員会委

員に改めるとともに、担当する事務及び任期につきましても併せて改正するものであります。

なお、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） ただいま申し上げました議案第25号の池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部改正に訂正をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

これをもって提案理由の説明を終了します。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第24号について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 議案第24号 池田町行財政改革推進委員会の設置条例について、賛成の立場から討論をいたします。

町は従前の条例の運用によって、行財政改革を推進する委員会を立ち上げる予定でありました。しかし、昭和60年の条例であまりにも内容も乏しく、社会情勢の変化もあり、今の時代の行財政改革には到底対応ができないと感じておりました。議会としても独自の条例案提出を検討する中で、町と協議を重ねてきた経過があります。この議案は町の財政改善について町長から諮問を受け、答申をするだけでなく、必要に応じて町長に意見を述べることもうたわれております。このことは単なる答申案をまとめるだけの委員会ではなく、町から独立した行財政改革全般に審議する委員会を意味しております。

行財政改革は待ったなしの状況まで来ています。この委員会が真に町の行財政問題を直視し、効率的で持続可能な町政運営につながるようお願いを込めて、私の賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第24号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第25号について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第25号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり決定されました。

議案第23号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程2、議案第23号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第23号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財政難に関して、町の責任を明確にするため、任期の期間、町長30%、副町長20%及び教育長13%の給与の減額を行うものであります。

また、行財政改革推進委員会の設置に伴い、行政改革推進委員会委員を行財政改革推進委員会委員に改正するものであります。

なお、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 議案第23号について質疑をいたします。

町長、副町長、教育長の給与が削減ということですが、基準はどのようにしてこのような削減率になったのか、お答えをいただければと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは当初、私10%、副町長7%、教育長7%ということで、これは長野県内の類似事例を参考にいたしましての提案でありましたけれども、それを町民の皆さん、説明会等を通して御意見をいただいたり要望をいただいたりする中、また、削減案についてのパブリックコメント等の中での御意見等を踏まえまして、私30%ということで御提示をさせていただきました。

副町長につきましては、議会の皆さんと協議の中で20%、教育長も同じく13%ということで決定したいきさつでございますので、よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって質疑を終了します。

議案第23号について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 議案第23号 池田町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

この議案は、町長、副町長、教育長の給与について削減するものが含まれております。削減率について、明確な基準により判断がされていないように私は考えております。さきの住民説明会の中からも、教育長の削減率13%について疑問視する発言もありました。私たち議員には町民への提案の説明責任があります。なぜその数字になったのか、私にはまだ納得ができておりません。

確かに、理事者として一律の削減率は必要だと考えております。しかし、教育長からは財政についての議会答弁はほとんどありません。教育行政は一般行政とも独立しているとも言われております。就任から約2年3か月で町の財政の責任を共に取るのは、少し重過ぎるのではないかと考えております。この議案が前例とならないように、私は削減率について明確な根拠を示して上程すべきだと思います。

以上のことから、総合的に判断して本議案に反対し、私の討論といたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） この議案に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

確かに教育長さんについてはほかの2人とは違う面は持っておりますけれども、やはり理事者3役というのは連帯責任があると私は考えておりますので、もしこれを例えば13%にしなければ、教育長が副町長より給与が多くなってしまふ、給料が多くなってしまふというような事態も考えられます。それはやっぱり理事者としての給料の整合性に私は欠くと思っておりますので、この案でいくべきだと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

7番、大出議員。

7番（大出美晴君） 報酬削減という削減のところですけども、私は責任の重さとかいうことを考えれば妥当な金額だと、パーセントだと私は思います。そういう点から、この案に対して賛成の立場であります。よろしくをお願いします。

議長（倉科栄司君） ほかにこの議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第23号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程3、発議第1号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番、矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 発議第1号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、池田町特別職の職員等の給与に関する条例、昭和34年池田町条例第17号の一部を改正する条例を、次のとおり提出する。

池田町議会議長、倉科栄司様。

令和3年3月19日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口新平、賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、同じく中山眞、同じく横澤はま、同じく矢口稔、同じく大出美晴、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦、同じく服部久子、同じく那須博天。

池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、池田町特別職の職員等

の給与に関する条例、昭和34年池田町条例第17号の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第22、令和3年4月1日から令和5年4月29日までの間に、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に対する報酬は、第3条第1項の規定に関わらず、同項の規定で定める額からその額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 今回の財政危機については、行政側の責任もあるわけですが、議会側のチェック機能が果たせなかったということも十分責任があると思います。その意味で、その責任を取って10%削減とする発議でありますので、私は賛成いたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第26号及び議案第27号について、上程、説明、質疑、討論、
採決

議長（倉科栄司君） 追加日程4、議案第26号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 豊盛地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第26号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、陸郷自治会の希望により、令和2年度長野県地域医療介護総合確保基金事業の補助金を活用して高齢者支えあい拠点施設としての整備を行い、それに伴う条例を改正するものであります。

続きまして、議案第27号 豊盛地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の第5条に基づき、令和3年度より5年間、豊盛地区拠点施設の管理運営を陸郷自治会に指定するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第26号について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第26号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第27号について、討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第27号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時31分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

同意第1号の上程、説明、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程5、同意第1号 池田町固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第1号 池田町固定資産評価審査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するものであり、地方税法第423条の第3項の規定に基づき、委員は当町の住民で納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

現在委員であります平林港氏が、自己都合により令和3年3月31日をもって辞任となりますので、新たに選任について議会の同意を求めるものであります。

今回同意をお願いする方は、池田町大字中鷓2820番地の中村一雄氏であります。

中村氏は、昭和31年11月25日生まれ、64歳であります。昭和55年3月、立命館大学を卒業され、同年4月に関東信越国税局に就職され、平成29年7月まで税務署職員を務められ、令和元年6月には税理士登録をされました。人格、識見ともに優れた人物で、固定資産評価審査委員として適任であると考えております。

なお、任期は、前任者の残任期間の令和4年3月21日までであります。

御審議の上、御同意をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第1号を挙手により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

同意第2号の上程、説明、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程6、同意第2号 池田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第2号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

同意第2号は、教育委員の任期満了に伴い、後藤博志氏を再任するものでございます。

後藤氏は、昭和43年8月3日生まれの52歳、住所は、池田町大字池田4311番地です。令和元年9月より教育委員として就任されておりました。教育行政の推進に御尽力され、他の委員からの信望も厚く、また、常念寺住職を務める傍ら保護司の任に当たっており、人格も高潔であり、教育委員として同氏が適任と考えております。今後も教育行政の一層の向上と推進が図られるものと確信しております。

なお、任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第2号を挙手により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程7、発議第2号 池田町議会行財政改革研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

9番、薄井孝彦議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） それでは、池田町議会行財政改革研究特別委員会の設置について御説明申し上げます。

池田町議会会議規則、昭和62年3月27日規則第4号第14条の規定に基づき、提案いたします。

池田町議会議長、倉科栄司様。

令和3年3月19日提出。

提出者、池田町議会議員、薄井孝彦、賛成者、池田町議会議員、矢口稔、同じく賛成者、矢口新平、同じく賛成者、池田町議会、大出美晴、同じく賛成者、池田町議会議員、和澤忠志、同じく賛成者、池田町議会、那須博天であります。

それでは、その内容について説明いたします。

池田町議会行財政改革研究特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、池田町議会行財政改革研究特別委員会を設置するものとする。

1、名称、池田町議会行財政改革特別研究委員会の設置です。

それから、設置の根拠ですけれども、地方自治法第109条及び町委員会条例第5条。

3、目的、池田町が設置する池田町行財政改革推進委員会に呼応して、簡素にして効率的な町政の実現に向け、議会として行財政改革の推進に関する事項について調査研究をすることとあります。

4番目として、委員の定数は6人とします。

5番目に、委員会の構成についてですけれども、1つ、委員長1名、副委員長1名を置く。調査研究のため、専門部会を置くことができる。2番目として、委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。3番目に、委員会は月1回以上開催する。4番目に、設置の期間ですけれども、令和3年4月1日から令和5年4月29日までとする。

その他、委員会は関係者の出席を求め、意見を聞き、資料の提出を求めることができる。以上です。

議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 賛成の立場から討論いたします。

町は池田町行財政改革推進委員会を設置しまして、行政の効率化や財政難を改善するために検討を開始します。これに呼応して、議会としても町行財政改革についての調査研究は不

可欠とします。

したがって、議会行財政改革研究特別委員会の設置は必要と考え、私は賛成いたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第2号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程8、発議第3号 長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続に関する意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第3号 長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続に関する意見書について。

長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

令和3年3月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴、賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、同じく和澤忠志、同じく矢口新平、同じく薄井孝彦。

長野県知事、阿部守一様。長野県教育委員会、教育長、原山隆一様。

長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続に関する意見書。

前文を省略し、記以下を読み上げます。

長野県池田工業高等学校の高度ものづくり専門教育の実施と池田工業高校の単独存続を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月19日。

長野県池田町議会、議長名です。

議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第3号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案とおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程9、発議第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和3年3月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴、賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦。

内閣総理大臣、菅義偉様。厚生労働大臣、田村憲久様。中央最低賃金審議会会長、藤村博之様。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

前文を省略し、記以下を読み上げます。

記。

- 1、政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改定すること。
- 2、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3、政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充し、中小企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

令和3年3月15日、長野県池田町議会、議長名です。

議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって、趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第4号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程10、発議第5号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 発議第5号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書について。

75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和3年3月19日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口稔、賛成者、池田町議会議員、横澤はま、同じく中山眞、同じく服部久子、同じく那須博天。

参議院議長、大島理森様。衆議院議長、山東昭子様。内閣総理大臣、菅義偉様。

75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書。

政府は2月5日、75歳以上の高齢者で単身者の場合、年収200万円以上、複数世帯で後期

高齢者の年収合計が320万円以上の場合、医療機関の窓口で支払う自己負担額を現行の1割から2割に引き上げることを盛り込んだ医療制度改革関連法案を閣議決定いたしました。団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度後半に導入するとしており、通常国会での成立を目指すとしています。社会保障のためと消費税を10%まで引き上げながら、新たな負担を高齢者に押しつけるものです。これでは高齢者の生活はますます苦しくなってしまいます。

高齢者の所得の8割を公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。その年金も安倍政権下で実質6.4%も減らされました。さらに、貧困化の深まりで生活保護を受給している高齢者世帯は、安倍政権下で1.2倍以上増えました。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。負担能力に応じたものへと改革していくというのなら、高額所得者からの保険料を能力に応じた負担とすべきです。また、国の社会保障財源は消費税と働き方改革ではなく、兵器爆買いなど軍事費等の無駄を省くこと、大企業や富裕層への課税強化で確保すべきです。

後期高齢者の医療費窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼします。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することにより、全世代に多大な影響を与えます。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月19日、長野県池田町議会、議長名であります。

議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第5号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程11、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（倉科栄司君） 追加日程13、議員派遣の件を議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 甕町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

4日から本日までの16日間にわたる定例議会、大変御苦労さまでした。提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の行政執行の中で生かしていくよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大も下げ止まりの状況のようではありますが、形を変えた変異ウイルスの感染拡大の兆しもあり、心配されるところであります。5月連休明けには当町でもワクチン接種が始められると思いますが、十分な体制を取ってまいる所存であります。まだまだ気の許せない状況が続くものと考えております。

いよいよ春本番であります。議員各位には健康に十分御留意され、さらなる御活躍を御祈念いたしまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

閉議の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

議長あいさつ

議長（倉科栄司君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月4日から本日まで16日間にわたり、令和3年度の町政執行に係る重要な案件について慎重かつ熱心に御審議をいただきました。池田町としても初めての修正動議も出たこの議会でもございました。令和3年度はいよいよ池田町再生の元年となることと思われまします。議会、行政、そして町民の皆さんにとって池田町が住みよい町であること、そして住み続けたい場所となるよう、それぞれのお立場に立ってますます御尽力をいただきます

よう、心からお願いを申し上げます。

ただいま町長のあいさつにありましたように、新型コロナウイルスのワクチンの接種も池田町で始まろうとしております。昨年の1月、新型コロナウイルスが世界で蔓延し、猛威を振るってから1年と2か月が過ぎようとしております。インフルエンザのようにこのコロナと共存する世界がこれからは求められていくかと思えます。日常の生活が一変させられましたこのコロナに対し、新しい知恵を出して皆さんで乗り越えていくことを心からお誓いをしたいと思います。

これからも皆様、健康に御留意をいただき、春でございます。楽しい生活が、そして皆さんの未来が開けるような町にしていくことを、一生懸命皆さんで力を合わせて頑張っていくことを心からお誓い申し上げて、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

閉会の宣告

議長（倉科栄司君） これをもって令和3年3月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午後 1時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月19日

議 長 倉 科 栄 司

署 名 議 員 中 山 眞

署 名 議 員 薄 井 孝 彦